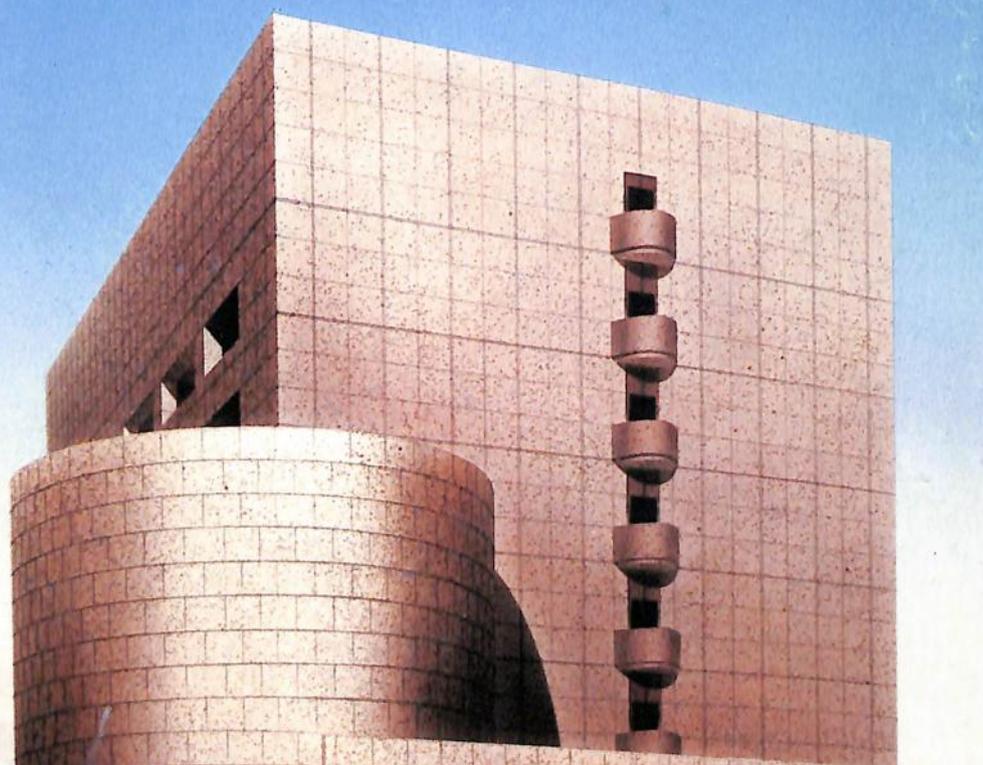


中大法曹

法学教育と司法試験改革問題



1989.5

中央大学法曹会

No 11

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺がぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉あれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさほらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央



「中大法曹」第十一号目次

表紙題字 赤坂正男
表紙写真 中央大学
駿河台記念館

巻頭言	中央大学法曹会幹事長	赤坂正男 (1)
中央大学の現況について	学校法人中央大学理事長	山本清二郎 (3)
学員会の概況について	中央大学学員会会長	堂野達也 (6)
評議員会の活性化ということ	中央大学評議員会議長	宮田光秀 (10)
伝統と創造	中央大学法職講座運営委員長 中央大学法学部教授	高窪利一 (15)
最高裁というところ	最高裁判所裁判官	奥野久之 (19)
学会員雑感	中央大学学員会副会長	松井宣 (22)
法学部の改革について	中央大学理事	阿部三郎 (25)
定例理事会雑記	中央大学理事	原秀男 (33)
学員会における中大法曹会	中央大学理事	坂本建之助 (36)
監事から見た中央大学	中央大学監事	水上喜景 (40)
中大法曹会の公証人	公証人	外村隆 (44)
法務検察部内における中大法曹について	前・広島高等検察庁検事長	竹村照雄 (47)
評議員の推薦についての意見	中央大学選任評議員	猪股喜蔵 (51)



法務行政内における中大学員.....公証人 三上庄一 (56)

中大法曹と検察.....高松高等検察庁検事長 川島興 (59)

司法試験制度改革問題の諮問を受けて.....大学問題委員会委員長 藤井光春 (62)

委員会活動と回顧.....中大法曹法職教育検討委員会委員長 市川照巳 (65)

座談会.....「大学の法学教育と司法試験の改革問題」 (71)

会員の声と消息.....「大学の法学教育と司法試験の改革問題」 (122)

終戦後の学生生活.....裁判官 長久保武 (161)

回顧の四〇年.....小林宏也 (164)

権利保護保険Q&A.....波多野二三彦 (167)

海をみていたい気分.....加茂隆康 (174)

中央大学法職講座「開講シンポジウム」.....中央大学学術研究団体 (178)

傍聴記.....連合会事務局長 栃木敏明 (181)

資料..... (181)

一、司法試験制度の改革問題についての「中間答申書」・「意見書」の提出について..... (181)

二、司法試験改革試案に対する意見書..... (197)

関係諸規程..... (222)

1 中央大学法曹会会則..... (222)

2 中央大学法曹会役員等名簿..... (222)

3 中央大学法曹会各種委員会委員名簿..... (222)

会務報告.....事務局長 猪股喜蔵 (235)

あとがき..... (235)

卷頭言

中央大学法曹会



幹事長 赤坂正男

中央大学法曹会は、二面の性格を有する団体であると考えられる。同会々則第二条に定める「會員相互の親睦をはかる」という一面。これは同学出身者で、しかも職域を共通にするということである。更に「中央大学の興隆に寄与すること」として第三条に具体的に行う本業について定めている。会報の発行とか、會員名簿の発行とか、研究会、講演会の開催とかについては誰人も異義あるところではない。我々は親「学生会」団体を通じて私立学校法の定めるところにより、その運営組織の民主化の基礎条件として、理事会の独善をチェックする機関として評議員会が設置され、これに当該学校法人の設立する学校を卒業した者で年令二五年以上の者のうちから寄附行為（中央大学では基本規程）で定める所により選任された者を加える。役員（理事と監事）の選出母体はその一つとして評議員のうちから寄附行為（基本規程）により選任された者を以て充てるとなっているのである。従って本会は大学の設置者である学校法人中央大学とは密接不可分な関係にあるのである。

我が法曹会は、以上の様な基本構想の下に三〇余年に亘り管理運営されてきており、その活動も人事委員会・会報編集委員会・会規改正委員会・法職教育検討委員会・大学問題委員会・中央大学創立百周年記念事業資金募金委員会

等を設置し、常時諸問題を研究してその成果を公表、或いは大学等に意見を具伸する等々たゆみない活動を続けている。各委員会等の活動状況については夫々の委員会、事務局報告にゆずるとして、今日的課題の一つに言及するならば、中央大学創立百周年記念事業資金募集活動は昭和六三年九月を以て一応その目標を達成し、法曹会も基本目標額を突破しその面目を發揮したことは慶祝に堪えないところであります。この余澤によって現在法曹会財政は一応充足感を味わっているものの、決して安泰とは云い得ない。又その将来性も明るいものとは断定し得ない。如何なる団体も財政的基礎の確立なくしてはその存立を全うし得ないことは自明のことである。然るに本会はこの点誠に憂慮に堪えない実状である。

我々は中大法曹会の財政的基礎を確立し、会活動を更に充実し、司法試験の合格率を高め、中央大学に対し優れた人材を送り一層の興隆を期するものである。



中央大学の現況について

学校法人中央大学

理事長 山本清二郎



中央大学法曹会会報第十一号発行を心からお祝い申し上げます。また日頃から法曹会幹事長の赤坂先生をはじめ会員の皆様方には、本学発展のため多大のご尽力とご協力を賜り、お陰をもちまして母校は今輝かしい第二世紀に向かって、その歩を進めていますことは誠に同慶に堪えなく、心から感謝申し上げます。次第でございます。

さて、母校の現況について若干ご報告申し上げたいと存じます。

まず創立百周年記念事業資金の募金についてであります。皆様すでにご承知の通り、去る六月末日をもちまして、その募金期間が終了いたしました。振り返りますと、昭和五十七年三月十日第一回の募金委員会を開催し募金活動計画が開始されたのでありますが、その後約六年に亘り教職員はもとより学員各位のご協力と、加えて各企業のご理解をも賜り、目標額の五十億円を越す成果を得ました。ここに深甚なる謝意を表する次第でございます。この百周年を記念して、各種事業を企画いたしました。取りわけその基幹をなしましたのが「中央大学駿河台記念館」の建設であります。募金額の大半を充てましたこの建物は、本学第二世紀の充実にとりまして、都心に於ける、国際交流を始めとする教育の近代的機能を有する建物を造ることが不可欠である、との認識から計画されたのでありますが、二

年間に亘る歳月を経て、このたび立派に竣工いたしました。そして去る十一月十六日大安吉日のこの良き日に落成式を挙行し、ご来賓、関係者多数ご出席のもと盛会裡に終了いたしました。ところで、この記念館の大きなドームは、本学の精神を象徴し、その継承の歴史を示すものと設計者の説明を受けております。皆様もこの精神を念頭におかれてご覧になれば、永い伝統の昔日が偲ばれ、神田駿河台時代の想い出が走馬灯の様に脳裏を駆け巡ることでありましよう。

顧みますと、昭和五十五年春、あの淡雪の中で駿河台校舎閉校祭が行われ、五十年余に亘る駿河台の歴史を閉じ、神田の街とその人々に別れを告げたのでありますが、再び新たな目的、即ち、国際交流や社会教育までも含め、都心に於ける創造的活動拠点として、教育研究施設のほか、卒業生との交流強化の場とするなど、極めて多目的な用途を有する施設として、由緒ある駿河台の地に甦った訳けであります。誠に意義深いことであり感無量と云わざるを得ないのであります。

次に、各国家試験の結果について申しあげます。まず司法試験ですが、本年度合格者は七十六人（昨年比七人減）で第二位。国家公務員採用一種は十三人の合格（八人減）で十九位であります。裁判所事務官採用一種は合格者五人（二人減）で第一位。家庭裁判所調査官補採用一種は二人（一人減）となっております。また国家公務員採用二種については、二一六人の合格者を数え（三十一人増）昨年より二位から一位となりました。次に公認会計士第二次試験につきましては、三十八人（一人増）の第三位となっております。本学といたしましては、今後とも関係各位のご指導とご尽力を賜りながら、更なる充実を図りご期待に添うべく努力を重ねて参る所存であります。何卒お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に来年度卒業予定者の就職状況であります。本年度求人は約一一、五〇〇社（昨年比千社増）であり、求人の数は昨年より三〇％増となっております。現在ほぼ百％の内定者を数えており好調の出足であります。

ところで今日、科学・技術の発達は、情報化や国際化などの急速な進展による社会環境の変化をもたらせました。このことよって大学への社会的要請は益々多様化するとともに、十八才入口の急増、急減更に国の補助金の抑制政策等が加わり、私立大学の存立にかかわる様な問題も生じてきております。これらの新たな動向は、本学に与える影響も決して軽視出来ません。そこで、本学が教育、研究の諸分野において、私学の雄にふさわしい発展を遂げて行くためには、こうした諸々の環境の変化に的確に対応して行く必要があります、社会の流れを配慮し、諸学問の学問的展開と総合化、そして国際的にも対応しながら、研究、教育のあり方を組織を含めて再検討し、更なる発展と活性化を図って行かなければならないと痛感いたしております。

しかし現実は大変厳しいものがあり、私ども大学を預る者は、まず収入基盤の強化を図る方策を積極的に検討し、抜本的強化を図りながら対応して参る所存であります。

皆様方におかれましては、何卒今後ともご指導ご協力を賜りますことを切にお願い申しあげたく存じます。

以上、大学の近況とともに、所信の一端を披瀝いたしました次第でございます。最後にになりましたが、会員各位の益々のご活躍とご健勝を祈念いたします。

(昭和六三年十一月記)



学員会の概況について



中央大学学員会会長

堂野達也

まえがき

明治二十一年一月二日英吉利法律学校々友会として呱呱の声をあげた学員会は、昭和六三年一月をもって創立百周年を迎えた。同月二〇日（日）午前一〇時三〇分より駿河台カザルスホールで、学員会、大学の役員、全国支部長等を中心に、学員約五〇〇名が参集して記念式典を挙行し、式後、学員である株式会社そごう社長水島広雄氏の母校に対する直言を内容とする講話が行われた。同日〇時から、同月一六日竣工したばかりの母校駿河台記念館の二階、三階を会場として記念祝賀パーティを開催した。一〇〇〇名に近い学員の参加があり、土屋参議院議長を始め有力なる学員多数の出席があつて盛大且つ有意義に実を結んだことを前言として報告し、以下に与えられた稿題「学員会の概況」について述べる。

一 学員会の現況

母校出身者は三〇有余万を超えるといわれる。母校百周年記念に発刊された学員名簿の登載者は、二〇余万（この人数は現在連絡のつく学員）、また、本部及び各支部に所属している学員の数は捕捉し難い。学員会支部は、全国各地に八三の地域支部、職域、同期会等の支部が四八、合計一三二を数える。

この中には、特色ある国会白門会支部とか、白門婦人会支部、また、ニューヨーク、シカゴ等の海外支部があり、在学する韓国及び北朝鮮出身の学員が一致して組織する高麗支部がある。最近、シンガポール支部の設置を見た。

各地域支部は、学員の集合状況や、地域の広狭や、歴史的な関係から一県に数支部があり、東京都に一一、北海道七、長野県五、広島県四、静岡県三、新潟、愛知、福岡、山口の各県には二支部がある。地域支部では、それぞれ独自の活動が行われ、母校の協力を得て講演会を開催したり、親睦のためのゴルフ会、家族同伴の小旅行会を催したりなどされているようである。しかし、他面、数年間総会も開催されないとある。要は中枢となる幹事の方々の力の入れようによって変わってくるのが実情である。

二 学員会支部の活動

職域支部は、同じ職場で、同窓として結ばれるのであるから、一段と活発のようであるが同時に、他大学等との関係も考慮されるから、一面の複雑さもあるようだ。二、三の支部について述べるが、最大の有力支部である法曹会並にこれに関連すると覚しき研究会等が八支部程存在するが、これらについては、先刻承知せられるところと理解するのでふれない。

そこで、第一は、国会議員を中心とする国会白門会支部で、会員約三〇〇名、衆、参議院五八名（私学としては早大七七名に次ぐ第二位）、その他の会員は、国会の職員として国会の運営に携っておられる。会員中、竹下第二次内閣では国土庁長官内海英男氏、その他政務次官、常任委員長、特別委員長として教氏が活躍しておられる。持筆すべきは、参院議長土屋義彦、同副議長瀬谷信行の両氏が就任せられており、同窓の現職正副議長とは珍しいのではない。大いに母校の名を高からしめておられる。支部長は、参院議員、元自治相加藤武徳氏である。

第二は南甲倶楽部、昭和二七年一月、当時実業界で活躍されていた母校出身者で組織された古い歴史ある支部である。現在も会員四五〇名を擁し、一部上場会社の社長等々たる財界人が参加し、母校駿河台記念歌に本部を置く

有力支部である。支部長は、そごう社長水島広雄氏である。

第三は学外大学教授白門会支部で、母校を卒業した後、全国各地の国公立、私立の大学、短大その他外国の大学に教員として勤務する学員をもって結成する支部である。会員は約八四〇名とある。現在の支部長は木川統一郎氏である。これらの学員の方々は、他大学において理事、学部長その他の要職を占められ、学者として、教育者として大きな業績を挙げておられ、母校出身者として学会に母校の名を高からしめておられるのである。

その他にも職域支部として、東京都庁、東京電々、日産火災、日新火災、東邦生命等々にも支部が組織されている。

三 学員会と母校の未来像

日本の人口調査から、大学入学適齢人口は平成四年の二〇五万人をピークに減少し始め、その四年後には一七〇万人になるといのが定説である。大学の数は全国的に毎年増加しており、私学がその独創的な特色を発揮しない限り入学志望者は減少の一途を辿るだろうといわれている。特に、全国各地に大学の新設、学部の拡充等が行われ、在京大学卒業生のユーターン傾向も強まることは、在京大学への志望者の減少はさげられないであろう。

母校では、昭和五八年度に母校在学生の父兄との連絡を密にし、相互の理解と協力を深め、大学の使命達成に資する目的で「中央大学父母連絡会」を発足させ、昭和六三年度から全員加入となった。本部を母校に、全国に五四支部の設置を完了し、今後はその目的に添って活動が発展するものと期待される。また、これによって、母校には全国津々浦々から多く学生が集まっていることがわかる。

ところで、この父母連絡会の各地の支部設立に当って、学員会支部の学員が全力をあげて協力したのである。すべての学員は常に、母校に対する愛校心を抱き、機会さえあれば母校のために盡すことを惜しまないのである。この事實は、地方で活躍する学員に企業の社長、県庁や市役所等の幹部等有力者が多く、学生の父兄も改めて母校を再認識

する結果を齎した。特に、卒業後子弟を故里に呼び戻したい父兄にとっては、就職等に大きな期待ともなったと考えられる。

このような私立大学をめぐる社会情勢の中で、母校が二一世紀に向けて、更に発展して行くためには、学会の協力が一層その必要性を加えるのではなからうか。それには先ず、学員が今後優秀なる学生を母校に送り込むことである。母校も亦従前のように、学員の推薦する志望者の入学を拒ばないような配慮をすべきである。また、愛校心に燃ゆる学員が、物心両面で母校の発展に関心を表現できる制度的方途を樹立すべきで、例えば、他大学で既に実行している法人大学の評議員を広く学員より選出する方法、学員の子弟を別枠を以て入学させる等。但し内部的には嚴重な教育を行うこと等によって、学員と母校との緊密化を計り、学員の母校に対する関心を高めることができる。

結論的に云えば、全学員は、母校が私立大学として、研究、教育にその特質を發揮し、社会的に存在価値を誇示することを熱望している。そのためには、教員がその研究成果について、学界は勿論広く社会に発表して評価を得べく努力し、教育については、全人格的に学生に好影響を與え、卒業生が社会に出て大いに活躍できる素地を作るべきであるとし、その研究、教育の成果が、母校の輝かしい未来を展開するものと期待している。昨今、母校では二一世紀に対応するとして、新学部を設置計画、夜間部の廃止問題が検討されると聞く。国際化、情報化、科学技術の高度化が唱えられてから既に久しい。右の如き計画は、むしろ遅きに失する感なきをえない。速やかにこれが実現を望むものである。

(一九八九、一、一八)

評議委員会の活性化ということ



中央大学評議員会議長

宮田光秀

昭和六二年三月二五日、四期八年の長い間議長として声望の高かった山本清二郎先生の後任議長として就任しましたが、すでに任期終了も間近になりました。就任にあたり皆様から評議員会の活性化を図るようご要望ご意見をいただきましたが、いまだに成果をあげることができず汗顔の至りであります。

思うに、戦前の私学行政が監督的色彩の強い教育制度であったのに反し、戦後は教育の民主化を特徴とする私学学
校法が制定され、いずれの私立大学もこの法律にもとづいて学校法人として設立された。同法によると大学の管理運
営は理事会がこれにあたり、広はんな権限の下に自主的に行なわれることを建前と定められております。したがって
評議員会は、理事会の諮問機関として位置付けられている。今日この考え方の流れが評議員会を議決機関と改めた大
学においてもその機能を十分に果たすことを妨げているのではないかと思われまます。評議員会は、大学教職員、および
卒業生を含め全学的に結集された意思形成に重要な役割を演ずる場である。評議員会運営の活性化が求められる所以
もこの点にあらうかと思えます。評議員会の審議内容の充実、運用の機動性、審議事項の見直しなど考えられるが、
これらを達成するためには相関関係にある機構の改革という困難な作業がある。評議員の定数、選出方法、会議の回

数その他これに伴う多様な問題が検討されなければならない。この夥しい課題の解決にあたっては衆知を集めての慎重な審議をする方途を講ずる必要があります。

そこで、次のとおり都下の有力な私立大学における評議員会の現場を比較列举し、かつ、中央大学の評議員会に関する基本規定について不備な点を指摘して皆様のご考究の資料に供したいと思ひます。

x

x

x

他大学の評議員会に関する規定の実情について。

一、評議員会の地位

学校法人として私立学校法により評議員会が諮問機関とする建前であることは前述のとおりである。しかし、任意に議決機関となすことができる規定にもとづき本稿に掲げる他大学は、いずれも諮問機関ではなく議決機関として運用しております。

二、評議員会の構成

(一) 定数

(イ)中央大学(以下中央と略称する)は選任二〇〇名以内と職務上役員等、(ロ)慶応大学(以下慶応と略称する)は九五名ないし一〇〇名、(ハ)早稲田大学(以下早稲田と略称する)は八九名、(ニ)明治大学(以下明治と略称する)は七三名

(二) 選出方法

各大学は、大方詮衡委員会による選出方法を採用しているが、慶応では塾員(卒業生)に限り公選方法を採用しております。

(三) 任期

(イ)中央は四年(職務上評議員は在任中定年退任)、(ロ)慶応は教職員二年(定年退任)、塾員四年、(ハ)早稲田は四年、(ニ)明治は四年

三、権限

各大学は、当然学校法人の寄附行為に規定されているが、その名称、および内容について多少異なる点がある。特に慶応、および明治は、決算について議決を要する規定なく、また明治には理事はもとより理事長選任の権限を併有し、慶応および早稲田には副議長に該当する役職を設けておりません。

四、招集および議題を提出する者

各大学いずれも中央理事長に該当する役職者が議題を提出することと定め、とくに慶応では提出することと定め、とくに慶応では提出するについての細則を制定しております。

五、開催の回数

(イ)中央は年間二回、(ロ)慶応は年間五回以上、(ハ)早稲田は毎月一回、(ニ)明治は年一回(決算審議なく)なお、中央を除く各大学は臨時評議員会の招集については明文を設けております。

×

×

×

中央大学の基本規定における評議員会について。

基本規定で評議員会についての規定は、第五章に第二六条ないし第三四条である。このうち評議員会の運営に関する規定は、第三二条と第三四条の二か条に過ぎない。この規定だけでは到底評議員会の円滑な運営は期待しえないのであります。ここに、この運営について懸念する点を二、三摘示説明します。

一、評議員会開催について定時、臨時の明文化。

基本規定第三二条は、評議員会の会議について同第一項は招集方法の原則を定め、第二項は、評議員の招集請求

に対応する定めである。両項を対比すれば、いずれが定時、臨時であるか容易に判然するが、理事長の権限にもとづく臨時招集の定めが欠落しております。

なお、一部評議員のうちには評議員会々議中にこの第二項を発動することができるとの論議をなすものがあるが、後述議題を提出する者は理事長でこの解釈は誤であります。

二、議題の提出者

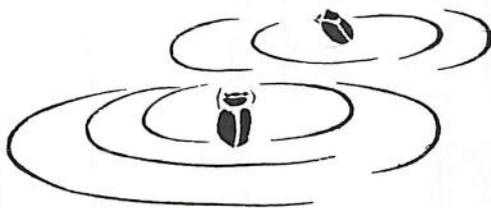
基本規定第三二条第一項において評議員会の招集は理事長がなし、招集の書面には議題を明記することを要求されている。また、同法第二項により評議員が請求の場合においても理事長に対して招集方を要請しなければならぬことを定めている。理事長が評議員会に議題を提出するものであることは明白であります。

三、委員会の設置

基本規定第三四条において評議員会内に委員会を設けることができることを定めている。この規定の運用について評議員会のなかに委員会を設置することは、評議員の提案があれば評議員会において議決設置することができるものがある。この見解によると委員会設置の議題の提出者が評議員ということで理事長の権限を侵すのみならずこの議題の審議に参加できる評議員は当日出席の評議員に限られることとなる。委任状による評議員、および欠席した評議員は、何ら議題の通知もなくこれら評議員は審議に参加する機会を閉されたのであるから議決権（表決権）を剥奪された結果を招くわけであります。したがってこの評議員会決議は無効であるからこの見解は誤りであります。

四、前述評議員会の運営が基本規定のみによっては不十分であり、かつ不備な点が多々あることを申し述べたが、評議員会が議決機関としてふさわしい機能を十二分に発揮し中央大学の発展に寄与することができるためには、評議員会の運営について早急に規則を制定することが肝要であると思えます。

以上紙数にも限りがあり、問題の骨子のみを抽出しました。意の尽せないこと多々あるもご理解願ひ、かつ評議員会のマンネリ化を払拭してその役割を果すことのできるよう努力を積み重ねることを表明し本稿を終ります。



伝統と創造——法曹教育への展望

中央大学法職講座運営委員長

中央大学法学部教授 高 窪 利 一



昨秋十一月二十日、新装成った駿河台記念館のオープンを兼ねて、学会創立二〇〇周年を祝う集いが持たれた。席上の講話で、(株)そごう社長の水島広雄博士(本学顧問)は、「私学のよさは、一つの情熱を凝結することができる組織体だからであり、三十六万の学員がエネルギーを結集して大きな夢を抱くべきである」と強調されるとともに、「大学は何かスペシャリティをもたなければならず、中大では法科が看板であるから、法学部の名声、充実を図るとともに、司法試験も一番になり、『実力ある学生』に育ててもらいたい。二番はだめで、何でも一番にならねばだめだ」と叱咤された。愚妻と子ども、祝賀パーティーの人波に揉まれながら、国際会議室一ばいにあふれる学員諸氏の燃えたぎる息吹きを感じた私は、一世紀にわたる時間の重みと、一步步積み上げられてきた伝統の熱気に浸っていた。

旧臘初旬、法曹会の協力的なバックアップによって、駿河台記念館六階に、法職講座研究室が発足した。四年生以上で、短答式合格経験者を中心にした精鋭一〇八名が固定席を與えられ、合格直後のチューター達の指導のもと、本年度の合格を目指して、日夜研鑽に励んでいる。多摩の法職講座も、入学直後から卒業まで、在学生に計画的な受験

勉強のメニューを提供して、早期合格の体制を充実しつつあるが、受験生の大学離れの傾向は止まず、多摩に登校するよりも予備校のノオハウに頼る学生が多く、法職で鐘を鳴らしても、競争に適するだけの人数が仲々集まらない。もともと、合格者平均年齢が二七、八才という試験であり、卒業して、あるいは留年しながら、それも、多くの場合、アルバイトで喰いつなぎながらの受験生活であるから、在学中から卒業後までの一貫教育、それも、生活の本拠に近い都心のアフターケアがもっとも重要である。多摩の各研究室も、この体制をとり切れないため、部屋から離れたOBがうかっているのが実状であるし、法職講座も、都心のOBへの配慮までは手がまわらなかった。

多摩移転が失敗だったという評価もある。しかし、キャンパスの整備拡大は時代の要請であろう。せめて、駿河台校舎がもう少し残っていれば、都心に、OBのための勉学の拠点を確保することができたと思う。しかし、今更、繰り言を口にしても致し方がない。要は、「最終合格まで一貫して勉学の場合と素材を提供して、受験生活をバックアップする姿勢を大学側が積極的にとるか否かが根本の問題であり、方向が決まっていれば、場所的条件は、将来的にも、どうにでもなる問題であろう。今回、駿河台の唯一の拠点である記念館に、OB受験生中心の研究室を得たことは、取りあえず、都心教育の足がかりを得たものであり、法人当局の理解ある態度に深謝して止まない。それは、中大法曹会の光輝ある伝統の生んだ一つの成果であり、将来の発展につながる価値あるステップである。

入学から最終合格までの一貫教育の体制を整備するためには、法学部教育の在り方自体も、根本的に洗い直していかなければならない。法学部教授会の法律科目担任者としては、専門的職業教育の要請に應えるべく、法律学科カリキュラムの再検討の作業を進めており、①法職コース、②公務員コース、③一般企業コース、の三つのコースをつくるという基本的方向をきめており、社会生活の多様化や、経済大国としての国際化の要請に應えうる教育内容の改善

を目指して、夏休み前を前途として、具体案の作成に努力している。しかし、在学中の合格（現役合格）が殆んど困難であるのが現実であるとすれば、法職コースについては、卒業年次そのものを検討し直さねばなるまい。他のコースは四年制としても、法職コースは、最低六年制とし、豊かな法的判断力の養成や、基本六法の十分な咀嚼、そして、法律実務の理解の促進を可能とするような、ゆとりのある、計画的なカリキュラムを組む必要があるだろう。こうしたカリキュラムによって、各分野について一通り完結しうる体系的講義とゼミナールを実施するとともに、現在、法職講座で行なっている特別講座（論点講義や読書ゼミ）や各種ゼミを出来る限りカリキュラムに取り組み、法職講座は、答練と自主ゼミ、それに六年をこえる卒業生の研鑽の場を提供していく、……といった行き方が理想的であり、そうしたかたちで、ロースクールの将来構想を創り上げていくことが望ましいのである。

×

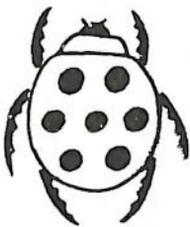
×

×

私は、個人的には、駿河台研究室の発足が、こうしたロースクール構想の起爆剤として機能していくことを願っている。勿論、六年間に汎って授業料をとって就学させるからには、四年で卒業して、予備校通いをするよりも、より効率の高い、かつ内容の濃い教育を施さなければならぬ。優秀で経済条件に恵まれない学生のために学費の減免や法職奨学金の制度も設けるべきである（とりあえず、学会の奨学金の希望者が少ないと聞いているので、これを給付に切りかえるとともに、法職講座の奨学に利用させて頂きたいと希望している）。法律学科の各コースとも共通に、教養課程（二年）は、社会的事実の法的な評価を促がし、健全なリーガルマインドを養成するような課程とし、法職コースとの互換性も考えていかなければならない。

こうした具体的な配慮の限定として、もっとも重要であると思われるのは、一つは、教員側の責任体制に対する意識の高揚である。研究意識と教育意識を明確に区分し、各法分野についての基本的理解を可能とするような講義・演習に徹するべきである。これは、考えながら喋っている研究者達にとっては大変難かしい作業であるが、何とか努力

しなければならず、また、その目的を達するためには、閉塞的な間隔を排して、法曹実務家をふくめて、学外から講師を広く求めるべきである。今一つは、学生側が創造の意欲を燃やすことであり、これがもっとも肝要であろう。多摩の法職講座では、皆が真剣にやっているが、まだ、自信に裏付けられた明るさがない。発足三ヶ月目の駿河台研究室は、向学の熱気に充ちているが、何でも教えてもらおうという情報重視の他力本願を抜け切れないように思う。それだけ孤独の修練になやんできた者が意欲を燃やしているのであり、大学側も、予算の拡充とともに、各種のノウハウを整えようと目論んでいるが、合格にいたる学習方法に、きまりきったパターンはない。各自が、自分の主張を明確にもち、たゆまない自己診断によって、主張の根拠を明確に創っていく努力が自信と実りある成果を齎らす。英知を寄せあった討論の中で駿河台パターンを創造し、これを承継させていこう。輝かしい伝統を、より大きな存在とするために。



最高裁というところ



最高裁判所判事

奥野久之

全く思いがけず最高裁判所判事に任ぜられてから、早いもので一年三か月になり、少し調子が分かりかけてきたところである。役所勤めの経験がないので、初めはどうなることかと戸惑いもしたが、同僚裁判官はもとより、調査官、秘書官から書記官に至るまで、皆人柄のよい方々ばかりで、何事にも善意で親切に接していただけなのが有り難い。野人で、野中の一本杉のように我儘に育った私には、やはりお上品過ぎて窮屈に感じられる点もあるが、逆にいえば、真面目に仕事をしてさえいれば良い世界のようなだから、実に恵まれた環境であるともいえる。唯、余りにも仕事が多過ぎるのが玉に疵であろうか。年間新受件数五〇〇〇件、極く簡易なものもあるとはいえ、その三分の一に関与するだけとしても、月一三〇件を越える勘定だから大変である。昼といわず夜といわず、暇さえあれば資料に取り組んでいなければならぬ生活とは、予想もできぬことであった。

私は第二小法廷に所属しており、他の小法廷のことはよくわからないが、会食の機会などに聞く話からすると、小法廷によってやり方の違う点があるらしい。細かいところでは例えば、判決に署名する場合肩書の「裁判官」は予めタイプしてあるわけであるが、その高さや間隔がちがうというのだから恐れ入る。下級審でも高裁により、或いは地

裁によって取り扱ひの違うことがあるのは承知していたが、裁判所も亦他の役所と同じように、至るところで縦割になつていて、そこへ伝統や慣例を尊ぶ気風が働く結果なのであろう。

裁判に占める調査官の役割の大きいことは、想像以上であつたといえるかも知れない。何しろ、記録の隅から隅まで調べ上げて問題点を洗い出し、関連する学税判例を網羅して報告書を作成するのだから、その苦勞には頭が下がる。事件の漸増しつつある民事担当の調査官は、夏も二、三日休むのがせい一杯だというが、他の部門も大同小異であらう。裁判官としても相当の年数経験を積んだ、選り抜きの人達であるから、その検討結果はたいへん参考になる。また、すでに触れたように殺人的ともいえる程の事件である上、事件は概ね機械的に配転されるため、全然取り扱つた経験のない類型の事件や、特殊知識を必要とする事件も担当せざるを得ないので、各専門の調査官の助けはとて有難い。しかし、だからといって調査官裁判だというのは必ずしも当たらない。審議（合議）に入る前には、主任裁判官が事件記録と担当調査官の報告書を検討し、時には別の観点から、或いは補充的に調査報告を追加していただくことがあり、また、少し複雑な、或いは困難な問題点のある事件では、審議の過程で裁判官の意見が一致しない場合には、その都度意見の別れる点について更に調査をお願いすることもあるのである。

今一つ、弁護士時代には思い及ばなかつたのが、いわゆる例文による棄却についてである。理由としても決まり切つたような文句なのであるから、受ける側としては、碌に審議してもらえなかつたのではないかと思うのも無理ないが、実はそうではなく、中には随分審議を重ねた末に、棄却するとすれば例文でとなる場合や、同じく例文ではあつても、審議の経過がどこかに滲み出るようテニオハに工夫を加える場合も、決して珍しいことではない。

昨年某誌に発表した拙句「結論は例文棄却秋の風」は、ある事件がそのような結末に至つた時の感慨を、秋風に託したものである、このような処理をするケースには種々雑多のもがあり、一概にはいえませんが、「落ち着きのよい」解決を図るためには、窮余の策として原審に和解を囑託することも屢々である。

さて日常生活の上では、給与もさることながら、公邸の提供を受け、専用車をあてがわれ、その他あらゆる面であらう最高級の待遇を与えられているものと思われる。裁判所における執務環境もとより然りである。しかし人間の欲には限りがない。これでもっと身体を動かす機会があれば理想的だがと、就任後益々出てきた太鼓腹を眺めては運動不足を嘆いているこの頃である。が、よく考えてみると、それは記録を読みこなす能力が十分でないため、運動の時間的余裕をもてない自分の所為なのであるから、誰に文句をいえるわけのものでもない。一層馬力をかけて仕事に取り組むほかはないと覚悟している。

以上、貴重な紙面を借り、求められるまま最高裁入り一年の感想を記した次第である。

(一九八八・一一・二二)



学員会雑感



中央大学学員会副会長

松井 宣

一 昭和六二年五月、中大法曹会から学員会副会長に推され母校と法曹会への思返えしと考え愚直をかえりみずその席についた。先づ学員会百周年記念事業企画委員会を担当、六月には理事長山本清二郎先生と共に名古屋支部総会に出席した。名古屋支部はこの時創立八十九年目であった。支部総会に会長代理として出席し学員会の近況報告と中央大学百周年記念事業への寄附を要請することが当時の重要な課題で五拾億達成には未だ距離があり達成できなければ中大OBの面目にもかかあるので募金委員会に協力しひたすら懇願してある。土日に行はれることの多い東京地区の支部の外、この年度においては遠州支部、広島支部、福井支部等の総会に出席した。

二 学員会の幹事会、委員会等を集う諸兄達は何づれ劣らぬ愛校の士、前記委員会に於いて百周年を期して祝賀の式典と祝宴を持つべしとする意見は、満場一致であったが、大学記念事業資金五拾億への応募者が学員の8%にも充たないということが学員会活性化論を巻きおこした学員会百周年記念事業も一には学員会活性化の端初となさねばならない。

三 企画委員会は答申を終ると解消し実行委員会へと発展し三部会が構成されそれぞれ任務を果していった懐しの駿

河台に七層の記念館が完成したのを喜び、青春の夢多き日を駿河台校舎に過した學員が全国より参集し壹千名を越さんとする勢いのため記念館で式典をあげることは困難となり「お茶の水スクエア内のカザルスホール」を式場とし溢れる會員を会館に迎えて祝賀の美酒に酔うことが出来た。異例の試みであつた學員美術展も始めての試みとしては六拾余点の出品があり終了後も紐育ニューヨークより宮武貴久恵さんの作品が寄せられる等々この反響は大きく正に吾が中央大学が法商経文理工の総合大学を示す姿ではなかつたらうか。二部会は、尚本業を残している。

四 學員会百周年記念事業の最終行事の一つ多摩のキャンパスに記念植樹を行う。樹木は、楠が選ばれた。楠は古来から最も長寿の木として知られ、既に日本書紀卷一九にも「欽明天皇一四年（五五三年）五月茅渟の海に浮かぶ樟木を得て佛像を刻んだ」との趣旨の記述があるほか、肥前国鳳土記によれば、佐嘉の條に、昔「クスノキ」の一株が生えていて幹枝豊かに秀でてのび、朝日の影には、杵島の郡の蒲川山をおおい、夕日の影には養父の郡の草横山をおおっていた。そこへ日本武尊が巡幸されたとき、この楠の茂り栄えているのを見給うて「これからこの国は榮の国といふべしといはれたとあり、榮の郡は、佐嘉の郡と改められ、現在の佐賀はこれに由来するともいはれる。葉隠武士の剛毅は白門の質実剛健に通じ、この樹木に象徴される繁榮と長寿とは、學員の念願する母校の弥栄につながるものであるから楠が縣木である佐賀、兵庫、熊本の出身者ならずとも、幾世代もの學員が百周年記念樹として親しんで呉れることを期待する。

五 六十三年二月、会則並びに諸規程改正委員会は、第一回の会合を持った。弁護士会ならば、改正すべき骨子は、常議員会等できまり、それを成文化する作業で足りる委員会であるが、骨子自体まで討議を要するので可成りの難作業である。

大学自体が卒業生の問題は學員会でやれというのか、學員会会費の在学時乃至卒業時予納を大学の事務機構で取り扱って貰い度いという申出さえ未だに受諾の意思を示して居られず學員会活性化の問題は尚相当工夫を要し時間

をかねねなるまい。学員会活性化の基本的問題としては、大学が収入源を多角化し、多数の卒業生が喜んで寄附するようにするためにはダートマス大学の例のように新入生が登校する初日から愛校心をしみ込ませるため入学パンフレットに「卒業生の寄附金は、大学が生きるための血液である」と大書する例にならうべきであろう。(中央評論三八巻二号一〇二頁UCLAとハーバード大学、林正樹、商学部教授) 又ミシガン州立大学の同窓会ネット作りの例(日本経済新聞昭和六十二年七月十八日)のように経済情報につき世界のOBが輪を作ることにも必要であり、学員会が情報サービスをすることも(情報国際化時代に対応、鈴木秀雄弁護士、学員時報二五三号)一層必要であろう。又人生八十五時代を迎えては、学員会活性化の後には互助的システムも工夫すべきこととなるるか。



法学部の改革について



中央大学理事
阿部 三郎

はじめに

中大法曹会野宮編集委員長より、機関誌「中大法曹」に、理事としての立場から大学の現状などについて報告されたいとのご下命をうけておりましたが、最近、表記の件に関し、各理事、監事のご賛同を得て、理事長に意見を具申することとしておりますので、このことをご報告申し上げる意味で投稿させていただきました。

現在、大学では教学執行部が中心となって新学部の新設を軸とする改革を検討中であります。この新学部は、国際的或は全宇宙的視点に立つ人間関係論をベースとしたもので、他大学には、まだこのような発想による学部は設立されていないのであります。

それだけに、こうした構想が実現できるかどうかについては、全学的にも共鳴が得られなければなりません。

現在、理事会においても、数回にわたる理事懇談会により、学長から原案の説明を伺い、各理事、監事からも、真剣な質問や意見等が開陳され、慎重に、その詰めがなされているところであります。

さて、このような二一世紀を展望し、新学部を創設しての大学改革は、大学発展のため必要なことはいまでもあ

りませんが、同時に私は既存の学部自体においても、今日的な視点から、さらに改革を重ねていかなければならないものと思います。

私は法学部出身の学員として、そして法曹会推薦の理事として、法学部はこのままで果たしてよいのかどうかという見地から、この改革の願望を込めて、後記のような意見書を提出することといたしました。

尚、この提出に当たっては、教学関係理事を除くその他の理監事の方々にも賛同を得て、連名で提出することといたしております。

意見の内容は次のとおりであります。

中央 大学

理 事 長 山 本 清 二 郎 殿

法学部改革に関する件（意見）

一、教学執行部より新学部の構想が示され、現在理事会においてその内容につき論議されているところでありませ

り。今後ともさらに論議がつくされて、構想が全学的に合意が得られるような改革案となることを期待するものであります。

ところで、大学改革が検討される場合には、新学部の構想と共に、これと同時並行的に既存学部の改革についても論議がなされるべきであります。

私どもは、本学が法科の中央大学と評価されてきた長年の実績よりみて、まず、法学部に私大の雄としての活性化現象が生ずるような改革こそが必要であると確信いたしますが、勿論、法学部教授会におかれましても、改革のための御検討がなされていると伺っておりますので、いずれ近い将来この構想が示されるものと思料いたします。

こうした状況を踏まえながら、私どもはとりあえず法学部の改革につき以下のとおり意見の具申に及んだものであります。

二、改革の具体論

平成元年三月二五日付学員時報において高窪利一教授は「法曹教育、会計人養成のメッカたれ」として、現下における中大発展の展望を述べられているが、私どもは「法曹教育、会計人養成」だけでなく公務員（外交官も含む）国家公務員、地方公務員）養成にも力点をおくべきものと考えます。

このために具体的には、法学部に法律学科、政治学科の外に行政学科を新設することとし、且つ行政学科として新しく定員数を設け、その分だけ法学部の定員を増加することを提案するものであります。

尚、理事の少数意見として、右の具体案で新しく定員増となることが実現できない場合には、残念ながら法律学科、政治学科の一部定員を減じ、その分をもって行政学科の新規定員数とすることとし、仮りに行政科の新設がどうしても困難であるとする場合には、従来の政治学科を政治行政学科と改称し、新しいカリキュラムを加味しこれに対応することとする見解もあります。

このような具体的提案に伴って、特にカリキュラムの在り方について一言申し述べます。現在の法学部政治学科におけるカリキュラムは昨年度新しく作られた学部ガイド「法学部」（P三四）によると別添第一表のとおりであります。この学部ガイドは昨年新しく作られたもので、中央大学の広報活動上、その効果は絶大なものがあつたと存じますが、しかし、このガイド「法学部」における政治学科授業科目一覧表によるカリキュラムをみる限り、国家公務員、地方公務員志望者にとって、はたしてどこまで魅力あるものとしてうけとめられたでしょうか。

法学教育の究極は、の一言で言うならば学生に法学的な思考を身につけさせることにあります。従って、別添第一表のような法学教育のカリキュラムは正に法学的思考を豊かにするための法学理念を与えるものであることは、

よく承知いたしております。

しかし、今日の行政は、「法による行政」を基調としながらも、法以前の要綱や行政指導による行政も数多く行われるなど価値の多様化に伴って、極めて実践的になっております。

行政を担当する公務員のこのような実践的対応に備え、公務員志望の学生に対しても、法学的思考ができる教育を軸にしながらも、各般にわたる現実の行政の基礎となる程度の総論について導入的に教育をすることこそが今日の大学の責任ではなからうかと考えます。

その場で別添第二表における自治大学（各都道府県職員が選抜され、一定期間教育を受ける機関で大学卒、高校卒とを問わない）における多様な、且つ現実的なカリキュラムが極めて参考になるのであります。

三、学部改革のための基本原則

私どもは学部の改革については次のような原則が必要であると考えております。

その第一は、学生（入学志願者も含む）にとって魅力ある改革でなければならぬ。端的にいうならばその改革によって、入学志願者が増加する現象すら生じることがなければならぬのであります。

私どもが提唱する行政学科を新設し、新しいカリキュラムによって公務員たらしめる者に対して、積極的且つ意欲的にその養成に当たりたいとする大学の姿勢が示されるならば、公務員を志す受験者に対しては、魅力ある学部学科となることは間違いありません。特に公務員志望者が卒業後は、或る目的意識のもとに行政に臨みたいとする場合、自己の目的が例えば行政学科のカリキュラムの中における公共政策論などに見出されたとするならば、公務員志望の入学志願者にとっては限らない魅力、若しくは親しみとなって印象づけられるのではなからうかと思われるのであります。

他方、どの都道府県市町村におきましても採用側においては公務員試験の成績順位だけに拘泥せず、特色ある人

物、個性豊かな人材を求めておりますが、これに加えて、本行政学科に在籍した者が、或る行政分野、又は公共政策についても高度の知識、能力を有しているとするとするならば、採用の場合には、必ずや高い評価が得られるはずであります。

その第二は、この改革が伝統ある中大の法学教育の実績をより一層昂めるものとして、学外よりも支持される背景がなければならないとあります。

本学卒業生が国家公務員として、特に東京都庁をはじめ地方公務員として全国の都道府県において、他大学の卒業生に比べて圧倒的に多くの方々が活躍されている実情が、この背景に該当するのであります。こうした全国における数多くの先輩、OBは公務員の後継者として本学の学生にどしどしと進出してくることを期待しておられるのであります。

このような背景に基づいて、法学部に行政学科を新設、新しいカリキュラムも加味した学部改革を実現されたならば、この改革は、学員である先輩公務員よりも全面的に支持が得られるところとなるはずであります。私どもはこうした背景は法学部が生んだ本学における特別な一つの力であると思うのであります。

その第三は、改革に伴っての財政負担の増加は当然予想されることであるが、しかし、そこに異常な支出増を生ずるものがあるのではないということでもあります。

私どもは、行政学科の新設によりまして、現職の教学側の方々の既得権には変わりなく、さらに新しいカリキュラム編成についても、東京都庁をはじめ、数多くの自治体を退職された本学出身の行政専門家、理論家たる人材がおられる実情をみますとき、本来の学者であられる教授の外にこのような本学出身の行政専門家の招請には人材源が豊富だけに、全く心配はないものと思えます。同時にそれだけに講師の招聘条件としては、過大な財政負担とならないように招聘できることと信じます。

以上三つの原則をもとにして行政学科の新設のメリットを申し上げました。

四、大学改革の作業は、二一世紀における中央大学として、中、長期的展望に立ってなされなければなりません。そして、現に教学執行部における検討もこうしたレベルのものと承知いたします。

しかし、同時に、ごく近い将来にはじまる「大学の生き残り競争に勝てる」ための手法として機能し、しかもそれが当面直ちに採用できるような改革についても、具体案が出されなければなりません。そのための一試案として本意見に及んだものであります。

尚、一部理事におかれては、行政学科の教授招請については、この際、多少の講師謝金は増額しても、天下の人材を集めることこそが先決である。このようにして天下の学者を集めて、一〇年を目途にして中大法学部行政学科を名実共に日本一の行政官登龍門とすることを計画すべきであり、且つこのためには、教学側に中大法学部出身者による「純血主義」と称するものがあるとすれば、直ちに改めなければならないと強調されております。

また一部の理事は「法学部」における本学の伝統を生かし、今後ともさらに発展させるため、国際的な法律事務を担当し得る国際法曹の養成を意欲的に進めるべきであるとする視点から、そのためには、法学部の語学教育を改革すべきであるとしております。法学部の現在の語学教育は、その教材が文学分野に限られており、従って法学部の学生でありながら法律、政治等々にわたっての読解能力を養うに至っていないからであると指摘されておりますが、私共も、全く同意見であります。

以上のとおり意見を具申いたします。

定例理事会雑記



中央大学理事

原

秀男

昭和六十二年五月、中大法曹会の御推薦によって母校中央大学の理事に選任されてもう一年有余をすぎた。御同役は東弁の阿部三郎先生、二弁の坂本建之助先生と監事の水上喜景先生（二弁）である。

多摩校舎に移転して十年の中央大学は、教学、法人管理、その他いろいろな点で転換期にあるようである。私はこれをひとつの危機ととらえている。

ほんらいならば、私は会員各位の御叱正と御激励に応えるために、学校法人中央大学の現況を報告しなければならぬのだが、重要事項については山本清二郎理事長の報告に委かせ、理事会運用の雑感を述べてみることにする。

定例理事会は毎月二回、第一・第三の月曜日午後三時から多摩校舎で開かれる。地下鉄霞ヶ関駅から、京王線新宿・高幡不動駅と二回乗り換え、多摩動物園駅からバス（タクシーはない）と乗り継いで開会時刻に間に合わせるためには、昼食をすませたら、すぐに出発しなければならない。うっかり事務所で長電話でもしていようものなら遅刻してしまう。

理事会の議案と資料は、数日前に速達で送られてくる。これを事前に読んで勉強してから出席するのだが、当日さ

らに大量の資料が配布される。そこで帰るときは、これらの大量な資料が書類鞆のなかに入らず、買い物袋のような紙袋のような紙袋に入れて持ち帰らなければならないことが多い。

理事会はいうまでもなく学校法人中央大学の予算・決算をはじめ重要な事務を審議する機関である。その審議は充実したものでなくてはならない。だから議案とその説明資料が膨大なものになるのは当然であろうが、とにかく重いと保存に頭をなやますことになる。

理事会には、山本理事長以下一五名の理事、宮田光秀評議員議長と松本副議長、水上先生以下三名の監事と、若干の事務職員が記録係として出席している。

理事会の議案審議は二名の常務理事、時によっては学長などからの説明や報告から始まる。それがそのまま了承されれば、予定の終了時刻の午後五時には終了するのだろうが、そのようにはならない。いつも時間が超過し、六時すぎになるのはあたり前、ときには七時をすぎることもしくなくない。それでも、次回に継続になることも珍しくない。

山本理事長は、議長として終了時間を気にした発言をされるのだが、理事・監事からの質問や意見がつきつぎと発せられ納得がいくまで続けられるために、時間がかかる。特に小林進理事は、野党代議士を長年つとめられた方だけあって、その質問は急所を突き食いついて離れない。国会流の質問だから、自己の意見を十分に述べながらの質問となる。然も、中央大学を日本一の大学にしようとの熱望にもとづく愛校によることがはつきりしており、学長はじめ教学側理事に対する注文も激しい。答弁者が「小林先生からのお叱り」とかわしたぐらいではすまず、的確なものなければ承知していただけない。小林先生だけでなく各理事や、監事から体育会・法曹会・南甲クラブ、それぞれの立場からの質問と意見が出るのだから、学長や常務理事の御苦労は、なみ大抵のものではない。

そこで、理事会とは別に勉強会や懇親会をもつなどの工夫も行われている。特に毎年赤字予算を計上しなければならぬ、法人予算の実態を説明するための勉強会ももたれた。ここでは専門家を招いて企業会計と学校会計との異同

についての講義も聞いた。

隔週に多摩まで出て行くのは、負担ではないかといってきたる人もある。しかし、多摩動物園の桜花、校舎をとりまく新緑、正門からの並木道の紅葉、そして冬の晴れた日に夕日に染まった富嶽を眺めるのは無上の楽しみである。

恵まれた環境の中央大学が、名実ともに日本一の大学になるように努めるのは私どもの責任だと自戒しながら、中大法曹からの負託に答え続けなければならないと思っている。



学員会における中大法曹会



中央大学理事
坂本 建之助

わが中央大学の誕生は、その前身「英吉利法律学校」として明治一九年（一八八六年）七月一日、少壮法律家一八名によってであり、中央大学学員会の誕生は、記録によると、明治二二年（一八八八年）一〇月二日、「英吉利法律学校々友会」創立総会によってであり、その会員は卒業生の全員数十名であった筈である。

私は、当時の交友会会則を見ていないが、その創立目的は、昭和二八年三月九日制定施行の「中央大学学員会会則」第二条に謳われている「本会は、学員相互の親睦をはかり、常に学員の健全な与論を結集して母校中央大学の興隆に寄与することを目的とする。」というのと実質的には同じであったものと思われる。

明治一九年七月の第一回卒業生は僅か四名であったが、いまや、本学学員の総数は、三六万余名（但しそのうち判明している物故者数は一万四二七七名）に達している。その中でわが中大法曹会は、在京法曹を中心として、昭和二六年に組織せられ発足したが、学員会支部として承認せられたのは、学員会に地域支部のほかに職域支部が認められるようになった昭和二八年であり、まさに職域支部第一号としてであった。当時の会員総数は四九一名、不肖私もその一員であった。

そして、現在の中大法曹会会員数は二、三〇〇余名に達し、在京法曹全体の約三分の一を占め、法曹界においては大きな存在となっている。

現在、わが大学には、法・経・商・理工・文の五学部があるが、経済学部、商学部の創部は大正九年、理工学部は昭和二四年、文学部は昭和二六年の創部であり、それまでは法学部のみが存在した。従って、本学関係の社会における活動家の多くは法学部出身者であったこともあって、これらの人々を会員とする中大法曹会支部は、現在の学員会内地域支部八四、職域支部四八、計一三二支部のなかでも有力な支部として、他の有力な経済人による南甲倶楽部、政治家による国会白門会、スポーツ人による学員体育会などと共に、学員会における中心的存在となっている。

学員会会長として法曹界長老の堂野達也先生、同副会長として松井宣先生があるほか、参与・常任幹事・幹事・会計監事・協議員等に法曹会から多数の人材をおくって、学員相互の親睦と母校中央大学の興隆発展という学員会活動に有効に寄与していると云っても過言ではないと思う。

私は、学員会幹事として学員会活動に参画しているが、昭和六三年度年初において、同年度事業としては、先づ同年度事業計画の審議を行い、その中で、

- 一、母校創立百周年記念事業資金募集に対する協力
- 二、学員会創立百周年記念行事、事業の企画、実行
- 三、父母連絡会との交流
- 四、学員のための学員会本部主催文化講演会の開催、大学が主催する学術講演会についての協賛
- 五、「中央大学学員時報」の発行
- 六、同年度卒業生名簿の発行
- 七、「学員会のしおり」の発行

八、学員サービスカードの発行

九、多摩校舎見学と観桜会

一〇、文化並びに体育の分野で顕著な活躍により、母校の名声を高めた学生並びに学生団体の学員会としての表彰

一一、卒業生祝賀パーティへの参加

一二、財団法人白川奨学会の管理運営

一三、同 事業資金の募集活動

一四、大学側役員との懇談会

一五、その他学員会の活動に資する事項

等を策定し、活動している。

これらの活動のための中大法曹会会員の参加、出席は二〇〇パーセントに近く、会議室は、他の関係学員と共に常に満席に近い。即ち中大法曹会の学員会への寄与、ひいては母校中央大学への寄与は、大先輩山本清二郎先生の中大理事長、宮田光秀先生の中大評議員会議長としての寄与と共に、大きなものがあると云うのは自画自讃とは思わない。

然し、また、母校中央大学は、将来を展望して広大なキャンパスを多摩に建設し、昭和五三年文科系四学部がこれに移ったものの、当分の間、場所的不便さを免れないこと、大学の眼玉になる司法試験合格者の、曾ての時と較べてのやや低調、従来から指摘されてきた一八才人口の急増、急減の問題に加え、国庫補助金の抑制傾向、海外大学の日本進出の動きや専門学校志向の増加傾向、消費税導入による学資への影響などの諸要因と、多摩校舎移転による財政負担の厳しさの増大を思うと、まさに安閑たり得ない状況にある。

この時にあたり、母校中央大学の一層の興隆発展を希うわが学員会も、更なる智慧を絞らなければならぬと思われる。

従ってまた、わが中大法曹会も自画自讃だけでは恥かしくなりそうである。皆さんと一緒に考えようと思う。どうぞ宜敷く。



監事から見た中央大学



中央大学監事 水上喜景

編集者よりの注文は中央大学の理・監事会について書け、と云うことであったが、理事会の審議状況を一々報告しなくても始まらないし、発表に適さないこともある。

そこで理事会の現況等を概略説明した後「監事から見た中央大学」について二、三拾って見様と思う。

×

×

×

中央大学の理事は理事長一、学長一、常務理事二の外平理事一四名（法、経、商、工、文各代表一、法曹会三、南甲二、国会一、運動部一、大阪一、事務局長）である。之に監事三名（法曹会一、南甲一、事務局OB一）と評議員会の正副議長が参加して理事会が開催される。

理事会の審議事項は大学五学部は素より、付属の高校三校の外、独立会計の事業部、経理研究所、通信教育部の経営、人事の重要事項すべてに亘っている。従って理事会は会社で云う重役会である。

出席者の発言は自由で役職による制限はない。昔は発言も少なく担当常務理事提出の議案の説明を聞いてパスさせることが多かったと聞くが現在の理事会は非常に活性化して居り午後三時から五時迄の予定時間内に、終わることは

先ずない。六時を過ぎることの方が多いい位である。

監事に就任して先づ感じたことは、大学財政の厳しさである。

大学会計には「資金収支計算」と「消費収支計算」があり更に「基本金」と云う奇怪な科目があるため非常に難解であるが之は監督官庁の規制による制度であるから立法論は免も角、運営に当っては之によるより仕方がない。

それによれば「消費収支」計算に於て収支差額ゼロが理想的な決算であるが中大の場合昭和六二年度決算で累積赤字が一四三億円余で、緊縮した昭和六二年度決算に於ても赤字約一〇億七九〇〇万円である。

同年度消費支出が二三二億余円、内人件費支出が一六〇億余円の財政の現況からして此の赤字の克服は容易でない。赤字克服のためには収入を増加させるか、支出を切詰めることであるが支出は大部分が人件費と借入金関係であるから増加こそすれ減少することは期待できない。収入の面でも大口である学費（一六四億円）は値上げした許りであるし、補助金（三〇億円）は漸減傾向であるし、受験手数料（二二億円）、寄付金（二四億）、の飛躍的增加も考えられない。

そこで百周年記念館利用の収入も考えて見たが収益事業を行うと固定資産税が賦課されるし、学員会に対する思惑もあるし大学財政を支える程の収入も期待出来ない（但し人件費、経費の赤字丈は防止しなければならない）。

斯うして見ると赤字脱却は八方ふさがりでその脱出路は仲々発見困難であるが学費の割アップか人件費の割カットができれば概ね数字は合って来る。亦補助金、寄附金の増額対策も出来れば累積赤字漸減の方向に向うであろう。

中大の教職員の金銭給与は主なる私学中最高である。そして年収一千万円を超える教職員数も亦同様である。

どうしてそうなったか？ 夫れは校舎の多摩移転の際教職員の優遇策を講じたことと当時採用した教職員が成長、高

令化したことによる由である。そして教員の定年は七〇才、職員の定年は六五才である。之が年々昇給して行くのであるから財政は圧迫される。

更に頂けないのはそれにも拘らず毎年ベースアップの団体交渉が激しく行われていることである。

教職員組合役員は大挙して交渉の場に現れ財務担当の常務理事一人（随員はいるが殆んど発言しない由）を相手に「御前」と云う様な失敬な言葉まで使つてつるし上げ状態の交渉が行われ徹夜になることも再々である云う。そして本年度の団交に於ても組合は金額では都下第一のものを獲得している。―日本一の金銭給与を得てい乍ら尚此のガメツサである。

教職員組合の団交要員は殆んどが他大学出身者であると云う。愛校心などは期待すべくもない模様で誠に寒心に堪えない。

自分達の職場である大学の浮沈など念頭にないものと見える。

何れにしても聖職と思われている大学や高校の先生が口汚い言葉で徹夜の団交を続けていると云うことは全く意外であった。

x

x

x

元来中央大学は地味な大学であるが今後益々地味になって行く（一般の評価が低下して行く）ような気がしてならない。そして経営的にも前記のように窮境にある。此の状態から脱出するにはどうすべきであろう。其の対策としては、第一には総長を定めることである。

現在総長の職務は学長が代行しているが象徴としての総長は是非必要である。敢然とした総長の存在は学内外に与える影響著大なものがあろう。

第二には経営陣の強化である。

経営に参画する役員が理事長、学長の外常務理事二名、後は非常勤理事である。其の内学長は総長代行であるし、教学とのかけ持ちであるから常勤は理事長を含めて三名半である。全く弱体で多忙、大学のビジョン、経営の立直しなど考えている暇はない。

常勤役員の補強を検討すべきであろう。

第三には時勢に適合した新学部の新設である。

之は教学側で研討中であるが清新なビジョンの下に中大らしい内容と形態を備えた新学部を創設するならば大学の振興に役立つことと思う。

第四には夜間部の立直しである。

中大夜間部は古い伝統を有し多くの人材を輩出しているが今日の夜間部は第二昼間部の靚を呈し昼間部に落ちた学生が多く真の勤労学生は半数にも足りない。之は地域、交通の影響が多大であると思われるので後楽園校舎、記念館の活用等も考えて体制の建直しをしなければならない。

第五には運動部の振興である。

大学の人気を上げるには運動部が一番である。現在ボートと剣道はふるっているが外には箱根駅伝とスキースケートの一部位である。

野球、ラグビー、サッカー、バレー、陸上、水上等派手な種目の活躍が望まれる。施設は完備しているのだからもっと成績が上っても良い筈である。大学も其の助成を考えねばならない。

第六には役員の数交替制である。

大学の役員は三年で交替する。従って三年たてば全部新顔になる。之では政策の継続性は期待できない。半数交替にして而も熱心な人材を登用するならば政策は継続して大学の運営も円滑に進行するものと思う。

中大法曹会の公証人



公 証 人 外 村 隆

中大法曹会は、東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹で組織する会である。ところが、公証人は、判事、検事、弁護士ではないとゆうことで、創立当初から会員として認められていなかった。

しかし、昭和五五年五月の会則改正を期に、幹事選出規程が改正され、幹事選出母体の裁判所、検察庁の下に、それぞれ（判事出身の公証人を含む）（検事出身の公証人を含む）を加えられ、中大法曹会は、公証人を会員とすることを明確にしたわけである。そうして、五六年九月発行の中大法曹会会員名簿には、公証人の部が設けられた。しかし、連絡が悪かったのか、公証人側世話人の怠慢か、検事出身の公証人のみの名簿になって、判事出身の方は掲げられていないのは誠に残念であった。今次の名簿作成には、三上（元検事）、大前（元判事）両公証人のお骨折りによって、遺漏のない名簿が作成されている。

新名簿によると、昭和六三年五月現在、東京都内勤務の公証人である会員は、判事出身六名、検事出身一六名計二二名で、十年前と比較すると、検事出身一六名は数的に変らないが、判事出身二名が六名と増加しているのは喜ばしいことである。これだけの会員があり、何れも、地裁所長、検事正経験の古参法曹でありながら、中大法曹会總會へ

の出席は寥寥たる有様である。これは、公証人も会員であることを知らない方があることと、在官当時から、転任等で東京を離れることが多く、中大法曹会への関心が低いままに過ぎられた方が少なくないためと思われる。こうゆう方々も、学研連の諸団体とか、同期の会には、喜んで出席し世話もされているし、大学の百年記念事業には、所属支部を通じて寄付をされておいて、大学への愛着心は持っておられるのである。よって要は、他の会員と同じく、膨張した中大法曹会に魅力を感じさせる方策如何と云うことにならう。さいわい最近判事、検事からの幹事の数もふえ、在官中の諸君が副幹事長や役員として活躍されているので、追々、会への関心も高まることと期待している。

この機会に、在京の公証人会員の活動状況等を簡単に報告申上げることとする。

東京の公証役場は、四三個所で、此処に九九人の公証人が勤務し、東京公証人会を結成している。公証人の仕事は、御承知のことと思うが、兎角、定型的、附従的契約が目につき、暇な隠居仕事のように誤解されているが、少なくとも、東京ではいろいろな特種な契約が持ち込まれ、検事が起訴状の訴因を決定するときのように、問題がなく、何処の裁判所でも通るように契約内容の表現に、ない知恵をしぼり、遺言では、遺留分の侵害の生ずる配分など頼まれ、子供達が承知する見通しや、紛争になってどうするつもりか、遺留分の制度など、老人に噛んで会める様に話すことも始終である。

こうして役場では、結構忙がしい上に、東京公証人会を結成し、之に、財団法人東京公証人協会、東京公証人合同役場があつて、それぞれの委員会や会務を分担し、法律問題でも、業務執行でも、東京が全国のリーダーとなるので、仕事量が多い。東京公証人協会の管理する、公正証書原本などを保管する国立書庫は、学員である横川陽五郎先生（現弁護士）が、中心となって奔走され昭和四三年建築されたもので、同先輩によつてのみなし得た偉業とされている。

公証人には、全国の公証人による、日本公証人連合会がある。東京の公証人は、その役員のなかばを出し、会務全

般を實質的に負担している。特に、本年は、公証制度発足百年に当り、種々の記念事業の実施に忙殺された。その一つに、公証制度百年史の発行があり、その編述の為に会員の岩田農夫男君は、編集主任を助けて、数個月に亘って毎夜深夜に起きて、朝まで作業に没頭され、同君なくしては完成出来なかつたと賞賛されたところである。

最後に、このように学員公証人は、他の公証人に率先活躍しているのであるが、その勤務場所を見ると、現在千代田区内一名、中央区内二名と、中心地の公証人が少ないこと、東京会の会長を経て、日本公証人連合会長に選出されたのは、前出の横川先輩（昭和四七年）と小生（昭和六〇年）の二人、東京会長には、金子満造先輩とゆうことは、いささか淋しいと云わざるを得ない。その理由が那邊にあるかは別として、中大法曹会の学員公証人への支持、御鞭撻を期待するところである。





法務検察部内における 中大法曹について

広島高等検察庁検事長

竹村照雄

検察官の定年は、検事総長の六五歳を除き、すべて六三歳である。会報第十一号が発行されるのは三月と承ったが、大正一五年（一九二六年）四月九日生まれの私は、発行の余端に三八年に及ぶ検察官生活を終え、弁護士の間に入り、をさせていただかねばならない。私が去ったあとの法務検察における中大法曹の最先輩は、川島興東京地検検事正（五期）会報が出る時は間違いなく検事長になっている筈である。）であり、本号の執筆者としては川島検事正が最適任である。しかし、編集者のご指名により、また検察にあって中大法曹会のみならず日法協など法曹三者の集まりへの関与につき、最も労をいとわなかったとの自負もあるので、敢えて私がお引受けした。以下は、法務検察における中大法曹の現状を述べ、各方面同志の。方々に御理解御支援をお願いするとともに、部内後輩に託する思いを吐露してみたい。

○法務検察部内における中大法曹の現状

法曹の意味を弁護士たり得る者として厳密に解した場合、中大出身の法曹たる検事長及び検事は、昭和六三年一月三〇日現在で二八九名である。これには、いわゆる「沖弁法」に基づく選考に合格して検事に任命された者三名が

含まれている。ほかに検察官特別考試に合格して検事に任命された者が二一名いるので、ひろく検事以上は三二〇名ということになる（ちなみに、特別考試による検事は、検事正一名を含め全国に五〇名いるが、その半数近くを學員で占めていることになる。苦学し、検察事務官となり、副検事となり、さらに努力を重ねて検事に至るわけで、その実務や人生における経験の豊富さからいっても、これらの検事に法曹資格を付与してもよいのではあるまいか。苦学力行の体験者の多い學員在野同志の御理解を得たいものである）。全国の検事以上の検察官は、法務省はもちろん外務省その他の機関へ出向している者を含め約一二五〇名（この中には裁判官から訟務その他へ一時検事に転官している者も多数含まれる。）であるから、その二五パーセント、四分の一を占めていることになる。中大創立百周年記念に際し、大学当局の求めにより調査した時は、中大出身者は三三〇名であったから、現在は若干減少している。なおその時当局から聞いたところでは、東大、早稲田大各約一〇〇名とのことであった。この比率は今でも大差ないであろうから、法務検察部内での中大出身者の占める割合は、数的には他大学を引き離していると言えよう。その質を檢察幹部の数によって云々するのは、独任官庁として直接事件の処理に当たることこそ生甲斐たるべき本分にかんがみればいかなものかと思われる。ただ法務檢察という組織体にあつて、組織としての総合力を發揮するという観点からみれば、幹部たることは、より広く活躍の場を持つということになるであろう。その意味で紹介すると、検事長以上の認証官一〇名中、中大は一名（東大七、京大一、慶大一）、検事正五〇名中一六名、検事正経験の高検次席検事及びこれに準ずる高検検事は一九名中四名、本省関係の次官、長官、法総研所長、局長、官房長クラスは検事ポスト一〇名中零となつてゐる。結局検事正クラス以上をみると、八九名中二一名、二四パーセント近くであるが、頂上に近づくに従つて少なくなつており、東大出身が断然多く、京大がこれに次いでいる。検事正の主要なところでは、東京川島興、横浜水原敏博、神戸宮本富士男、名古屋設楽英夫、千葉押谷鞆雄の各検事正（いずれも部制庁）がいる。特に川島検事正は、ロッキード事件における東京地検特捜部長、同地検次席検事、東京高検次席検事等の檢察現場に

おける最も枢要のポストを歴任して、これは中大学員としては、山本清二郎先生以来のことであり、一層の活躍を期待してやまない。なお、次に検事正ポストに出る広島等四高検次席、大阪、横浜等三大地検次席及び支部長在職者等計八名が控えており、また東京地検には松田昇特捜部長が、本省では石川達紘会計課長が頑張っている。

○今後の課題

検察陣営内にかくも多数の中大法曹が活躍しているのは、諸先生のためみない努力と実績、それに続いた後輩の活躍によるものであり、特に山本・河井時代、この両先輩の御指導に由来するところが大きい。ところで、司法試験を目指す全国各大学学生は多く、合格者の出身大学も多様化し、検事任官者のそれと同じく多様化しつつある。最近検事任官者の減少が憂えられており、少ない年で三四名、多くて五〇名に達するかどうかであるが、最近五年間についてみると、中大出身者は、昭和五九年四月（三六期）から同六三年四月（四〇期）まで、四名、一名、五名、八名、一三名の合計四一名で、年平均一〇名に充たず、往時に比し寂しい感じがする。一方合格者数の躍進を示している早稲田についてみると、一〇名、一名、一〇名、七名、六名の合計四四名で中大を追い越している。私はつとに、今に検察に早稲田の時代が来ると警告していたが、今や足元からそれが現実のものとなりつつある。聞くところによれば、早稲田大学当局が司法試験合格者の祝賀会を盛大に行い、席上大学側はもちろん、在野法曹の諸先輩も任官をすすめ、その大合唱の如き観を呈することである。各方面に人材を送り、多方面に活躍の場を求めようとする若々しい活力を感じるのは私だけであろうか。それにひきかえ、中大は従来の実績に安んじていないだろうか。老大国化し、そのこと自体が自覚されず、深刻に反省されないまま衰退の一途にあるのではなからうか。

私どもは、在野諸先輩に対し、任官増加について格別の御理解と御支援をお願いしたいと切に思う。それとともに、検察にある我々自身がその努力と実績により、検察の魅力を後輩に示すことが最も肝要である。そして、ここでさらに提言したいことがある。

かつて私学出身と分っただけで本省刑事局入りの話が消えたと聞いたことがある。政府機関の他省庁幹部の新聞辞令が圧倒的に東大卒業が多いのに、司法ではその他大学出身卒が時々出るのはいかかなものかと嘆いた官学出身裁判官があったと聞いたこともある。しかし、今や検察にそのような偏見は存在しない。中大出身者が刑事局にも入っているし、検察の重要ポストにも進出している。要は実力である。特に出身大学が今日のように多様化しているとき、戦前の我が先輩が味った私学出身者としてのいわれない苦悩を、同窓の少ない他大出身の仲間達に味ってほしくない。みんな検察の同志なのである。このような思いの中で、敢えて中大出身者に望むところがあるとすれば、それは、質実剛健の学風を発展させ、真に市民のこために、庶民のために、国民のために、ひろく各地の任地で検察第一線に生き抜く気概をその本質的な基盤にしようではないか、ということである。

(昭和六三・一一・三〇記)



選任評議員の推薦についての意見

—評議員の若返りと評議員会の在り方—



中央大学評議員

猪股喜蔵

一 選任評議員の若返り、活性化を図るべきだという意見は、今に始まったわけではない。

昭和五三年五月九日の評議員候補者推薦委員会の「申合せ」事項も、それまで長い間論議を重ねた結果、ようやく一つの結論を出して、「若返り」の方策を建てたものであった。

その申合せ事項である「評議員候補者推薦基準」の第四項に、新たに評議員に推薦する者については、年齢七十五歳未満、任期満了で再度評議員に推薦する者については、年齢七十五歳未満の者であること、として基準を設定した。

この申合せ事項の推薦基準に従って候補者が推薦されている限り、評議員の年齢の上限は七十五歳未満で、再任された者でも七十九歳を超えてはいないのである。しかし、この基準は、近年ますます空洞化され、原則が覆えざれているのである。それは、この第四項の但し書きの例外規定が、実は原則規定のように運用され、誰もが自分はその例外に該たるものと思いついでいるからである。その但し書きというのは、「ただし、中央大学又は学員会に功劳のあった者のうち、推薦委員会において推薦を適当と認める者はこの限りではないものとする。」という規定

である。その但し書きは、弾力的な運営をし、画一的基準による弊害を除去しようという趣旨からのものであって、それはまさにそのとおりで、相当な規定である。

但し書きの規定というのは、あくまでも原則に対する例外であり、その例外規定の運用は、申合せ事項ができた経緯と趣旨に照らし、厳格に運用されなければならないのは当然である。

二 選任評議員の定員が二百人以内というのも検討の余地があるところであるが、それはひとまず措いて、これを前提にして考えてみる。

評議員候補者は年齢七十歳未満の者を当然の前提とし、再任評議員について七十五歳未満というのは、この場合まず例外の規定である。そして、さらに例外規定を設けて、大学又は学会に功労のあった者のうちで、推薦委員会が推薦を適当と認めるものは、この年齢制限の適用を受けないということからすると次のようにいうことができる。

再任評議員で年齢七十五歳を超えて適当と認めるについては、①大学又は学会に功労のあったものという、その功労の内容についてまず検討されなければならないし、②それとの関連でその人数、③そして、再任の回数、限度も吟味されなければならない。一般の意見を聴いた結果によると、再任評議員で七十五歳以上の学員を推薦する場合において、理事長、学長又は学会会長の職にあった者については、評議員会に出席することが可能である限り、特に再任の回数を制限する必要はなからうということである。しかし、それ以外の者については、功労者に該当するとしても七十五歳を超えるものについては、すべて一回限りとし、かつ、その人数も七十五歳以上の評議員は全体の一割の範囲に限定すべきである。一回限りということにした場合に多少実情に合わないもので、理事長、学長、学会会長経歴者に準ずるものについては、さらに例外的に二回に限って推薦をすることとする。

三 これを要するに、年齢七十五歳以上の選任評議員は、全体で一割以下に限定されるように、「推薦基準」を厳格

に運用されるよう評議員推薦委員会委員にお願いをしたいものである。

次に、評議員の若返りについて年齢別、卒業年次別に熟年・実年を中心に均衡がとれたように推薦がなされるべきである。七十五歳以上の推薦を一割として検討してみると、五十五歳以上六十五歳未満のものを全体の三割とし、これを中心勢力とする。六十五歳以上七十五歳未満のものと、四十五歳以上五十五歳未満のものを、それぞれ二・五割宛、そして二十五歳以上四十五歳未満の候補者を、七十五歳以上の候補者と同じく一割とする。

平成元年度を初年度とし、二年度及び三年度の改選時にかけて、このように、まず年齢別に均衡がとれた人選をすべきである。

四 次に、評議員会に、評議員会をして十分にその機能が達成されるように、例えば、「財政健全」、「教育宣伝」等の委員会を設置し、評議員会において報告をし、又は諮問に答えるように、活動と運営を強化することを早期に検討すべきである。併せて、去る三月十八日開催された評議員会において、私が発言通告をして趣旨説明した「退任評議員の表彰、名誉評議員制度の創設及び評議員会の活性化について」この際まず評議員推薦委員会において検討をされるよう希望するものである。

なお、そこで、私が発言通告した内容につきに掲載して、その参考とする。なお、去る四月二十五日開催された「評議員選考委員会」において、私は強く以上の要旨に基づいて発言をしましたが、次回に再び申し送られることになったのは、残念です。

発言通告

「退任評議員の表彰、名誉評議員制度の創設及び評議員会の活性化について」

一 選任評議員として永年在任され、功勞の顕著な方が数多く存在しており、常に後輩に範を示しておられます。こ

れらの方が年齢や境遇で退任される場合に、大学として表彰をし、もってその功績を顕彰するのを相当と考えられますが、これについて理事長のお考えをお聞きしたい。

二 次に、学員の中には大学経営の現状に鑑み、その将来について建設的な意見を開陳するため、評議員を希望される方が多数おられます。現在まで行われてきた選任評議員の選考の経過を見ますと、「再任」者の選考が圧倒的に多く、いわゆる既得権の感じさえあります。経験を豊かにもち、徳望の多い学員が多数評議員に留任されることは、大学として、また後輩としてまことに頼もしく感じられますが、他面若くて新しい感覚の後輩進出の道が、そのため閉ざされるといふ面も軽視できない実情です。

若くして新しい評議員をそれなりに加えていくことは、広く意見を聞き、学員・全学的意見を反映するために必要であると思います。学校法人中央大学基本規定（寄附行為）第二十七条第一項に選任評議員は二十五歳以上の学員のなかから選任するという規定は、実はそのことを期待していると判断されます。このように、評議員の若返りそして評議員会の活性化を図る必要があります。

三 そこで退任評議員にしてさらに功績が顕著な方で、本来はもっと在任してもらいたいという方に「名誉評議員」に委嘱する、という制度を創設してはどうか、というこれは意見として申し上げます。

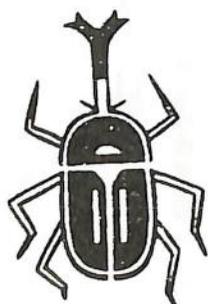
これについては、基本規定の一部改正が必要になるかと考えられますが、その場合は、第五章評議員会の第三十四条の次に第三十四条の二（名誉評議員）の規定を追加し、その内容を次のようにすべきであると考えます。以上意見を申し上げます。

第三十四条の二（名誉評議員）

1 評議員会は、評議員として功労のあつた者を退任後名誉評議員に委嘱することができる。

2 名誉評議員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることができない。

-
- 3 名誉評議員に対する評議員会の通知は、あらかじめ出席の届出があった者に対して行う。
- 4 名誉評議員に関する規則は別に定める。



法務行政内における中大学員



公 証 人 三 上 庄 一

(元前橋地検検事正)

早いもので、私が検事生活を終えてから四年半の歳月が流れた。私の在官年数は三三年余であるが、これはまず標準的な勤務年数であろう。勤務先別になると、検察庁二四年、法務省関係六年、司法研修所三年ということになる。この間に接した先輩、同僚、後輩の中大学員は、数にしてどの位になるのだろうか、自分でも見当がつかない。そのうちの一人に、山崎恒幸さんがいる。山崎さんは、札幌地検検事正を最後に退官、公証人を停年まで務められ、その後弁護士を登録されていた。私の敬愛する先輩学員の一人であった。しかし、大変残念なことに、山崎さんは昭和六三年一〇月病没された。同月下旬と行われた葬儀の際山崎さんに捧げられた弔辞のなかで、同氏が検事職中数々の重要事件特に公安関係事件を手がけられ、首都の治安維持に功績をあげられたことが讃えられていた。その事件の一つとして紹介されていたいわゆる『一〇・二一新宿騒擾事件』は、私としても山崎さんらとともにその共同捜査に従事しただけに、思い出の深いものがある。この事件は、昭和四三年一〇月二一日の夕刻から翌二二日の深夜にかけて、数千名の学生・群衆が国鉄新宿駅及びその周辺において、構内に乱入、線路上、駅舎などを占拠し、放火、投石、破壊の限りをつくし、五百数十名が検挙された事案である。あの当時東京では、学生らの大量検挙事件等が相次いで

治安情勢は緊迫し、また、東京地検でも自庁だけでは到底手に負えず、全国の検察庁から応援を得てこれら事件の捜査処理に追われる状態であった。そのなかでもこの事件は、検挙者の数といい、捜査専従者の人員数といい、最大規模の事件であった。その捜査活動は、まさに不眠不休の連続であった。いま考えても、よくぞ体が持ったなと思う。この事件の所管部である東京地検公安部の当時の幹部は、部長外村 隆氏（その後各地検検事を歴任、最高検公判部長を最後に退官、現在公証人）、副部長が山崎恒幸さんと私であった。また、当時の刑事部副部長竹村照雄氏（現広島高検検事長）が、いわゆるメーデー騒擾事件公判立会の経験を生かして、応援に参加されていた。いずれも中大學員である。なおまた、この捜査陣営に加わった検事のなかでも、多数の中大學員が活躍された。いふなれば、この事件の第一線における捜査遂行には、中大學員が主力になって当たったといっても過言ではない。

ところで、法曹会発行の昭和六三年九月一日現在の職員録によって、中大學員の検察庁における主要メンバーをみると、私の記憶、計算に誤りがなければ、検事長一名（近々二名となる時期があるものと期待される。）、検事正一三名（うち東京高検管内五名）、高検次席四名（うち検事正経験者一名）となっている。それに続いて中堅、若手検事が多数名を連ねている。まさに一大勢力といつてよいであろう。一方、法務省の課長以上としては、外局本庁に二人の名をみるのみである。また、法務沿革誌第四卷（昭和四六年一月から昭和五五年一二月まで）付録の『法務職員、検察庁職員概覧』によって、右期間における在職者のなかから中大學員を数えてみると、検察庁職員では、次長検事一名（説明を要するまでもなく、現中央大学理事長山本清二郎先生である。山本先生はその後大阪高検検事長を最後に退官された。）、検事長四名（山本先生を含む。）、検事正六四名（ただし、このうち若干の方は数か庁を歴任されている関係で、この数は実数ではなくいわばのべ数である。）であり、他方法務省の課長以上では、本省で一名、外局（地方支分部局を含む）で五名、となっている。このようにして、中大學員の検察における活躍ぶりには刮目すべきものがある。冒頭にふれた新宿騒擾事件のことは、その一こまという意味で紹介した次第である。

さて顧みると、私が最初に東京地検へ転入したのは昭和三〇年で、まだ検事四年生の若輩であった。当時東京地検の幹部として、次席検事田中萬一、特捜部長山本清二郎、刑事部副部長河井信太郎といった先輩學員らが活躍しておられた。そして中大出身者の送別会、歓迎会などで集りがあると、その席上ではきまって河井先輩などが私共にはっぱをかけて下さった。要するに、われわれ中大出身検事が検察庁特に東京で官学出身者と互角に太刀打ちをするのには、同じ程度の勉強、努力をしていたのでは通用しない。彼らの二倍、三倍の努力をしてはじめて同列に評価され、あるいは追い抜くことができるのである。田中先輩、山本先輩がそのよき手本である。諸君はこのことを銘記して奮勵努力せよ、というのがその趣旨であった。まだ二十歳台の新米検事であった当時の私としては、正直言ってまたかと思つたこともあつた。しかし、その後の検事生活を送るなかで、こうしてしつた激勵され訓されたことがどの位役に立つたか、有難く思つたことであつた。

率直に言つて、検事のなかでもいわゆる本省組と称せられる人達をみてきた感想としては、総じて能吏タイプの人々が占めており、多くの中大學員の検事とは若干肌合いを異にするように思う。中大學員の検事は、検察の現場において、その中核として冠たる業績をあげて来られたし、現に各ポストで存分の活躍をしておられる。私は、それで立派に社会的使命を果しているものと自負して然るべきだと思う。どうか學員の方々が、わが国検察のためますますご健闘あらんことを念願してやまないものである。

(一九八八・一一・三〇記)

中大法曹と検察

(検事三五年生の感懐)

高松高等検察庁検事長

川島

興

(前東京地検検事正)

私は第五期司法修習生を終了して昭和二八年四月検事に任官し、東京地検における一年間の新任検事を振り出しに今日まで三五年余の検事生活を続けている。中大法曹の現職の先輩検事としては、現広島高検検事長の竹村照雄さんがただ一人おられることになってしまった。検事になったのがつい昨日のように思えてならないのに、いつの間にか検事生活も終点に近づこうとしている。

私が新任検事当時の東京地検には、次席検事の田中万一さん(後に最高検刑事部長・故人)、特捜部長の山本清二郎さん(後に大阪高検検事長・現中央大学理事長)を始め多数の中大法曹の先輩検事がおられ、検事としての心構えを指導してくださった。新任検事指導官の河井信太郎さん(後に大阪高検検事長・故人)も中大法曹の先輩で、検事として箸の上げ下ろしから始まるご指導をいただいた。その後地方に転出しいくつかの地検に勤務したが、私が横浜地検小田原支部の検事るとき山本さんが同地検の次席検事としておられ、また私が三度目の東京地検勤務のとき同地検の次席検事がやはり山本さんで、その都度ご懇篤なご指導をたまわった。私が今日で言うA庁検事として東京地検勤務をしていた当時、いわゆる応援検事として特捜部の仕事をすることがあるが、そのときの特捜部副部長が中大法

曹の先輩の浅見敏夫さん（後に東京地検刑事部長・現弁護士）で、特捜検事としての手ほどきをしていただいた。また刑事部所属のときの副部長がやはり先輩の佐藤忠雄さん（後に最高検刑事部長・現弁護士）で、検事の仕事全般に亙りその基本を徹底的に指導していただいた。その後私も特捜部検事の一人に加えられたが、そのころ特捜部の中核をなす敏腕検事で、間もなく同部副部長となり、多くの著名事件を手がけられた栗本六郎さん（後に大阪高検検事長・現弁護士）も中大法曹の先輩で、その力量の一端を垣間見ることができたのが幸せであった。少し後になるがやはり先輩の田村秀策さん（後に大阪高検検事長・現弁護士）が特捜部長のとき私はその下で副部長を勤め、田村さんから部長としての在るべき姿を学ぶことができた。このように私は常に中大法曹の先輩から温いご指導を受けて今日に至っているものであり、心より感謝している次第である。

また中大法曹の後輩の検事諸君も極めて優れており、私は絶大なる支援を得ている。現在私が検事正として勤務する東京地検に限ってみても特捜部長の松田昇君、公安部長の友野弘君、公判部長の土屋守君、総務部長の佐野真一君といった特Aクラスの優秀な検事諸君がおり、また副部長以下新任検事に至るまでの中大法曹の検事諸君もすべて粒ぞろいの優秀な検事ばかりで、よく検事の職務を遂行してくれている。

この拙文は、中大法曹会会報編集委員長の野宮利雄さんから依頼されてあえて筆をとったのであるが、野宮さんは中央大学で机を並べて司法試験の受験勉強をした仲間で、私の最も畏敬する友人の一人である。野宮さんが衆望を担って第二東京弁護士会会長に就任された年、私は東京高検次席検事の職にあったので、司法協議会等で野宮さんにはしばしばお目にかかるようになり、あらためて中大法曹の一員であることの自覚を強くし、かつ、野宮さんの法曹としてのご活躍に対し一層畏敬の念を深くしたのであった。

ところで近時司法試験の難しさが社会の関心を引き、法務省において試験制度の改革を検討しているところであるが、司法試験に合格することが法曹になるためのほとんど唯一の道であることからすれば、多数の法曹希望者が存在

する以上競争の原理によってその合格が難しくなることは容易には避けられないところであろう。しかしながら法曹になるということは、その時点で無限に可能性のあった自己の人生を裁判官・検事・弁護士という社会全体から見れば一握りの有限の領域に限定してしまうということにもなるのである。法曹一元といわれているがその発想の原点も案外この辺にあるのではないかと考えている。私も検察の一員であると同時に法曹の一員であり、そして中大法曹の一員でもある。私は法曹の一人一人がこの辺に思いをいたし、それぞれの領域において自己の職分に全力を尽くすことこそ、我が国法曹の充実と発展に寄与するものであらうと信じている。

検事としての残生は少なくなつたが、法曹としてあるいは中大法曹としてはもうしばらく皆さんのご指導を仰がなければならぬというのがこの拙文の「落ち」となつてしまつたようである。妄言を深くお詫びする。

(昭和六三年一月目黒東山の官舎にて)



司法試験制度改革問題の 諮問を受けて

大学問題委員会

委員 長

藤井光春

法務省は昭和六二年四月法曹基本問題懇談会（法曹懇）を設置し、司法試験制度の抜本的見直しが焦眉の課題であるとしてこの試験制度の改革に着手した。その理由には、我が国の法曹界に対し指摘されている問題点として、社会の高度化、国際化に対する法律家の対応が十分でない事、諸外国に比べ法律家の数が少く、国民にとって縁遠い存在となっていること、司法試験の合格が高年齢化していることの三点を挙げている。

法曹懇のメンバーは一三名で、清水司前早大総長、川口弘前中大学長の外は全員東大法学部出身であり、法曹懇は四月から月一回の割合で会合して年末には司法試験制度改革のための答申をする予定といわれていた。もっとも結果的には法曹懇の最終会は昭和六三年三月八日になってしまった。

私どもは法曹として、また常に一、二位で司法試験合格者を出している中央大学のOBとして、この問題を敏感に受けとめたことは申すまでもない。中大法曹会執行部は川口先生をバックアップし、また母校に意見具申すべく大学問題委員会に対し司法試験制度改革問題につき諮問した。同委員会は小委員会を設け、その委員長に柳沢義信弁護士

士（一弁）を委嘱し、諮問から答申まで期間が極めて短いため、迅速な資料収集、討議の集中に努めて頂いた。

特に数々の意見の整理のため年末、年始多忙な折りにも拘らず若手会員から骨身を惜しまない協力を受け、昭和六三年二月二三日法曹人口増加問題と受験回数制限の二点に絞り、他の問題は学研連の研究に譲ることとして中間答申をすることができた。その内容は現在の司法試験制度を改革しないで合格者を約六〇〇名に増員し司法研修所の物的設備が整い次第更に一〇〇名を増加し約七〇〇名を合格させる、しかる後、数年間その実績を見て法曹人口の増加の要否を検討する。回数制限には多くの疑問があるところから見合せるべきであることを提言している。詳細は資料を参照されたい。

右答申までの間には法曹懇の川口先生との意見交換、中央大学法学部教授の方々との会合も持つことができた。有意義であった。おかげで川口先生にも法曹懇に対して中大法曹の意見を反映して頂き、中央大学に対しても司法試験合格者の最大の集団として効果ある意見具申ができたと考えている。

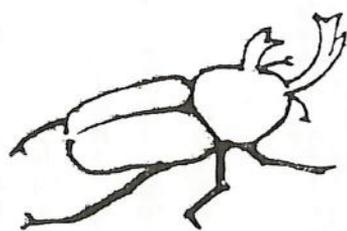
法務省は法曹懇の意見を受けて昭和六三年四月一三日法務大臣官房人事課長試案名下に司法試験改革試案を発表した。右試案は遺憾ながら受験資格を「連続した三年以内に三回以内」に制限し、大学推薦制度を導入し、これらを前提として合格者を増加することを骨子としていた。

小委員会での多くの委員の意見は、法務省が法曹懇設置の背景として挙げた三つの問題点はともかくとして、同省が焦眉の急として危惧しているのは寧ろ司法試験合格者の「検察離れ」であり、司法試験合格者の若年化を図って検察官志望を確保するにあるとの穿った見方であった。しかし東弁司法問題ニュースも指摘するように検察官任官者の減少及び中途退官者による検察官不足は誰しも認めるところであり、司法に責任を持つ法曹三者が深刻に考えるべき問題である。裁判官不足の点も弁護士は勿論、外部からも指摘されており、弁護士の数もまた法律事務独占の立場から法曹懇設置の背景的理由をも配慮した場合、果して適正規模であるのかどうか、法曹三者の実体を調査、検討の

上、国民の負託に答えられるようにコンセンサスを得ながら長期的展望を持つは当然であるがこれを基底に据えた当面の具体的対応もしていくべきものと思う。

このことを疎かにするならば検察官の分離養成へ発展する危険性もなしとしない。これが杞憂であることを望みたい。

司法試験制度改革問題は昭和六三年一二月から日弁連、最高裁、法務省の三者協議の場で討議されることとなった。中大法曹のこの問題に対する意見は、学研連において更に深められた意見と合せて、三者協議の討議にも寄与できれば幸である。



委員会活動と回顧

中央大法曹会法職教育検討委員会



委員長 市川照巳

一 はじめに

当法曹会の提唱により、本学の司法試験合格者の長期凋落傾向に歯止めをかけ、ひいて本学に司法試験合格者首位の「栄光の座」を取り戻すため開講された「中大法職講座」は今年で満五年の節目を経過しました。

この間当法曹会は、只管母校の発展興隆を願う一念から不躓を願みず大学当局に対し「法職教育の強化充実に關する意見書」等を提出し、あるいはこれが運営機関である中央大学「法職講座運営委員会」に法職講座の強化充実策等を提言して法職講座をバックアップしこの制度の早期確立に努力してまいりました。

そして、これまで多少の紆余曲折、試行錯誤はあったものの、去る昭和六三年四月に行われた司法試験をめざす新入生のための「昭和六三年度法職講座開講シンポジウム」や、同年五月にはじめて二年次生以上を対象として開講した「答案練習講座一期（自宅、土曜）」には、予想を上回る多くの参加者を得るなど、いよいよ地に着いた実を挙げ、漸く草創期から脱して発展期に入る基盤が醸成され学生の期待に応え得る制度となつてまいりました。

これも一重に関係者のご努力はもとより会員の皆様の日頃のご支援ご協力の賜であり、衷心から厚くお礼を申し上げます。

なお、私は前年度に引き続いて委員長にご選任を頂いておりますが、残された任期中、初心を忘れずできるだけ努力をしたいと決意を新たにしていますので、会員の皆様にはよろしく御指導、御協力の程をお願い申し上げます。

二 活動状況等

それでは本年度（昭和六二年、六三年度）における当委員会の審議及び活動状況について報告いたします。

(1) 活動の基本方針

当委員会は昭和六三年九月及び一〇月に開催した委員会において、本年度の活動方針ないし目標について慎重審議し全会一致で、当法曹会が去る昭和六〇年五月一三日付をもって大学当局に提出した「中央大学法職教育の強化充実に関する意見書」に基づく三つの要望事項（①法職専門コースの新設、②法職講座の強化充実、③中大駿河台記念館における法職講座の開設）の早期実現化こそ当委員会が対処すべき緊急課題であることを確認したうえで、前年度に引き続き右意見書に基づく建言事項の迅速かつ実践的な運動の展開を基本方針として採択いたしました。

(2) 審議及び活動の状況

当委員会は前記基本方針に基づき、昭和六二年九月から今日までに（同六三年一二月現在）一三回にわたる委員会を開催して、これが具体的方策や委員増員による組織強化等を検討する傍ら、「学研連」「法職講座運営委員会」との間でもいわゆる「合同懇談会」形式の協議会等を持ち、右建言事項等の早期実現化に向けて努力を傾けてまいりましたが、本年度における主要な活動ないし実績は以下のとおりであります。

(a) 委員の増員による組織強化

ご承知のように当委員会は、「中大法職講座運営委員会に協力する」目的をもって、昭和五八年七月に、委員の構成を、東弁ブロック四名、第一弁並びに第二弁ブロック各二名、裁判所並びに検察庁ブロック各一名、計一〇名の外に、当法曹会選出の中大法職講座運営委員会委員一名を加え合計一一名の委員（規則三条）として発足いたしました。

しかし、翌五九年四月には、当委員会の名称を現名称（旧名称は法職講座運営協力委員会）に変更すると共に、これが事業目的に「法職を目的とする中大学生及び卒業生に対する法職教育について調査、検討及び協力する」を追加して、活動範囲を拡大したことなどから、委員定数を増員して組織強化し、とくに受験界の実情に詳しい少社会員の叡知を結集する必要に迫られました。

そのため前年度（同六〇年、六一年度）の委員会は、これが強化策として当初から毎月一回委員会を開催して、法職教育全般の問題についても審議するなど、対応していましたが、何分にも委員数が寡少のため、いわゆる法曹三者の意見を汲み取り、特に近時の情勢に精通する少社会員の意見を糾合するには、必ずしも十全ではなかった。

本年度の当委員会はこの問題を解消するため第三回委員会において、当委員会規則を改正して委員の定数を二一名（その内訳は前記ブロック選出の委員数を従前の二倍）としていわゆる組織強化する議題を審議し全員一致で承認されたので、当法曹会執行部にその旨を具申すると共に、同六二年一月三日開催した当法曹会第二回幹事会において、当委員長から委員数の増員方を緊急提案し全会一致で採択されました。

その後、会則改正委員会においてこれが規則の改正方について検討が進められ同六三年五月二十五日開催した当法曹会（昭和六二年度）総会に付議されて原案どおり承認可決され、ここに当委員会は従前の二倍（二一名

以内)の委員をもって構成・運営されることになりました。

今日では新進気鋭の会員の参加協力を得て旧に倍する活発な活動が行われております。

(b) 合同懇談会の開催

先例によれば、法職講座運営委員会は、次年度に開講する法職講座のいわゆるカリキュラムを策定した時点で合同懇談会を開催して当法曹会や学研連側の意見等を徴する機会を設けていたのであるが、本年度は緊急に対応すべき司法試験制度の改革問題等を抱えていたためか、同運営委員会主催により学研連も含めた合同懇談会を持つこととし、懇談会のテーマ等について審議する傍ら同運営委員会等と交渉して、漸く同六三年六月一日午後五時三〇分よりNHK青山荘において合同懇談会を開催いたしました。

この合同懇談会には、大学側から外間法学部長、木内宣彦法職講座運営委員会委員長及び永井和之(商法)、広瀬克巨(民法)両教授も出席され、総勢三二名の参加を得て、①昭和六三年度法職講座の特色、②司法試験制度の改革と法職講座の在り方、及び③中央大学駿河台記念館における法職講座の開設、の三点について三時間余にわたって忌憚のない質疑や意見を交換いたしました。

そして前記①の問題については、累年改善されて受講生に密着した講義が行われていること、前記②の問題については、慎重に対応すべきこと、また前記③の問題については、後記(c)のとおり進展する運びとなり、極めて有意義にして、かつ今後当委員会の運営上多大の参考となる討論が行われ、稔りある成果をおさめ午後九時盛会の裡に終わることができました。

(c) 中央大学駿河台記念館に法職講座研究室の設置

本学の過去における重要な受験指導の在り方は、学研連を主体とする先輩による後輩の指導であったと云っても過言ではない。

ところが大学施設の多摩移転によって、いわゆる「司法試験受験の予備軍」のうち、とくに卒業生は大学施設の利用が地理的にも不可能となり講義を聴くこともできず、各々が孤立し、大学はもとより先輩・後輩等の交流も少なく意欲のあるものは止むなく受験産業に通う現状だと取沙汰されていました。

当法曹会はかねて、これが抜本的解消策として、前記意見書等をもって大学当局に対し、「駿河台跡地」に建築が予定されていた「中央大学駿河台記念館」を開放して研究室等を開設し、学研連傘下の研究室制度の補充ないし競争制度の設置を強く要望してまいりました。

その結果大学当局は、去る一月一六日完成竣工した「中央大学駿河台記念館」の六階（定席一〇八名）に司法試験をめざす諸君のための名称「法職講座研究室」を開設されました。

大学側はこの研究室の運営を「法職講座運営委員会」に委嘱し、同委員会は次のような方針で運営されることになっています。

すなわち研究室は明年度（昭和六四年）司法試験最終合格をめざす本学卒業生及び学生に年間を通じて貸与し、定席の利用料は月額五千円、研究室では自習の外に本学出身の弁護士等によるセミナーなどを実施し、また新進気鋭の合格者による適切なアドバイスを指導も行う。

そして「法職講座運営委員会」は、この方針に則り既に去る二月上旬までに、厳しいいわゆる「入室選考試験」を実施し、今日ではこの試験にパスした一〇八名（但し二三名は研究室の設備の都合で昭和六四年二月から）の研究生諸君が入室して日夜研鑽を重ねております。

三 結びとして

紙幅の都合で重要事項の報告にとどめましたが、振り返ってみると、本年度は前記意見書に基づく三つの要望事項のうち緊急課題であったいわゆる「OB対策問題」は「法職講座研究室」の開設によって一挙に解消され、司法

試験受験予備軍の前途にも大きな曙光が輝くことになりました。

尤もこのことにより、今後当法曹会は従来開講中の法職講座のバックアップに加えて「法職講座研究室」の運営についても協力支援を送らなければならないこととなり、これが責務は倍加され当法曹会が背負い果たすべき責任は極めて重大であります。

漸く礎石が確立しようとしているこの「法職講座」の代名詞的立場におかれる「法職講座研究室」に名花を咲かせ、ひいて中大法学部の象徴とさせるか、それとも自滅の道を辿らせるかどうかは、一重に当法曹会の双肩にかかっていると云うも過言ではない。

従来学研連傘下の研究室は、その各自の独自性と自主性を強調するあまり法職講座についてやや消極的な姿勢で終始していたが、昭和六二年以来法職講座の積極的な利用方針を基本方針に組み込みこれが推進を活動方針とすることに転換し、すでに法職講座の前進発展のため積極的に協力体制に入っております。

今こそ当法曹会は学研連と一致協力して法職講座運営委員会を全面的にバックアップし、合理的な講座を配するなどして司試験生の実力を向上させ「法科の中央」の名を不滅のものとさせたいものであります。

(昭和63・12・21記)

一、はじめに



野宮 時間が参りましたのでただいまより座談会を開催させていただきます。私は中大法曹会の会報編集委員会委員長の野宮利雄でございます。本日は「大学の法学教育と司法試験改革問題」というテーマで、中大法曹会として座談会を企画致しましたところ、お多用中にも拘らず、大学からはその法学教育の中核である法学部長の外間寛先生、また法職講座運営委員会委員長の高窪利一先生、同じく委員の永井和之先生、広瀬克巨先生、そして法学部教授の角田邦重先生が、特にご参加下さいました。そして中大法曹会並びに学研連推薦の委員である柳沢義信先生と鈴木康洋先生、また中大法曹会幹事長の赤坂正男先生、大学問題委員長の藤井光春先生、法職講座教育検討委員長

川照巳先生など、各委員の先生方にもお繰り合せ願ひまして、土曜日の貴重な時間にご参集いただいたことを厚く御礼申し上げます。

中大法曹会は、中央大学の学生会支部同窓会の中でも、法曹資格を持った者達だけの会でございます。裁判官、検察官、弁護士、公証人で会員を構成して約二二〇〇人、在京法律家のうちの約三分の一強を占めている現状にあるわけでございます。中大法曹会では、四年前の五年一二月にも「中央大学の将来を語る」という座談会を開いており、これは会報九号に子細に出しておりますが、今日はまた目新しい問題で座談会をお願いするわけでございます。

一言だけ申し上げますと、一〇〇年の歴史がある中央大学の中で、近年法学部出身者の司法試験合格者が減少傾向にあるというところで、合格者の数においてトップの座を東京大学に譲ってから久しいのでございます。私は会報編集委員長として、この度名簿を作成するについて、二二〇〇人の会員に往復葉書でアンケート

育を始める時期

大学の講義の内容と、司法試験のレベル

正規のカリキュラム以外に法曹養成コースを設けることの意義とその効果、運営の実態

3 法学部学生の二極分化

司法試験受験希望者の減少傾向（若年者の試験離れ）

他方、司法試験受験者の大学離れ

（予備校への依存）

4 中央大学出身合格者の実態（平均

像）年齢、合格までにかかった年数、受験回数、勉強方法

大学の講義受講の有無、予備校の利用状況、研究室等の関連

三、司法試験改革の大学法学教育に与える影響

1 今回の改革運動の背景

合格者の高齢化、受験期間の長期化、試験浪人の増大、若年者の試験離れ、検察官不足、優秀な人材の確保

予備校の隆盛と大学法学教育の空洞化→そのような現状が実際にあるの

トをお願いしましたが、その回答の中でもそのことを心配する声が多いのでございます。回収率は今日現在で七五〇通来ております。そしてその三割強の方が葉書の裏に大学を憂うる言葉を綴っているでございます。本日の座談会もそういう趣旨で、近く発行予定の中大法曹第一号に掲載したいと思っておるわけでございます。

本日のレジュメ記載の問題は、いずれも重要な問題でかつ多岐にわたっております。大学の方によくお教えをいただいて、またわれわれ現場で担当する者の多年の経験と研究の結果、あるいは会員の先生方から疑問を提示していただいて、問題の所在を掘り下げていきたいと思っております。ただ、時間は限られており、会報に載せる紙数も限りがございますので、掲載するに ついての内容、範囲などについては編集委員会の方に一任たまわりたいということをお願いたします。

それでは中大法曹会幹事長の赤坂正男先生から一言お願い致します。



赤坂 法曹会幹事長の赤坂でございます。

本日は当会の会報の準備として、「大学法学教育と司法試験改革問題」というテーマで委員会のほうで座談会を開催したところ、法学部長始め大学の先生方、大変お忙しいにもかかわらずご参加下さいまして誠に有難うございました。心から感謝申し上げます。なお法曹会側は、執行部は当然のことでございますが、法職教育検討委員と会報編集委員の皆さんも万難を排して参加下さいましたことは感謝に耐えません。

当法曹会としては、昭和六三年三月一日に中間報告書というものを、私と当時の学研連の委員長である猪股先生の連名で大学の学長並びに法学部長に宛て提出してございます。これは今回の大学問題委員会、私の隣におります藤井先生の答申に基づく「試験の改正問題について」

か否か。合格者の若返りが本当に必要か？

2 法務省改革試案の内容と問題点

(1) 受験回数制限

司法試験の目的・性格からの疑問、法曹適格とは何か。

現在の試験の現状（合格率等）においてそのような受験資格制限を行うことの合理性

合格者若返りの効果に対する疑問
受験生と大学法学教育に与える影響と弊害

①若年者の司法試験離れを逆に促進することにならないか

②受験生はより速効性のある受験指導を求め、ますます予備校に依存し、大学離れが今以上にすすむことにならないか

③大学はどのような学生・受験生の動向に対し、どのような対応や指導ができるか

(2) 大学推薦制

平等原則からの疑問、効果に対する疑問

ご挨拶をいただきましたと思います。



外間 本日はこの座談会にお招きをいた

だきましてどうも有難うございます。感謝申し上げます。私も法学部にある者にとりまして、中央大学出身の先生方が法曹会で多方面に亘って目覚ましい活動を繰り広げておられるということは大変大きな誇りであります。そしてまた言うまでもないことですが、中央大学法学部が法曹界に多数の優れた人材を提供してきたということ、この伝統をととても大切なものだというふうに考えております。そういう意味で今回の司法試験制度の改革の問題につきましては、私どもは大きな関心を持ってこれに臨んでいるわけであり、中央大学法曹会及び学研連とも連絡を取りつつ、いろいろお教えをいただきなから、私どもなりの見解をまとめて各方面に配布するという措置を取っ

大学法学教育と司法試験を直結させるものになるかどうか

実施の技術上の困難性（推薦枠、推薦基準）

(3) 合格者数の増加

その必要性の有無

実施された場合、受験志望者は増えるか。大学はどの様に対応して行けるか。

四、大学法学教育と司法試験の在るべき

姿との関係（まとめ）

1 法曹養成の面での大学法学教育の理想

2 現行の司法試験の方法・内容に改善すべき点はあるか、あるとすればどのような案が考えられるか

3 今後、大学としてはどのような方向・方法を考えてゆくか

五、閉会の辞

中大法曹会事務局長 猪股喜藏

資料

法曹基本問題懇談会における意見（63

・3・8）

司法試験改革試案及び同趣旨説明（63

の意見をまとめて出したものでございます。それから約九ヶ月の時間が経過しております。あの当時はまだ世の中も平穏でございます。この問題についてもあまり取り上げられていなかったのですが、その後、日弁連等も正式に取り上げて、相当問題は大きくなって参りました。その間の諸種の経過なども折り込んで、今日はひとつ忌憚のないご意見を発表していただいて、法曹会の会報の中身の向上が図られれば誠に幸いだと思えます。司法試験改革の問題は、私から申し上げるまでもなく、今や私立大学であるところの中央大学を始め非常に問題が重大でございます。一〇〇年の歴史を有する法学の殿堂と言われた中央大学の今後のあり方に対しても非常に影響力が大きく、よほどしっかりしないとこの試験の制度の改正如何によっては、一〇〇年の歴史に何か支障が出てくるのではないかと憂えておるところでございます。そういう意味において皆さんの忌憚のないご意見を聞かせていただければ幸いだと思えます。

野宮 では、法学部長外間先生から一言

て参りました。また高窪先生を委員長としております法職講座におきましても、その問題について常に関心を払って講座の運営の強化に当っているわけであります。私ども法学部にあるものとしましては、当面の司法試験制度の改革の問題についてどうするかということを考えるだけでなく、この問題は法学部における法学教育のあり方そのものについて改めて十分な検討をしなければならぬことを要請しているものと受け止めております。現在中央大学では大学全体の改革の問題が論議され始めておりますけれども、法学部ではそれに合せて、法学部そのものの改革と充実を図っていかうとしております。角田先生には法学部の法律科目担任者会議の座長をお願いしております。その下でカリキュラムの見直し、その他法学部の法学教育改革に着手したところであります。今回のこの座談会でいろいろお教えを受けながら、提起される問題点を考慮し、ご意見を参考にしながら、法学部の改革と充実を図るよう努力していきたいと考えております。どうかご指

導のほどをよろしくお願い申し上げます。野宮 有難うございました。それでは本題に入ります前に、一言ずつ自己紹介を白河弁護士からお願ひ致します。

白河 会報編集委員をしております白河でございます。大学は昭和三六年の卒業で、修習は二期でございます。第一東京弁護士会に所属しております。今年で二〇年目ということになります。本日は司会をやらせていただきますのでよろしくお願ひ致します。

伊井 伊井でございます。私は東弁に所属しておりますが、期は三七期でつい最近まで司法試験をやっていた世代でございます。そういう意味から司法試験問題については非常に関心がございます。今までいろいろと研究してまいりました。どうぞよろしくお願ひ致します。

山本 山本でございます。私は昭和五〇年に大学を卒業しまして、現在第一東京弁護士会で弁護士をやっております。期は三二期です。よろしくお願ひ致します。

中津川 編集委員の中津川でございます。現在公安調査庁の調査第二部長をやつて

・ 4・ 13)

中央大学学研連第一委員会報告書(63

・ 1・ 20)

中央大学法曹会大学問題委員会中間答

申書(63・ 2・ 22)

中央大学法学部長「司法試験制度の改

革について」(63・ 4)

中央大学学術研究団体連合会司法試験

改革試案に対する意見書(63・ 9・ 29)

日弁連法曹養成問題委員会中間報告書

(63・ 3・ 17)

日弁連法曹養成問題委員会意見書(63

・ 9・ 29)

おりますけれども、編集委員の關係で、前回の座談会にも出さしていただきまして、期は一三期でございます。よろしくお願ひ致します。

中村 中村治郎です。中大法曹会では法職教育検討委員と会報編集委員の両方を兼ねておりまして、東京弁護士会所属で三六期でございます。よろしくお願ひします。

湯川 湯川でございます。東京弁護士会所属、修習は三八期でございます。よろ

しくお願い致します。

猪股 事務局長をやっております猪股喜蔵でございます。昭和二九年に中央大学を卒業し、同年に合格をしました。九期でございます。よろしくお願い致します。

田中 事務局次長の田中茂でございます。所属は第一東京弁護士会で、期は二九期でございます。よろしくお願い致します。
坂巻 坂巻国男です。事務局の次長を仰せつかっております。大学の卒業は昭和四一年です。修習は二四期で、現在東京弁護士会に所属しております。よろしくお願い致します。

岩田 中央法曹会の副幹事長をさせていただきます。ただいております岩田豊でございます。旧制の最後の卒業で、昭和二八年の卒業でございます。第一東京弁護士会に所属しております。法職講座ができたところから学研連並びに中大法曹会法職教育検討委員会に関係させていただいております。

篠原 同じく中央大学法曹会の副幹事長の篠原でございます。大学は昭和二六年

卒でございますが、同年に修習を始めまして、二八年以来弁護士をやっております。今年で三五年になります。どうぞよろしくお願い致します。

窪木 法職教育検討委員会の窪木でございます。第一東京弁護士会に所属しております。三九期でございます。よろしくお願い致します。

寺本 同じく法職教育検討委員会の寺本と申します。第一東京弁護士会所属期は三九期です。この問題に関してはこの中では多分一番近いところまで勉強してきた人間ですので、少しは参考になるかと思えます。よろしくお願い致します。

飯田 同じく法職教育検討委員会の飯田と申します。大学は昭和四〇年に卒業しまして、一〇年間ばかり受験生活をしまして四九年に合格しました。期は二九期で第一東京弁護士会に所属しております。よろしくお願い致します。

中津 法職教育検討委員会の中津靖夫と申します。三六年卒で修習のほうは一七期です。所属は第二東京弁護士会です。
藤井 中大法曹会の大学問題検討委員会

の委員長の藤井でございます。先程幹事長が報告なさった中間答申、いまま大法曹会の法職教育検討委員会の委員もやっております柳沢義信先生を小委員会の長として、法曹人口と回数制限について中間答申をまとめてきました。ここに列席されている若い先生方の多くの方々に協力していただいて誠に有難うございました。私は東弁所属で七期でございます。よろしくお願い致します。

角田 労働法を担当しております角田でございます。昭和四〇年に夜間部を卒業致しました。修習は一九期でございます。
永井 商法を担当している永井です。修習に行ったら多分二期だったのではないかと思います。そのまま助手に残ってしまいました。よろしくお願い致します。

高窪 同じく商法を担当しております高窪でございます。新制の第一期で昭和二八年の卒業でございます。外間部長からご挨拶がございましたように、私の弟子の木内君が急逝致しましたので、後を引き受けて、法職講座を運営することになりました。よろしくお願い申し上げます。

広瀬 民法を担当しております広瀬でございます。私どもの民法はいろいろと問題があると思っておりますので、できるだけ本日の経験を今後に大いに生かしていきたいと思っております。

市川 法職教育検討委員会の委員長の市川でございます。昭和六〇年から委員長をさせていただいております。大学は昭和二八年旧制の最後の卒業で、司法試験は昭和二五年に合格、研修所は七期でございます。

荻原 法職教育検討委員会の委員をしております荻原静夫と申します。大学は昭和三三年に卒業致しまして、研修所は一五期でございます。よろしく申し上げます。

鈴木 法職講座運営委員会の鈴木です。よろしく申し上げます。学研連のほうの推薦ということで本日出席しているわけでございます。昭和三〇年の夜間部卒、三五年修習、一五期でございます。

柳沢 法職講座運営委員の柳沢でございます。大学のほうは六年お世話になりました。予科三年、旧制法学部三年、随分

長くお世話になったので恩返しをしななければいけないと思っております。研修所は六期でございます。

野宮 有難うございました。最後に私は野宮利雄でございます。昭和二八年、旧制最後ということで研修所は七期で第二弁護士会所属でございます。

先程来、赤坂幹事長、外間学部長からお話がありました。私は別にまた学研連の委員長を本年度仰せつかっております。学研連でも丁度この問題について、本年三月に中大法曹会と学研連委員長が連名の意見書を出した後を受けて、四月一三日付法務省人事課長試案について五月以来検討を開始し、その結果をまとめた学研連の意見書が出来上がっております。外間学部長には一昨日お目にかかりまして、よくこの趣旨を説明申し上げましたので、今日ご出席の先生方も、またそれを受けたお答えが出るものと期待しております。

それではいよいよ本論に入って参りますのでお気軽に遠慮なくご発言のほどお願いを致します。それでは白河先生よろ

しく司会者団を構成してお願いいたします。

二、大学の法学教育の現状と私法試験



白河 それでは本論の「大学法学教育と司法試験改革問題」について座談に入らせていただきます。司会を仰せつかりましたのは白河と伊井和彦先生、それから更にその隣の山本卓也先生とで進めさせていただきます。年令の順で私が初めに進めさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは本題に入らせていただきますが、予めお手元にお届けしてありますレジュメに従って進めて参ります。まず、レジュメの「二、大学における法学教育の現状と司法試験受験との関連」というところがございますが、もともと司法試験というのは非常に難しい試験と言われっております。特に昨年、法務省の法曹基

本問題懇談会が、大学で法学教育を受けた者がさらに長期にわたって受験勉強に専念しなければ合格するのが困難となっている司法試験の現場を改める必要があると、こういう指摘をしておるわけです。そこで、現在の大学の法学教育だけで司法試験に合格できないというような現状があるのかどうかということについて、実情をお伺いしたいと思います。

それから仮りにそういうことがあるとすれば、その理由とか原因は何であろうかということ、これは実際に教育に当たっておられる大学の先生方でどなたかお話を賜ればと思っておりますが、外間先生如何でございましょうか。

外間 はい、あとで永井先生、角田先生に補足していただきたいと思いますが、大学の法学教育を受けただけでは司法試験に合格できないという現状にあるかと言われれば、これはあると言わざるを得ないと思います。学研連の意見書にも出て参りますし、またその他いろいろなところに書かれておりますけれども、合格者の平均受験回数が五回ないし六回とな

っております。五回ないし六回と言いますと、当然在学中に合格するケースは極めて例外的であるということになります。在学中に合格することができないというのは、大学の法学教育を受けただけでは、受験に合格するにはまだ不十分であるということになります。中央大学の場合、

在学中に合格する者の数は極めて少ない。これは在学中ということの意味にも関係しますけれども、その問題はここでは問わないことにしましょう。いずれにしても、大学の法学教育を受けただけでは合格できるような試験制度には、なっていないというのが共通の評価であるといつてよろしいかと思えます。その原因は、大学教育の側にもいろいろあると思いますけれども、基本は司法試験が非常に難し過ぎるということでありまして、そして合格者の比率が非常に小さ過ぎる。二%以下ということですが、合格者の数が非常に限定されておりますので、その少ない数の合格者を選定するために試験が非常に難しくなるというところに基本的な原因があるのではないかと見てお

ります。あと何かありましたら永井先生にお願いします。



永井 それでは多少学部部長の言われ方とニュアンスが違つかかりませんが、私は大学における法学教育というのは、単にカリキュラムの授業だけが大学法学教育ではないと思うわけです。学生が自分で勉強をすることも踏まえての法学教育だと思えます。そういうことから考えると、真面目に勉強していた学生は、在学中に合格するだけの力は付けられているのではないかと、また真面目にやっていた学生はそこまでの力が備わっている場合が多いのではないかと思います。ただ現実にはいま学部長がおっしゃったようになにせ合格率が二%位ですから、たまたまある問題について失敗したらもうそれで多分落ちてしまう。今年度の場合も落ちた学生の再現答案を見ましたけれども、

法務省からもらった評価も参考に見ると、ああこれはここを失敗しているなと、それによって落ちたんじゃないかと思われる学生がかなりいるわけですね。そうするとやはり同じような力が付いても合格する確率というのは、三回受けてそのうち一回位なんです。その一回が最初にくれば卒一か卒二で合格できると、あとのほうにくれば卒五くらいになってしまう。そういうことではないかと思われるのです。ただ、それはある程度勉強して本当に真面目にやった学生で合格するだけの力が付いている場合です。あと、の学生で落ちる学生は力が付いてなくて落ちる学生もいますし、それはやはり本人の勉強態度だとか、学生時代にどういうことをしていたかということにある程度影響されるんじゃないでしょうか。すなわち大学のカリキュラムとして、また授業としては、ある程度それをうまく学生が利用してもらえれば、合格するだけの授業はしているのではないかと思っっているんですけれども。

白河 どうも有難うございました。角田

先生如何でございましょうか。

角田 あとのほうに中大出身合格者の平均像だとか、あるいは法職コースを設けなければならなかった事情だとか、いろいろなことが出て参りますから、さしあたっては一般論だけで私も済ませたいと思います。一言で言って難しいだろうと思いますが、一言で言って難しいだろうと思います。その原因は、一つは外間先生がおっしゃいました司法試験自体が非常に難しい。大学の正規のカリキュラムをどう消化するかという問題と、司法試験の難易度のレベルを比べてみるとやっぱりかなりの落差がある。私が昭和三九年に受けました頃と比べてみますと、司法試験の問題自体が非常に複雑化、多様化している。読まなければならぬ本が氾濫している。その意味では牧歌的と言っても良い位だった私たちの頃の試験問題とはかなり違っている。

それから二番目に、学ぶ学生の側という観点で言いますと、非常にリッチな学生が中大にも沢山やって参りました。夜間部から合格するということはほとんど無くなりました。そういう、大学で学んでいる学生像の質的な違いというものがございまして、で、卒業の間際になって、本格的に司法試験を勉強しようか就職しようかと悩んだ末に、初めて本格的に司法試験の勉強を始める学生が結構ございます。

それから三番目に、教育の側から考えますと、初めから司法試験を受けるといふ学生は、恐らく年々数が減ってるんじゃないかろうか、現役受験者の数だけを取りますと、とくに東大や早稲田、あるいは明治とどうかというぐらい現役の受験者の数も減ってきております。その意味で言いますと、教育をする側としても、初めから司法試験だけは想定できないことになりました。

それからもう一つ、これも後から問題が出てくると思いますが、司法試験を受験した経験のある教員はと言われると、恐らく永井先生、それから斎藤先生、ここまで止まりで、あともう経験をした人はおりません。その意味ではわれわれの側もまた司法試験というものについて認識といえますか、実感というんですか、

これがある意味では変わってきているというふうに見えるかも知れません。さしあたってはそれだけでございます。

白河 この問題について先程受験が終わってまだそれ程たっていないと言われた、寺本先生如何でしょうか。

寺本 私は学生のころはどちらかというところあまり授業に出なかつたのですが、幾つかの科目に関して言えば、一通り授業に出て質問をしたりしておれば、それで一応は試験に対応できたのではないかと思ふのです。大学の法学教育だけで駄目であるかということについては、やはり難しいのではないかと感想はあります。特に細かい論点に触れるかどうかというよりは、科目によりましては一年の間に全部に触れないまま時間切れで終わってしまうようなものもあって、残りはどうしても自分でやらなければならぬし、時間が限られておりますので、なかなか難しいと思います。例えば、憲法も民法も、最後まで触れないままで終わってしまったのではないかと記憶があります。

白河 窪木先生如何でしょうか。

窪木 適切な比較ではないかもしれませんが、大学受験と司法試験受験というこ

とを比べてみますと、それぞれ正規の学校だけで勉強して受験競争に勝ち抜くことができるかという点、それはやはり難しいと思います。大学受験における予備校の役割は皆さんご存知の通りで、司法試験受験の場合でも、大学教育の中で、どうしても司法試験の受験技術としては必要な点だけでも大学教育では触れられていない部分というのがあると思ひます。例えば、法律的文章の書き方というようなものは、そこまで大学教育で手取り足取り教えるということは、時間的にも難しいので、これはやはりオミットされていると思うんです。ところが、司法試験受験の中で天王山と言われている論文試験の場合には、一四通答案を書きまして、文章の構成の仕方又は文章力自体でかなり評価が左右されると思ひますので、そこらへんまで含みますと、大学教育だけで十分合格できるカリキュラムができていくかという点、それは難しい

と思うし、それはやっぱり仕方がないというのが実感です。

三、大学のカリキュラムの変遷とその原因

白河 どうも有難うございました。いま大学のカリキュラムの話が出ましたけれど、カリキュラムが専門教育を始める時期などについて、最近相当変わってきているということをお伺いしますが、そのへんの変わり方ということについて、大学の先生のほうからお伺いしたいのですが、どなたかお願い致します。

外間 カリキュラムについて簡単にご説明申し上げます。現在のカリキュラムができましたのが八年前でございます。その前までは相当の科目数が必修科目に指定されておりまして、選択科目が少なかったわけでありまして、それが八年前に改正された現在のカリキュラムでは、選択の幅が相当広げられまして、学生が自主的に科目を選択して法律の勉強をするという、大体そういう基本的な考え方でカリキュラムが作られているわけでありま

ますと、群が一群から六群まで分かれて、第六群が法律科目以外の科目であります。その一群に一二科目配当されております。このうち学生が卒業をするためには、九科目三六単位取らなければならぬということになっております。どういふ科目が配当されているかは、後でまたご紹介申し上げますが、第二群には、一五科目配当されておまして、この中から八科目三二単位を履修しなければならぬことになっております。第三群が外国法であります。これは一科目四単位必修ということになっております。あと第四群、第五群、第六群まで含めて一単位を取らなければならないことになっておりますが、主要な法律科目は第一群に配当されておまして、これは憲法一部、二部、民法一部、二部、三部、それから刑法一部、二部、商法一部、二部、三部、それから行政法一部、訴訟法二つであります。大体そういうカリキュラムになっておりますけれども、このカリキュラムについてはいろいろ問題点が指摘されておまして、現在これを見直そうとして



おります。まだ具体的にその見直しの案ができていくわけではありませんけれども、再検討に着手したという段階であります。どういふことが問題点か、もし必要ならば後で説明致します。

伊井 私が大学にいた頃はかれこれ一〇年前ですが、その頃は確か一、二年生の間は教養課程で、いわゆる法律科目の勉強が始まるのは三、四年生になってから必修になったように覚えております。ところが、最近では確か一、二年のころから憲法を始めているとか、法学部でも法学の授業がなくなっているとかいうことを聞いているんですが、そういうふうに専門科目、法律科目をなるべく早い時期にやるようになったというのはどういう理由からですか。

永井 まず憲法一部、民法一部が一年生に下りましたけれども、これは確か先生の在学中でも二年生から憲法はあったと思います。それが一年早まって、そのかわり憲法は一年生と二年生の二年間にわたってやることになったわけです。その点は先生の時代は一年間だけだったと思

います。何故憲法、民法をそれぞれ一年生に下ろしたかと言いますと、法学という科目がありまして、それとの関係があったんですね。というのは、法学の授業というのは非常に難しい。学生に分からせるというのは大変な仕事である。それから教員のほうの能力的な問題でも、法学を全部できるというのは大変な問題であるということ、一年生に法学を教えるということの内容の吟味が一方では始まったわけです。それからもう一方では学生の方で、やはり一年生から少しでも法律をかじりたいという意見もありまして、その両方の意見が咬み合わさったところで、憲法、民法、それぞれ一年が一年生に回ったんです。そこで何が期待されたかと言いますと、憲法一部では公法入門というような形での、いわば法学の一分野である公法入門的な憲法、それから民法一部では私法入門的な民法と、ある意味では法学を二つに分離したものがあられたわけです。カリキュラムの改正のときにはですね。そういう形でそ

うものを置くならば法学は要らないだろうということになり、法学の代替として憲法一部、民法一部を一年生に下ろすというのが本来の意図であったわけですね。そのあたりがどのような形で実際の形になってきたか、今の講義がどうであるかということとはまた別問題だと思いますが、それがいわば改正のときが一番大きな趣旨で、法律学科に法学の授業がなくなっただけという理由です。



高窪 法学が廃止された経過はいま永井教授が言われたとおりです。法学の講義が、学生に分かりやすく法的な価値判断を教えるという機能を、必ずしも果たしていなかったわけですね。内容が抽象的で非常に難かし過ぎて、法学の講義を聞く傾向もありまして、公法入門・私法入門の講義に変えることになったのです。な

るべく早くからリーガルマインドを養わせる入門的な講義をするという体制は取っていたのですが、確かに形式の上では一年生から専門科目が入ることになったんですね。しかし、現実にはそうした意図が、十分に実現されたかというと、立法趣旨と実効性が必ずしも一致しないのと同じように、かなり疑問があるところですね。他の先生からもお話があると思いますけれども、担当する教員の姿勢とか、カリキュラムの取り組み方の問題でして、やり方によっては、一年生に入った途端にいきなり憲法の厚い本を読むということになっちゃったという面もないではないんですね。学部長が説明されましたように、カリキュラム自体のあり方についても迷いながら検討を続けているわけですが、本質的に考えると、要するに現在の法学的な位置付けはアメリカのロースクールのような法職養成の機関になっていないわけですね。

さらに、先程もお話が出たように、高度経済成長で世の中が非常に暮らしやすくなってきていて、一流企業がたいして

勉強してない学生でもどんどん採用してしまうんですね。私のゼミでも、一人で超一流の企業に二社も三社も決まってしまうわけです。中には、会社で金を出してアメリカへ留学させることを条件とするところもあります。そういうふうには世の中の風潮は若い人たちに非常に甘くなってしまってますから、そういう中で、生きた社会や企業の要請に対応できる人間、自分自身の価値観や適格な判断力を持った社会人を要請するということが、大学教育のかなり重要な仕事になっていくんです。高校までは受験々々で明け暮れているんですね。偏差値ばかり気にして、親にもピンピン言われてやっとなに受かった、受かるとこれでのんびり遊びたいと思うんですね。なかなか自分で自分をつくる努力をしない。放っておくと、あまり物事を考えないで、何となく社会人になってしまふのです。実は、大学教育では、まずそういうところに重点を置いて、リーガルマインドといいますが、社会全般について物考えさせるということをやらなくちゃならないわけで

す。そうした社会人教育のウェイトを無視できないわけで、むしろそれがほとんどを占めているわけですね。その一方で、司法試験の合格者が減ったら、中央大学は看板が無くなるわけですから、これは最大の重要問題だということは、教職員はもちろん心ある学生はみんな十分認識しているわけです。現在の学部構成では、カリキュラムを二つを用意できないんです。ですから、今のカリキュラムに沿ってただ講義を聞いて勉強すれば合格するということはとうてい期待できないことでありまして、それだからこそ、これから話題に出るようないろいろな配慮といいますが、法職コースとか法職講座とか、プラスアルファを考えていかなければなりません。これまでの法曹会の座談会を読みましても、渥美教授でしたが、別に教授の質が悪いわけじゃないと言っておられるようですが、まったくそのとおりでありまして、諸教授は、学会では非常に活躍しておられる方で、教育のレベルを落としてはおりませんし、学生のレベルも決して落ちているとは思えません。

ただ、一つは、世の中が良過ぎて、ハングリーな危機意識がうすれ、受験志向が減っているわけです。また、カリキュラムが司法試験受験向きのカリキュラムになっているかという点、きわめて不徹底なわけです。これらが原因ではないかと思えます。だから、法曹たんとする意欲をそそるような教育をする必要があります。永井教授が言われてたように、ほとんどの学生の資質はかなりのレベルまでいっているんですが、自分で気が付かないだけです。放っておくと、それがそのままになってしまふんです。



山本 私は大学を五〇年に卒業したんですが、私のときにはもちろん法学が必須科目で、あとで法学がなくなつたと聞いて愕然としたんです。大学受験のときには、いわゆる数学、国語、理科、社会という試験科目でやってきているわけです。

そしていざ大学に入りまして、社会科学それも専門科学である法律について接するというのは初めてであるのに、いきなり憲法や民法の中身に入ると大変読みづらいわけです。それとともに、社会科学のどんな本を読むべきかということも教えてくれるのが法学じゃないかと思うんです。私は川添先生の法学の講義で、どういふ本を読んだらいいかということいろいろ教えていただきました。

例えば、ルソーとかモンテスキューとかあるいは「権利のための闘争」などの本を、一年生に入って読む機会があったことは、後日非常に自分にとってプラスだったというふうに思うわけです。それが何か専門科目が、それは一年生から始めること自体について私は問題があるとは思いませんけれども、それとともに法学、ひいては広く社会科学に接する第一番の場面なわけで、このときにひとつこういう本を読んでみたらということを読んだらにアドバイスしていただきたいなという感じはします。だからその意味では非常に残念です。

角田 先程カリキュラムの検討に着手をしているという話が出ました。先程の学部長の話にもありましたように、現在のカリキュラムになったのは八年前ですが、改定のポイントというのは三つございまして。一つは法律学が非常に複雑、多様化が進んでいるものですから、憲法を二つに分けようとか、私の担当している労働法も一部、二部と二つに分けようとかいうことになりました。そうやると三年生からでは窮屈になるものですから、思い切って一年生に下ろす科目を設けようということが、一つでございます。同時に群制度を作って、法律科目の体系化を図ろうということになりました。

それから二番目は、学生の多様化に対応して、自主的選択の余地を思い切って認めようということ。そのために必ず取らなければならないという科目を全く無くしまして、第一群というもつとも基本的な科目についても、一二科目の中から九科目を取りなさいといった選択の余地を残すというものになりました。

それから三つ目は、単位取得科目はか

なり拡大されたと思えますが、それに伴って一年のときから専門科目をやらせよう、法学部に入ってきた学生の法律に対する熱が醒めない早いうちのほうがいいんじゃないかということです。

その割を食ったのが法学の廃止でした。法学というのは教養科目の社会科学の中の一つにありまして、社会学とか政治学とか、そういうものの中のひとつとして置かれていたんですけれども、法学部もいろいろやり方はあるんですが、思い切って廃止しようということに廃止されたわけなんです。しかし八年間の経験を踏まえてみますと、もう一度復活したほうがいいんじゃないかという点では、この前の法律専門科目担当者の会議でもほとんどコンセンサスを得ております。できるだけ早い機会に復活しよう、ただ復活をする際に、単純に昔のようなやり方でもいいんだらうかということで、内容を少し検討しようということになっております。恐らく、さ来年度からはそれだけでも部分的に実施できるんじゃないかと思っております。

それからもう一つ、この点でつけ加えておきたいことがございます。例えば、私は労働法ですけれども、三年、四年とゼミをやりますと、司法試験の受験希望者で労働法のゼミを取ろうという学生はいないものですから、ほとんど接する機会はありません。せめても接する機会があるのは、法律専門の担当者による教養ゼミという一年生を対象にした教養演習という講座です。教養演習は以前は原則的に語学の先生や一般教育の先生方がお持ちになったのですけれども、法律専門も一年まで下りようじゃないかということになりました、全部下りるといいうわけじゃありませんが、かなりの方が一年生向けの教養ゼミをもっていると思います。その中で先程お話の出来ましたような法学は何をやったらいのか、最高裁の判決を読ましてみるとか、いろんな試みをやっております、かなりの程度は、法学で以前やっていた部分をカバーするというやり方しております。

広瀬 恐らく一年生の講義を担当したのはこの中で私一人で、しかも今年初めて



民法一部を始めたんですけれども、非常に不効率なんです。というのは、とにかくそういう法学概論の部分や総則・物権ということでも、何でもかんでもやれということ、簡単な概念がなかなか通じないんですね。例えば、一般法・特別法というのを口にバツと出してみましてから、ああ、分かったのかなというふうな不安感、あるいは類推適用ということを簡単に言ってしまうけれども、なかなか学生にスーッと入っていかない。予習している学生はある程度解かるんでしょうけれども、しかしそれにしても反応はもう一つというわけで、やはり手直しする必要を感じております。それで現状においても、例えば、法職講座の中で民法入門というのを、実は夏休みの終わりにやってやっているんです。これは非常にナンセンスでして、本来ならこのよ

うなものももう少し初めに持っていくべきで、今のままでは授業の現実と十分に噛み合っていない。実のところ前回のカリキュラム改正で一番迷惑を被ったのは民法じゃないかと思っております。しかもコマ数自体は全然増えておらないんです。相変わらず四コマ編成でやると、他の大学に比べても授業時間は非常に少ないというわけで、そういうところも含めていまカリキュラムの再編をテーマとしてやっぺいこうというところがございます。

四、法職講座の現状と将来の展望

白河 今まで大学における法学教育と司法試験の現状の問題について皆さんのお話を伺ってきたわけですが、このあと更に今回の改革問題が大学法学教育に与える影響とか、将来のあるべき姿というふうなことについてもお話を賜りたいものですから、多少先を急がせていただきましたと思います。

今までのお話で、現在の大学でのカリキュラムが必ずしも司法試験のみを目指す

しているものではないんだということ
でございますが、法職講座という法曹養成
についてのコースがあります。これにつ
いての意義とか効果とか、運営の実態に
ついて少しお話を賜りたいと思います
が、
如何でございますでしょうか。

高窪 それでは簡単にご説明申し上げま
す。過去の経過を見てみますと、先程申
したような形で、社会人教育が法学部の
主な目的となった経過の中で、司法試験
対策は、大学当局そのものが真正面から
受験教育をやるという体制は、全くつく
られていなかったわけです。率直に言え
ば、学研連諸団体に法曹の養成はお任せ
しっきりで、熱意のある教授達が研究室
員の指導を横からお手伝いをしていたと
いう感じでした。そうした行き方を疑問視
する向きもございました、例えば、私の
恩師であります故升本喜兵衛先生（当時
の学長）なんかは、大学員に法職専門コ
ースを作って、大学自体が法曹養成をや
るべきではないかと提案しておられたこ
とがあったように記憶しておりますけれ
ども、そういう動きが実際に実現しない

ままに現今にいたったわけです。しかも
各学部教授会は、専門と教育と両方の担
当者から成り立っており（角田先生がい
ま法律専門科目の担任者会議を大変苦勞
なさって運営しておられますけれども）、
その中には確かにいろんなご意見の先生
がおられます。大まかに言うと、大学は
アカデミズムの拠点なんだから、大学が
自分で実務教育をやったり、現実論を教
えたり、それから司法試験の受験対策を
やったりするのは、大学の使命に反する
というようなヒロソフィーも一部にはあ
るわけです。私自身も、以前に銀行取引
法をカリキュラムに入れることを主張し
て、こっぴどく反対されたことがあります
です。その後司法試験合格者が減り、学員
法曹が騒いで下さったお蔭で大分変わ
りましたが、しかしそういう経過の中で、
法職専門の受験対策をやるということに
ついてかなりの抵抗があったことは事実
です。それに、夜間部の授業と抵触する
問題もあって、法学部の法職過程として
ではなく、学校法人の直属の組織として
法職講座がつくられたという経過があり

ます。逆に言いますと、それだけに受験
指導に熱心な学外の教授やOBの法曹の
先生方のご協力を仰ぎやすくなりました
し、夜間部の授業のカリキュラムとの関
係もあまり気にしないでいけるとい
うことになりました。ただ、法職講座は、現
在のところ、経理研究所と異なって、学
校法人付置の機関として基本規定に定め
られておらず、学内機関としての位置付
けがあいまいでして、この辺は実績に
応じて、法曹OBの皆さんにも声を大きく
していただきたいところです。ところで、
先程先生方からご紹介がありましたよう
に、現在の学部のカリキュラムは、選
肢がかなり多いのでございます。京都大
学なんかは、ほとんど全部が選択科目に
なっております、それがいいとか悪い
とか、いろいろ議論があるわけですが、
しかし今年の例なんか見ても、京都大学
はぐっと合格者が増えておりますので、
本当にやる気がある、いい選択をして
カリキュラムを利用しながら、プラスア
ルフアの勉強を本当にやっていたら、相
当力がつく可能性も考えられるわけです。

しかし、如何せん、一般には、そこまでは期待できません。相当の強い意欲と自主性と、それから適格な素材がなくてはなりません。そういうプラスアルファの素材を法職講座で提供してこうというわけです。司法試験の予備校でございますと、年間を通して公開の答案練習会をやったり、習熟した教授の計画的な特別講義を聞いて強い刺激を受けるとか、ゼミを組んで試験に受かったばかりの先輩がピンピン教えるといったようなことをやっているようです。もちろん、そういうように受験勉強に必要な素材を効果的に与えるというのはいかに必要でございます。受験を楽しんでもらっては困るわけで、資格でございますから、なるべく速やかに取っていただきたいと思えます。しかし、物事を考えない知識づくめの法曹をやたらに作っても仕方がないわけでございます。それでは質の良い法曹教育とはいえません。そこで、法職講座では、まず新入生または初学者を対象として「入門講座」を行ない、具体的な事件を素材として、法律的な社会的事実に対

する関心を喚起し、法的な判断力の基礎を養うことをやっております。つまり、法学部のカリキュラムを補って、いわば法学の講義に代わるような、法律学について正しい方向付けをするための講座です。その他、判検事の方による特別講演、裁判所・検察庁・弁護士事務所・刑務所等の見学によって法律実務を理解させ、さらに春季特別講座で憲・民・刑の三科目について法律書の読み方を身につかせます。これらの講座は、OBの法曹の先生方、専門の先生方、その年度の合格者や大学院生のチューターの皆さんが非常に奉仕的にやって下さっているんですが、率直に申しまして、法職講座だけで勉強して合格した者の数においてもまだ十分な実績を上げていない。そこで、一生懸命体制は整えつつあるものの、質の高い学生がどんどん集まるというわけにいかない。これが一つの悩みであります。このへんは、法学部の教養ゼミとも協力して、熱意のある学生を送りこむことをお願いしたいと思っております。中でも、特にお願いしたいのは学研連との協力体

制でありまして、早く学研連に入ればそれで安心できると、一年生から受けて研究室に入る学生が結構多いんですけれども、それが案外早く受からないんですね。かえってぬるま湯に浸っちゃって受からないんじゃないかと思うのです。能力はあるが、何していいんだか分からないで、とにかく厚い本に取り組んで読んで、というような学生を法職講座にどんどん送り込んでいただきたいのです。このように、法職講座では、基本的なものの考え方を早く養うということの一つの眼目にしております。

それから、二年生以上になりますと、かなり専門的な勉強を始めておりますので、いわゆる「答案練習会」とそれから各種のゼミを運営しております。また、答案練習に備えてのトレーニングとして、「夏季特別講座」で商法と民訴・刑訴について、基本書の読み方と集中講義を勉強させます。「答練」は、普通の公開答練ですと、レベルの差を無視して一斉にやるんですが、そうすると客観的な採点が困難でございますので、自宅答練と土

躍答練に分けてまして、レベルの低い諸君には問題を課して、それを自宅で一生懸命勉強して答案を書いてくる、それに対して出題者が講評をして、話を聞いた上で解説書のようなものを配ってあとで復習させるということをやっております。そして、もう少しレベルの高い者のためには普通の答練(土曜答練)を、今まで各学研連団体がやってこられたような形でやっております。また、ゼミナールは「自主ゼミ」「択一ゼミ」「特別ゼミ」を少人数で組ませて、合格者がチューターとなり活発にやっております。

このように法職講座では、新入生から卒業生まで、勉強の段階を追って、一つの流れの中で各受験科目を合理的に学習できるよう、かなり密度の濃いスケジュールを組んでいるのですが、多摩から離れた卒業生諸君にはなかなか利用できず、従ってまだ実績が上がっておりませんので、今年からは新築なった駿河台記念館に研究室を置き、短答式に何回か受かったような力のある卒業生諸君(四年生を含む)を厳選致しまして、一〇八名ほど

を室員にして勉強させます。研究室の運営については、学研連の諸先輩、特に法職委員の先生方に非常にご迷惑を掛けて、お忙しいところを犠牲的にご協力いただいております、今のところこれに十分お報いすることができません。ここから例えば、二〇名ないし三〇名の合格者を出したい。事実すぐ受かりそうな実戦力を持ったのがかなりいます。ただ今までは一人ではらばらに勉強していた人が多いようなのです。それを一つの研究集団にしていくことからまず築き上げていく必要があります。

そして、法職講座プロバの合格者をどんどん輩出していくことが目標です。実績があがれば、学校法人にもさらに力を入れてもらうことができますし、特別講義や答練、ゼミなどに協力いただいている先生方にも、十分これに報いることができることになるでしょう。駿河台研究室の方でも、早速、室員のアンケートに基づいて多くのゼミを組み、もの考え方・論文の書き方・難解な基本書の読み方などを指導していくことになってい

ます。実は昨日、その準備のためのチューター会議をやったのですが、学研連諸団体のご協力のお蔭で、合格直後の修習前の諸君が二八名も参加してくれました。その皆さんに、多摩の方の各種ゼミのチューターをお願いすると同時に、駿河台のほうでも、OB若手の弁護士さんたちにバックアップをお願いして、合格者諸君にゼミのチューターをしていただくこととなります。今年、とりあえず駿河台で実績を上げなければいけないと考えております。そして、これを突破口として、多摩を含めて法職講座を活性化し、全体の質を高め、多摩と駿河台の一貫教育を樹立していきたいのです。一言で申しますと、将来あるべきものとしてのロースクール構成を目ざして、あせらないで、コッコツと少しずつ実績を上げ法曹教育のメッカとしていこうというのが、現在の法職講座の運営方針でございます。

白河 有難うございました。この点につきまして中大法曹会は如何お考えでしょうか。



鈴木 いま解説的なお話がございましたが、言うならば法職講座は一年生・二年生・三年生という在学生中心という基本的な前提があります。そうしますとどうしてもまだまだ勉強不足の学生諸君が直接の対象になるわけです。従って、先生方も本当に必死のご努力であります。心から敬意を表する次第でございます。ただ、問題は、学生がなかなかついてきたらない。例えば、チューターを三〇人、四〇人お願いするわけですけれども、問題は学生のほうがむしろついてこない。グループ編成をやりましても、三人、四人のグループを作って申し込んできなさいと言っていますが、それがまた難しい。そういう現実がございます。非常に苦労しておるわけでございます。いま高窪先生からロースクール構想という展望に立ってのお話ございましたけれども、

問題は現在の法職教育講座において、言うならば、幼年学校教育と士官学校教育をどこでやるか、そこに一番の問題がある。駿河台研究室はこれから発足するわけですが、そのへんで言うならばロースクール構想を展望しながら士官学校教育をやってそこで仕上げる。そういう方向でやらなければいけないのではないかと考えております。

それから、大学の法学教育と司法試験受験教育の問題ですが、この点は永井先生もさっきおっしゃったようにカリキュラムの問題ではなくて、大学を自己研鑽の場としてとらえ、自分で勉強する努力というものが今の学生には欠落している。これがなければどうにもならない。従って私は大学における法学教育といっても、むしろその前に大学における人格教育はどうなっているのかという、そのへんから叩き上げていかないとささか難しいような感じを持っております。

五、法学部学生の現状と中大合格者の実態

白河 これまでの大学の先生方や鈴木先生のお話で、大学の法学部ではやはり本来の大学教育についていろいろご努力をいただいているところであり、また法職講座では高窪先生がおっしゃったように、ロースクールというような構想をもってお進めになっているということが分かりました。次に、先程現在の法学部の学生は司法試験受験希望者が減少しているとお話があり、他方司法試験の受験生が大学から離れて、予備校へ依存しているのではないかと各方面で指摘されております。現状でそういうこともあるのでしょうか、どうしたらこれを防げるかということについて、大学側ではどのようにお考えでしょうか。

永井 まず予備校の問題ですが、予備校への依存という問題は、学生一般の言わば現代的な問題ではないかと思うのです。どうしても大学受験での勉強の延長として司法試験を捕らえるということになり

ますと、やはり大学受験までと同じように、予備校の先生がまとめてくれて、さあ、これを覚えろとか、ここはこう書けばいいんだとか、そういう形の勉強スタイルが身につけていますので、学生は司法試験もその延長線上で捕らえて、そういう形での教育が一番ピッタリするというところで予備校へ流れるという面があるわけです。そういう感覚で大学の講義等を見られますと、先生方が言っていることは何かよく分からない、難しいこと言っているというところでやはり毛嫌いされる傾向があるんだろうと思います。それを如何に大学の法学教育という問題へ引っ張り込むということが一番大きな問題だと思います。その点は、例えば、法職のほうでも非常に苦心しているところなのです。またそれを取り戻さない限り、現在提起されている司法試験改正という問題も無くならないんじゃないかと思えます。というのは、現在司法試験に受かってきた学生に対してはかなり研修所側からの批判があります。物の考え方ができていない、リーガルマインドが分かっ

ていないじゃないかという形で、能力的にかなり疑問を突き付けられて、それが大学はいったい何をやっているんだという形での批判となって現われているわけです。大学がそのような教育をしているわけではないのですけれども、それを取り戻せない大学に対して批判となって現われてきている。そういうことで大学の方でもかなり考えています。先程のイエリングの「権利のための闘争」なんかを読めと言って、教養ゼミで勉強させることも多いと思うんです。いま法律の先生方三〇人位が教養ゼミを持って、そういういろいろな基本的な、例えば大塚久雄先生の本とかを読ましています。それでも多くの学生は落ちていくわけです。そういう学生は頭から分からないというふうに決め付けるんです。けれども、大学教育のほうでは一年生の教養ゼミにおいて、少人数教育で、先生方が非常に手取り足取り教えております。三〇人位の先生が一人ゼミ当り一五人教えていれば、四五〇人位になります。それだけの人数をそれで押えているわけです。法律学科

の半分位になります。それから法職講座の方でも、特に中央大学出身の法曹会の先輩をお呼びしていろいろな特別講演会を開いて、知的な刺激を与えてもらうわけです。また、法職講座はどうしても大学教育の補完的な役割になりますので、授業があるときにはぶつからないように配慮して、夏休みに入ったときに、私法入門とか公法入門という集中的な形で行っております。また体系的に基礎的な物の考え方を捕まえてもらいたいし、それが如何に大事かということを理解させるようにしています。そういう講座に参加してくれる学生の人数にしても、最初は二〇〇何人で最後は一〇〇人位に減ったようですが、それでもやはりそれだけ残ってくれて、その人達が全員合格してくれば、中大の合格者はもっと増えるわけです。そういう形でかなり物の考え方をきちんとか捕まえた法曹教育というものを法職講座ではしているはずですが、それが、ある意味では予備校との対峙ということになるんじゃないかと思えます。法職の意義付けではないかと思っております

す。

白河 どうも有難うございました。最後に中央大学出身合格者の実態ということについて、これは予め別に数字をどうこういうことを大学のほうにお願いを致しませんでしたけれども、感じとして、どんなふうに掴んでいらっしゃるのか、永井先生お願いします。

永井 昨日合格者に集まっていたいたんですが、そのときに中央大学の合格者全員の名簿を作りました。そこでの中央大学の合格者の一般的な傾向は、上が五八年か五九年位の卒業生で、下が六三年です。大体その幅にほとんどが入っています。例外はほとんどいませんでした。つまり卒業後六年位、二九才位の人が一番上の合格者です。例外はいるかも知れませんが、ということ、卒一ぐらいから段々合格して行ってその位にみんまなくなるといってはいないかと思いません。そういうことから言えば、他大学の分布状況ともほとんど一致してるんじゃないかと思えます。例えば、東大が在学生が多いといっても、特殊な在学生です

から、合格者の年令分布でいけば、ほとんど同じような年令分布になっておりまです。その点は研修所のクラスの年令分布でも、今年あたりは東大と中大でほとんど差がなかったと聞いております。つまり、うちの特色というようなことはあまりないんじゃないか、これは各大学全部共通してそういう形になっているんじゃないかと思えます。

高窪 本当の現役というのは一、二名しか出ないんですけれども、最近はずいぶん増えて卒一から卒二までの比率が増えていると思います。若い人がよく受かって祝賀会に出ています。もちろん何回もやってやると受かった方もかなりいますが、そんなに年はとっていない。平均すると、いま言われたようなことになると思えます。

角田 今回の司法試験改正案の中で、回数制限、年令制限という話が出てきたとき、中大が一番影響を受けるんじゃないかという声が出ておりました。ところが一昨日、今野昭昌先生から司法研修所のクラスの学生について統計を取って見た

ら、大学による差はほとんどないんだというのを聞きました。私自身も何となくもっていた余断と偏見を打ち払うことができて、大変心強く思っています。また、大学の職員の人で司法試験の合格者の年令構成だと傾向だとかについて、一定の特徴が見られるかどうかを調べてみた人がいます。まだ一年か二年位しか対象にしていなかったから、はっきりしたことが言えるかどうか分らないという限定付きですが、それでもいくつかの特徴があるように思います。卒業年次をみると、卒一、卒二が非常に多いですね。それからずうっと落ちるんですけれども、今度は七、八年するとまた上がるんです。これは何だろるか。いろんな解釈の仕方があると思いますが、在学中の知識の量というのは、今の司法試験の現状を考えるとやっぱり足りない、卒業後一、二年という位のところで太刀打ちできる水準のところまで上がっていく、私はそう推測しております。ところが、その後で少なくなるのは何故なのか。今度は知識の量を一生懸命ため込みますと、情報公害

の波にもまれてかえって枝葉末節の知識ばかりをため込んで、幹はどこで枝はどこかというような、体系的な思考というのがなくなってしまう。そのことに気付いた段階で、今度は知識の量じゃなくて問題は考え方なんだということを実感したら、またまた合格者が増える。そういう傾向というのを現わしているんじゃないだろうかと思っております。

それからもう一つは、合格した人達の大学での成績がどうだったかということ調べてみた、これもまだ一年か二年位なものですからあんまり正確ではないんですが、調べてみますとやっぱり合格者の方がいいんです。大体Aの数がどうかといったパーセンテージを出すんですが、一般の学生よりも多い。

それから、これは統計とはまた別の話ですが、今の中大の法学部では推薦入学の制度が採用されておりまして、付属と全国の指定校からの推薦を合計しますと、大体定員の四〇%近くはそれで埋まってしまう。比較的若い層で司法試験に受かった人達というのはこの推薦の中か

らが多いようです。そういうことを聞いております。それから入学後の中大生の勉強の仕方にもいろいろな変化があり、早くから予備校に通う人もいますし、司法試験を受けたという意欲のある人は一年のときから学研連の試験に応募をしてこちらに行きます。その意味で、学研連には司法試験の勉強をするために中大に入ったんだという人が集まっているという点では、今も昔も変わらないと言えるのではないかと思えます。

白河 どうも有難うございました。

六、司法試験改革運動の背景とその現状

野宮 それでは、今度はテーマが変わりましたので、伊井和彦先生に司会者をお願いすることに致します。伊井先生には学研連においても、意見書作成についていろいろと努力していただいております。よろしくお願い致します。

伊井 それではレジュメの「三、司法試験改革の大学法学教育に与える影響」という項目に入らさせていただきます。ま



ず、ご存知のように、今回司法試験改革試案というものが法務省から発表されました、その改革試案の内容についての議論は弁護士会等でも盛んにされておりますし、学研連でも意見書を発表されておるわけですが、本日はそういうところでされている議論を多少紹介しながら、今日のテーマは「大学教育と司法試験改革問題」でございますので、今回の改革の運動、あるいは改革がもし実行された場合に、それが今までのいろいろお話に出きました大学法学教育との関連でどのような意味を持つてくるのかということを中心に進めていきたいと思っております。最初に、ある程度皆さんご存知かと思いますが、簡単に今までの経緯をご紹介します。まず「今回の改革運動の背景」について述べますと、これはもちろん法曹基本問題懇談会が意見書を発表しまして、

それが基になって起こってきたわけですが、実際のところ、今回の司法試験の具体的な改革、特に回数制限とか大学推薦制とかいう改革案の基になった背景にはどういふことがあるかということにつきまして、簡単にレジюмеにまとめておきました。これは法務省がいろいろなところに発表しております論文等で指摘していることとございます。第一に「合格者の高齢化」、今年の司法試験合格者発表の新聞記事を見ましたけれど、過去最高の平均二八・四才であるということが非常に強調されて新聞にも掲載されています。

それからそれに伴い「受験期間の長期化」、かつては大体勉強を始めて二、三年で合格するのが普通であったのに、今はもう五、六年から七、八年かかるのが普通だと言われています。

それから「司法試験浪人の増大」、これも昔からあったことではあるんですけど、うけれども、司法試験受験者が増えるに従って、司法試験浪人が非常に増えている、それが一つの社会問題にもなっている

という指摘がされているわけです。

それから「若年者の試験離れ」、これは逆に司法試験が難しくなり過ぎて、若い人がこれではとうてい合格するのは無理なので最初から諦めてしまおうという傾向が出てきているんだというふうなことが法曹懇談会で指摘されています。

それから次の「検察官不足と優秀な人材の確保」という項目ですが、正面から論じられてはいないものの、一般的に言われているところでは、やはり今回の改革の動機には、検察官不足という問題がある。何故検察官不足という問題から司法試験改革ということになるかという点、要するに司法試験合格者が高齢化したことによつて検察官のなり手が少なくなつたと、若い合格者が増えれば検察官志望者も増えるんじゃないかという考え方があるということですよ。

それから「優秀な人材の確保」というのも、先程の若年者の試験離れと同じことになりまますけれども、かつて司法試験を目指した大学で優秀な成績を取つてくる者が、今では司法試験に来ずに他の分野

に行ってしまう。そういうことから法曹界にとつて優秀な人材を確保するために、今の現状を改革する必要があるんじゃないかということが一部で指摘されております。

それから先程出ました「予備校の隆盛と大学法学教育の空洞化」、先程永井先生のお話にもありましたけれども、現実に司法試験受験生は、そのほとんどが何らかの形で司法試験予備校を利用してのが現状です。はつきり申し上げて大学の授業へ出るぐらいなら予備校へ行くという学生が増えていることも事実なんです。また学研連におきましても、かつては研究室に定席を与えられてそこで勉強するというパターンであったものが、今は定席を与えられても昼間は予備校に行っている受験生が増えています。そのために結局、司法試験受験生というのは、大学に籍は置いているけれども、実際には大学にはほとんど来てなくて予備校のほうへ行っているというような現象があつて、これはいけない、もっと大学と司法試験というものを結び付けなければい

けないというような意見が出てきているのです。

以上ご紹介したような理由から、今回の改革運動というのが出てきているのではないかと思うのですが、結局、結論として法務省が言っていることは、もう少し合格者の若返りを図りたいということ、合格者の比率が増えるような形にしたいということなのです。それに対して、まず実際そういう現状があると皆さんお感じなのか、あるいは合格者の若返りをもっと図る必要性があるというふうに思われるのかどうか、ちょっとご意見を伺いたいと思います。どなたかご意見がございましたら是非お願いします。

永井　そういう現状があるかというお尋ねですけれども、合格者の高齢化とか受験期間の長期化、これは統計の示す通りであると言わざるを得ないだろうと思います、しかしながら、優秀な人材の確保という問題については、かなり疑念を持っているわけです。というのは、先程角田先生からもご紹介ありましたように、



うちの大学はここ二年ばかりコンピュータを駆使して、合格者の在学中の成績との関係だとか、高校との関係とか、そういうことを全部調べているわけです。そうしたところ、司法試験に合格する人はやはり大学の成績もかなり良いわけです。言い換えれば、大学の成績が良いほうに属さない人はあまり合格していない、合格する率が非常に悪くなる。そういう面ではうちの大学も優秀な人たちが合格していると思います。それから法務省の言う「優秀な人材」という問題ですけれども、研修所で試験をやりますと、例えば二回試験の場合若い人の方が成績がいい、若い人の方が優秀なんだということになる。しかし、修習生たちに意見を聞きますと、任官希望者は一生懸命勉強するから成績がいい、そして任官希望者には若い人が多いから、二回試験の成績だけ見ると若い人の方が優秀だと思えるかもしれないが、そのことだけをとって若い人イコール優秀だと捕らえるのはおかしい。そもそも法曹としての優秀さを二回試験の成績だけで判断するということ

自体問題ではないかという意見がかなり多いわけです。ただ、気になりますのは、優秀な人材ということのもう一つの側面ですが、いわゆるリーガルマインドがないという批判です。法的なものの基本的な考え方ができていないで受かってきているという批判、これはかなり気になる部分です。ただそれは統計的に若い人に多いのか、ある程度平均年齢位のところに行つて受かった人が多いのかというのはまだ分からないわけです。下手をすれば若い人の方に多いのかもしれないのです。それなのに若返りを図るといふのは、そういった人をうんと作り出すことになつてしまいます。先程角田先生が言われたように、中央大学合格者の統計では、卒一、卒二でワッと合格するか、ちょっと中たるみがあつてまたワッと合格するわけです。それは先程角田先生のご指摘にありましたように、単なる知識ばかり追い求めて情報が多過ぎて收拾がつかなくなつたために合格しなくなるけれども、その知識の整理が済んで、ある程度法というものはこんなものなんだということ

が分かつたときに合格する、そういう意味では、リーガルマインドを掴み切ったときに合格するということがあるんじゃないかと思ひます。そうすると、「若い人イコールそういうリーガルマインドがある、平均年齢以上で合格した人にはリーガルマインドがない」という論法は、どうも統計的には現われないうてはないか、だからこの点の法曹懇の意見についてはどうもあまり承服しかねると思ひつております。

高窪 うちの大学に限らず、例えば、共通一次を通じて一流の国立大学にスムーズに合格して、ストレートで大学を出たという人達が、一般的に優秀なのかという点、社会に出てかえつていろいろ問題を起こしているわけです。裁判官でも、どうもなかなか自判できない裁判官が出てきているとか聞いています。若くして社会に出たから非常に社会に役立つかという点、必ずしもそうではない。早く合格した人が優秀だという考え方はナンセンスな理解じゃないかと思うんです。確かに、企業や現代社会は若くて動

きの早い法律家を要求していると思うわけですが、それで本当に日本の法曹がよくなるのかという点、これはかなり問題じゃないかというように感ずるわけです。いま永井教授の言われた、リーガルマインドの養成については、確かに大学教育の中でもなるべく早く石を投げてやつて、物を考える機会を与えてやることをもつとどんどんやらなければいけないと思ひます。リーガルマインドの養成を今意つているという言い方はできないと思ひますけれども、今よりもつとそういう方向へ目を向けていく必要がある。受験生としても、リーガルマインドを把握するのが早いほど確かに早く合格するわけですが、年令が若いから法曹に適していることは言えない。「ヤングアイズベター」という論理だけで貫くのは、これは非常におかしいのじゃないかと思ひます。むしろ、社会経験の豊富な人、企業に入つて、ノーハウを体得しいろいろな経験を積んだ人、そういう人が法曹になることも社会にとつて非常に有益なことでしょう。人間社会が分からなければいい裁判も弁

護士もできないいではないかという気がいたします。

それから、今回の司法試験改革論は、

ざっくりぼらんに言わせていただくと、なるべく若い検察官を増やして、公務員体系に合わせたいというのが法務省の本音だと思えます。もちろん、いろいろと尾端が付いているわけですが、それならそれではっきり言ってくればいいのであって、任官奨励ならば、いろいろと他にもやり方があるということですね。特に問題だと思うのは、大学での法学教育が法曹教育に役に立っていないという言い方は、われわれとしては非常に不本意でありまして、受験教育だけが唯一の大学の機能じゃございません。高校までは詰め込みの受験教育で、いわゆる偏差値教育に追われてあまり物を考える暇がないわけですから、大学に入って初めてじっくり物を考えさせようと思えばできることになるわけです。広く社会の法的问题に対して関心を喚起し、法的評価を養うという意味で、大学における法学教育の価値も十分にあり、またそれが大学

教育の主な任務だと思うのです。

七、検察官不足の実態と原因

伊井 いま検察官不足の問題に触れられたんですが、検察庁のほうから今日来られております中津川先生にも何かご発言いただきたいと思えます。

中津川 いま高窪先生が言われたとおり、司法試験の改正の問題はこれまでも水面下で検討されてきたようですが、これが昨年か頭在化してきたわけですが、これはやはり任官者が少ないこと、特に検察官への任官希望者が少ない問題も、大きな原因の一つではないかと思えます。検察官不足は確かに現実でありまして、これは何とかしなければいけないということ、検察内部でも、いろいろと知恵をしぼっているわけですが、例えば、昨年も今年も検察官任官者が少なかったのも、私もそうですけれども司法研修所の検察教官が皆頑張ったわけです。その結果、来年四月の検察官任官者は五〇数名と、ここ数年にない数になりました。ところが今度は裁判官への任官

希望者が少なくなり、このため最高裁では現在裁判官への任官者を増やすために非常に努力をしているという状況のようです。従って、この多くの任官者を得るための司法試験の改正の問題は、ますます現実味を帯びるだろうと思えます。じゃ実際にどういふことかと言いますと、いま高窪先生や永井先生が言われたように、若手だから任官希望が多いとか、あるいはリーガルマインドを備えているということになりますと、私の実務あるいは修習生にいろいろ教えた経験から、必ずしもそれは一致していないと思えます。若手の中には、エリート意識だけが強く、世間知らずで、社会に出て権力を持ったらどうなるのかと心配したくなるような者もおります。このような状況ですから、司法試験合格者約五〇〇人のうちで、民間企業に勤務して苦勞した結果社会正義の必要性を痛感している者とか、独身で任官に適していると思われる者など任官させたいと思う修習生は、一二〇〜一三〇人しかいないですね。その中でそれが任官するかといえますと、行動的な人は

やっばり弁護士さんになる希望が多いんです。それも特に、最近では涉外弁護士です。検察官と裁判官がこの一二〇〇〜一三〇〇人について、それぞれ勧誘合戦をしていたら、その間に涉外事務所へ引張られてしまうことになってしまふ。いま涉外事務所では若手の弁護士を二年間留学させますよということで一生涯懸命勧誘し、約三〇〇〜四〇〇人位を就職させています。これらの原因について、法曹懇では大学の学生に対する教育が良く機能していない結果ではないかと考えているようです。確かに刑事訴訟法やその講義では、裁判官や裁判所のことは出てきませんが、検察官のことはほとんど出ていないわけです。その一方で、大学で教育するときには、八海事件などの例を引いて検察官に対して批判的なことばかり講義するため、学生時代からアンチ検察官となり、修習生になっても検察官への任官者が少ないのではないかと考えられています。

では、司法試験を仮りにうまく改正でき若手を多く合格させることができたとしても、それで任官者が増えるかどうかについては、今の検察官とか裁判官に対して若者が魅力を感じるかどうかにかかってくると思います。検察官は今でもリクルート問題で一生涯懸命努力しており、検事正、特捜部長から副部長、みんな新聞に出ています。これら活躍している人の多くは、中大出身者ですが、こういうふうには昼も夜も一生懸命働き、社会から注目されていても、それで今の若い者が満足をしているかという点、昔と違い現在ではそうではなくもっとスマートで派手なことをしたいと思っているようです。警察官僚は行政官で各方面で活躍してスマートであり、転勤族になるなら警察官なら良いが、検事みたいなのは泥臭いから嫌だと、裁判官も同じということになります。結局のところ、検察官や裁判官は職務の性質上確かに泥臭いところはありますが、日常の職務遂行の面までもう少し魅力あるものにしていかなければいけないと思います。結論は出ないんですけど、どうもそのようなことでございます。

それで法曹基本問題懇談会における検討の結果ですが、任官者を多くさせるためなら、いま高窪先生が言われましたように、もっと率直に法曹三者にその方策について問い掛けたらよいのではないかという意見もあります。私が指導していた際、二八と三〇才位の人でもうちょっと給与が良かったら任官したい人が沢山いました。こういう人にもうちょっと手当をするようにすれば、任官者は増えるのではないかと思います。

伊井 大変率直な意見をありがとうございます。高窪 私は、石を投げるつもりで、乱暴な発言をしたわけですが、大変率直に話していただいてありがとうございます。任官不足と言いますが、今度の土曜日に、郁法会の出身者で新郎も新婦も検事というカップルが結婚式を挙げるんですが、そういうのもちゃんとしているんですね。任官して検事をやりたいと言っています。だから、任官を促すような教育を大学でやってないとは言えないと思いますし、回数制限すれば任官者が増えるということもないのではないかと。今の若者は、一般

に生活条件や生活環境について、非常に現実的な価値観を持っていますから、年令よりも待遇改善でしょうね。それと、判検事の仕事を内容をもっとPRして学生を刺激することが大事だと思いますね。

八、「受験回数制限」案の目的と問題点

伊井 それでは、次に改革試案の問題点について、具体的に聞いていきたいと思っています。

ご存知のように今回の法務省の改革試案の目玉は「受験回数制限」です。内容はご存知だと思いますが、二三才未満はノーカウントで、二四才以上について三年で三回という形で、人事課長試案ではありますけれども出てきております。それからあと「大学推薦制」と「合格者の増加」、ただし合格者の増加については、受験回数制限及び大学推薦制の導入を前提とするという限定付の増加案になっているわけです。まず受験回数制限について、簡単に今までの議論をご紹介してまいりますと、いま弁護士会などで反対論が

非常に強いのは、一つには司法試験の目的・性格からの疑問です。いわゆる資格試験であること、あるいは法曹適格の判定試験であるところから、果たしてそういう年令的なもので考えていいんだろうか、そもそも法曹適格というものに若さは関係あるんだらうかという形の疑問が出されています。それから法務省が指摘するところでは、欧米諸国の司法試験では全て回数制限が実施されていると言いますが、その欧米諸国の司法試験の合格率は大体六〇%から七〇%で、そういう合格率の中での回数制限なのです。これに対してわが国の司法試験は、現状は合格率二%、仮りに合格者数を法務省の案のように増加してもせいぜい四五%までしか行かないだらうと言われております。そういう合格率の中で、三年三回という形の回数制限を行なうことが、すなわちその回数内で合格しない人には法曹資格がないと決め付けることが、果たして合理性があるのかという疑問があります。それから、そもそも回数制限を実施しても合格者の若返りを本当に図れる

のか、ただ単に受験手控えをする人が増えたり、若い人が以上に試験離れしてしまい、かえって高齢化するんじゃないかという疑問も提起されております。ついでに言わせていただきますと、大学との関係では、ただでさえ今は若い人の司法試験離れが起きているのに、回数制限をすることによってかえって若い人が離れていくんではないか、あるいはそれでも司法試験を受けようとする人は、そういう回数の制限がある以上、なるべく早く合格したいということで、より速効性のある受験機関を求めて予備校にまします行ってしまうのじゃないかという疑問、そういう場合に大学は果たしてそれに対応していけるのかということも問題とされているわけです。これらの疑問点について、またご意見を伺えればと思います。まず、いわゆる司法試験の性格からの疑問といったものについては、どのようなご意見をお持ちになりますか。

中津 いみじくも先程中津川先生がご指摘になったように、やっぱり法曹三者の人口構成とかバランスというのが欠け



てきたところから、若い者を採るための回数制限というような案が出されてきたのであって、一番大事なことは、裁判官にしる検察官にしる弁護士にしる、適正な数が確保されるということがなければならぬ。回数制限が言われているのは、もしかして回数制限をして合格者の若返りをすれば裁判官・検察官が確保できるのではないかという希望のもとに、そのような案が出されているのではないかと私も思います。

それでは、仮りに回数制限をして若い者は増えた、でもやはり裁判官・検察官のなり手は増えなかったということになると、結局、その次には、分離修習ということで、養成制度そのものを裁判官、検察官、弁護士それぞれ別な入口から育てようということになると思います。職務を受け継ぐ若い人がいなければその組

織は潰れてしまいうわけですから、当然そうならざるを得ないわけです。それでそこへの一步前の実験的なこととして、回数制限が言われているんじゃないかという気がするわけです。だから私どもも、理念的な反対は当然ですけれども、理念的な反対だけを言うんではなくて、考えなければならぬのは、どうすれば裁判官・検察官を確保できるのか、それについてみんなが知恵を出さないと司法試験改革ひいて回数制限というようなことも阻止できないんじゃないかと思っっているんですけれどね。

伊井 飯田先生は如何ですか。

飯田 私も、回数制限に理念的に反対を唱えるだけでは解決しない問題だという点では、中津先生と同じような考え方でございます。私も実はこの問題を白河先生と一緒に考えたことがあるんですが、私はただ回数制限の反対を唱えるだけでは、統一試験・統一修習の廃止という問題にやはりぶつかってしまうのではないかと気がします。私どもは当然、分離試験・分離修習はまずいという前提か

ら考えているわけです。ところで、回数制限をした場合に、合格者の若返りを図れるかという点については、疑問視する意見もあり、また効果はあるだろうという意見もあります。一弁の場合は効果があるのではないかという人のほうが若干多かつたような感じがします。そして、もし効果があるのであれば、実験的にやってみるのも、分離修習を避けるためにはやむを得ないんじゃないかという意見が出ました。私ども一弁では、回数制限やむ無しとした場合でも五、六回位にする、そしてもう一回再度受験のチャンスを与えることと、法律を時限立法的なものにしまして、五年ないし一〇年後に必ず効果の見直しをするというような条件付きで、一回実験的にやってみたらどうかという結論になっていたわけです。私自身も、果して効果があるのかなと思いはながらも、分離修習を阻止するためにはやむを得ないかなと考えております。

中津 もう一点補足させていただきますんですが、私が申し上げましたのは、例えば、合格年令が仮に二八だ三〇だと

っても、要するに裁判官・検察官がきちんと確保されていけば、あまりこういう問題は出てこなかったらと思う。それが確保されていないところに問題があるわけですから、そこを工夫しなければいけないわけで、今回の議論を考えるときには、どういう工夫をしたらいいか考えるべきなのです。今度裁判所のほうで、弁護士二〇年以上の経験者を裁判官に採用する、その場合に現在住んでおる住所から転居しないで通える範囲内の裁判所に配属して生活に差支えないようにするということを言われておりますが、それと同じようなことでございまして、例えば、三〇才で検察官になれる方が、ストレートで来て二四、二五才でなる方と、多少法令による給与の差があるんでしょうか。

中津川 そういった工夫をして、三〇才で検察官になられた人がいた場合に、もう六年検察官として経験をしてる人と同一のところにはすぐ持っていけないにしても、例えば、少なくとも半分ぐらいのところまでは持っていってあげて、あとは能力を見ながら、一〇年位経ったら現役で検察官になった方と同じ位の給与体系に持っていけるような、何かそういう制度的な工夫をすればやっていけるんじゃないかという気がするんですね。そういう工夫をすることが先決なのであって、今にわかに回数制限をやつて、人為的に若返りを図るということは、ちょっと拙速に過ぎるのじゃないかというのが基本的に私の考え方なんです。

飯田 若い合格者が検察官あるいは裁判官を志望するかどうかという点に關しましては、私は弁護士会の修習幹事をやっているんですけども、弁護士会と検察庁と裁判所の合同での話合いの場があり、その中で裁判官の方が、自分たちが欲しいと思つてた人が渉外事務所に行つてしまふと言つておられました。私も弁護士会でも同様で、渉外事務所に行く人が多過ぎて、なかなか一般の小規模の事務所若し弁護士を採れないという問題で悩みを抱えておるわけです。私も日頃考へていることと同じことを裁判官の方が言われて、私もハッと思つたわけです。合格者が若返りするかどうかが問題と、若い合格者が任官を志望するかどうかということに關しては、多少問題があるだろうと思つて、検察官をもつと魅力のある職業にすることを考へていかなければならないわけです。これからの二一世紀を展望した場合には、法秩序の維持ということが非常に重要なことであつて、検察について言えば、最近の国際化、特に東南アジアとかの若い人達に非常に犯罪が増えつつある、犯罪が多様化しているという状況下で、警察もそうでしょうけれども、検察官の役割というのは非常に大事であり、その数を増加させることも非常に重要だと常々私は思つてゐるわけです。

伊井 回数制限という制度の是非については、皆さんそれぞれご意見をお持ちだ

と思います。もう少しいろいろな方のご意見を伺いたいと思います。荻原先生如何ですか。



荻原 この回数制限の基本的なねらいは、多分若返りを図り若年化を図りたいということになるだろうと思います。このレジュメの箇所に合格者の若返りが本当に必要なかというテーマがありますが、一般論として、若年者のほうが高齢者よりも可塑性に富んでいるということは言えるんだらうと思います。そういう意味で世の中が複雑多様な時代に入ってきて、特に国際化なんてことなってくると、可塑性に富んだ法曹を育てないと、対応力が落ちてしまうのではないかと、いろいろな考え方が基本にあつて、法曹懇の考え方はなんかはしきりにそういうことが出てきております。そういうあたりを回数制限と結び付けて、いわば理論的な背景に目

を向けるというふうに私は理解をしています。

それから、受験期間が長期化して浪生が非常に増えてきたという現実、しかもその間ほとんど就職をしていない、まさに受験のためだけにずっと長い期間勉強をしなければならぬ。そういう意味で、非常に社会性の欠落という点が指摘されています。しかし、そういう観点から言うならば、若者は若者なりに社会性が不足なのだと思います。これは社会経験ということですが、そういう部分から非難をしてみても、それは若年者、高齢者という形ではあまり違いはないと思います。ただ、若い人が社会性がないということが言われるのは、他の分野の世代と比べて、法曹界のほうは受験勉強に非常に長い期間費してきて、その期間の社会勉強が乏しいから、他の分野と比較した場合に社会性に問題があるというような比較論で指摘されているわけです。もともと、これはまた一つ観点が違うんですが、今のように大変法律制度が複雑になってきて、学説、判例等の集積が多くなってく

ると、果たして専門実務家として勉強するのにわずかの期間で足りるんだらうか、専門性という分野でもやっぱりこの問題を考えてみななければいけないと思います。そんなふうと考えてくると、いま言われている議論が何となくあまり噛み合わないで進んでいくのではないかと、いろいろな杞憂を持つわけです。先程から実際論としてのご意見が沢山出ましたけれど、例えば任官者が減ってきているという理由の中には、ある程度の高齢者の中で、例えば検事になりたい、裁判官になりたいという希望を持つ人があっても、処遇の上でもう現実に選択できないという場面があることも事実です。そういう面から見れば、やはり先程もご意見が出ていたように、この問題をただ回数制限というような機械的な議論ではなくて、もっといろんな角度の中から、多角的な検討をしていかないと、回数制限の効果だけに目を向けて議論してもなかなか噛み合わないだらうと、こんなふうにいま感じております。

伊井 市川先生如何でございますか。



市川 一般的な考え方としては萩原先生

と同じでございますけれども、今回の改革問題の背景の中に、先程中津川先生がおっしゃったように、検察官不足というようなことが指摘されておりますが、私も研修所で五年から五八年まで教官をしておりましたので、検察官不足というのが今回の改革問題の原因の一つであると思います。その原因は、例えば、四〇才の方が任官したいというのを拒否するというのもその一つではないかと思うのです。そういうことが今でもあるかどうかは中津川先生にお尋ねしたいと思うんですが、確か私が教官をしていた当時は、事実上そういうことを修習生から聞いております。私は何才だから採用してもらえないということを聞いておりますので、もしそういうことが内規としてございますようでしたら、それらを開放しては如

何かと思います。私が七期で卒業した當時も確か年令制限はあったんです。当時たまたま七期の三六才の方が引ッ掛かりまして、いろいろごたごたして、最後に釧路ならばよろしいということになりましたが、恐らく今でもあるんじゃないでしょうか。結局、裏を返せば役所でございますので人事構成という問題で、例えば、早ければ二四才で任官できる人がお

年令制限はないと思います。検察官の場合も年令制限はありません。昨年三九才で任官した人がおります。ただ、こういう場合にも、二五才で任官する者と給与は同じですので、非常に気の毒です。

って、遅い方は三一才になるわけでございますけれども、そうしますと同じ部署で逆さまの人事が行われる場合も出てくるわけで、それはできないということですね。これは会社でも同じことで、大学を留年しているとちょっと採用に引ッ掛かります。しかし、法曹界の場合にはそういうようなことを開放していただいて、等しく希望される方は採用するという方法をお取りになったら、検察官不足も無くなるのではないかと思うのです。中津川先生、如何でしょうか。

なお、現在任官者獲得方策として、待遇改善の一方策ともいうべきものとして、本俸以外に調整手当というのがあるんです。これは弁護士さんの初任給とアンパランスにならないようにとの配慮から、大体いま新任の基本給、検察官だと二〇級ですけれども、これに調整手当を付けて、初任給は月約二七万円になるのです。この給与及び調整手当については毎年大蔵省に折衝してこの額を上げるようにお願いしているわけです。このような状況ですから、高齢者が任官する場合には、行政職と同様に給与をもう少しプラスしてくれればいいと思うのですけれどもね。

市川 もう一つお尋ねして恐縮なんですが、年令の上の人はやや個性化してしまっていて、個性が強過ぎるという点があると思うんです。これは会社にもございますが、

特に三〇才位になりますと、自分個人の考え方が定着してしましまして、純粹培養で卒業してすぐ来た者とは異質なものがあるといふうに聞いているんですが、そのへんのところは中津川先生、如何ですか。

中津川 私の指導していた頃の経験だと、やはり若い人は確かに柔軟性があります。ある程度年を取ってくると、自分の個性というものがはっきりしてきますので、やはり任官という組織に入る場合には、そのへんがちょっと難しいところもないわけではないんです。それは人にもよりますです。



柳沢 それについては非常に複雑ですがいろいろな面から多様な批判を受けるわけですね。制度は必ずいい面と悪い面を備えていると思います。それで様々な議論がなされるわけです。先程藤井先生が

申された中大法曹会の意見書を出しましたが、その基本はここにおいての若い先生方がまとめたものです。この点は、理念の面と実質の面を分けて考えないとおかしなことになるのではないかと思えます。例えば理念としては法曹適格とは何か、若返りがいいのかどうかということなどです。これは先程言われたことですけれども、若返りについては世の中の一般的な常識を批判しても致し方がないのではないのでしょうか。今回のレジュメに回数制限のところ、「現在の試験の現状（合格率等）においてそのような受験資格制限を行うことの合理性」と書かれています。あくまで認められることは前提としなければならぬと思います。そのうえでいくつかの点に疑問が生ずるわけです。受験者には在學生と卒業生があります。在學生の立場から論ずる場合と卒業生のそれとは自ずから異なっています。

それから受験資格制限の目的がどこにあるのかという点が重要で、実際に検察官あるいは裁判官の不足ということが

どの程度であるのかそこをはっきり捕らえることが必要であると思えます。その目的をどう考え、それに対する手段が適当であるのかどうか、目的合理性があるのかどうか問題であると思えます。

この問題は、受験生の方から不合格に對する疑問が生じてくると思えます。いくつかの問題点の指摘がありますが、最近の司法試験の合格率が二%以下の現状において受験資格の制限が適当か否かということになりますと、これはあくまで疑問です。二%以下の合格率であるのに、不合格者に対して二回、三回あるいは五回まで受けさせてその後は受けさせないということは合理的な判断では結論が出ない問題であると思えます。

そこで中大法曹会では、いずれにしても三回制限に対しては反対であるという意見を出しているわけです。

次に中大法曹会は、予備的な意見を付け加えた点が学研連の意見と違っています。どうしてもやむを得ない場合には、五ないし六回程度が最低限度であるというものです。これ以上制限するようであ

ったなら問題です。これは先程飯田先生がお話になった一弁の意見と大体同じに なっているかと思えます。

それから中大法曹会の意見は、合格者を増加することを前提にしています。その程度は約七〇〇名までということですが、その数が適当であるかどうかということ はまた別の観点から問題になると思いま す。

法曹懇では、社会のニーズに答えてい ないと指摘されていますけれども、とに かく合格者を増やすことは、若し実際に その必要があれば増やせばいいことだす が、その必要性については疑問がありま す。

現在の司法研修所の設備は、少し手を 加えればあと一〇〇名から二〇〇名程度 は養成できるのではないかと思います。

しかし合格者を増やすことについては、 いくつかの地方の弁護士会は絶対反対で す。いずれにしても現状からいって、合 格者を著しく増やすことについての合理 性は認められないと思います。制度改革 の問題ですから態度決定の問題であると

感じています。ちょっと感想だけを述べ させていただきました。

藤井 西ドイツの先例なんかも当たって しょう。

柳沢 ええ、もちろん当りました。ここ は回数制限をしていますが、その結果必 ずしも若返りしてないようです。

伊井 それでは、最近までわりと受験生 に近い立場にあられて、今でも受験生を 教える立場にあられる比較的若い期の先 生方にもご意見を伺いたいと思います。 中村先生、如何でしょうか。



中村 私は、回数制限をすることによっ て若い人を採ろうとするのもいいんです が、その場合若い人をだれが必要として いるのかという観点が抜けてると思うん です。弁護士になるのであれば若い人で なくてもいいんです。私も合格したのは 三六才ですし、合格まで一二年やってま

した。だけど私はいま弁護士やっていて、 「長々やっていて良かったな」、「弁護士 が合ってるな」、「私の依頼者は幸せだな」

(笑い)と思っております。いま刑事の 否認事件で無罪を取ろうと思っ一生涯懸 命駆けずり回っておりますが、これが若 い人だったら本当にここまで熱心によっ てくれるかなと思います。これは長々や った人だから締めないんですね。ねばり 強くコッコツと調べてよくやってくれ るわけですね。若い人は合理的に物事を判 断しますから、時間がもったいないとい うことで、この程度でやめちゃおうとい う解決をしがちです。私も五年位いろん な弁護士を見ていて、若い人がやっぱり 早くやって拙劣な弁護をするというのも 見っておりますので、そういうところを見 ると、果たして若い人が弁護士にとつて 必要なのかなというところに疑問を感じ ております。

ただ、検察官、裁判官については、他 の官庁との釣合いがあるので若い人が必 要なのかなとは思っております。例えば、 検察官に任官される方は大学を卒業して

直ぐ合格しても二年の修習があるわけですから、他の官庁と違って二年遅れるわけです。その上に司法試験は難しいですから何年も不合格になっていると、他のキャリアと検察官の任官組と比べたら年令が全然離れてしまい、バランスが取れなくなりそうです。しかし、最近私は、やはりバランス論だけでは割り切れないんじゃないかなと思っております。私は弁護士です。法曹一元という制度を良いものだと思っております。法曹一元を採っているアメリカでは検察官が弁護士の中から選ばれていくわけです。そうすると、検察官になる年令というのは、ある一定の年令にならないとなれないわけです。裁判官においても同じです。私もニューヨークの弁護士と以前話をしたことがあるんですが、ニューヨークでは裁判官で三〇才以下の裁判官はいないというところでした。要するに、アメリカでは裁判官というのは一定の年令にならないとなれないのに、日本の裁判官というのは二四才位の若い裁判官が法廷に立っているが、これはおかしいんじゃないかと言わ

れたことがあるんです。弁護士をやった依頼者といろんな苦勞を経験した人が、この人だったら検察官になってもいい、この人だったら裁判官になってもいいと選ばれて行って行くというのが法曹一元の趣旨だと思わんですが、最近の若返りのために回数制限をしようという議論は、この法曹一元の趣旨にも反するという感じがあります。結局、私としては、回数制限には、絶対反対であり、年取った人でもいいんじゃないかという考えです。

もし現在の制度で若い検察官が採れないというのであれば、私は二つのことを改善すればいいのではないかと思っております。一つは、やはり検察官には「正義の実現」という検察官の理想があると思っています。この「正義の実現」という理想を現在の検察庁が実行すること及び大学教育の場で植え付けることが大切だと考えます。もう一つは、待遇改善だと思っております。先程から議論がありますけれど、結局、お金の問題なんです。最近若手が渉外事務所へ流れて行くというの

は、先程も中津川検察官が言われたように、初任給が四万五万円、ボーナスを合わせて年間約八〇〇万円位を弁護士に成り立ての人に払っているという現実にあるのです。それじゃ検察庁へ行くはずないですよ。検察庁は初任給は幾らですか。

中津川 調整手当を入れて月額二十七万円位です。

中村 それじゃ行くはずがないです。若手の会合で、一番新しい若手がどういことを言っているかというのと、「今の研修所を卒業する人は、待遇が如何にいいかということしか考えていない。検察官不足を無くするための一番いい方法は、給料を現在の二倍にすることだ。二倍にすれば検察官不足なんか無くなりますよ。」ということなのです。この点にもよく耳を傾けないと、果たしてここで回数制限をやったはいいいけれど、結局、弁護士ばかりというような状態になると思わんです。またそういう意味でも、私は回数制限に絶対反対だという立場を取っています。

九、回数制限が大学法学教育に与える

影響と弊害

伊井 ありがとうございます。この問題についてはそれぞれいろいろご意見があると思うんですが、ちょっとテーマをしばらくしていただきます。

先程申しましたように、回数制限が受験生と大学法学教育に与える影響と弊害という観点、もちろん推測にしか過ぎないかも知れませんが、その点で少しご意見をお伺いしたいと思います。まず三九期の若い先生方がいらっしゃるのですが、実際のほうに思われるか、寺本先生からお願います。

寺本 私は、今でも受験生とか後輩の面倒を見ているんですが、受験生に回数制限の話をする時、たとえ三回に制限されても、その前に合格するんじゃないかと言います。これは勉強をしていなければいけないほど大体そういう自信があるようですが。(笑)しかし、実際導入されて、二回までやって、あと一回ということになると、かなり深刻だと思う

んです。受験を開始する人に、どういう意見でいるかよく聞くんですが、やはり三年から五年位では何とか通ろうと思っ
て皆さん始められるようです。実際はそううまくいかないことは私も経験しているところですよ。ですから、三回やって駄目なら止めようと内心では思っている人が多いようです。受験離れということが言われていますが、それは違うんじゃないかと思えます。ただ三回で合格しなかったときに、悔しくて悔しくて諦め切れない人が出ることは推測されるところでして、やはり単純に回数制限をすることには疑問を持っています。

また、皆さん予備校に通うのではないかとこのことを言っておりますが、受験生にとって、どこに行くかは別として、三年間で一番うまく合格する方法を求めるといのは当り前のことでして、例えば、中大の法職講座がそれに応え得るものであれば中大の法職講座に集まるであろうし、予備校が最適であると判断すれば予備校に集中するわけです。現状は大学教育だけでは限界があると言われている

ますから、予備校にかなり集中しており、そういう傾向が強くなってくるのは当然だろうと、私は思っています。

次に、実際に三年で確実に合格するの
かと言われますと、先程からのお話のように合格率が二%ですから、要するに〇〇〇人の人が三年やれば半分は落ちるわけですよ。三年であれば一五〇〇人で
すか、ですから三〇〇〇人やって、やってみれば半分は落ちるということです。

このような合格率では、どんなにいいカリキュラムを取ったとしても運が悪ければ落ちるわけですから、教える側はできるだけうまく合格させるというか、理解を早める方向で教えるのであろうし、やる側には発破を掛けるしかないという気がしております。ただ予備校では、例えば一年で合格だとか二年で合格だなどと言っているようですが、実際それに乗っかってうまくいかどうか分からない、現状としてはやる気になったらトコトンやるしかないしと言えないんじゃないかと、私はそう思っております。

永井 大学にいる者として、この回数制

限に対してかなり危惧を持つてゐるわけではすけれども、例えば、今の意見でも三年三回制が採られたら、それで駄目になる学生が一五〇〇人出るといふ話でした。実際には、もっと出ると思ひますけれども、その学生にどこへ行けといふのか。それは大学としては私たちの責任です。三回受験させておいて、それで駄目な場合はもう野となれ山となれと、それはとても大学としてはできない。ですから三回終わった後、はつきり言うところへ進むべきか全くわからない。その後で公務員試験を受けると言つても、今は公務員試験でもかなり年令制限が出てきていますし、更に実際の採用となるとより厳しくなる。あとは司法書士とか何か他の道へ行けといふことになるんですが、それだつてかなり厳しいんです。いわば三回終わったときに野たれ死にさせるようなことはできない。そうすると大学の教員としては、四年のときの就職にかなり割り当てていかざるを得ない。実際は三回制限を採られたらほとんど在学中でやめろといふことです。それまでに受からな

ければですね。又は留年一年位にやつと就職がある程度できるかなといふことです。といふことは、三回制限を採るといふのは、事実上現役時代に受からなければならぬわけですね。そういう難しい選択を余儀なくされるわけですね。その点で大学のほうとしては反対であるといふ意見が強いわけですね。

高窪 早期合格については、現在でも、三回から五回受けて駄目ならあんまり年取る前に自分の針路を変えろといふ指導はしております。現実の問題として、大體卒業一年までですと、留年しても超一流企業に入れるんです。マスコミなどでは年令制限も採っていないところもある。現状でもそうなんです。時代が良すぎた学生が一般に、安易な方向を求めやすいわけです。先程寺本先生がおっしゃつたように、やる気のあるやつにとつては、事態はあまり変わりが無いような気がするんですけれども、一般的にとことん苦勞してやる気がないんです。やる気の無いところへもつてきて、制度改革で回数制限をとるといふことになる、それじ

や不安定だからNTTでも受けますかといふようなことになる(笑)。恐らく、回数制限は試験離れを促進するといふ効果を伴いますね。もし、そうならないようにやる気のある人に頑張ってもらつていると、いま永井君が言われたように、大学は出たけれど行きどころがなくなつてしまひ、有能な人材がどんどん潰れちゃうことになつて、大学としても教育責任が果せないのですね。

それから、もう一つ重要な問題は、われわれはいままで何十年の間、司法試験をあくまで資格試験と心得て教育をしてきたわけですね。採用試験とは毛頭思つていないわけですね。国家公務員試験の場合は採用試験ですから、それなりの指導を致します。ところが、今度の発想といふのは、比喩的に言えば、資格試験の一角を崩して、採用試験化するといふ感じを受けるんです。うわさでは、判検事は国家公務員に一化するという考え方もあるといふことで、これは法曹一元の一角を崩すといふことで重大問題です。三権分立の原則に反するといふ憲法上の

問題もありますが、法曹一元化の期待を断ち切る方向のもので、そういう発想が入っている改革案は、法曹界としても、非常に強く反対されるべきではないかと思われます。大学としては、実質的に資格試験ではなくなっていくということになれば、指導体制を全面的に変えなければいけないわけです。極端に言えば、大学に入る前から予備校を作って、採用に備えてのガイダンスをやる必要が出てくるかも知れませんが。そういう大きな危惧を持っています。司法試験改革案に対しては、外間学部長の名前で二度ほど意見書が出ていますが、回数制限には、中央大学はまったく反対なんです。どうも法務省のほうでは、一部有力な好意的意見が出ていて、中央大学に期待しておられるようなんですね。中央大学の意見書には、もししょうがなく回数制限を認めるとしても五、六回だろうと書いてあるんで、そういう条件付きで中央大学は賛成なんだと、法務省では見ていて、そういう意見で賛成の方の数に入っているらしいんですね。これは非常に心外で

ありまして、学部の見解としては、合格者数の枠が大幅に増え、西ドイツのように、あるいは医師国家試験のような試験になれば回数制限もしょうがない、そうじゃない限りは回数制限はよくないんじゃないかという意見が圧倒的に多いわけです。その点、この機会に、誤解を徹底的に払拭しておきたいと思えます。一番、法務省に分かって欲しいのですけれどもね。

伊井 ただいまの点は私もお聞きしたいなと思っていたんですが、確かに法務省が発表した大学別の意見集の中で、如何にも中央大学だと分かる意見として、条件付で五、六回という意見が強調されているところがあるんですね。今日の意見の中でも、三回は厳しいけれども、五、六回の回数制限ならばやむを得ないという意見もあったようですが、大学側としてはそのような考え方についてはどういうふうにお考えですか。

角田 今回の法曹懇には、大学からのメンバーも入っていらっしやいますが、全員が個人の資格で参加し発言していらっ

しやる。そのために、回数制限や大学推薦制について基本的に賛成であるとの意見を表明し、後で大学に持って帰って議論をしたら反対意見が多かった、ということもあったと聞いています。私たちのところでは比較的早い段階から、法学教育に及ぼす影響が大きいことから、法律科目の専門担当者の会議で議論をしてまいりました。そこで議論をとりまとめたい意見書を二度ほど法学部長の名前で出しております。法務省の意図が本当のところはどこにあるのかといった問題は、大学の中にある我々には情報がないものですから、何とも言えません。しかし、少なくとも今回の改正試案によって、法学教育にどういった影響があるか、その観点で我々の考える立脚点じゃないかというところで、大変まじめに議論を致しました。そうしますと、法務省の抱えている危惧といえますか、現状に対する困惑については共感できる場所もある。それはどこかと言いますと、法学教育と実務法曹の間をもっと近づけなければならぬという点です。現状では、双方の間に

予備校が非常に大きく介在している。早い段階から、大学の授業に出ないで予備校に行っている学生は中大でも現実にはまずし、増加しているといつてよいと思えます。そういう勉強の仕方では合格してきた人達がそのまま実務家になっていくことは、決して好ましいことではない、もっと大学に引き戻して欲しい、今回の法務省の提案の中には、そういった形で大学にホールを投げて、もっと考えてもらいたいという意味も含まれている、そういう受け止め方を致しました。

今回の改革試案がそのまま実施されたら、大学の教育にどういふ影響を及ぼすかという点については、先程永井先生と高窪先生がおっしゃった通りですが、実は大学の教育そのものについても、いろいろ考えなければいけないところがあるのも事実です。まず第一は、現在の学部

それは法職というより大学院のあり方を考える問題かも知れません。大学院を今まで研究者養成ということだけにしぼってきて、実務と理論との掛橋というのが、極端に言うところと欠けていた。日本の大学院というのは何をやるかというと、みんな外国法、しかもヨーロッパとアメリカ法を中心に勉強していて、日本の実務とか日本の法とかというのはみんなどこかに置いて行って余り関心がなかった。いたいそれで良いのかという意味で、もしロースクールということがあり得るとすれば、それは大学院教育の中で、高度職業人養成を考えたらどうかということになるのではないかと思います。あるいは大学院ではなく、四年間の学部の上にと一年の法律家志望コースを作ったらという意見もあり得るかも知れませんが、

そうですが、それはともかく、法律家の役割について学生が話を聞くのは、法職のシンポジウムのように中大OBの方にお願いして話をしていたらどうか、恐らく唯一の機会なのかも知れません。私達労働法では、OBの経営側法曹と労働側弁護士の方をお願いしまして、労働裁判というテーマで一年間リレー方式の講義をお願いしています。司法試験に直接結び付かないと、中大の中の法律を勉強している学生はあまり見向きとしない傾向があるものですから、必ずしも受講生は多くないのが残念なのですが。大学の教育も含めて、生きた社会とか法曹の役割とかというものを取り入れていく努力を、これからもっと考えていかなければならないと思つてゐるので、それで、いずれにしましても我々のほうにも考える問題が多いのです。そういう意味で、あまりにも性急な司法試験制度の改正によって、我々の努力を崩さないで欲しいと思つてゐますし、意見書の中で強調している重要な点です。

それから先程お二人の先生から出てお

りましたように、回数制限が大学の教育に及ぼす悪影響を考えて欲しいと思つています。私自身は、予備校にある時期行くというところは非常に大事なことで、合格寸前のところでまとめ方はどうしたらよいかとか、知識の整理がもう一步という受験生にとっては、大学受験の予備校と一緒に役に立つと思つています。しかし、もっと法曹としての基本的な素質を養つたり、基礎的な勉強をじっくりやつてもらわなければならない時機があるはずですし、また、法哲学や法思想、あるいは法社会学のような基礎法の分野も重要でしょう。そういう科目は大学でしか学べない、そこが予備校と違うところなんだという、そのことを法務省に対する意見書でも強調致しました。それを奪つてしまうような回数制限では困る、基本的には回数制限、年令制限に繋るようなことは反対であるというのが、我々の意見でした。そのうえで、回数制限というのはその回数内で合格しなければ法曹適格がないということの意味するのではなく、そうだとすれば、どんなに譲歩し

てみても合格者数の飛躍的増大とともに、平均的な受験生の平均的な合格までの受験回数が保障されなければ困る、少なくとも卒業してから五、六回という回数も維持して欲しいということを意見書の中で強調致しました。法務省の方は、二四才未満は二回カウントしないということになればそれから連続三回を合計すれば五回になるから、結果的には変わらないじゃないかとおっしゃったんですけれども、我々の意見はそういう趣旨ではなくて、大学の授業を終わって本格的に始めるといふ段階から五回ないし六回を保障して欲しいんだということを申し上げました。

もちろんこれは最大公約数の意見で、その他にも、いや、回数制限はいいんだという方もいらっしゃいます。それは就職状況が非常によくなくて、大学を卒業してすぐ商社員とか、いろんなところに就職できるようになった、場合によってはそこから外国へ留学させてくれる、アメリカのロースクールに入って資格を取るほうがもっとたやすい、いろいろな選

択の余地が非常に広がっている。それ自体は悪いことじゃないんですけども、中大で優秀な層は、司法試験を受けなさいというふうに一方通行でなくなったことは確かなんです。そういう現状から考えてみると、回数制限はそんな学生を司法試験の道に引き戻すことにプラスに働くのじゃないかというのが、賛成の方の理由付けです。私自身は、この見通しは疑問だと思ひますが。

もう一つ、回数制限に関して中大に特別の事情があるのは、通信教育卒業生の合格者です。夜間部から合格者がほとんど出なくなつてしまつたと言ひましたけれども、一度他の大学を出てから、学士入学で通教に入学する場合には、法律科目だけ取ればいいものですから、そうやって通教に移つてきて、そこで勉強をして司法試験に受かるという方がいらっしゃるんです。そういう社会経験を経て法曹の道を選びたいという人達に道を閉ざすことはして欲しくないと思ひます。いずれにせよ、いろいろな考え方があって、そういうニュアンスを考えなが

らこの意見書がまとまったんだとご理解
いただきたいと思えます。

柳沢 それに関連して、将来の見通しの
問題がありますのでちょっとお伺いした
いのですが、高窪先生のお話ですと、先
程法職のほうで今度駿河台記念館のほう
にロースクールのことが・・・

高窪 いえ、ロースクールを作るとい
うんじゃなくて、ロースクールのなやり方
を目指してということをしればやりた
いということなんです。

柳沢 これはやればできることじゃない
かと思えます。今の角田先生のお話です
と、それは大学院でやることでそちらで
は無理だろうというお話がありましたで
すね。それから一〇年位前に学研連では
意見書を出してありますが、いわゆる東
大型と京大型の問題があります。東大型
はコースを分けて、司法官向けの教育を
しているということです。今のお話の中
で、法職でやるのか、大学院でできるの
か、もう一つは先程のお話の中で京大型
を選んで必ずしも合格者は減らない、
今年を増えたじゃないかという話が出て

います。かつてはそれは学部内で相当の
議論があったということですが、現在で
はそれが落ち着いているというふうには
歴史的に理解して見ます。先程来のお
話ですと、一般の会社に行く人達も大勢
いるのであるから、全部司法試験向きの
教育はできないというような否定的なお
話を伺っているわけなんです、その点
について法学部で工夫はできないのでし
ょうか。もう少し集中的に司法試験向き
に民訴でも刑訴でも商法でも勉強させる
ようにですね。

外間 先程、現在カリキュラムにはい
ろいろ問題があると申し上げましたが、具
体的にどういことが問題点なのかにつ
いては言及しませんでした。その点を
紹介しながらお話ししたいと思います、
一つは、先程話題に出ておりました法学
という科目が、法律学科の場合には廃止
されておるわけですね。この問題が一つ
あります。これは復活する気運が出てき
ております。ただどうい内容の法学を
教えるべきかとなると、これは人によっ
ていろいろイメージが違います。その間

題が一つあります。学生から寄せられた
意見書がありました、それによりまずと、
専門科目の勉強をやる前に法学入門的な
科目の授業を是非やって欲しい、大学に
入っていきなり憲法、民法の講義を聞い
てもさっぱり理解できないということ
です。ですから、法学の復活は一つの大き
な問題であります。

それからもう一つは、現在、先程広瀬
先生からお話がありましたけれども、民
法が四部に分かれています。これで果た
して民法の勉強として足りるのかどうか
という問題があります。これは民法だけ
ではなくて他の主要科目についても問題
になります。現在の一・五倍ないし二倍
位の時間をかけて、それぞれの専門科目
の授業をする、そういう見直しが必要で
はないかという問題がもう一つあります。
私は行政法の一部を担当しておりますけ
れども、週一回、年間を通じて四単位の
授業をやっていることになりました。先程
寺本先生から、大学の授業ではおしまい
までなかなか行かないということがよく
あるというご指摘がありましたけれども、

確かにそういうことがしばしば生じます。ですから、これは私の個人的な考えですけれども、行政法一部は今の一・五倍位の時間が必要ではないかと思えます。各科目について、科目の編成とか、あるいはその授業にかける時間の長さを少し考え直さなければいけないのではないかと思っております。

それから三番目ですが、さっきは現在のカリキュラムのあらましをご紹介申し上げましたけれども、これは基本的には学生の選択という考え方でできているわけですね。この場合、学生にきちんと個人的な指導が徹底すればいいのですが、なにしろ学生の数が多いいですから、そういう個別的な指導というのは期待できないわけでありませう。そうしますと学生は単位が取りやすい科目、あるいは採点の甘い先生から単位を取るといふ傾向になりがちです。法律を体系的に学習するという頭で考えるよりは、むしろ取りやすい単位を取るといふ傾向にどうしてもなっています。例えば、一群の場合一二科目になっ

ていて、どの科目を履習するかは学生の選択に委ねられるわけですから、訴訟法を取らない、あるいは民法を取らない、民法一部、二部、三部を取らなくても他のを取ればいいのか、そういう非常に体系をはずしたような学習をすることが結果としては生ずるわけです。これではまずい。やはりこの問題を考え直さなければならぬ。これは実は私の個人的な考え方で、法学部長としての意見ではありません。個人的な考え方ですけれども、現在のカリキュラムにはそういう問題があります。ですから私としては大学で一通り法律を勉強したと言えような内容のカリキュラムを作りたいと考えております。ただ、大学の法学部での法学教育では、専門科目だけを考えるわけにはいきません。私どもとしては法律学を専門に勉強する学生の場合、その前提として、いいですか、あるいはこれに伴うものとして外国語の勉強も大いにやって欲しい。更に哲学とか社会学とか歴史とか、そういう方面の一般教育科目も、それなりに一定の水準に達するように勉強して欲しいという考え

を持っております。その上で法律の専門科目を履修して勉強をするというのが大学教育であり、法学部の法学教育としての姿ではないかと考えます。そうしますと四年間の法学教育ではどうしても足りないというのが私の基本的な考えであります。五年ないし六年位の期間が必要である。それ位の期間をかけなければ、たとえ基礎的な面についてであれ一通り法律を勉強をしたと言える力を持った人を卒業させることはできないのではないかと気がします。そういう意味で法学部における法学教育を充実させたい。これをロースクール的と言うならそれはそれで結構であります。

もう一つ、ちょっと言い忘れましたが、法律の科目を教える場合、あまり間口を広げ過ぎて、総花的に教えるということではなくない。これは私の個人的な考えですが、基礎的な科目に集中して、これに時間をかけるという教育体系を考えたい。基礎的な科目といいますが、実定法以外の科目を全然考えないわけではありません。例えば法哲学にしる、あるいは法

制史にしろ、そういう科目を含むものとして、法学教育の焦点をしばって、時間をかけて集中してやっていきたいと基本的には考えております。

高窪 私も法職講座委員長の立場を離れて、個人的には外間先生とほとんど同じ考え方です。六年制にして、昔の補習科のようなものを作りたい。そして六年間にわたって、合理的にカリキュラムを組んで、在学中ないし卒一、卒二ぐらいまでに合格できるような教育をしたいと思えます。そういうコースを作るのが一番理想だと思ふんです。法学部の一般コースとの互換性を保つことが必要と思ひますが……。

大学院は本来研究を中心にするべきでありまして、今は大学院に入ってきて司法試験を目指すというのが増えてるんですけど、授業のやり用がないわけですね。大学院で論点ゼミをやっても意味がないので、先進的なアメリカ法の本を読んでもいくと、司法試験受験者は受講を嫌いまして授業にならないということなんです。だから、研究と受験勉強のコースをは

きり分けて、外間先生が言われたように、それなりに、質の違う教育をすることが大切だろうと思ふんです。ただし、教授会でそうした方向の学部改革を議論して、その方向でやろうということになっても、恐らく何年か時間をかけないと実施できないと思ふんですね。そこで当面は、そういう刺激剤の役割を法職講座が担っていくという趣旨で申しているわけです。

それからもう一点、先程、角田先生の触れられた法学部の意見書の表現のことですが、法律科目担当者会議の座長の角田先生が非常に苦慮されて、いろんな意見を集約されたのです。それで出てきたのがあの文章なんです。学者は論文を書くとき、本文以外にこれを補足して「注」というのを付けますね。「しかしながら……」とか「もっとも……」とかいうのは、論文でいえば「注」だと思ふんですね。いろんな意見が出て、本質には回数制限には反対だと言ってるんで、どうかこれからも、中央大学は賛成なんだ、と言われたときは、「いや、そうじゃない。反対だ。」とはっきりおっしゃっていた

だいたいと思ふんです。(笑)

一〇、「大学推薦」及び「合格者数増加」案について

伊井 まだまだ回数制限についてはいろいろ問題があって、議論は絶えないと思ふのですが、お時間のほうもあまりございませんので、次に進ませていただきます。今回の改革試案は、回数制限の他にも、大学推薦制というものを、一つの案として出しています。その趣旨としては、先程言われた大学法学教育と司法試験を直結させる意味合いを持つんだということが言われているんですが、これについては、平等原則からの疑問とか、実施上の疑問、技術上の疑問などが指摘されています。この問題について、大学側はどういうふうにお考えになっておりますか。

外間 私どもの意見書で、これには反対しております。受験回数制限に対する意見では角田先生、高窪先生ご指摘のように、法務省から賛成側に組み入れられるようなニュアンスを含んだ言葉が入っていますけれども、大学推薦制については、

「全く反対である」ということをはっきり表明しております。その理由は私どもの意見書に書いてありますので、その紹介は省略させていただきますが、私が一つ気にしておりますのは、例えば、中央

大学の場合には、推薦制が導入されますと、推薦を受けて論文試験を受験する者と、推薦を受けられないで短答式から受験する者が出てくるわけですね。同じ大学の学生でありながら、こういう差別をして試験を受けさせるのはよろしくないのではないかと、このことを気にしています。

それからもう一つは、推薦をして、最終合格にしてくれるのなら、責任を持って推薦します。けれどもそうでなくて、短答式の免除ということだけですから、あまり推薦の効果はないのではないかと、このことを考えております。

それから、これは私どもの自信のなさかも知れませんが、推薦された学生が不合格、推薦を受けないで受験した学生が相当数合格するということになりますと（笑い）、推薦それ自体の信憑性

に関わる問題になってくるわけです。そういうことが生じないという保障は全くないわけです。そういう意味でも、推薦制については全く反対であると、考えております。

伊井 有難うございました。時間もあまりないので次に移らさせていただきますが、もう一つ、「合格者数の増加」という改革案も示されております。もともと、法務省試案は、あくまで受験回数制限を実施した場合という条件付きでの、合格者増加という案になっているわけです。そもそも、合格者増加論自体に對しいろいろご意見はあると思うんですが、これについても大学側のご意見を伺いたいと思います。

永井 合格者数の増加という問題は、これは将来の法曹のあるべき姿といたものからむので、大学側としての意見というのは必ずしもないわけです。はっきり言いますと、合格者が増えれば増えるだけ、法学教育の方はやりやすいということが言えるだけで、その結果がどうかということについては、大学としては責

任を取れる立場ではないのです。ただ、法務省が言っている合格者数の増加の提案の仕方、つまり回数制限とか推薦制といった改革を実行した下での増加、それらの改革が通ったら、増加するという提案の仕方に対しては、かなり懸念を持っています。というのは、回数制限は多分

司法試験法という法律上の制限になるのに對し、この増加というのは単に実際上の問題でありまして、本当に回数制限が通った後増加してくれるかどうかの保障はないわけです。とりわけ、大蔵省の論理、また法務省の言われている論理というのは、分離修習に繋がるような意見ではないかと思うのです。つまり、回数制限をやって若年者をたくさん採って、任官希望者が増えるならば、それなりの上乘せをした予算を取ってもいいけれども、今みたいにあんまり任官希望者がいない、弁護士になるための修習なのに何故そんなに国家予算を取らなくちゃいけないのか、それはタックスペーヤーとして許されない論理になる、というようなことが言われているわけです。だから、そうい

った点から言うと、合格者数の増加という
ことも、やはり今の提案についてはか
なり懸念も持っているわけです。

伊井 有難うございました。仮りに合格
者が増えた場合、司法試験が多少広き門
になるということで、例えば、大学側で
学生に指導していくときに、「広き門に
なったのだから挑戦してみたらどうか」
というような指導は、できるものなんで
しょうか。

永井 七〇〇人じゃあまりできないです
ね。(笑い)

中津川 いま永井先生が言われたとおり
だと思ふんですね。私のような立場にい
ますと何故この問題が出てきたのかとい
うことがよく分かるわけです。例えば、
今こういう厳しい司法試験の下で法曹の
レベルが下がっているんだというよう
な話が、一般社会全体から出てきている
ら、日弁連なども、もっと何とかしな
ければいけないということになると思
うのですね。ところが、よそではそうい
う話は全然出てきていないんです。今
までの受験制度をやっている、年取っ
た人が

受かっているから質が悪いじゃないかと
いうような問題は、社会から提起されて
いません。ですから、いま先生が言われ
たように、回数制限して若返りを図る、
それでそれが任官に結び付けばいいとい
うことなのです。合格者をいま増やそう
と思えば増やせられると思いますよ。大
蔵省と予算を折衝してやればですね。あ
と残るのは、研修所のキャパシティーの
問題などですね。

高窪 ですから、逆に言えば、「合格者
を七〇〇人に増やすのか、それじゃ回数
制限は妥協してもいいな」という発想は、
絶対に危険だと思えます。それがわれ
れの感想ですね。合格者の増加について
は何の保証もない。だから、七〇〇人は
賛成だということもあまり言いたくない
のです。ただし、できれば、数が増える
ことはいいことだと思っています。

伊井 それでは、この合格者数の増加の
問題について、弁護士会の立場から、藤
井先生、何かご意見がございせんか。

藤井 増加論については柳沢先生のほう
で具体的な作業をされているのですが、

一般論としては、東京三会、それから大
阪の所属会員の間では増加論の意見が強
かったようですね。しかし、その他の地
域の弁護士会では、結局、会員の預かり
分が少なくなるというような理由で、増
加は困るという意見が多いようでした。
しかしながら、世の中はどんどん進歩し
ていきますので、我々もあぐらをかいて
いるんじゃないかと、放置されている仕事
を我々が堀り起こしていけば、これはや
っぱり弁護士が足りないんじゃないかと
いうふうになるだろうし、放置するなら
ば国民自体から見放されていくんじゃない
かと、私はそういうふうにご考えてい
ます。詳細については、柳沢先生にま
められたときの状況を補足していただ
ければ幸いです。

柳沢 別に私が特に法曹人口の点につ
いて統計的なものを持っているわけでも
何でもありません。ただ、日弁連の委員
会で、一応は七〇〇名という増加案を報
告しているわけですね。その点が一
つあるわけですね。それから先程藤井先生
がお話になったように、法曹人口問題
について

は大分激しい議論のやり取りがありました。そして、大都會の弁護士会では、これからは、渉外事務所とかその他社会の多様性に応じるような弁護士を養成する必要もあるんじゃないかということで増加賛成論が多かったようですが、岡山を初めいくつかの地方の弁護士会は絶対反対の意見が強かったですね。そんなような状況がありましたことを経過報告というところで申し上げます。ただ、法曹人口問題は、あくまで理論的に割り切れる問題ではないようですね。

藤井 ちよつといま柳沢先生が触れられたので申しますが、私が日弁連の外弁問題の委員長のと、外弁を受け入れるについては条件整備が重要であるというところで、条件整備を審議した小委員会が、増員論を打ち出しているわけです。結局、毎年一〇〇〇名の合格者が最少限必要だと言っているところ、いま直ちに一〇〇〇名という数を打ち出したら、これはとても東京三会を説得できない。先程お話があったように、今の研修所の設備とか人力的な問題、あるいは国家予算、

こういうものを背景にした場合、当面は七〇〇名程度が妥当じゃないかというところで、委員会では七〇〇名にしほった次第です。その答申が、日弁連の正副会長会議にかかったと、こういう経緯があります。

一、現行司法試験の改善すべき点

伊井 どうも有難うございました。大分時間も経ってききましたので、そろそろまとめに入らせていただきたいと思います。レジュメの最後に「大学教育と司法試験のあるべき姿との関係（まとめ）」というふうにしてございますが、その中の項目の一番の「法曹養成の面での大学の法学教育の理想」という問題と、三番の「今後、大学としてはどのような方向・方法を考えていくか」という問題については、先程から大学の先生方よりかなりお話が出ています。

そこで、一つだけ残っている二番の「現行の司法試験の方法・内容に改善すべき点はあるか、あるとすればどのような案が考えられるか」という問題について、

大学側にお考えがあれば、最後に伺いたいと思います。

永井 現行の試験のポイントで、私たちが一番望ましくないな思っている点というのは、「リーガルマインド」と言うところ捕らえどころがないかも知れませんが、法的思考ができなくても知識で受かってしまう、また予備校のやっているような「これはこうまとめておけばいいんだ」という形でそれを覚えて受かってしまうという現状ですね。そういうことのないような試験にして欲しいわけです。それがまず一番です。その具体的なポイントとしては、まず択一試験の問題です。最近の択一の問題はかなりねれてきまして、頭の体操みたいな問題が多くはなっていますけれども、それでもやはりまだ半分位は知識を問う問題です。その知識も、普通に勉強をしていれば自然と身につく知識であればいいわけですけれども、実際には特に覚えるということをやらないといけない部分がある。その点は、やはり改善をして欲しい。それから論文問題も、最近では、基本に帰るといって、

かなり基礎的な問題を出しているということですが、それがいわゆる典型的な論点、例えば「過失犯の共同正犯について論ぜよ」という問題であったりするんですね。これはまさに予備校で山かけて、ある意味では覚えさせた答案でそのまま答案構成ができてしまうんですね。そういう問題は、やはりやめて欲しいと思います。もっと考えさせる問題、その場で考えて、いわばセンスや何かで答案構成しなければいけないような論文問題に、ある意味ではしほって欲しいということです。

口述試験についての意見としては、今年ちょっと気になったことですが、それは私たちの感じた部分でしかなく、今年は大の若手がかなり口述で落とされております。これはどういうことなのか。口述であまり細かいこととか、そういうものを聞くことはどうかと思います。口述は第二の択一試験と言われているぐらいで、かなり細かい、意義、要件、効果的なことを聞く面があるわけです。とりわけ、実務家の試験官の質問というの

が、かなり細かい規則や条文を知っているかという質問を羅列していく傾向があり、これは受験生はみんな感じているんじゃないですか。やはり、もう少しセンスを問うような口述試験という形に、ある意味で改善されていくなれば、受験生もかなり予備校を離れて大学に戻ってくる。そして、本当にものを考えて受かるという姿へ戻っていくことも、かなり可能なのではないかと思えます。

それから試験科目数ですけども、かなり今は多過ぎるのではないか。あれだけの科目を、一通り基本書を読むだけでもかなり時間がかかります。それが二、三年で受かるわけがない。二、三年で全部を修得できるわけがない。とすれば、やはり科目数を減少するというのが若手の人にチャンスを広げる道ではないでしょうか。そういうことを考えていく、大学教育から司法試験、研修所、そして実務になってからの教育と、そういった一貫した法曹教育の中で、司法試験の位置付けをもう一度再確認することが必要だと思えます。本当に基本的な理解さえで

きていけばいいんではないかという意味で、科目数を減らすということも考えていいのではないかと思います。

それから、最後に付け加えさせていただきますと、これは私の全く個人的な意見ですけども、今回の法曹懇の意見書に対して、実務家の弁護士会からあまり総論における批判がないというのが気になるわけです。あれはかなり問題にしてもいい意見ではないかと思うのです。弁護士が社会の高度化、国際化に対応できていない、と決め付けられているようにも読めます。それに対し、全然反論がないというのがちょっと寂しいですね。細かい意見よりもっと総論のところを批判すべきではないか、いわば現状の法曹に対する認識がそこに現われているわけです。それから、あれに対する批判がないというのは、かなり寂しかったです。

高窪 全く永井教授と同感です。若干補足しますと、極めて実際的な理由から今日の改革問題が出てきたという背景があるために、仕方のないことなんですけれども、制度の実質論のほうはほとんどと

り上げられていないんですね。本当は、もっと真剣に、司法試験制度の実質的な内容の改正の検討をして欲しいと、思います。それで、具体的には、試験問題も細かい問題よりも立体的な出題をして、考えさせる試験にして欲しいと思います。仮りに、例えば小論文を課したりすれば、予備校はまたすぐに小論文の答練やゼミをやったりするでしょうけれども、少しは考える予備校になると思うんです。そうなれば、予備校へ行って合格する連中が多いとしても、全体としては、物を考える法曹が増えてプラスだと思います。受験回数や人数でなく、試験の内容を検討することを真剣にやって欲しいと思います。

もう一つは、これから日弁連が最終的な意見を出すわけですが、そこに何とか今日の討論のような意見を反映して、法曹一元化の危機だというような、改革案に対する総論的な批判を大いに展開していただきたいと思います。それを是非望みたいと思います。

山本 このまま行きますと塾、予備校が

非常に隆盛しまして、結局、予備校で試験を受けて自分がどの程度のレベルにいるかが分かってくる、逆に言えば、回数制限の問題もからんで、予備校の試験が何か共通一次的になってくるんじゃないかなという気がします。そのへん、何か現行制度の中でも改善できる場所があるのではないかと、思います。

永井 これはまだ駿河台の方の小委員会にかけていない意見ですけれども、今年駿河台でやっと法職講座の戦力となる受験生が確保できた、彼らはほとんどが択一合格者で、来年もほとんど論文試験を受けると思うんです。そこで、来年の八月に、彼ら全員に再現答案を書かせたい、法職として手当を出してもいいから再現答案を全員に書かせる。そうすると、八〇人位の択一合格者の再現答案ができてくるわけです。それで、合格者の人達の答案と、それから後で評価が返ってきたA、B、C、D、Eといった評価の答案の、いわば累計化ができる。それだけの人数の累計化でやれば、大学内部に合格答案のノウハウが蓄積されて、それがあ

る意味ではいろいろな教育的な指導にも生かしていただけるのではないかと、いうふうに考えております。これは、駿河台小委員会の方にすぐにかけたいと思います。

伊井 有難うございました。もう一つだけお伺いしたいのですが、先程考えさせる試験にして欲しいというご意見でございましたが、具体的に、例えば、諸外国の司法試験と比較しますと、日本の司法試験は二時間で二問の論文を書かせる方法でやっておりますね。よく大学の先生の中に、「もっと基本的な問題で長い時間を与えてじっくり考えさせて書かせれば、リーガルマインドが分かるんだ。」というようなことをおっしゃる方がいらっしゃるんですけれども、先生方もそういうふうにお考えになりますか。

永井 それは皆さん違うんじゃないですか。(笑)

高窪 私は公認会計士の試験委員を五年間やって、今年で終わったんですが、この試験でも二問に小問が入って、四問を二時間で書かせてきたんですね。それは、

小問にした方が点数の高低がはっきり出るといふことらしいのですが、これではるくに答案が書けません。一時間でせいぜい一問でしょう。現在では二問になっています。司法試験の場合は、出題範囲の問題もあり、二問でよいと思いますが、問題の出し方によって、総体的に考えさせることはできると思います。例えば、「株式会社各機関が代表取締役の業務執行を監視する体制はどのようにできているか」というような問題が出ていますけれども、こういう出題は弾力的な思考力をみることでできていい問題だと思えます。いわゆる予備校のチャート式で勉強して、ある特定の論点についてのノウハウを覚えれば書けるといふ問題じゃなくて、全体のメカを見通していないと書けない問題です。あるいは、会社も手形も総則もからんだ、そういう問題を一つ出して本当の力が分かるかも知れませんね。試験でございませうからね。ちなみに、昔の旧制一高の歴史の受験問題で、「鎌倉幕府の滅亡より明治維新に至る間の政治、経済、文化を論ぜよ」というよ

うなのがありました(笑い)、そういうのが一番力が分かるわけですよ。

伊井 例えば、西ドイツでは一定の問題と資料を与えて、五時間なら五時間でその資料を使って問題を解くというような試験をするらしいんですね。ところが、日本の場合には司法試験六法だけ与えて、二時間で全部書かせるというやり方をしてる。大学側から見ると、今の日本の司法試験の方法・やり方について、どのようにお考えですか。

広瀬 ドイツでは、クラウズールと言いまして、完全に実務に即した設例問題の試験をやるみたいですね。私の体験しましたものでは、問題そのものは日本の司法試験の問題みたいに難問じゃないんです。非常に単純なんですけれども、単純なわりには、ほんとに実務向けといえますか、即それでめしを食わさせるような出題をやっているようですね。ですから、かなり民事訴訟的な、民法の問題でもかなり事実関係や証明責任の問題、これを全部盛り合わせた問題でやっていましたね。まさに実務をならみ合わせたもので

すね。

伊井 それでは、今日ご出席でまだご意見を伺っていない先生もいらっしゃいますので、今の点なんかも含めて、湯川先生、何かご意見をお願いします。



湯川 焦点は若年化を図るといふこと、

それに対応して大学の教育制度が変わるかという問題だと思いますが、私は渉外事務所に働いておりまして、渉外事務所がもっとも若手を必要としていると考えております。任官する人というのは、若い必要性は全くないと思えます。ところが、渉外事務所に入りますと、これは語学の問題がありますから、必ず留学しなければならぬ、そうすると若い人でなければならぬ必然性があるわけです。そういうことから行きますと、少しでも若いうちに涉外弁護士になれるようにしたいだきたいというのが希望です。も

つとも、そうなってきましたと、若い弁護士・実務家が溢れてきて、個性をまだ十分に身につけていない人達が多くなりはしないかという危惧があります。それから、弁護士にとっては経済的基盤も十分でなくなってくる。まあバイが減ってくるという言い方で論じられているわけですが、それだけでも、そうなってきましたと、日本の社会制度自体が、アメリカナイズされるといいますか、とにかく事件屋に類するような構想が次々に生まれてくる可能性があるわけです。そういう状況にはしたくはないと思っておりますので、司法試験制度がどのように変わろうと、大学教育でもって、利権的な弁護士にならないように十分な教育をしていただきたいと思っております。

一、二、まとめ

伊井 有難うございました。なかなかまとめと言っても非常に難しいと思います。が、今までいろいろ出た議論についてご感想的なことでも結構でございますので、篠原先生、一言お願い致します。



篠原 今日皆さんのご意見を拝聴して、

いちいちごもっともということを感じました。私は昭和二五年度に合格したわけですが、法務省から出された「司法試験改革を考える」という資料の三五ページを見ますと、そのときの出願者が二八〇六人、論文合格者が二六〇九・五九%であったという資料がございます。しかるに、昭和六〇年度は、出願者が二万三八五五名、論文合格者が四八二名、最終合格者が四八六名、合格率が二・〇四%です。それから、「我が国の総人口と二〇才から二四才までの人口及び法学部入学定員の推移」というところを見ますと、総人口が一億二一〇四万八〇〇〇人で、二〇才から二四才までの人口が八二〇万人、法学部入学定員が二万九八一〇人となっております。

私どものころの統計がないのでちょっと比較しにくいのですが、私どもが受験したころは確か法学部がある大学は二三校であったと思います。恐らく現在は一〇〇校を越えているのではないかと思います。ただ、大学の数だけで比較したのでは比較になりませんので、法学部の入学定員を参考しますと、昭和六〇年度が約三万人です。これに四学年を乗じますと、法学部在籍の方が約一二万人いるわけですね。受験者は法学部在籍の方ばかりとは限りませんし、他学部とか卒業者もあるわけですが、機械的に法学部在籍者と合格者の割合を比較しただけでも、法学部で学ぶ学生が以前より格段に増加しているにもかかわらず、司法試験の合格者の数はさほど増えておらないということが、この試験の問題点であろうと私は思います。法学部の入学定員を増やしませんが、その中において法曹に振り向ける人数ということ、当局はさっぱり考えてこなかったのではなからうかと言いたくなるのです。若干飛躍しますが、先程から論議になっております七〇〇名までの

増員はどうかという問題についても、私は合理的根拠があるかどうか、疑問を持つものです。法学部の入学定員を増やしてきたことについては、それなりの理由もあり、卒業者に対する社会的需要もあつたのであろうとは思いますが、他方、やはり法曹人口の問題も、今言った社会的需要と比例的に考えて、増やしていくべきではなかったかと感じております。

野宮 それでは、予定された五時三〇分を過ぎております。与えられた問題は極めて多岐にわたっておりまして、まだまだ議論は続いて、これから佳境に入るところではございますが、残念ですがここで一応閉じさせていただきます。では、閉会の言葉を事務局長の猪股先生によりしく願います。



猪股 本日は、中央大学の法学教育がどのように行われているか、その現状の分

析、また変遷と問題点、司法試験合格者の勉強の実体などについて、実際にその衝に当っておられる大学側の意見を忌憚なくご発表していただきまして、有難うございました。そして、現在問題になつて

いる、司法試験改革の意見として提起されている二、三の問題と関連させて、現状と将来の問題も浮き彫りにして、論点を整理させていただきました。法曹の現場からは、検察官の立場から、また弁護士それぞれの立場から、率直な意見なり主張が発表されまして、その意味で本日の座談会のテーマについては、十分な成果がなされたものと評価されると思えます。中大法曹会及び学研連としては、駿河台記念館における法職研究室の運営やその方針についても、もっと突っ込んだ話が最後にお聞きしたかったのですが、永井教授からその障りの部分は提示していただきましたので、これはまた今後の問題として、後に控えているパネーの席でもうひとつ忌憚のないご意見をまたお聞かせ願えれば幸いです。

法職教育検討委員会の面々が本日の議論

をひとつ十分に咀嚼し、また学研連の各位もこれを持ち帰って今後ますます研究・検討していくということで、本日は閉じさせていただきます。

以上

『会員の声と消息』

第一部 現 会 員

☆ 弁護士 猪熊 重二(東弁)

行政権の肥大化に伴う、立法機関の無力化を是正することが、最重要課題と考え努力中です。

「官公労働法の諸問題(其の二)」

「親子の法律問題」

を刊行の予定です。

☆ 弁護士 村田 光男(東弁)

昭和六三年五月八日に、子ども人権弁護団が発足いたしました。全国で約一五〇人の弁護士の方々のご参加をいただいております。

子どもの人権を守る、との一点だけを共通項とし、情報交換、事件解決等、活動を始めました。

諸先生のご参加をお願い申しあげます。

☆ 弁護士 石田 寅雄(東弁)

中大法曹会のため、何かと御盡力感謝申し上げます。小生気管支炎のため入院加療中の処、最近小康を得て退院、寮養中につき御了承下さい。

☆ 弁護士 小川 信明(東弁)

司法試験制度をめぐる論議が盛んなこのごろですが、この機会に、中央大学は教職員、学生、卒業生それぞれが、いかなる制度下においても基礎学力のしっかりした受験生を送り出す方策を往時の情熱をとりもどして考えぬくことが必要であると思えます。今中央大学に欠けているのはこうした情熱ではないでしょうか。

☆ 弁護士 秋山 昭八(東弁)

今秋、弁護士登録三〇年を通過点として、

☆ 弁護士 本木 國蔵(東弁)

司法試験制度を合格し易くすることとは問題がある。むしろ手を加えない

い方がよい。平易にしたと感じさせるならその試験の合格者を判検事に採用することに新たな問題がある。現状のままの制度で、採点で加減する方が賢明である。試補とか研修の制度なら多少の手加減は可と思う。今の安定した国民経済のもとで今の制度での判検事登用は極めて民生的であってむしろ現状が最良。

☆ 弁護士 横山 昭（東弁）

本学の姿勢に対する提言

本学の二十世紀における歴史的課題は、伝統もさることながら「さわやかな」又「度量をもつロマンチスト」たる有為な青年学徒が集い易いよう国の内外を問はず門戸を解放すべきであろう。

特に、後進国の青年を多く留学させるため、他に犠牲があっても、その受け容れに多くの投資を断行すべ

きではないであろうか。

近々、マスコミは、近視眼的に数百存する私学に、早・慶・上。MARCH。日・東・駒・専。関・関・同・立等否定されるべき学校優秀を興味本位に新たにランク付をして、進学青年に動揺を与えている。本学は雑音を排し毅然たる姿勢で歴史の課題を解決すべきである。

☆ 弁護士 武藤 功（東弁）

お役目、御苦勞様です。

よろしくお願いいたします。

☆ 弁護士 山岸 文雄（東弁）

いつも御配慮にあずかり厚く御礼申し上げます。

☆ 弁護士 雨宮 眞也（東弁）

司法試験委員の質と量の充実を
司法試験の改革と言えば、「受験生

が高年令化して質が低下している」というように、まず受験生に対する非難から議論がスタートしている。従って具体的改革論も年令制限がどうの、回数制限がどうのというような、単なる技術論に陥ってしまう。

私は、司法試験委員側にも問題があると思う。「若く優秀な人材を選別できる能力を備えた司法試験委員を、いかにして選任すべきか」が反省されねばならない。本当に良い問題を出して採点するならば、法律論文を通じて受験生の素質を判定することは充分可能である。そのような出題、採点能力のある司法試験委員を大幅に増加するよう、その選任方法が改正されるべきである。

☆ 弁護士 渡部 照子（東弁）

国民の多くは、日本国憲法を「よい憲法」と思っています。私は、現

憲法の下で学び、成長し、そして、
弁護士となりました。民主主義、
平和主義、基本的人権尊重主義など
を生活の中に深く根づかせたいと思
っています。

しかし、今、憲法は空洞化の危機
にあります。自由法曹団婦人部はこ
の六月に「憲法とわたしたちのくら
し」(九九頁)を発行しました。多
くの方々に学習の教材として利用し
て頂けたらと思っています。

☆ 弁護士 我妻 真典(東弁)

先日、娘(高三)の受験雑誌をみ
ていたら今年度の司法試験合格者数
が載っていたので紹介します。早稲
田102名、中央31名、慶応26名、明治
10名です。八月ではまだ最終合格者
は確定しないと思い、法務省に問い
あわせてみたところ、択一試験の現
役合格者であることが判明した。要

するに受験雑誌のミスであった訳で
す。出版社に厳重に抗議したことは
言うまでもないが、何やら行く末を
暗示しているように思われてならな
い。司法試験だけでなくスポーツや
その他中大が話題になることが少な
くなった。寂しいかぎりだ。大学当
局の猛省を促したいと思ひ。

☆ 弁護士 神山美智子(東弁)

弁護士としての通常の業務の他に、
弁護士会の委員会活動として、食品
の安全に対する法規制、農薬問題、
製造物責任、国際消費者問題など
もかかわっております。

直接業務に結びつくものではなく、
半ばボランティア活動ですが、新し
い事柄にぶつかったり。今まで知ら
なかったものが見えてくるなど、非
常に興味深い分野なので、楽しみな
がらライフワークにしようと考えて

います。

☆ 弁護士 竹内 厚(二弁)

ごくろう様です。

☆ 弁護士 桑田 勝利(二弁)

戦いの憶いかなたに海青く

終戦の日

病みし我 窓辺に寄りて青嵐

退院間もなき日

☆ 弁護士 青山 正喜(二弁)

弁護士になって約一年半たちまし
た。毎日忙しくやっています。今後
も諸先輩に負けぬよう精進したいと
思っております。

我先輩木内教授が亡くなられたの
は非常に残念です。

☆ 弁護士 香川 一雄(二弁)

中大法曹会のみましますのご発展を

お祈り申し上げます。

☆ 弁護士 須田昭太郎 (二弁)

競争原理を少しでも導入しようとするときにおこる弁護士の拒絶反応といさぎよく訣別し、発想の転換を図ることによってのみ人類がかって経験したことのない変革の時代に生き残ることが出来るのである。

そのためには、過去のドグマに依ることなく、新しく考え、新しく行動し、生きた情報を収集し感性を働かせ、未来を創造することによってのみ貧弱な土壌に美しい花を咲かせるといふ弁護士の崇高にして困難な社会的課題をよく果し得るものと確信する次第である。

☆ 弁護士 中津 靖夫 (二弁)

会員の皆様には益々御清栄の事と拜察し大慶に存じます。誰しも母校

の発展を願うものです。私はこの度の司法試験改革に付、中大生が狙いうちにされているようで不愉快な限りです。中大生は、概して、真面目にコツコツと勉強するタイプです。

こういうタイプの若者が努力して司法試験に合格して司法の仕事をやることこそ司法の根本精神に合致すると思われるのに、偏差値の高い試験上手な若者の合格者を増やそうとする司法試験改革は「角を矯めて牛を殺す類」であり到底承服できません。皆で反対しましょう！

☆ 弁護士 三木 茂 (二弁)

日本の経済発展に伴い、世界各国から日本の社会制度が議論され、検討される時期に来ているようです。法律制度もこの例外ではなく、広く正義と公平の見地から今後増々検証されていくものと思われれます。この

ような重要な時期に何らかの形で社会へ奉仕できることに感謝しております。

☆ 弁護士 遠藤 英毅 (二弁)

「司法試験改革問題についての意見」

中大法学部がアメリカのロースクールに匹敵する法曹養成機関となるために、いかにその規模や教育システムを充実させるか、が司法試験法律問題を論ずるに当たっての、大学当局に課せられた課題である。

判検事の業務効率化や弁護士業務の拡大のためには、合格者の増大や若手化は基本的に必要である。中大法学部が良き法曹を多数輩出させる自信を持ち得るように、一刻も早く教育システムを確立すべきものと考ええる。

☆ 弁護士 大谷 庸二(二弁)

私は先の卒業生名簿で行方不明の扱いになっています。したがって、いましばらくは行方不明のままでしょうかと思います。今度卒業生名簿でも出るときには、又、表に出ることにします。

もつとも、本状は中桜会大先輩の野宮先生あてなので、一応住所等書いて返信投函することとします。

☆ 弁護士 鎌田 正聰(二弁)

幹事の方々は大変ごくろう様でございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。皆様多数の方々がおられることですのでおそれ多いことですので、消息等は遠慮いたしました。

☆ 弁護士 雪下 伸松(二弁)

いつも、お世話になり、申し訳あ

りません。

☆ 弁護士 松田 政行(二弁)

近時日米を中心として、コンピュータ産業が発展して来ました。これにともないこの技術保護、取引ルールの確立について法律家が関与することが多くなって来ました。私は、コンピュータ法務を専門としており益々この社会の発展に対応して研究をして行きたいと考えている次第であります。

六二年七月「コンピュータ・ビジネス・ロー」という本を出版しました。日本におきましてコンピュータ法務をとりまとめた初めての本という事でコンピュータ業界や研究者からいろいろな意見を頂戴しております。弁護士実務ともども、さらに努力をして行きたいと考えています。

☆ 弁護士 鈴木喜三郎(二弁)

御苦勞様です。

☆ 弁護士 柏谷 秀男(東弁)

○目黒区教育委員会委員、渋谷簡易裁判所調停委員などの仕事もしています。

☆ 弁護士 加園 多大(東弁)

中大法曹会主宰の会合が少なすぎるように思います。各研究会ごとの団結が強すぎるためなのでしょうか。

私のように、大学時代研究会に所属していなかった者は、中大のOBと接する機会が与えられません。年々、中大の卒業生としての意識が薄れていくような気がします。とても残念なことです。

法曹会の会合を望みます。

☆ 弁護士 鈴木 近治 (二弁)
前略

諸先生のご健勝をお祈り申し上げます。

☆ 弁護士 服部須恵茂 (二弁)

既に弁護士会費免除の年齢に達し、悠々自適の生活をして居ります。時折、会館や裁判所に出掛けることを楽しみにし、人生に退屈することはありません。

☆ 弁護士 松崎 勝一 (東弁)

卒業生の一人として母校の発展を希望するばかりです。そのためには司法試験で頑張つてほしいです。八王子に殆ど全学移転してつたことがシテイ派好みの若い俊秀を逃がし他大学に遅れをとらないような方策を充分考慮されることを望みます。私は国際化時代で最近海外にでる機

会が多く多忙ですが、ダイナミックな活動を幸い身心共に健康に恵まれ続けています。できるかぎり社会的意義のある活動を行つていきたいと念願しています。

母校に対する希望と近況報告まで。

☆ 弁護士 山本 実 (二弁)

「草のみどりに風薫る 丘に目映き白門を慕い集える若人が……」

若き日、中大キャンパスで、或は神宮外苑で、練習させられた、あの校歌が、今も鮮明に脳裏に残っている。知らぬ間に、あの校歌と共に白門精神が脈打っているのを感じる。

While there is life there is haku
non spirit.

☆ 裁判官 高木新二郎 (東京高裁)

二十五年にわたる弁護士生活に終止符を打って、昭和六十三年十月五

日に判事に任官しました。しばらくは東京高等裁判所に所属します。裁判官になって、今まで見えなかったものが、見えてくるかも知れませんが、弁護士をやっていたために、他の裁判官には見えないものが見えるかも知れません。そんなことを期待しております。実務法曹としての道をきわめてみたいと思っております。

☆ 弁護士 成智 寿朗 (東弁)

最近腰足痛の為歩行困難で苦労しています。但し内臓に悪い点のないことが幸いと思っています。

司法試験制度の改革については増員は必要なきもと考えます。何となれば質の低下を免れないからです。

☆ 弁護士 塚越 豊 (東弁)

弁護士登録一〇年目を迎えたことから、これまでの生活を一新すべく

同期の弁護士二人と共に虎ノ門総合法律センターなる名称のオフィスを開設しました。知り合いの公認会計士とも提携し、様々なニーズに答えられるよう努力しています。しかし、現実はなかなか厳しいもので、大きな旗を振ったものの中味はまだまだということです。

中大法曹会にはこれまで全くといって良い程参加しませんでした。しかしながら母校の着実な発展を祈る気持ちには卒業生の一人として人後に落ちないつもりです。中大法曹会として母校中大の益々の発展を祈ってやみません。

☆ 弁護士 馬場 栄次（東弁）
地元八王子で事務所を開設して以来、来年で満一〇年となります。

一〇年という節目の年を迎えるにあたり、今、自から歩いて来た一〇

年を振り返り、反省し、新たな一〇年に向けて自からの弁護士業務を、弁護士としての生き方を真剣に考えております。

先輩諸兄及び後輩諸君の皆様方へ、先ずのご活躍を心よりお祈り申し上げます。

☆ 弁護士 岡本 清一（二弁）
よろしく。

☆ 弁護士 源 光信（東弁）
常に国民の側に立って批判・提言してゆくことが弁護士、弁護士会に与えられた使命と理解し昭和六三年度東京弁護士会（三一四二名）の副会長として会務にあたっています。

☆ 弁護士 荒井 清壽（東弁）
この四月より独立して事務所を構えております。日々仕事とスポーツ

に精力を傾けております。

☆ 弁護士 鈴木 雅芳（二弁）
一月に結婚することとなり、鶴見の方へ引越しました。結婚式や新生活への準備に追われて何かと忙しいこのごろです。

☆ 弁護士 増田 浩千（二弁）
只今、司法試験の改革が叫ばれています。

いずれどのように改革されるにせよ、中央大学はこれに順応していかねばなりません。私は本学から多数の合格者を出すための方策として、第二法学部をもっと充実させるべきだと考えます。それには、第二法学部を都心に移すべきです。あの多摩では勤労学生にはムリです。遠すぎます。都心の文京区にある理工学部の一区画を活用できませんか。

勿論、それには幾多の困難な問題があると思います。しかし勉強時間に恵まれない学生の通学時間を短縮し、じっくり勉強する機会と場所を考えてやることはどうしても必要です。そうすれば必ずや多くの優秀な学生が集ります。合格者も増加します。

今や大学自体が改革の大英断を下すときと思います。

多くの先輩諸賢の努力にも拘らず、このままで中央大学法学部の発展は望めません。大学当局とともに、皆さんでよく考えようではありませんか。

☆ 弁護士 山崎 司平(二弁)

肖像等パブリシティ権」という新しい権利の確立のために、微力を捧げています。芸能人・タレントの肖像を勝手に使用した、生写真」等

のキャラクター商品に対して、これをコントロールする権利です。

「あなたの代理人」(小学館「ビッココミック・スペリオール」)「家裁の人」(小学館「ビッココミック・オリジナル」)という青年向コミック誌の弁護士や裁判官を主人公にしたコミックの監修をして、親しまれる弁護士像の広宣に側面的に資しているつもりです。

☆ 弁護士 福田 晴政(東弁)
◎事務所の住所・電話・FAXが変更となりました。

☆ 弁護士 中村 浩紹(東弁)
中大法曹会の益々の発展を祈ります。

☆ 弁護士 関本 隆史(東弁)
よろしく。

☆ 弁護士 溝口 嘉文(東弁)
弁護士開業三十二年目を迎えました。

千代田区教育委員長、東京都人権擁護委員連合会々々長などの公職をつとめさせていただき、公私とも多忙ですが、頑張っております。

☆ 弁護士 笠井 浩二(東弁)
弁護士と棋士(囲碁プロ六段)の二股人生を頑張っています。

子供二人がまだ小さい(六才と三才)ので、飲む回数を減らして、できる限り子供達と遊ぶようにしています。健康には留意してきましたつもりですが、厄年というところで身体、生活の見直しをはかろうと思っています。

☆ 弁護士 安西 義明(一弁)
〔司法試験について〕
一、現在の司法試験では、真に法曹

に適する有為の人材を選抜することとは出来ない（私の研修所教官の体験からも之は痛切に感じたところである）。記憶力のみがものをいう短答式試験は、法曹として必要な分析力、綜合力の持主を選び出せないからである。

二、現在の試験制度改革には大きな盲点がある。回数制限の点である。この制限は、やがて法曹界から私学出身者をしめ出す結果となるからである。（大学には留年という制度があるが、国立と私大とでは、留年の社会的評価が全くちがう。制限回数内で合格しなかった場合、私学出身者はそれから就職しようとしても、その途はきびしい。従って卒業時就職か試験かの選択にせまられ試験をあきらめざるを得ないことが多い。しかし国立大学では留年という制度を利用し、二、三回の受験後もし不合格となつて

もそれから卒業、就職という途がある）。

☆ 弁護士 遠山信一郎（二弁）
会務、ごくろう様でございます。

☆ 弁護士 坂本 福子（東弁）

相変わらずです。修習当時からのも体重で、未だに三〇キロ到達せず。それでも何とか、弁護士生活を続けています。労基法改正や、均等法、今度は、パート問題など、社会問題としてとりくむことが、大分目前にあるようです。

体の性来からの弱さの上になんだん年をとってくると無理もきかなくなるようできて。今は健康第一に思っています。

☆ 弁護士 松江 頼篤（東弁）
弁護士登録をしてからはや五ヵ月

が過ぎました。悪戦苦闘の毎日ですが、少しずつ弁護士業務のリズムが身につけ出したところです。

☆ 弁護士 皆川 眞寛（東弁）

中央大学は八王子に移転してから世間では影がうすれ、OBの間では愛校心が遠のいたと云う話をよく耳にする。駿河台にシンボリックなものが何もないと云うのは致命的である。

都心にあるいはその近い辺にOBを中心とした利用が出来るヘルスクラブ、ホテルなどを計画するのはどうだろうか。

質実剛健が良いが、まともなのなのが中央OBではこまる。

☆ 弁護士 上田 幸夫（一弁）
中央大学法曹会の諸先生には益々御清祥のことと存じます。

中大法曹会の一員として、司法試験に多数の合格者が輩出しますよう祈り上げています。

☆ 弁護士 田中 英雄(東弁)
司法試験制度の改革に伴って、中大の学生の水準の向上をどうするか、真剣に考えていただきたい。

☆ 弁護士 米本 二郎(東弁)
本年とって八十七才。来る人だけの御相談に応じています。相談料は一切頂いておりません。至って、ノンキです。

空いている時間は仕かけた仕事の完成に努力しています。但し、完成は前途遼遠。他にとりえなく、唯健康だけです。

☆ 弁護士 野方 重人(東弁)
編集委員の御苦勞に対し、深謝致します。

☆ 弁護士 倉田 哲治(東弁)

司法修習生になった時、西も東も分らないまま、法律実務家になるのだから何かテーマを持つと思った。たまたまたアンドレーカイアットの「裁きは終ぬ」をみたので陪審裁判を、ベティディブスの「私は死にたくない」をみたので死刑廃止をと考えた。

映画をみて、己の人生の目標を樹てるのだからたわいが無い。

以来、この二つのテーマを追いつづけ、匆忙三十五年、目下、陪審裁判を考える会と死刑停止連絡会議に身を置いているが思い叶う日はいつのことであろうか。

☆ 弁護士 佐藤 正八(東弁)
中央大学は司法試験において地盤沈下が進行しているように思われま

私が合格した昭和四六年は一位を東大に譲った最初の年でした。中央大学の八王子移転など環境の変化があると思うが、中央大学は司法試験で頑張らなければ、そのアイデンティティの価値がないように思います。

一層の奮起をお願いします。

☆ 弁護士 安田 隆彦(東弁)
中大法曹会について思うこと

と角一匹狼が多く縦・横のつながりや連体感が少ないと言われがち、中大気質ですが、少しずつ改善し、名簿等も整備する必要があると思います。また、若手の法曹も多数参加するような雰囲気づくりも大切だと常日頃より感じております。駿河台記念会館も完成したことですし、中大OBの社交の場になるよう期待致します。

☆ 弁護士 小川 英長(二弁)

大学にも自由化・国際化が進み新潟県から日本の学生集めが始まっています。このような状況の中で、これから国内の大学が生き伸びることは

仲々大変なことと思います。ユニバーシティとはユニバーサルから全教師(全生徒)を集めるということに意味があるといわれていますが、このような観点から今の日本の大学の現状をみると、異常としか言いようがないものです。眞の自由競争が開

始すれば、これに耐えられる大学ののみが生き残れることになるでしょう。そうした努力を大学に期待します。

☆ 弁護士 天坂 辰雄(東弁)

私は、会報まだ一度も送っていた

だいたことがないのです。

会報発送名簿に登載方お願いします。

☆ 弁護士 伊藤 文夫(東弁)

お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

☆ 弁護士 浅見 昭一(東弁)

△中大への夢V教養課程二年間は多摩校舎、専門課程二年間は都心の高層ビルの校舎で勉強、その間一年位は単位を共通に取得できる海外留学をして語学を修得させ、海外の友人を作る。

その後、大学院修士課程をロース

クールとして徹底的に司法試験準備をする。優秀な学生には学費免除、生活費などを貸与する。

どうでしょうか。この夢は、実現不可能ではないと思うが。

☆ 弁護士 埤野 兪(東弁)

以前から自動車による旅行は良くしてきました。日本全国、ほとんどの幹線道路は走っています。今年も

中央高速を走り、駒ヶ岳に登り、京都一泊、一部山陽高速を走り、国道二号線を岡山へ。瀬戸大橋を渡って四国へ。四国でも善通寺から松山ま

での約半分が高速道となって走り良い。松山から柳井へへりで渡り郷里の家に帰りました。

今まで最も楽しかったのは、萩から京都まで四泊五日の旅行だったように思います。自動車で気ままな旅をしてはいかがですか。

☆ 弁護士 依田敬一郎(一弁)

「木内宜彦先生の逝去を悼む」

木内先生が亡くなられた。中央大学としては貴重な人材を失ったものと残念でならない。特に先生が四五

才の若さであったということがその
思いを深くするものである。

また私共法曹にとって残念だと思
うことは先生が司法試験の受験指導
に極めて熱心であったということであ
る。現在の大学における法職講座
が開設されたのは昭和五八年であつ
たと思うが、それは中大法曹会の意
見に対し、学内では特に渥美先生、

木内先生がそれに応えてその創設に
努力されたからだと思っている。渥
美先生が司法試験委員になられた後
木内先生が中大法職講座運営委員会
委員長として、学内における司法試
験受験指導につつと努力してこられ
たのである。木内先生御逝去に際し
先生の意志を継がれる先生を期待し
て止まないものである。(六三・九・七)

☆ 弁護士 原 秀男(一弁)

昨年から中大法曹の御推挙により

母校学校法人中央大学理事の末席を
汚しております。

百週年記念行事を始めとする諸問
題、さらに財政問題など難しい問題
が山積しておりますが、山本理事長
を助けて微力を尽したいと思ってお
ります。法曹会各位からの素直な御
意見、御注文をお待ちしております。
す。

☆ 弁護士 近藤 智孝(東弁)

(旧姓・小室)

昭和四四年、東京のはずれ(秋川
市)にも弁護士は必要との信念で開
業、以来二〇年、少しばかりは地域
に知られた存在となりました。誠実
と謙虚がモットーです。

若い先生方は田舎に勇氣を持って
どんどん入りこんで下さい。法律文
化の発展の為に。

☆ 弁護士 守屋 文雄(一弁)

昭和四九年 四月 中央大学法学部

法律学科入学

昭和五三年 三月 同 卒業

昭和五五年一〇月 司法試験合格

昭和五六年 四月 第三五期司法修

習生として研修所入所

昭和五八年 四月 同 修習終了

第一東京弁護士会に弁護士登録

現法律事務所勤務

昭和六一年一二月 結 婚

昭和六二年一〇月 長男(政紀)誕生

☆ 弁護士 設楽 敏男(一弁)

本年度東調連会長のお役目を引受
け、五月から任務についております。
併せて日調連副会長ということでも二
つのかげもちとなりました。いろい
ろ内部のことを見聞するにつれ、裁
判所の協力、指導が誠に熱心で、今
日の調停制度が司法制度の一翼を強

力にサポートしていることのできるのも、むべなるかなという感じをいだいています。調停委員殊に一般の人で民間からなられている方々に対する褒賞栄典については停年後七〇才までというパターンでは、到底従来の標準に達しない方が大部分で、何とかできないものかと考えています。

☆ 弁護士 小池 金市（東弁）

有為変転の世の中今年は私の親友中桜会員の原野一美弁護士と先輩で同年令の大塚先生そして真法会の釣友田村五男弁護士を失った悲しみは深いものがある。生きているうちに出来るだけ多くの会員と交際をして置きたいものと思う。それで学員会や法曹会の催しもの時もっと若い人達が出席されるような方策を考え実行して貰い度いと念願する。

☆ 弁護士 伊藤 茂昭（東弁）

六二年一〇月に事務所を移転致しましたので住所が変わっております。当事務所員の内、弁護士三名が大卒です。

伊藤 茂昭（三二期）のほか

溝口 敬人（三五期）

藤原 隆宏（四〇期）です。

☆ 弁護士 西村 常治（二弁）

中大法曹会には、検事官中以来、引きつづき御世話様に相成っておりますが無沙汰しどうして恐縮の至りです。

先般二弁の紛議調停委員の任期

（二期）を終え、目下は東京簡裁の調停委員として東調連役員末席を拝しております。こんごとも、諸先生方の御指導と御厚誼をお願い申し上げます。

昭和六三年九月七日

☆ 弁護士 池田 門太（二弁）

秀吉、信長はいづれも人生を評して「夢」と詠じた。殊に面白いのは、「夢のたわむれ」と歌詞に托したのは夢想国師。私は昭和七年司法試験に合格して、直ちに、第二東京弁護士会に入会して、現在に至った。右眼の視力を大分失ったが、曲りなりにも現役である。満八十二才を突破した。「私はいま、生きることの素晴らしさを感じている」と遺言し五十才の若さで、此の世を去った、精神神経医長故西川氏の言葉を私は噛みしめている。

☆ 弁護士 笠井 盛男（二弁）

一、昭和二七年入学。全面講和、単独講和で世情騒然、入学して一ヵ月したら血のメーデー騒乱事件発生。三〇年には、自由民主党の結成大会が本学の大講堂で開かれ、

三〇センチの近くで三木武吉らの顔も見た。歴史の歯車をハダで感ずる思いがした。

茫々三〇有六年、懐旧の情しきりなるは、早や老境に入りし証拠なりや。

二、司法試験改革。八〇パーセントも合格する試験は回数を制限すべし。二パーセントもうからない試験に、三回でうからない青年は、弁護士に不適といえるのか。

☆ 弁護士 齋藤 縈(一弁)

昭和六三年四月より事務所名を「報徳総合法律事務所」とし、弁護士数を六名に増員強化し、複雑多様な国民の要望に些かでも応えるべく微力を尽しております。

☆ 弁護士 青木 康国(一弁)

中大の学員は早稲田などと比較す

ると結束が弱いと思います。

それから中大出身の弁護士等の数に比較してどういう訳か、目立ちません。これは何故なのでしょうか。

☆ 弁護士 山田 裕四(東弁)

・十三年間続いた夏の軽井沢テニス合宿では、乙部二郎氏、田中昌弘氏らに鍛えられた。

・数年続いた神宮外苑コートでの早朝シングル戦では高木典雄氏、乙部二郎氏の粘りのテニスに悩まされた。

・二〇年間連続出場した今夏の全国法曹東西對抗テニス大会には宮嶋英世氏、神崎正陳氏、佐々木務氏らベテランと荒井清寿氏、斎藤友嘉氏ら若手が出場した。高木氏はシニア戦で健闘した。

・こゝ数年続いて、新潟遠征テニス会には先の宮嶋、佐々木氏の他、

稲門の重松彰一氏、高松滋氏、そ

の他佐々木一彦氏、金井正人氏、森本雄司氏ら一九期の参加者が、いずれも夫人同伴で参加している。

・ことテニスに関しては「華の一二期」と言えるだろうか。

☆ 弁護士 酒井 憲郎(一弁)

S 63・4より司法研修所教官(刑事弁護)の委嘱を受け奮闘中です。

☆ 弁護士 木戸梯次郎(一弁)

司法試験の受験資格について
1 回数に制限をつけること反対。
2 年齢に制限をつけること反対。
受験回数や、受験年齢に制限をつけることは絶対に反対する。

☆ 弁護士 助川 正夫(一弁)

拝啓、お世話様になっております。

年齢は70才に近くなりましたが、何とか元気にすごしております。これもひとえに皆様のおかげと感謝しております。

弁護士を天職と致すことになりましたが、不徳、鈍感のため世間様には御迷惑のことと考えております。

一生懸命、天職に励むつもりですので、から今後ともどうぞよろしく願います。

☆ 弁護士 高木 國雄（東弁）

我々の合格のころは数が多くて、その尻について割と気楽に駆け昇れたと思っております。

現在は、最盛期の半分の数になりました。どこか遠慮がちで、びくびくしながら受験し、しかも苦勞して受験の結果にも思わしくないものをうける。

どうして、勢いがいいのか。大学

全体にこの力と陽気さがないのが不思議でなりません。

責任の要にある方々の工夫と勇断の策を期待します。

☆ 弁護士 萩原 平（一弁）

私、女子中、高校を経営する学校法人の理事長をして居ますが、昭和六十五年からは中卒生徒は激減します。その対策に苦慮して居ます。

☆ 弁護士 米田 光子（一弁）

初秋の頃となりました。御無沙汰しておりますが御元気で御活躍の事と存じます。

去る61年10月16日夫米田俊夫弁護士は肺癌の為58才で死去致しました。が弁護士と公認会計士をしている弟達の協力を得て62年12月より表記に事務所を移転し元気に頑張っております。

ます。

先生どうぞ御身体には呉々も御留意のうえ御活躍下さい。

☆ 弁護士 鈴木 則佐（一弁）

司法試験合格者の出身について一言最近、大学内の研究室よりも、司法試験のための専門予備校出身者が圧倒的に合格しているときいています。学校の授業にでないで、予備校に通っている学生も多いたか。

これがある関係者から指摘され、私は自分の在籍した昭和40年前後の中央大学の研究室に合格指導のベテラン講師を制度化して作りあげたと思われぬ。本格的予備校の存在を改めて認識しました。

中央大学も本格的予備校を八王子につくるなど思い切った手を打たないと今後法曹会には踏みとどまれないのではないのでしょうか。

☆ 弁護士 渡辺 憲司（一弁）

謹啓、時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

独立して二年目に入りましたが、毎日事件処理に追われています。

室員の皆様には、司法試験の改革問題等気になることがあると思いますが、とにかく一生懸命勉強することを期待します。

諸先輩、室員の皆様の御健勝をお祈りいたします。

☆ 弁護士 神部 範生（一弁）

「司法試験制度の改革」については、年令、回数制限を設けることなく、倍増すべきと考える。ゆくゆくは更に増加すべきと考える。そうすれば、おのずから、若い人達も多く合格できるようになるのではないか。何年受験しようが、その人の自由であり、その人の人生である。た

だ若く合格した方が良いと考えられるので、その方法を検討（研究）すればよいのではないか。

以上、全くの雑感です。

☆ 弁護士 村上 寿夫（一弁）
所信、

空には雲
丘には花
人には愛
がある。

☆ 弁護士 中村茂八郎（東弁）

民弁教官を六二年三月に終えて約一年半、中大法曹会での司法試験制度論議に加わったり、東弁研修委員会を引受たり等々で、相変らず席が温まりませんが、この夏事務所内部を改修し、狭いながらも少しは明るく機能的な事務所になりましたので精々業務に邁進したいところです。

ところで、殆んど通わなかった中大？（の教室）でしたが、中大法曹

会に閑居して母校意識も昂まり、皆さんとの御交誼を得て感謝しております。母校と中大法曹会の益々の発展を祈ります。そして皆さんの御隆盛を。（63・9・9）

☆ 弁護士 下川 好孝（一弁）

駿河台にあった校舎が懐しい。「大学出てから〇十年……」という

歌があったが、正に三十数年経過し、世代の交替を感じられる。若い法曹として多くの後輩が続いてくれることを念じている。そのためにも今回の司法試験の法務省改正案は納得しがたいものがある。

☆ 弁護士 窪木登志子（一弁）

駿河台記念館にできる法職研究室から、さらに中大法曹会々員が生ま

れますことを祈念しております。

☆ 弁護士 木村 雅行（東弁）

司法試験の受験回数制限は絶対反対！

私は、受験回数一〇回に及びようやく合格出来ました。私の経験からしても、回数制限で、機会を奪われることは納得出来ない。その他反対の理由はいくつかありますが……。是非法曹会としても反対していただきたい。

☆ 弁護士 中村 生秀（東弁）

司法試験制度がどのように改革されても、受験生の層が厚いので、在学中に合格することは至難なことでしょう。

近頃、中大生の就職先が広く、良くなっているので、不確実な司法試験合格をめざすより就職する学生が

ふえると思います。何とか卒業後も合格をめざして頑張れるような対策の樹立が急務であると思います。

☆ 弁護士 岡田 錫淵（一弁）

法曹会が、学研連と協力して法職講座運営委員会の業績を高めて来たことを感謝するとともに、今後、その協力が益々立派な成果をもたらすものであることを期待して先輩各位のご尽力をお願いいたします。

☆ 弁護士 寺尾 正二（一弁）

裁判官生活四〇年、定年退官後の弁護士生活も今年で一〇年となった。社会事象は複雑で、今も民事刑事事件にたずさわっているが、裁判の道は深く広く、人の心ははかり難い。日暮れて道なお遠しの感なきを得ないが、最後まで頑張っていくつもりだ。

☆ 弁護士 林 勝彦（東弁）

司法試験改革問題が各単位弁護士会で今論議されている。若くして優秀な人材を多く確保したいというのが当局の言い分である。試験回数制限と大学推薦制・合格者数を増やすことが法務省試案の骨子である。合格者数を増やすことはレベル低下を招かない範囲ではよからうが、他の二つは国家が干渉すべき問題ではないと考える。受験者に差別を認め平等の原理を踏みにじる。人権感覚の秀れた人こそが必要なのであって、ただ若くていわゆる優秀であればよいというものではない。法務省は検察官志望が少いことにあせりを感じているようだが、真の大悪人を逃さない魅力ある検察陣を目ざす改革こそ手掛けるべき先決問題ではないのかと思う。汚職にまみれた政界をみるにつけつくづく思うこの

頃である。

☆ 弁護士 才口 千晴(東弁)

大学出てから二五余年、今じゃしがない弁護士で、処理した事件が五万(?)件。という様な近況であるが、最近の母校の状況を仄聞することに司法試験に関する限りその凋落振りは嘆かわしい。

司法試験制度の改革が叫ばれる中で目先の賛否はまずおいて、母校は何をなすべきか、先輩が協力できることは何かなどを真剣に議論すべき時機であると考える。

柄になく大言壮語して少々気恥ずかしい。

☆ 弁護士 高橋 昭(東弁)

「社交ダンス」と「大極拳」

私は約七年前から社交ダンスに通い始めた。こゝは先生を指名するこ

とができるので、ずっと一人の先生に、ブルース、ワルツ、タンゴのモダンからルンバ、ジルバのラテンに至るまで一通り伝授をしてもらった。

生バンドのリズムに乗って妙令の女性教師とステップを踏む様は正に恍惚の境地である。今社会問題として論じられている「恍惚の人」の心境もかくやと思われるのである。ところが、今度は大極拳教室に通うことになった。大極とは万物万象のもとであり、宇宙の根元である。こゝでは自らが宇宙と一体となり、深く呼吸をし乍らゆっくりと身体を動かすのである。正に悠久の極地である。ダンスも大極拳も私にとってのオアシスである。

☆ 弁護士 吉原 大吉(東弁)

近況報告

昭和六二年八月に研修所二〇期二

〇周年を祝いました。四〇数社の会社顧問に就任し、首都圏のある県の訴訟代理人、それに損保会社の相談担当と、仕事は忙しくやっております。

最近はずなテニスはとんと遠ざかり、ゴルフも月一回位で、少々太り気味が気になります。

上の娘は昭和六三年八月に、高校二年でアメリカのオクラホマにホームステイして来ました。

私は昭和六二年は夏と暮れにハワイで遊んできました。昭和六四年九月はドイツの旅行を計画しています。

☆ 弁護士 大崎 康博(一弁)

前略、御無沙汰いたしております。

役員の方々には大変お世話になります。司法研一四期で、弁護士登録二六年が過ぎました。弁護士名簿は、

御承知のとおり、登録順に記載されますが、自分の名前が最近までは真

中位のところにあると思っていたところ、改めて見ると上から五分の一位のところになっております。年を取ったせい、先輩、後輩を問わず、

面識のある人の中ではできるだけ挨拶した方がよいと思うようになりました。

☆ 弁護士 細井 為行（一弁）

九月上旬、台北弁護士会の創立四一周年記念大会に出席してきました。

個人の資格に過ぎなかったにも拘らず来賓挨拶まで求められる光栄に浴しました。

中大は勿論、明大・早大・東大それら旧台湾帝大（現、国立台北大学の由）出身の台湾籍弁護士・裁判官・検察官・法務省職員等から握手攻め・

乾杯攻めに会い、胸の熱くなる思いでした。

当会としても、そろそろ海外の中大出身法曹関係者にも声をかけてみては、如何でしょうか。

☆ 弁護士 中村 裕二（東弁）

御苦勞をおかけします。ありがとうございます。

☆ 弁護士 永石 一郎（東弁）

子供と話すとき骨のいる世代になりました。又、日本の繁栄がいつまで続くのかという心配をする年にもなりました。

このような気苦勞は過去の歴史における我々年頃の誰もが経験してきたことでしょうが、これも老化の顕われなのでしょう。

これではいけないと、まず健康の充実を第一に考える此頃です。

☆ 弁護士 大星 賞（東弁）

いつもお世話になっております。今後共よろしくご指導下さい。

☆ 弁護士 遠藤常二郎（東弁）

弁護士二年目、個人事件も次第に増え、毎日忙しい日々を送っております。

子供も一歳となり、家に帰れば、妻とともに戦争のように賑やかな生活です。

☆ 弁護士 大庭 登（東弁）

卒業（昭和二八年旧制）してから三五年が経った。今でも、学校は駿河台に在ると思っている。それが、八王子となると随分と遠くなる。

距離に時間が重なるからだろう。若き日の情熱、青春、還暦を過ぎると、無性に学生の頃が懐しく思われる。中央大学の発展を希いつつ、残

された人生をできるだけ充実させよう。質実剛健に。

☆ 弁護士 片桐 真二(一弁)

何かと御世話になっております。

法曹会に何の尽力もできなくて申し訳ありません。

会報編集の件御苦労さまに存じます。

よろしく願います。

☆ 弁護士 波多野二三彦(二弁)

昭和六三年二月、還暦の日から、

ここに事務所を構え、大正大学カウ
ンセリング研究所という、日本で唯

一つのカウンセリング専門大学院で
講座を担当しつつ、カウセリング

業務を営んでいます。今日の精神医
学だけでは、到底完治しない、シン

ナー依存、妄想、うつ病、てんかん
等の精神障害、長期登校拒否、無気

力症などを取扱っています。

困っている人がありましたら、ご
吹聴下さい。

相談部は、二時間二万円也。その
後は、弁護士報酬基準どおり。

☆ 弁護士 安藤 貞一(東弁)

感想

我国法曹界に大きな勢力をもって
いる中央大学の、その中核が中大法
曹会です。

中大出身者で、法曹会についてど
の程度認識があるのか、親近感をも
っているのか、不安なしとはしませ
ん。

もっと会員にアピールして、法曹
会を身近なものに感じることの出来
るように、P。Rをお願いしたいと
考えています。法曹会の活躍がいい
意味で大学の教育内容に影響を与え
られたらと念願しています。

☆ 弁護士 大野 重信(東弁)

昭25・3 中大法卒

昭27・3 明大商卒

昭28・3 中大経卒

昭27・9 司法試験合格

昭29・9 公認会計士第二次試験合
格

昭43・2 公認会計士第三次試験合
格

昭46・10 不動産鑑定士特例試験合
格

昭31・4 弁護士登録開業

昭34・3 税理士登録開業

昭43・5 公認会計士登録開業

昭47・3 不動産鑑定士登録開業

☆裁判官 川瀬 勝一(静岡簡裁)

本年四月一日付で、静岡地家裁

浜松支部判事を退官し、表記のとおり簡易裁判所判事として静岡簡易裁判所に勤務することになりました。

今後当分の間、簡易裁判所の充実強化と同裁判所裁判官の地位の向上に微力を傾注したいと思えます。

小生の転官は、平凡なものではありませんが、第二の人生などというものでは決してなく、全人生の一ふしに過ぎないのだと考え、その在り方などをできるだけ高いところから冷静に見て参りたいものと存しております。

☆ 弁護士 中村 治郎(東弁)
中大法曹会の若手の会帰属意識を高めるため、会の企画立案をお願い致します。

☆ 弁護士 下光 軍二(一弁)
最高裁判官にもっと中大出身者を押し出すため、中大法曹会はもっと積極策を考えられないでしょうか。

☆ 弁護士 小澤 彰(二弁)
事務所開設の近況について

私は一六年間、多数弁護士の在籍している合同事務所から単独の個人事務所になり、弁護士の責任の重さはともかく、弁護士の執務する活動時間の長いのは驚いております。

事務員二名(内アルバイト一名)の所帯では弁護士の行う仕事量は相当なものであり、結局は健康でなければ弁護士の活動はできないことを実感としてあじわっております。これから弁護士の期待とニーズに因應するためより一層精進努力をする所存であります。よろしく御指導下さい。

☆ 弁護士 大平 恵吾(二弁)
中大出てから三〇年
弁護士生活二七年
元気で。

どうぞよろしく。

☆ 弁護士 安藤 朝規(東弁)
司法試験改革については、国民的コンセンサスを得られるようにすべきである。

そのためには、裁判官・検察官の増員が必要であり、あまり技術的な面(回数制限・大学推薦制など)のみに議論を集中すべきではない。

☆ 弁護士 岩井 重一(東弁)
中大法曹会の益々の発展を会員の一人として祈念しております。

なお、中大法曹会は多くの先輩の方々のご努力によって、ここまで発展してきた訳ですから、これからは若手(小生自身を含め)においても法曹会に積極的に参加し会の発展に寄与しなければならぬと考えている今日この頃です。

☆ 弁護士 原山 庫佳 (東弁)

昨年八月まで新会館建設東京三会合同委員会委員長として四年間、敷地確保と新築建物の企画構想に取り組んで参りました。昨年八月ようやくほぼ希望どおりの敷地が確定し、六五年一〇月着工をめざして、委員の一人として微力を傾けています。

司法試験改革問題については、藤井光春委員長の下で委員として検討に参加させていただき、弁護士会においても関心をもって勉強しております。わが国司法の根幹にふれる問題でありますので、慎重な対応をすべきであると考えております。

今回このような企画をされた役員の方々に敬意を表します。

☆ 裁判官 多田 周弘

(岐阜地裁大垣支部)

◎この坂の寒き夜風に向きゆくもは

やわずかなり卒業近し

(この一首は、下校の途中お茶の水駅に向う坂を登りつつ詠んだもので、昭和三八年二月に新聞の短歌欄に入選した。)

◎青春の学舎はすでに遠けれど「質実剛健」今も忘れず

(今、私は、地方の小都で、裁判官生活二二年目の平凡な日々を送っている。高校も中央であった私には、校風が性格の一部になった。)

☆ 弁護士 西幹 殷一 (東弁)

昭和四三年判事定年退職後、弁護士登録(東弁)、民事調停委員(東京地裁)、家事調停委員(東京家裁)、司法委員(東京簡裁)鑑定委員等をしてきたが、現在一切の公職から離れ弁護士に専念しておりますが、ここ数年来腰、膝関節を痛め歩行困難のため外出を避けております。

☆ 弁護士 大野 明子 (二弁)

弁護士登録をして三十年、最初のイソ弁の頃を除いてはずっと自宅を事務所として来ました。最初のころは閑静な住宅地であった筈の住居もだんだん近くが開発されて、今では裁判所に三十分以内という、弁護士事務所があってもおかしくない場所になって了いました。そこにワープロ・FAX・コピー機などを置いてほどほどに働いています。

このごろでは、むしろあと十年もしたら此処にいられなくなるのではないかなどあらぬ心配している次第です。

☆ 弁護士 横川陽五郎 (東弁)

司法試験(昭五)に合格した時は弁護士になりたかった。知合もなし不景気の絶頂だったので司法官試補(昭六)になった。

検事に任官、満州事変、第二次大戦と続き滅私奉公の毎日だった。やがて敗戦（昭和二〇）、混乱、年金がつくまでと、ついたら、検事正になれるというので辞められなかった。なって見て五回ほど転任したら六〇才。楽な仕事だということで公証人（昭三九）に、そして十年、退職、

弁護士（昭四九）登録、今日に至っている。後悔はしていないが、なにか歯切れの悪かった人生のようだった。老骨だが心身ともに健在のもりで過している。（六三九・二〇〇）

☆ 裁判官 松岡 登（東京高裁）

昭和六三年八月に前橋家裁所長から東京高裁（民事部総括）に転入してまいりました。法曹各位の御協力を得て、よりよき裁判の実現のため、微力をつくしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

☆ 弁護士 宮寺 幸男（東弁）

中大法曹会の会務、会員名簿及び会報の作成等に御尽力のこと裏心より敬意を表します。

大変お遅くなりましたが、表記の件お届けします。何分共によりしくお願い申し上げます。

☆ 弁護士 長谷川保正（二弁）

よろしく願います。

☆ 弁護士 坂本建之助（二弁）

本年五月末をもって 法律扶助協会々長の職を任期満了退任しました。

近時法律扶助制度について、各方面の関心が高まってきたことを慶んでおります。

右を退任しましたものの、中央大 学理事、東京都渋谷区選挙管理委員、ほか若干の公職に就き弁護士本来の仕事にはまだ全力投球できません。

多忙ですが下手なゴルフで健康管理をしていますので、身体だけは健康です。

司法試験制度については、合格者七百名案に賛成、短答試験合格者は、何とかして現在の倍位にして若い受験者に魅力を持たせる方策を考えるべきでないか、と思っています。

☆ 検察官 新井 弘二（横浜地検）

昭和六十三年九月十六日東京高検総務部長から横浜地検次席検事に転任しました。今後ともよろしく願います。

☆ 弁護士 田中 茂（一弁）

弁護士登録後一〇年余を経過しましたが、中大法曹会は私ども「若手」にとつて、遠い存在のように思いますが、ちのようです。

中大OBにとつてやはり関心事は

司法試験における中大の地位の低下ではないでしょうか。この事態に対し、有言実行していく過程で、中大法曹会の親密性、活性化への回答も出てくるような気がしております。

☆ 弁護士 伊藤 和夫（東弁）

一九八八年は世界人権宣言採択四〇周年とのことで、日弁連はこれを記念して、一月八日、神戸市で国際人権シンポジウムを開催する。

私は、人権関係担当の第一分科会実行委員長に任ぜられたので、目下その準備に追われている。外国からのパネリストを招き、又外国からの参加者もあるので、シンポジウムの内容を実り多いものとしてたいと努力しております。この原稿が活字になる頃は、成功裸に終わったということになってほしいと思っております。

☆ 弁護士 安藤 良一（東弁）

昨年（昭和六二年）卒業二〇周年の記念クラス会を行ないました。S42年卒法学部法律学科七組。

☆ 検察官 小林 域泰（法務総合研）

種々の面で国際化の進む中、法曹の社会もその例外であってはなりません。司法試験制度の改革は、一私学だけの問題では決してありません。年令、回数・試験問題等難問は多岐にわたっています。日本の法曹が、世界に立ち遅れないためにも、衆知を集めて、改革を進めていただきたいと思えます。法曹三者は対立する存在ではあってならないと考えています。そのためにも母校中大がリーダーシップをとるべき時と思えます。

☆ 裁判官 村重 慶一

（浦和地裁・川越支部）

九月一日付で、東京地裁から浦和

地家裁川越支部勤務となる。川越は小江戸と呼ばれる古い城下町で蔵造り等の建物が残っている。市内喜多院には江戸城から移築された建物がある。春日局の化粧の間があり、ドラマ化とともに観光客が多く訪れることであろう。会員諸兄の気分転換に足を伸ばされてはいかがか。

☆ 弁護士 茶村 剛（東弁）

「流れる水は腐らない。」今年の夏から約二ヶ月ばかり入院生活を余儀なくされています（但し、数日中に退院の見込みです）。それで実感したことは、健康実現のためには、精神上、肉体上の新陳代謝機能が正常に作用する必要があるということです。

これからの司法、法曹会、学会等にも新陳代謝の活性化が必要だと思います。しかし、何をもちて正常な新陳代謝であるとするか、それが一

つの課題でもあります。

☆ 弁護士 平井 直行（東弁）

光陰矢の如し、還暦を迎え、吾にかえってみると龍宮城より地上に戻ってきた時の浦島太郎の心境よろしくの昨今です。世はまさにワープロ・コンピュータ時代、たゞ世の變化の速きに驚き、慌てふためくばかりです。

玉手箱は艶やかだった黒髪を白髪にかえました。我も友も、今や孫にお土産をねだられて相好をくずすおぢいちゃん。

でも、まだまだこれから吾が人生の花を咲かせなくてはと夢多い結ばれぬ夢をみているわけなんです。

☆ 弁護士 播磨 源二（二弁）

かみなりを遠く聞きつゝ

ボール打つ

響きに浮かぶ

森吉の峰

（森吉の峰は郷里森吉山の意。）

☆ 検察官 石部紀男（法務総合研）

検事に任官して二〇年を迎えようとしております。現在、法務総合研究所において、後輩の指導にあたりておりますが、その関係で会員と接する機会が多く、楽しく執務にあたっております。

☆ 検察官 保坂 洋彦（静岡地検）

拝復

御苦勞様でございます。

私は、静岡で元気に過ごしております。

☆ 検察官 平田 定男（東京高検）

御苦勞さまです。

特記事項はありません。

昨年三月、名古屋高検から現在のポストに移りました。

☆ 検察官 川島 興（高松高検）

元気で過ごしております。

☆ 裁判官 佐藤 康（東京地裁）

幹事の皆様 御苦勞さまです。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

現在地裁民事二部に所属しております。そして、裁判所部内の名簿作成のお手伝いをしています。

天候不順の折、御身大切に御活躍下さい。

☆ 検察官 長山 四郎（東京高検）

謹啓 皆様方のますますの御発展

と御健勝を祈念しております。

☆ 弁護士 奥野 善彦（東弁）

多摩校舎となつてから、「苦学生」の

いる中大」の声なきこえなくなり、同時に司法試験の合格者の数が次第に減ってきているのは、なんとも寂しい限りです。

又一方合格者の中身も問題があるように思えます。「人格」「識見」ともに立派な人は、苦勞多い人生を経験した人に見い出される場合が多いと思われませんが、現在の大学は、「苦学生」のために講座を開く努力をしているとは思わず、その姿勢のあり方が中途半端です。声を大にして、大学に反省を求めらる次第です。

☆ 弁護士 湯川 将(東弁)
昭和六三年九月現在、アメリカ留学準備中です。

司法浪人を終えて六年経過し、今度は英語の受験生をしているので、ついでにアメリカの司法試験も受験

してみようかと考えています。

☆ 弁護士 岩田 豊(一弁)
中央大法曹会の副幹事長として一言希望を述べさせていただきます。中央大法曹会には、中央大法職講座運営委員会の事業、その他法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査検討及び協力することを目的とする法職教育検討委員会があり、法職講座のチューター(司法試験を目指して勉強している中大生、卒業生のグループの指導者)として活動してもらう機会があります。

これらはいずれも最近の法曹教育をうけて合格した若い会員の方々の協力が絶対必要ですし、指導、協力、援助がないと出来ませんので、若い会員の方々に、是非これらの委員会等に積極的に参加し、意見をのべて

下されたくお願いします。

☆ 検察官 瀧澤 佳雄
(長野地検・松本支部)

検察官として何か所かを転動しましたが、検察庁内部及び法曹のみならず、行政や民間会社等でも多くの中大OBが活躍していると知り、心強い思いです。また、地方の検察庁では若い事務官が中大法学部の通信教育を受講しており、中大が法学教育の名門であることを再認識して誇りを感じます。

☆ 検察官 今野 健(宇都宮地検)
九月一二日付で最高検検事から宇都宮地検検事正に転動になりました。今後ともよろしく、お願い申し上げます。

なお、中大法曹会のみまますの御発展を祈念致します。

☆ 弁護士 犀川 久平(東弁)

多年にわたり御懇篤なるご指導を賜わり深く感謝申し上げますと共に御会の益々の御発展を祈念致します。

私は本年九十一歳を迎えました。これ偏えに天地万有の恩寵によるものであることを自覚し自分以外すべてわが師と心得て只管報恩感謝の余生を送りたいと思っております。何分にも老齢のため養生につとめております。

☆ 検察官 大野 直孝

(静岡地検・浜松支部)

検事に任官して八年目、浜松支部勤務二年目です。

☆ 弁護士 阿部 正博(東弁)

司法試験合格者の中央大学関係者の減少はさみしいことです。その増加を切に望んでいます。受験生頑張

れ!

☆ 弁護士 高木 茂(東弁)

一病息災で元氣です。

☆ 弁護士 眞砂 幸雄(東京地検)
本会の益々の発展を祈念しております。

☆ 検察官 田中 紘三(東弁)

皆様の御活躍に目を見張っております。

☆ 弁護士 田中 紘三(東弁)

中大法曹会なるものの存在は、しばしの御通知により承知しておりますが、なかなか近づきたいところがあります。疎遠を重ねてまいりました。知る人ぞ知る、の団体になつているといった印象を「部外者」

には与えているような気がしないでもありません。

その方がいいのかもしれないが。

☆ 裁判官 大谷 吉史(名古屋地裁)
任官後一〇年が過ぎ、名古屋地裁の民事を担当させて頂いています。

☆ 大学では、正法会のお世話になつたほか、木川統一郎教授のゼミナール員でした。

行く先々の任地で良い先輩にめぐまれて法曹会の層の厚さを感じていましたところ、今年四月からは左陪席に後輩が座りました。

嬉しくもあり、気が抜けないとも思っていました。良い男で「後生畏るべし」の感をいだいています。

家族は妻と子供三人(男二人、女一人)で、ごくごく平凡な生活を送っています。

中大法曹会なるものの存在は、しばしの御通知により承知しておりますが、なかなか近づきたいところがあります。疎遠を重ねてまいりました。知る人ぞ知る、の団体になつているといった印象を「部外者」

には与えているような気がしないでもありません。

その方がいいのかもしれないが。

☆ 裁判官 大谷 吉史(名古屋地裁)
任官後一〇年が過ぎ、名古屋地裁の民事を担当させて頂いています。

☆ 大学では、正法会のお世話になつたほか、木川統一郎教授のゼミナール員でした。

行く先々の任地で良い先輩にめぐまれて法曹会の層の厚さを感じていましたところ、今年四月からは左陪席に後輩が座りました。

☆ 検察官 高城 龍夫(高松高検)

近況報告

昭和六一年一月二月仙台高検刑事部長から現職となりました。

気候、風土に恵まれた高松で楽しく過しています。

学会支部の会合にも出席して学員の方々との交遊も大切にしております。

☆ 検察官 狩谷武嗣(司法研修所)

法律学校として発足したわが母校は各研究団体がこれまで成果をあげて来たためか大学自体法職養成コースを設けていないが、総合大学であってもわが大学の法学部は看板であるから、更に優秀な人材を世に送り出すためには、大学自身が法曹養成コースを設ける必要があるのではなからうか。

☆ 弁護士 伊達 俊二(二弁)

現在第二東京弁護士会内の有志が集まり、定期的に司法試験改革問題について意見交換を行っています。

この問題は単に試験制度の改革にとどまらず、将来の法曹のあり方について重要な問題点を投げかけています。

できるだけ多くの人達が、この問題に関心を深めまた私達の活動に参加して下さいよう期待しております。

☆ 検察官 國田武二郎(横浜地検)

近況報告 四年間勤務した岡山地検からS 63・4横浜地検に転勤となり現在当地検で公判部検事として活動しています。現在検察官の数が不足し現場としても大変困っています。しかし回数制限等若手合格者を増や

するための司法試験制度の改革は反対です。

現場は「人間」を相手にしているところでありその意味で人の機微がわかる実務家を欲しています。若手だけがすぐれた実務家ではなく苦労して合格した人のなかにもすぐれた実務家がいるはず。我々としては30代でも検察に魅力を感じ仕事に情熱を持っている人を希望します。

☆ 弁護士 小山 勲(東弁)

昨年度は一年間東弁副会長を勤めさせていただきました。

その間皆様の暖かい御支援をいただき、大過なく任を終えることができました。

本当に有難うございました。

また一弁護士として頑張りたいと存じますので宜しくお願い致します。

☆ 弁護士 海法 幸平(東弁)

近況報告 昭和六四年三月で東弁
弁護士登録満二八年になります、

その間、貴会の諸会合には出不精のため欠席しがちで申し訳れございません。同学年(卒業年度)同期の先生方とお会いすれば話も弾む事と思
います、なかなか実現できません。そこで何か趣味の会或はグループでも紙上でご紹介できれば、参加の機会

が出来るかとも思っています。かと云って、例えばゴルフを一例にとればコースに出るようになってから約十二年経過しましたが、オフイン
ヤルハンディーがいまだに31で、29、30の間を行きつ戻りつの状態で人様に自慢もできません。幸い地区法曹
会内で始めた「油絵」が辛うじて続いており趣味らしきものとして参加の機会が与えられればと思っております。お誘い下さい。 以上

☆ 弁護士 山下 守英(一弁)

在野法曹の仲間入りして四年目に入り
ました。

弁護士としては駆け出しですが、同僚、先輩の方々、それに司法研修所教官当時司法修習生として共に勉強してきた諸先生方に支えられながら、どうにか元気で頑張っています。

近時、司法試験制度の改革などに
つき、色々の団体が意見をまとめるアンケートなど指導していますが、中大法曹会としても独立の意見などまとめて意見表示することも同法曹会の存在意義を高めるため必要か
と思うことがある今日このごろです。

☆ 弁護士 湯本 岩夫(東弁)
皆様で健勝でご活躍なによりと存
じております。

☆ 弁護士 満園 勝美(一弁)

夢のように過ぎ去った五〇年は大過小過の積み重さねであったように思われてならない。せめて余世は悔を残さないようにしたいものだ。

☆ 弁護士 大浜 高教(東弁)

近況

最近とみに物忘れがひどく、根気がなくなり又気が衰えました。それで新件の受任を出来る限りお断りして仕事をのんびりやるよう心掛けて居ります。

そして健康管理とストレス解消のために暇をみつけてゴルフ場に通って居りますが、近頃ボールの飛距離がグンと落ち、スコアが悪くなつて年を感じ非常に淋しく思うと同時に若い頃が大へん懐しく思い出される今日此頃です。

☆ 検察官 長谷川紘一（浦和地検）

S 63・3末、浦和地検に配置換えになりました。検事任官20年目をむかえ頑張っています。

☆ 検察官 山本 修三（東京地検）

現在東京地検特別捜査部検事として多忙の毎日を送っておりますが、元気に過ごしております。

☆ 弁護士 渡邊 次郎（東弁）

戦後の司法制度の歩みをふりかえってみると、制度改革の眼目は、何といってもアメリカの制度を継受した、司法審査制の導入であった。この司法審査によって、我が国の司法部門も制度上は一応、立法、行政部門―総じて政治部門にならぶ地位を獲得した。今後も改革によって与えられた、新しい役割をはたし、首尾よく達成するよう努力していかなければならないものと考える。

同じ時期アメリカの司法部は、特に一九五〇年代中葉以降のいわゆるウォーレンコートの時代を頂点に、アメリカ民主主義の不可欠の担い手として名声をほしのままにした。そのアメリカでも現在は、司法の地位の低下がささやかれている。

我が国においては折角獲得した政治部門にならぶ司法の地位を保持し、下位の地位に甘んじることがないよう、深く心すべきことと思うこの頃である。

☆ 検察官 北岡 英男（福島地検）

昭和五三年に検事任官し、早や満一〇年を過ぎました。福島地方検察庁には、昭和六三年三月二八日付けで配属され、財政経済係、外事係を担当しています。

☆ 検察官 若林 安則（広島地検）

最近、中大出身者の司法試験合格者数が減っているばかりか、合格者自体も一般的に元気がなく、質量ともに衰退しているのではないかと危惧している。

☆ 検察官 窪田 四郎

（静岡地検・浜松支部）

中大法曹第八号のときは、東京におりましたが、昭和五九年六月から名古屋に転勤し、更に、同六二年一月から浜松に来ております。当地では特に中大法曹の活躍はみられません。先生は大学の後輩であり心強い限りで、法曹三者ともども協力し合い仲良くやっております。全国的に名の出た一力一家ブラック・ビル問題も法曹の活躍が大きく影響し、無事円満解決の運びとなり、新らしく明る

い浜松の街作りに努力しているところ
ろです。

中大法曹の益々の御活躍と御発展
を祈っております。

☆ 弁護士 根本はる子(二弁)

遅くなりまして申訳ありません。

昭和六三年九月五日、弁護士根本良
介が成田からアメリカに発ちまし

た。私の息子で三八期生です。二年

間青木・クリステンセン法律事務所

に(渉外事務所です)働いております

した。結婚していて夫婦で行きまし

たから楽しく勉強している様子で

す。上の娘(吉田忠子)は父親(弁

護士)(七二才)を助けて根本法律

事務所へ毎日出勤してくれます。彼

女は二〇期出身ですから今恰度働き

盛りで私達は全く幸せな毎日を送っ

ております。

☆ 検察官 相川 俊明(東京地検)

此度の企画、御苦勞様です。

☆ 弁護士 小川 恒治(東弁)

多摩校舎へ移転されたことに伴う

不利な点をどうして克服するかを真

剣に考えていただきたいと思ひます

(有利な点は措て置き)。

☆ 弁護士 大川 實(東弁)

中央大学法曹会のみますますのご発

展をお祈り申し上げます。

☆ 弁護士 茅根 勉(東弁)

今になると、司法試験をめざして、

日夜通学にはげんだ学生時代の方が

生き生きとしていたように思ひます。

一時法職コースの指導員をやった

こともあり、毎日司法試験の発表の

時には、気がかりになり、法務省ま

で掲示を見に行くこともあります。

中大の合格者が多いと心中うれしく
てたまりません。

私としては、このような形で、秘
かに母校愛に燃えている今日この頃

です。後輩学生諸君の尚一層の頑張

りを期待しています。

☆ 弁護士 的場 武治(二弁)

いろいろご苦勞様です。

会のご発展をいのります。

☆ 検察官 佐藤 幸雄(浦和地検)

我が検察において母校の後輩がだ

んだん少なくなり、さびしく思っ

ています。

どうか、何らかの対策を講じて、

以前の活況を取り戻していただき

ものです。

☆ 検察官 高村 七男(東京地検)

小生、四〇年卒業で、二〇期です。

よろしくおねがいたします。

☆ 検察官 加藤 晴明(新潟地検)

新潟地検勤務も一〇か月がすぎました。目下、組織の後進をいかにして育てるのかという課題に取組んでいます。

中大法曹会のご支援を、心からお願い申してやみません。

結びに、会のご繁栄と会員皆様のご多幸をお祈りいたします。

☆ 弁護士 榎原英太郎(東弁)

卒業後三四年の歳月が経ちました。その頃の白門は駿河台の一角にあって、司法試験の合格者数が常時一位、箱根駅伝で優勝を続け、東都大学野球(一部)で優勝希ならず、誠に氣宇広大なものでありました。

そして昨今、多摩のすばらしい校舎で環境も申し分ないと聞きます。

が、他学に比較して、果してどの程度躍進を続けているのか、時折氣に掛ることがあります。

☆ 弁護士 大高 満範(東弁)

良夜

秋暑しケネディ墓火絶やさざる

リンカーンの像にぬかづく天高し

入国の手続きを待つ秋扇

マンハッタン夜更けてしぐる旅の宿

秋天に女神像聳つ河口かな

ミネソタの湖を渡りて鴨の陣

ウクレレに踊る舞姫良夜かな

日本恋しミネアポリスの望の月

江川霧梅こと大高満範

(大変遅れて申し訳ありません。日弁連の調査旅行に参加して疲れました。)

☆ 弁護士 北澤 純一(東弁)

弁護士となり二年目を迎えました、

少しづつ少しづつですが、段々と回りが見えてきたような感じがしています。

願わくば、この目を閉じないよう毎日を送りたいと思っています。

☆ 検察官 中嶋 三雄(松江地検)

昭和六三年春から松江地方検察庁次席検事しております。

色々のご準備、ご苦勞様です。

☆ 検察官 中津川彰(公安調査庁)

私は現在、治安に関する乱れ飛ぶ情報を分析、検討し、我が国のみならず、自由諸国の治安(平和)維持に微力ながら寄与しています。オリンピック史上最大といわれたソウル・オリンピックも懸念されたテロもなく、無事終了し、朝鮮半島情勢にも明るさがみられ、本当に良かったと思います。

ところで母校中大が国際化時代に即応しつつ、より発展するためには、グローバル的な視野からの思いきった改革―入試制度、カリキュラム等々―が必要だと思えます。大学当局者もそれなりの努力はしているとのことですから、より一層の御努力と御奮闘をお願いします。

☆ 検察官 中山 純一（静岡地検）

検事任官一二年目になりました。東京・秋田・横浜・札幌を経て昨年春静岡にまいりました。

☆ 検察官 園田 幸男

（静岡地検・沼津支部）

前略

長い間、御無沙汰しております。

昨年夏の異動で郷里の地検勤務となりました。

目先のことにとり紛れて御返事が

遅れてしまい失礼しました。

☆ 検察官 鮫島 清志（札幌高検）

本年七月表記住居に転居した関係もあり、ハガキの転送等に日数を要し、返信も遅れることになってしまいました。特段の希望、意見はありません。中央大学法曹会の発展をお祈りします。

☆ 裁判官 柳原 嘉藤（東京地裁）

私こと昭和六四年一月末をもって定年により退官することとなりました。約三八年という長い裁判官生活でございましたが、その間中大法曹会所属の先輩、同僚、後輩の各位から心あたたまるご援助とご指導を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

退官後もお見捨てなくご指導とご鞭撻を戴きたくお願い申し上げます。

☆ 弁護士 中田浩一郎（東弁）

十月十七日帰国のため返信が遅れました。申しわけございません。

会員名簿の件よろしくお願い申し上げます。

☆ 弁護士 吉田幸一郎（東弁）

中央大学から司法試験合格者を派出すようにご後援願います。

☆ 裁判官 宮崎 英一（東京地裁）

変わりなく元気で過ごしております。

☆ 弁護士 池田しげ子（東弁）

卒業以来、ほとんど母校との関わりがなく、淋しい思いしております。

時には都心で、講演会やシンポジウムを行っていただきカルチャーショックを与えて下さい。

☆ 弁護士 野宮 利雄（二弁）

これまで、中大法曹会の会員との認識はありましたが、現実には、法曹会の一部局を担当して、それなりの仕事をやってみますと、仲々大変なことが今さらのように実感としてのしかかってきます。一〇〇周年を迎えた学員会の歴史の重みは、多くの先輩諸賢の母校愛による努力の結実として、現在があることを知りません。力不足ですが、皆様のお協力を得て、会報編集にがんばっております。

現在、中大法曹会報編集委員長

中大学研連委員長

中大学員会協議員

☆ 公証人 小縄 快郎

（伊勢佐木町公証役場）

公証は本年百年を迎え制度は国民に定着したが、企業のごく一部の限

られた部面、国民のごく一部の限局された生活部門に利用されているに過ぎない。法制面に問題あるが、全国一率の低れんな費用で簡易、迅速に、私権の実現に寄与しているの

国民、国家にとって有意義有用であることを信じて疑われない。弁護士など有識者の、建設的なご意見を参考にして、時空を超えて、時間を短縮、合法的立場で企業や、個人生活に十分に奉仕できるような他の同種業態と相携えて、十分その機能を発揮できるようにしたいもの。私は来年で公証人生活十年となる。この五月に、連合会副会長、この十月で関東公証人会長を卒業した。残り少ない三年、余を有意義に過ごしたいとともに、秀れた後輩が続いていると確信している。最近では離婚給付も多い。一九八八年、秋風吹きて公証の、離婚給付の多きに驚く。

☆ 弁護士 小宮山澄枝（東弁）

宜しくお願い申し上げます。

☆ 弁護士 飯田 数美（一弁）

事務所が同じビル（ハニウダビル）の九階から一階に移転しましたのでお知らせいたします。

☆ 公証人 中野林之助

（川越公証役場）

公証人生活も六年目になり、検事るときは考えもしなかったことをいろいろと経験している。

その一つは、最近増えている公正証書遺言のなかに、親の面倒を見るのは嫌だが、財産だけは欲しい、という子、相続人が目立つことである。親の面倒を見ること、特に寝たきりの場合などは大変である。その気持ちに分らない訳ではないが、一方には良く面倒を見る子もいる。この

ような場合でも、応分に分けるだけの財産があれば問題はないが、それほどの財産が無ければ、遺留分侵害の遺言をしてでも、その苦勞に報いたいとする親の気持ちも当然と思われる。あるいは、心身に障害を持つ子のために、多くもない財産をその子に全部残したい、という場合もある。

遺留分とは、如何なる場合でも、なお減殺請求があれば、権利として認めなければならないものなのであるか。そうではないと思う。そこまで許容すべき必要性もなければ合理性もないように思う。かえって、遺言者の意思が優先的に尊重されてしかるべき場合があると考える。そうだとすれば、これを制度的に保障する必要があるように思うが、どうであろうか。

☆ 弁護士 菅原 隆（東弁）

先般、会員名簿等の作成にあたり近況報告、会員名簿記載事項等の通知を求められておりましたが、当方の手違いにより、メ切日を大幅に経過してしまいました。すでに時機を逸しているとは存じますが、遅ればせながら御送付いたしますので、何卒よろしくお願いいたします。

末筆ながら先生の益々の御活躍をお祈りいたします。まずは遅ればせながら右通知まで 敬 具。

☆ 弁護士 横地 博（東弁）

米法の「司法取引」が日本でも論議にのぼってもよい。ただし、わが刑事司法において自白をしたものが公平な取扱がなされていない。

むしろ供述拒否、否認した者、例えば左翼、過激派、政治家、警察官（神奈川県警公安盗聴事件）などが

否認することにより巨悪が検挙を免れたり、あるいは不起訴になったりという実情にある。

☆ 公証人 黒瀬 忠義

（板橋公証役場）

昭和五九年五月東京法務局所属公証人を拝命し板橋区役所の近くの役場で仕事を始めてから四年になりました。三〇年間検事としてドサ廻りをし、在官生活が長かったので民間関係がわからず公証人として職務を遂行するうえで必要な民事関係の勉強を余儀なくされました。最近、ようやく多少自信をもって仕事ができるようになったと思っています。遺言や会社定款認証などご用の折には遠慮なくおいでください。

最近、健康保持のため、従来からのゴルフのほか週二、三回水泳をしています。

☆ 公証人 外村 隆

(大森公証役場)

芥川龍之介に、「點鬼簿」とゆう小説がある。私は鬼籍に入られた先輩、同僚の住所票に命日を書いて集め、ひそかに追憶しているが、今年には元高裁判事 岡垣学君、元最高裁判官 大塚喜一郎先生を始め検察・公証人関係の先輩同僚の計報しきりにて私の點鬼簿も間もなく一冊になろうとしている。

誰かが、至近彈が落ちると言ったが、無常迅速の世の中、健康に留意し、晩節を汚したくないものとひしひしと感じている。

☆ 弁護士 井上謙次郎(一弁)
元気でやっています。

☆ 公証人 宇佐美初男
(静岡県合同役場)

一、司法試験改革について

学問を好み、勉学しようとする者の希望、それだけはたち切らないようにしよう。

一、中大の在野法曹の陰がうすくなりつゝある感じ。一つには経済界に強い地盤がないから。総合大学として経済、商学部、工学部の先生活の強い指導力と、気はくくに欠くものがないか。なまける、力強さのない学生諸君は、どどん首を切る旨宣言し、学生に覇気を求める。

一、すべての、国家試験は大きな目安——学問成就の足がかり、これを目ざさぬもの、否定しようとする先生は大学を去って欲しい。

☆ 検察官 小西 武彦(金沢地検)
ご返事が大変遅れて申し訳御座居ません。

よろしくお願いいたします。

☆ 公証人 大前 邦道

(赤坂公証役場)

今年の司法試験の合格者の発表があり、母校中央大学の出身者の合格者は従来通り二位にあることは喜ばしいかぎりである。しかし在学生の合格者がないことはまことにさびしい。任官するには年令の点が大きく考慮されるので、在學生又は卒業後一年位の方々の合格者が増加するようその対策を検討されるよう切望する。

☆ 弁護士 繩稚 登(東弁)

駿河台記念館の管理運営並に大学、学員会への希望

(一) 中央大学創立百周年駿河台記念館の管理・運営に関する検討委員会は、昭和六三年六月「昭和六〇年一二月創立百周年記念式典時に学内外に公表した使用機能を最大

限尊重した利用形態により運営することが適当と考え、独立採算制を志向するテナント貸しの措置は講じない」旨の答申を理事長宛行つた。

(二) 法曹会及び学研連としては、法職学生に光熱水費の応分の負担を求めめることは止むを得ないと思うが、その他維持費の負担を法職の学生に求めることは実質上不可能であり、大学は法職の重要性を考慮してその他維持費の負担については充分配慮すべきである。

(三) 大学における財政の現状と今後の見通しについては、極めてきびしいものがあり、新なる経費の負担増は赤字の増加に帰結することになるが、大学の使命である教育、研究条件の一層の充実を図り、その諸活動の財政基盤の安定と確立に向け、大学の一層の努力を期待

しているところである。

(四) 学員会財政事情から学員会費の大学による代理徴収については大学に協力を願ひ、学員会の活性化と参加意欲の醸成を努力すべきである。

☆ 公証人 笹岡彦右衛門

(横浜・吉田町公証役場)

体調を崩していたため、折角のお知らせを納い込んだまま失念してしまい、お返事が遅れ、誠に申し訳ありません。

メ切をはるかに過ぎていたので、名簿の方も間に合わなくなっていると思いますが、万一すべり込めばとお返した次第。名簿が間に合わねば旧のまま結構です。

誠に、まことに、相済みませんでした。

十二月七日

☆ 弁護士 宮崎 敦彦(東弁)

ご返事が遅くなり申し訳ございません。

表記の通り、現況報告申し上げます。

☆ 弁護士 森田 三男(二弁)

中大法曹会名簿の件御案内状、モスクワより帰国後入手しましたが、で、遅くなりましたが、一応念のため御返信申し上げます。(去十月に訪ソ、第六回日ソ円卓会議に出席後、エストニアのタリンをまわつて、以後モスクワ国立大学に二回目の交換教授として赴任、十一月下旬帰国)

☆ 弁護士 藤井 光春(東弁)

中大法曹会大学問題委員会は執行部の司法試験制度改革問題の諮問に対し昭和六二年二月二三日法曹人口

増加問題と受験回数制限の二点に絞った中間答申を答申した。

諮問から答申まで期間が極めて短かったが柳沢義信氏（一弁）を委員長として迅速な資料収集、討議の集中に努めて頂いた。特に整理のため若手会員の骨身を惜しまない貢献には敬服した。おかげで法曹懇のメンバー元学長川口先生にも意見を反映して頂き、中央大学に対しても試験合格者の一大集団として効果ある意見具申であったと考えている。

第二部 元 会 員

☆ 弁護士 林 秀信（岡山弁）
昭和六三年四月に東京弁護士会から岡山弁護士会に登録換えになりました。

東京では諸先輩方に御指導頂きましたが、それらを糧として、かつ、

少しのんびりと納得できる仕事をやりたいと考えています。

私の郷里は吉備の国です。由来ある名所旧跡に加えて瀬戸大橋や新空港など観光資源にも恵まれてきました。一度尋ねてみて下さい。

☆ 弁護士 池田 忠正（横浜弁）
本年（昭和六三年）六月、足掛け二〇年在籍しておりました第一東京弁護士会を離れ、横浜弁護士会に入会を致しました。

肩書地に新事務所を新築し（三階）、一、二階を自宅として、職住近接を図りました。

以上

第三部 物 故 会 員

☆ 弁護士 池田由太郎氏

遺 族 池田 雄二

父、池田由太郎は、昨年7月に他

界致しました。御連絡の遅れた事をお詫び申し上げます。

これからも貴会のみましますの御発展を心より祈り申し上げます。

☆ 弁護士 児玉 幸男氏

表参道法律事務所

弁護士、児玉幸男は、62・12・7死亡しました。

☆ 弁護士 松村恭一郎氏

妻 松村 みよ

主人 松村恭一郎、二月四日に他界致しました。長い間お世話になりました。ましてありがとうございます。

皆様によりしくお申伝え下さいませ。

☆ 弁護士 長井 清水氏

妻 長井 正子

夫清水は昨年九月一七日他界致し

ました。
生前の御厚情を感謝致しております。

☆ 弁護士 武山 秀夫氏

遺族

拝啓

この度、武山秀夫こと、去る今年の七月二十五日に死亡いたしました。よろしくお願いいたします。



終戦後の学生生活



裁 判 官 長久保 武

終戦後復学の手続をとったのは昭和二〇年一〇月のことである。学徒出陣の翌一九年予科二年の一学期に、「お茶の水」駅前で同期生から「富士の白雪」のストームで送られて現役として入隊し、翌年九月に復員したが、敗戦といふ全く予期しない結果に茫然自失なす術もなく田舎にいたところ、友人から学校はどうするのかとの連絡によって上京、復学の手続をとることになった。教務課では予科が仮卒になっているので学部へ行けということで、法学部一年の二学期に席を置くことになった。これで一年間の授業料を得たものと思いい法律の勉強に入ることとなったが、兵役に服した一年の間に教養、特に語学の勉強をする機会を失ったことが悔やまれる。何故あの時予科に復籍しなかったのかと今でも残念に思っていることである。

上京して一番困ったのが食糧である。いわゆる食糧メーデーがあったのは昭和二一年五月一九日であり、山口判事が餓死したのは同二二年一〇月のことである。当時闇屋が横行していたが、学生にはそれを当てにする余裕はない。僅かに神田駅前の闇市に行って一皿一〇円のさつま芋に空腹を癒すのが精一杯といったところである。辛い田舎が近かったので一月に一回は食糧運びに帰っていたが、そのために汽車の切符を手に入れるのが一苦労である。伝手を求

め或いは長時間行列をして漸く切符を手に入れて乗った汽車は満員で座ることも出来ず、また帰りには取締りの目を逃れることに気を遣い、帰ってくるべくたくたである。下宿に帰って軍隊から持ってきた飲盒で炊こうとすると、停電したり、ヒューズがとんだりして中々まともな御飯にありつけない。こんな折りに本館地下の売店で学生が集まって学生食堂を開店し、開店の日に学長のご試食を戴いたのも懐しい思い出である。芋でもよい腹一杯食べてみたいというのが、当時の切なる願いであった。

当時の学生は復員者が多く、服装は海軍服、陸軍の服など様々であったが、学生服とか背広などは殆ど見られず、靴も軍靴、将校靴とか雑囊などに本を入れており、まさに敗残兵の集まりである。冬になっても、勿論暖房もなく外套を着て凍える手でノートをとっていたが、下宿に帰ると唯一の暖房である電気ヒーターに手を翳し、頭から毛布を被って寒さを防いでいたのも、今となってはよくも頑張れたものと思う。

といっても、田舎からの仕送りだけではインフレの中で生活することはできず、いきおいアルバイトをせざるを得ない。その頃手近なアルバイト先として進駐車の雑役があった。話を聞いて朝早く大森駅の前に行ってみると、手配師が待ち受けており、その指示によって黒人兵の運転するダンプに乗せられ、羽田飛行場に連れて行かれた。日当は一〇〇円位ではなかったかと思う。何日か羽田に通つた或る日のこと、川岸のドラム缶を積んだ日溜まりで昼飯を食べていたところ、ジープが数台全速力で近づいて来て我々の前で止まり、下りて来た兵士に自動小銃を向けられたのは驚いた。夜間舟でドラム缶を盗んで行く者がおり、我々がそこでその下工作をしているものと疑れたのである。しかし、こんなに屈辱を感じたことはない。これも敗戦の故である。以来このアルバイトは止めることにした。

当時の状況は、精神的には敗戦によってうちのめされ、街は焼け尽くされ、占領下とインフレの昂進など何一つ明るい見通しの持てるものではなく、特に衣食住の不足は人間を獣にしまった。有名な歌舞伎役者が食物のことで弟子に殺されたのもこの頃ではなかったろうか。このような状態を何とか打開しなければならぬの思いはあったも

の、何をどのようにしてよいやら見当もつかない。しかし、戦時中勉学の道を閉ざされたためであろうか、席を確保するのに苦勞する程学生は熱心に出席し教室内には熱気が漲り、先生方の講義にも力がこもっていた。また、友人と語り合うことによって明日への希望が湧き、その希望に向かって歩むことができたのも、大学があったればこそと思ひ感謝している昨今である。

当時の学生生活はハングリーそのものであったが、それにしてもあの様な環境においてよくも頑張ることができたと思ふ反面、現在の学生は羨ましく思われてならない。大学の設備にしても、衣食住にしても、更に交通機関にしても、戦後の学生と比較しようもない程恵まれた環境にある。現在の学生はハングリー精神に欠けるなどというのは時代遅れかも知れないが、自分自身のためにも入学した時の希望を何時までも失わずに努力して欲しいものである。



回顧四〇年

—司法試験受験時代の回顧—



小林宏也

「破衣孤劍国破れて山河あり」、復員旧軍人として昭和二二年五月中央大学法学部に入学を許された私は何とか司法科試験への道を夢見ていた。五〇三号大教室で牧野英一先生の一週間一回の憲法の講義、草野豹一郎先生の刑法講義、もつとも夜、吉田常二郎先生、片山金章先生の民法講義を聴く外、兼子一先生の強制執行法の講義を聴いた。研究室入室を許されなかったので図書館で専ら勉強に専念せざるを得なかった。だが図書館では勉強は十分にできなかった。サロンと心得ていた学生が多く騒然とした状態で多数の学生が平気で大声でしゃべっておる状態であったからだ。当時私は復員後のままでいかにも服役軍人然としてカーキ色の軍服から中尉の襟章を取りさったままの服装で通学していたが、図書館で読書しているとき平気でしゃべりまくっていた饒舌の学生に向っては思わず、「君達、ここはサロンではない、静かにしてくれないか」としばしばたしなめて来た。それから私が図書館に現われると学生諸君は、「軍服が来た、軍服が来た」と敬遠していたようだった。軍人としての戦術とは異なって法律の道は何もかも目新しくというよりも、何もかもわからなかった。やはり無理矢理に覚えていかねばならないと思ったが、教室では先生や先輩達から「法律的なものの考え方」を体得することが大切だということは折にふれてきかせられる言葉に遇

って、何が「法律的な考え方なのか」、なかなかわからなかった。

陸軍士官学校同期生の親友井上洋一（東京地裁判事、八王子簡裁判事）は卓眼の人物で、ぼんやり者の私と違い早くも中桜会研究室に入室し司法試験受験上、色々な知識を得ていて親切に私にコーチしてくれるのであった。

研究室に入ることが合格の捷徑であり、「研究室に入らねば駄目だそうだ」と私に教えてくれた。一日一寸研究室の室員の勉強ぶりを見た私は驚嘆した。確かに研究室の室員の真摯懸命の勉強の姿を目のあたりに見て研究室は一般学生にとって、正に憧れのまとであった。ここに入れば十分勉強できようと入室を念じつつづけた。私が念頭の研究室に入室を許されたのは昭和二三年一月であったので、それまでは同クラスの学友達と手さぐりで勉強せざるを得なかった。このとき私が読んだのは金森徳次郎著の「国会論」であった。私は父の懇請で郷里に帰って老えた父の農業の手伝いに帰郷の際にも国会論を手離さず、ぼろぼろになるまで読みつつづけた。これが私の力となり、血となり肉となったことは否定しようもない。

私は大学一年の学生の委員であった。一年時代は教授や講師の休講が多かった。その連絡の役割は委員のつとめであった。大学一年の一月真法会に入会を許可された。こうして朝早くから夜遅くまで勉強することができた。大学の研究室には卒業生の先輩が主然として頑張っておられた。丹波景政（三期）、松井邦夫（三期）、高木茂（四期）先輩の諸兄がまた室員には滝沢国雄、官手幸雄ら一級上の竹村照雄（元広島高検検事長、弁護士）、西村常治、和田幸太郎（故人）らの諸兄が、頑張って勉学にいそしんでおられた。同期には、岩田農夫男（元千葉地検検事正、現公証人）、岩下肇（元仙台地検検事正、現公証人）、佐藤成雄（弁護士）、山岡文雄（元仙台地検次席検事、現日調連副理事長兼弁護士）、金井塚修、阿部三郎、関口享、大林清春、中川清太郎（二弁弁護士）等の諸兄が机をならべて頑張っていた。これらの諸兄は昼休みや日曜日には重要問題を掲げては討論をしていたが、私とその仲間入りをすることはできなかった。

昭和二三年八月の試験に腕試し(?)と思つて受験したが到底話にならなかつた。

昭和二三年一〇月、勉強を開始した。我妻先生の民法講義のサブノートを執り始め、木村要二先生の刑法総論各論の講義を受けた。東大に傍聴に金井塚修君とともに行ったのはなつかしい思い出である。刑法総論各論の講義録はプリントされていたので、之を二〇回程読んで暗記することができた。

昭和二四年になると試験科目が変り商法が加わつた、正に青天の霹靂で受験者は、教科書さがしから始めなければならなかつた。私は升本喜兵衛先生の商法、有価証券法(手形小切手法)の講義にはつとめて出席し、過去に出題された司法試験問題四〇問について厚かましくも升本先生の教員室まで伺つて、「何を書いたらよろしいですか」と質問し先生から懇切に教えていただいたことは昨日のように憶えている。

実力昂揚の方法は定評ある基本書、参考書を十分に読みこなすことである。三十有余年前筆者が刑事弁護を共にした刑事弁護の泰斗といわれた稲本錠之助先生の刑事弁護記録は丹念に読まれ真黒になっていた。当初有罪の心証をいだいていた裁判官が先生の弁論要旨を読んでから弁論再開をして無罪の判決を下したのもうべなる哉と痛感した。精読熟読とは良書をできれば二〇回少くも十回以上読みこなすことである。筆者は拙なかりし四〇年前を回顧して、「何を教えと思うか」ときかれればこの一言である。

昭和六三年六月 第一版作成
昭和六三年九月 第三版作成

権利保護保険Q&A

弁 護 士 波多野 一二彦

Q 一 権利保護保険とは、一口でいうと、どんな保険ですか。

A 身の廻りに、いろんな法律上の紛争が起こったとき、弁護士さんのところに法律相談に行ったり、その外に必要な手続をとってもらい、無料で紛争を解決してもらえろという保険です。病気になった人が、安い費用で医師にかかれる、医療保険のようなものです。

Q 二 そのような保険は、外国にもありますか。

A ヨーロッパ西側諸国では、ポルトガルを除いて、どの国にもあります。フランスでは七一年の、西ドイツでは六〇年の歴史があります。北欧三国や、イギリスにもあります。

アメリカ合衆国では、州によっては、極めて小規模で行なわれているようですが、一口でいえば、ない、といった方がよいかも知れません。

Q 三 日本で作るとすれば、保険料とか、保険で担保できる弁護士報酬はどのくらいですか。

A 今、考えているのは、例えば、会社づとめのサラリーマンが年五、〇〇〇円位払い込んでおけば、五〇万円

までの弁護士報酬が無料になる、というものです。しかしこれは、目算上の数字です。もっと正確な料率とか担保額は、今後、社会の実情を調査研究した上で、保険の専門家が細かく決めてゆかねばなりません。

Q 5 そのような小さな危険を保障する保険が、大型の危険がひしめいている今の時代に役立つでしょうか。

A 最近日弁連で調査した資料によりますと、一般国民が抱えている民事上の紛争の七七%は、一〇〇万円未満のものです。そしてトラブルを抱えている人の多くは、三〇代、四〇代の、経済的に、あまり豊かではない人びとです。この権利保護保険は、こういった、中産階層の、比較的小額のトラブルを抱えた大多数の人の抱える危険を、まず、対象にして組み立ててみようとしているわけです。

Q 6 この保険を作ると、人びとは、一寸したことでもすぐ訴訟に持ち込むのではないのでしょうか。

A 今まで泣寝入りしていたかなりの人が、この保険によって、権利を実現できるでしょう。そういう意味では、弁護士に持ち込む紛争件数は急激に増えるといえます。しかし、この保険の約款には、濫訴を厳重にチェックする条項が設けてありますので、いいかげんなことでは、保険金はおりません。

Q 7 そうすると、訴訟狂といわれる人は、この保険には近づけないのですネ。

A そうです。濫訴防止のチェック機構をくぐり抜けるのが大変です。今から八年前、西ドイツの法務省が、権利保護保険を使った濫訴が、どの位あるかを調べました。結果は〇・四%で、濫訴をチェックする条項は、ほぼ完全に作動していたようです。

Q 8 保険で担保される弁護士報酬は五〇万円まで、ということですが、これで、どれ位の価額の紛争が処理してもらえますか。

A 裁判外の示談・和解ですと、紛争額一〇〇〇万円前後まで可能でしょう。訴訟となると、三、四百万円までとなります。この保険が作られるときには、新しく、権利保護保険用の、弁護士報酬表も、同時に作られることにな

りましょう。

Q 九 一家の主人が子どもの抱えている問題を持ち込めますか。

A 一家の主人は、自分と同居している二五歳未満で無職・未婚の子の問題なら、もちこむことができるようにしたいです。

その外に、「ファミリー権利保護保険」「農業者権利保護保険」「運転者権利保護保険」「自営業者権利保護保険」というような保険に加入すれば、より広い範囲で救済されることになります。

Q 一〇 職種によって、あるいは、いわゆるトラブルメーカーといわれる人によって、年々掛ける保険料が違いますか。

A この保険でも、一般の保険と同じ原理が働きます。ですから、公務員、会社のサラリーマン、自営業、自由業、あるいは、そういう人びとの団体加入によって保険料はみなちがいます。前年トラブルの多かった人については、次の年からは保険料は、当然にアップされます。

Q 一一 こんな保険制度ができますと、保険料を掛ける前に、投機的な契約をしたり、債務引受をしたり、連帯保証をしておいて、保険使って訴訟をするようなよくない人が出て来ませんか。

A 今いわれたような契約上のトラブルは、当事者がなれ合いでわざと危険を作り出す可能性があります。そんなものは、保険から除かれます。

Q 一二 そんなことだと、親子、夫婦、親族間でおこったいろんなトラブルの中には、あやしいものがたくさん含まれるという可能性が出て来ますね。

A おっしゃるとおりです。こういう親族共同体の中では、一般に、血で血を洗うような深刻なトラブルが多発し易い。そして、その中には、「主観的な危険」といって、保険に親しまない、あやしい危険をたくさんはらんでい

る、とみなくはなりません。

家庭裁判所が第一次の管轄権をもっている、親族・相続問題についての調停の費用などは、ですから保険は、きかないのです。

Q一三 特許権とか著作権とか、税務署や区画整理組合相手のトラブル、土地の境界の争いなどは、どうなりますか。

A 権利保護保険は、解決容易な、ポピュラーな権利保護を目的とする保険です。ですから、例えば、会社法上の権利とか特許権、著作権、税法、区画整理法、境界争いなどについては、保険事項から除かれています。

Q一四 約款で保険除外事項にあげられている、さっきのような問題については、法律相談をすることもできないのですか。

A いいえ。そうではありません。さきほどあげたような、解決困難とされる種類の民事・行政上の紛争でも、法律相談だけなら保険が適用されます。

Q一五 弁護士さんの個性によって、ある先生はすぐ訴訟に持って行く。またある先生は、どこまでも裁判外の示談を選ぶ。こうなると、弁護士さんの個性によって解決される紛争額のワクはずい分違って来ますネ。

A 多分、初めのうちは、弁護士の個性による紛争額の差異が目立つので、混乱もあるでしょう。しかし、それも、次第に落ち着くところへ落ち着く筈です。とくに「保険金でした払えない」という中産階層の人の場合は、真に保険制度にフィットした保険弁護士群像を、だんだんとさぐり当てて行くでしょうから。

Q一六 そうすると、この保険制度そのものが、保険弁護士の、裁判外業務への工夫、努力を助長する、という効果もあるわけですね。

A おっしゃるとおりです。世界一訴訟好きといわれている西ドイツで、この保険を使つての紛争解決方法をみてみますと、長い歴史をくぐりぬけ、全事件の七〇%（一九八〇年）が、裁判外の示談・和解になっています。日本でも、こういう保険が売り出されますと、今までの、裁判所中心の紛争処理のやり方に、かなりの変化が出て来るでしょう。

Q一七 私ども市民としては、「弁護士さん」というと、すぐ「長い裁判」を連想しがちです。この保険ができませんと、そういった面も、余程改善されましようか。

A 保険を扱う弁護士も、初めのうちは、やはり訴訟を起こす人が多いかも知れません。しかし、この保険自体が、比較的解決容易な小額事件を対象にしていますから、裁判上の和解も、スピードアップされて、どんどんこなされ、おっしゃるような、弁護士にまつわる長期裁判イメージも、次第にうすれてゆくでしょう。

Q一八 交通事故を起こして起訴された被告人の刑事弁護士料が保険で担保されますか。

A ヨーロッパでは、もともとは、それを第一の目的にしてこの保険が作られたらしいです。日本で作る時も、交通事故の刑事事件弁護士料がカバーできるように作つてゆきたいと思っています。

Q一九 ユーザーから弁護士の選任を依頼された保険会社が、自分の会社の利益にかなう、特定の弁護士ばかりを紹介したりして、問題がおこるようなことはないでしようか。

A 保険業者による弁護士紹介は、①弁護士名簿を示して客に選ばせるとか、②つねに複数の弁護士を紹介して、その中からユーザーが一人の弁護士を選択する、というように、西ドイツでは、厳しい規制が行なわれています。日本でもこの面のチェックは、西ドイツ以上に厳しく行なわれるでしょう。

Q二〇 保険金の不正受給をする弁護士が、どんどん出て来ることはありませんか。

A 西ドイツの権利保護保険のスケールは、日本で、いま私達が作ろうとしているものに比べて、十倍も大きい

ですから、不正受給すれば、利得は大きいです。それでも、年間二八〇万件の利用がある中で、数年に一件しか弁護士
士の非行はない、といわれています。それからしても、弁護士に非行がおこることについて、あまり神経質に
なる必要はないでしょう。

Q二一 この保険に関心をもち、開発研究をしてくれそうな保険会社がありますか。

A 米国に本社をおき、世界一三五カ国に子会社、支店、JVをもつ、AIGという総合保険会社があります。
この会社の有力メンバー会社である日本の「AIU保険会社」に私の親友がいるので、同社に、この保険の話をし
ました。同社はさっそく、同社の新商品開発部で検討をはじめています。

その他にも、確実なルートからの情報によれば、ある大手の保険会社が、学者をかかえて、この保険の研究をして
いるということです。

Q二二 保険会社は、社内で一定の研究を積んだら、容易に開発に踏み切るでしょうか。

A 保険会社としては、保険の標準約款はすぐにでも作れるでしょう。しかし、この新種保険づくりには、大き
な泣きどころがあります。それは、現在の、弁護士報酬基準表です。窮極、このところで、すべての企画が、その
デッドロックにぶつかりましょう。保険会社は、当分は、動こうとしても動けない筈です。

Q二三 権利保護保険用の弁護士報酬基準を、どのように作って行けばよいとお考えですか。

A 国民の多くは、訴訟でなく、簡易な手続き、例えば、裁判外の示談・和解といった手段で、トラブルを早く
解決してほしいという気持。その要請にそって、「裁判外業務優先」という新しい理念にもとづいた、軽いメニュー
を前提にした、新報酬表を、今の報酬基準とは別に作ることに、考えられます。

Q二四 弁護士会の方では、裁判外業務を優先させようという動きは、まだないのですか。

A それはあります。しかし現在、弁護士の手もとにある紛争事件の約八〇%が訴訟事件です。ですから、その

慣れから、弁護士さんたちを急に引き離すのはむづかしい。でも、現実的には、弁護士は訴訟だけでは食えない、というところまで来ています。ですから、社会的に見ますと、機は熟しつつある、といえましょう。



海をみていたい気分

弁 護 士 加 茂 隆 康

たまらなく海をみたくなることがある。

百件以上の紛争の処理を同時進行させていると、疲労が全身に沈澱してくる。

「暴力団が賠償金を払えって、今日にも会社に乗れ込んできそうなんですが」

「あのヒトったら、別れるとき教育費は払うって約束したのに、払ってこないんです。どうしたらいいでしょう」

「借家人の野郎、立退料だって払ってやったのに、出ていかねえ、先生、追い出してください」

「二億円の負債をかかえこんで、死のうかとも思ったんですが、弁護士の先生に相談すれば、まだ生きる道もあろう

かと思ひまして」

「高校生の息子が傷害事件を起こすなんて、もうだめですわ先生」

「あの人が絶対もうかるからって、五百万円も出資したんです。それがみんな嘘だったなんて、どうしたら取り返せるんでしょう、先生」

「・先生」

「・・先生」

「・・先生」

「・・先生、先生、先生、先生」

ああ、もう、思わず耳栓をしたくなることもある。先生とは、先ズ（どうにか）生キテイルという意味か。弁護士なんて、世間ではときに格好よく思われたりするが、なあと、紛争のはきだめなのだ。

といっても、一人一人の依頼者にとっては、弁護士に依頼するなどということは、一生一代の大事事にちがいない。どこかの歌い手が言っていたように、「お客さまは神様」にちがいないのだから、もちろん、誠心誠意尽してあげなければいけないのだけれど、あまりにもどっぷり依頼者に感情移入をしてしまうと、気が狂うことうけあいだ。自分のなかにとどこかで冷めた眼をもっていなければ、やっていけない。それでも洪水のように押しよせる紛争の波に、あやうく溺れそうになることがある。海を見たくないのは、そういうときだ。海といっても、湘南や房総の海ではない。都会の喧燥すべて忘れさせてくれるような、エメラルドグリーン色の海である。

そこで、この数年、わたしは毎年ハワイにでかけるようになった。

わたしの大好きなハレクラニホテルのダイヤモンドヘッド&オーシャンフロント（ダイヤモンドヘッドを眺める海側正面）の部屋をとって、海を眺める。

つい今しがた同じ飛行機で着いたばかりの隣室の若い日本女性たちは、ラナイにでると、

「わあ、ステキ」

と歓声をあげ、

「早く、早く、泳ぎに行こ」

とあわただしく着替えて出ていった。

ハワイにいて、何が一番贅沢か。碧い海でめいっぱい泳ぐことではない。島内の観光名所をかけ巡ることもない。もちろん、ショッピングに明けくれることでもない。

一番贅沢なのは、何もせず、風景を眺めていることではないかとわたしは思う。

ヤシの木立が並ぶ浜辺にたゆまなく寄せてくる波。波乗りをするサーファーたち、太陽光線と雲の演出によって、刻一刻、表情をかえるダイヤモンドヘッド。

その風景の移りかわりをラナイの椅子に腰かけて、一日中ポケットと眺めていると、東京に残してきた事件をすっかり忘れ、頭の中が空っぽになる。

ラナイのテーブルには、運ばれたばかりのフルーツと空港でかけられたブルメリアのレイ。わたしにとってこのうえなく満たされた時間である。

そんなとき、思い出すのは、梶井基次郎の「蒼穹」という小説だ。この小説は、山間の雲の行き来をじっとみつめていた主人公が、空の中に白日の闇を感覚するというものだが、小説の主題よりも、この小説の主人公と同じように、一日中、じっと風景の移り変わりを眺めているという行動に、わたしはたまらない魅力と豊かさを感じる。

考えてみると、日本人の休暇の過ごし方はどうもあわたたしい。観光にしても、スポーツにしても、まるで時間に追われるかのようにガツガツしている。

これは休暇の日数が少ないせいもあるだろうが、それだけではないように思う。日本人の行動を観察すると、多くの日本人には、休暇＝遊びと考える向きが感じられる。遊びだから、せっかくリゾート地に来たのなら、何かをやらなければ損だ、どこかへ行かなくちゃ損だ、という発想になるのではないだろうか。

休暇とは、休息だと、私は理解している。精神と肉体の休息なのだ。だから、リゾート地にいて、あちこち動き回るのは好きではない。起きたいときに目覚め、好きなときに食べ、気が向けば泳ぎ、風景を眺める。

ハワイ島のマウナラニベイホテルに滞在したときのことだ。

ヤシの木が生い茂る庭にはイエローやピンクの鳥が飛びまわり、えさをついばんでいる。プールのそばのガーデンレストランで、特大のサンドイッチを食べていたとき、何種類かの鳥がテーブルのまわりに集ってきた。ちぎって投げたパンのミミを、先を争って食べている。指先にパンの切端をつまんでさし出すと、今度はスズメがきて、そのパンをぼくの指からとっていった。

マウナラニにきて最後の日。

海は青布を張ったように凜いでいた。その海に沈もうとする赫赫たる夕陽を、ラナイのデッキチェアに身を横たえて眺めていた。

突然、上の階から白いものが落ちてきた。

「誰だ、こんなうえから紙くずをまるめて捨てる奴は」 とっさにそう思った。すると、また紙くずが降ってきた。これは捨ておけない。犯人をみつめて文句を言ってやろうと、ひごろの正義感がつい顔をだして身を起こしたとき、下に落ちたはずの紙くずが舞い上ってきたのだ。

真白い鳩だった。

「ああ、まだ都会の疲労をひきずっている」

そう感じたわたしは、もう一日、マウナラニでの滞在を伸ばすことにしたのだった。

中央大学法職講座

「開講シンポジウム」傍聴記

中央大学学術研究団体連合会



事務局 長 栃木敏明

一九八九年四月六日午後三時から、中央大学九号館クレセントホールにおいて一九八九年度法職講座「開講シンポジウム」が開催された。

このシンポジウムは、将来法曹を志す新生の勉強の手助けとして、中央大学法学部、学術研究団体連合会（学研連）、中央大学法曹会の協力の下に学校法人中央大学が設置した法職講座を開催するにあたり、学生に勉学の指針を与えるために毎年実施されているものであるが、本年度は「司法試験の合格を目指して」というテーマで行われた。参加者約八〇〇名あり、（内、女性が約二割強であったのは時代の流れか）、九号館大々教室九一〇一号室（クレセントホール）がほぼ満員になり、会場は、希望に胸をふくらませた（あるいは、期待と不安でいっぱい）若々しい新生で熱気に溢れていた。

法職講座運営委員会高窪利一教授の挨拶からはじまり、続いて法曹三者の講話として、中大出身の判・検・弁護士がそれぞれの立場から「法律家として素養、心構え」「法律実務家の仕事の概要」などを中心に講話された。

最後に駿河台研究室運営小委員会安田隆彦弁護士が「司法試験について」（案内）と題して講演された。

さすがに、第一線で活躍されている方々であるため、講話内容は具体的に説得力に満ちたものであり、新入生は、熱心に耳を傾け、食い入るように講和を聞いていた。主に涉外事件を手がけている中田浩一郎弁護士の話はこれからの弁護士は単に国内だけではなく、語学力を身につけ、国際社会の中で活躍すべきであるという、スケールの大きい内容であったため、新入生には強烈な印象を与えたようである（最近では、新規登録の弁護士には涉外事件を扱う法律事務所が人気を呼んでおり、増々その傾向に拍車がかかる気がした）。

講話終了後、渥美東洋教授ら法学部教授三名、高窪利一教授ら法職講座運営委員会委員六名、昭和六三年度司法試験合格者（第四三期司法修習生）七名と受験生との討論を行なった。この討論は、予め配付された質問票に基づき、受験生が司法試験の勉強方法はどうか、クラブ活動と両立できるかとか、どんな本を読んだらいいのかとか、の質問を討議参加者に回答していただくという形式で行なわれた。おそらく、この討議はもっと自由な雰囲気の中で行われておればさらに充実したものとなったと思うが、八〇〇名もいるなかで一人の新入生が挙手の上質問をするにはかなりの勇気が必要であり、改善の余地があるように思われた。

討議の最後に、野宮利雄学研連委員長が、「これまでの話を聞いて司法試験に挑戦してみようと思った人は挙手を願います」との質問に対して、約四割の受験生が手をあげたのを見てこの開講シンポジウムは大成功であったと感じた。一人でも多くの新入生が初志を貫徹し、合格の栄冠を勝ちとってもらいたいと念じずにはいらなかった。

いずれにしても、司法試験を目指す新入生に対して、このような開講シンポジウムを開催することは母校愛を促進し、中央大学の前途は明るいものがあると感じながら、桜が満開のキャンパスをながめながら中央大学をあとした

（平成元年四月一〇日）



〔資料1〕

昭和六十三年三月一日

中央 大学 法 曹 会
幹事長 赤 坂 正 男

中央大学学術研究団体連合会
委員長 猪 股 喜 藏

中央 大学

学 長 川 添 利 幸 殿

中央 大学

法学部長 外間 寛 殿

司法試験制度の改革問題についての

「中間答申書」・「意見書」の提出について

謹啓 早春の候 中央大学においては入学試験の実施等
学事に多忙な毎日を過されているものと拝察いたします。

さて、「司法試験制度の改革問題」については、二回
にわたる懇談会にお招きをいただき、貴重なご意見を
拝聴する機会を与えて下さいまして、ありがとうございます。

ました。

中央大法曹会では、昨年九月二日大学問題委員会に
本問題について検討方を諮問しておりましたところ、同
委員会第二小委員会は去る二月二二日調査・研究の結果
を答申書（中間）をもって答申をされました。右答申書
は、①法曹人口の増加につき、②受験回数の制限につい
て、主に論点を絞っております。

また、学研連では、委員会内の第一委員会が、「司法
試験の試験方法の改善に關し」特に科目変更及び大学推
薦制を中心に議論をすすめ、去る一月二〇日報告書のか
たちで「意見」をとりまとめ、学研連委員長宛に報告が
なされました。学研連では同日の全体委員会で、全員意
義なく承認することとし、これを中央大学法学部長宛提
出することとされました。

以上「中間答申書」・「意見書」を提出いたします。

司法試験制度の改革問題については、一中央大学の立
場に固執することなく、法曹の基本にかかわる、司法制
度全般の問題として、深く、かつ、広く、将来を展望した
立場に立脚しつつ検討をすすめる必要があります。大学
が、また、法学部において、このような検討をすすめる
に当たり、中大法曹会及び学研連において取りまとめた、
差し当たりの意見を参酌されることを期待いたします。

敬 具

大学問題委員会の活動報告

委員長 藤井光春

当委員会は、昭和六二年七月二八日幹事会において委員五〇名が選任され、同年九月二日委員長を選任の上、スタートした。

執行部は同日当委員会に対し第一、中央大学常任理事増員の問題についての本会の見解、第二、司法試験制度改革問題につき諮問された。そこで二つの小委員会を設け第一小委員会は第一の諮問事項、第二小委員会は第二の諮問事項を担当することとした。

第一小委員会は同年九月一八日鈴木秀雄氏（東弁）を委員長に選任して討議に入り、一〇月一九日第四回目の委員会を持って審議を了え、結局同年一〇月二七日執行部に答申した（資料参照）。

第二小委員会は同年九月一八日柳澤義信氏（一弁）を委員長に選任し、法務省が同年一二月中に改革案をまとめる動向にあったので中大法曹会としても早期に意見書を作成する要ありとして月二回の定例会を持ち、資料収集、討議結果の整理のため若手会員六名を特別委員に委嘱して作業を進めた。「法曹懇」の審議も三月八日にズレ込んだので一月には特別委員会の合宿を持つなどして昭和六三年二月二日付けで中間答申を作成し全体委員会の承認を得て執行部に答申することにした。

答申書（中間）

当委員会は、司法試験改革問題について調査・研究の結果、別紙のとおり、中間答申をいたします。

昭和六三年二月二日

中央大法曹会大学問題委員会第二小委員会

委員長 柳澤義信

中央大法曹会大学問題委員会

委員長 藤井光春 殿

答申書（中間）

はじめに

法務省は、(1)社会の高度化、国際化に対する法律家の対応が十分でないこと、(2)諸外国にくらべて法律家の数が少なく、国民にとって縁が遠い存在になっていること、(3)司法試験の合格者が高年齢化していることは問題であるとし、こうした現状を打開するために司法試験制度の

在り方を根本的に見直すべきであるとして、昭和六二年三月二五日、法務大臣の私的諮問機関である法曹基本問題懇談会（以下法曹懇という）を設け、司法試験改革問題と取組、現在法曹の抱えている基本的な問題点について、各界の参考人の意見を徴し、近く司法試験制度を改革する方針である。

法務省が取り上げている問題点のうちでは、特に司法試験の合格者を多くして法曹人口を増加し、司法試験の受験回数を制限すること、司法試験に大学の推薦制を取り入れること、司法試験科目を変更すること等が重要である。

法曹人口の増加について

一 法務省は、法曹人口が少ないこと、優秀な若年層の司法試験離れの傾向が見られ、新しい時代に対応する裁判官、検察官の確保に問題が生じていることに対応するために司法試験の合格者を多くして法曹人口を増加する必要があるというのである。

2、弁護士会は、法曹人口の増加について従来概ね消極的態度をとってきたということができる。

ところが日本弁護士連合会（以下日弁連という）外国弁護士対策委員会は、昭和六二年五月一日、日弁連会長に対し、「法曹人口を今後一〇年間漸増させる

べきである。その方法として司法修習生を昭和六四年から年間七〇〇名程度とし、その後若干名づつ増加させるべきである」と答申し、従来の姿勢を改めた。

3、各界の参考人のうち、法曹人口の増加に賛成する意見は、企業法務、涉外法務の分野では、企業活動や経営についての専門家が少なく、専門の分野を総合したリーガル・プランニングが十分にできず、交渉能力が劣り、仕事が非能率的である、これに対応するためには法曹人口を増加し、若くて優秀な弁護士を育成することが必要である、他方市民法務の分野でも、社会の情報化・複雑化に伴い、紛争が増大している、殊に地方では、弁護士が少なく、紛争を適切かつ迅速に処理できず、非弁活動が助長され、一般市民が被害者になつている、或いは弁護士でない者の法律業務への参入を促す結果になつていることなどを理由として弁護士人口を増加する必要があるというのである。

更に司法試験の合格者を増加することにより、若年合格者が増加し、合格者の高年齢化が防止できるとともに、広く人材を集め、修習の内容を充実させ、弁護士間の自由競争により法曹の質の向上も実現できるとしている。

法務省の法曹基本問題に関するアンケート結果によると、司法試験の合格者を二倍にするという意見が最

も多く、その外に一〇〇人増から、五倍増まで意見がわかれているといわれている。

4、以上の法曹人口増加論に対し、次のような反対論が強く主張されている。

すなわち、司法試験の合格者を増加しても、合格者の高年齢化は防止できないし、それによって検察官志望者が当然には増加しない、法曹特に弁護士に対するより多くの社会的需要があるかどうかは疑問であり、弁護士が過剰になると競争が激化し、ひいては一般市民の人権を侵害する結果も生じかねない、東京等の大都会では、人口二〇〇〇人に対し弁護士一人の割合になつていて、弁護士は諸外国並に多く、弁護士が新たに独立し、法律事務所を開設し、経営してゆくことは容易ではなく、金銭的紛争から紛議・綱紀・懲戒等の問題になる者も少なくない、また地方においては一般市民の弁護士の需要は増加しておらず、弁護士の数は不足していない、わが国では、弁護士の外に法律周辺業務（司法書士、税理士、弁理士等）が存在し、それぞれ職業団体を組織し、活発に活動しており、国民の権利意識も欧米に比べて低いので単純に人口に対する弁護士の数を比較することは適当でない、そこで更に弁護士数を増やせば、法曹全体の資質が低下する、現在の裁判官、検察官及び弁護士の統一養成制度の下に

おいては、人事、予算及び施設のいずれも收容能力の限界を超えているとしている。

従つて法曹人口を増加させるためには、まず現行の法曹の統一養成制度を前提とした修習のための人的、物的設備を充実させ、弁護士、検察官から裁判官を採用して法曹一元制度を充実し、弁護士業務の法人化を認めて弁護士事務所の共同化を促進し、弁護士の経済的基盤を充実させる必要があるとともに、弁護士の増加とともに、裁判官、検察官も増加させるべきというのである。

二 法曹人口の増加については、以上のように意見が分かれてはいるが、最近の経済の発展、社会の情報化、複雑化、多様化にともない、弁護士業務も、訴訟事件の処理に限らず、広く事前の調査、助言等予防的業務に対する対応も必要とされてきている。特に企業法務、涉外法務の面では、専門の弁護士が少ないため、これら業務は、法曹資格のない者によって処理されている。又弁護士の少ない地域では、弁護士でない者による事件処理、法律相談が行われ、非弁護士が問題にされている。従つてこれらの弁護士不足による現象にたいし、適切な方策を講じることなく、法曹人口を増加する必要があるとする主張を全面的に否定することは許されない状況にあり、なお消極的態度を取り続けられ、や

がて弁護士による法律事務の独占の是非が問われることとなるであろう。

そこで基本的には法曹人口を増加させるべきであるが、前述のような疑問が提起されていることを考えると、必要とする数、増加の度合については慎重に考慮されるべきであり、その科学的調査が十分に成されていない現段階では、急激な増加を避け、これを漸増させるべきであろう。

2、次に法曹人口を漸増させるとしても、その度合が問題であろう。

新しい時代に対応しうる裁判官、検察官が不足しているとしても、裁判官、検察官に採用される人数は限られている。従って任官者の場合は、特に若年者の確保が問題とされているのであって、任官者の数の問題ではないのであろう。最近検察官志望者の少ないことが取り上げられているが、法曹三者の統一的養成制度のもとにおいては、検察官志望者が少ないのは、他の二者に比べて検察官の魅力が劣ることによるものであって、司法修習生の数が少ないことによるものではないのであろう。

そこで法曹人口の適否が取り上げられるときには、情報化され、国際化された社会の要請に弁護士が対応しうるか、地域的な弁護士不足を解消しうるか否かが

問題の中心となるということができよう。

最近弁護士の数が不足していると言われているのは、主に企業法務・渉外法務の分野であって、しかも東京・大阪などの大都会に限られている。

一般の法律業務では、大都会において、弁護士の職域は、訴訟事件の外に、事前の相談・助言等の予防法的法務・不動産取引・税務・工業所有権の出願等の分野において弁護士が不足している、また弁護士の少ない地域では、非弁護士が助長されているといわれているが、大都会においても弁護士が多くなっているにも拘わらず、弁護士の伝統的職域である訴訟事件は必ずしも多くなっておらず、弁護士の独立開業は困難であるといわれており、地方では訴訟外の職域を開発することは容易ではなく弁護士は不足していないといわれている。

これらの弁護士不足論とその反論を考慮すると、弁護士を増加する必要があるといっても限度があり、その数はそう多くはないといわなければならない。

3、法曹人口を増加させるために司法試験合格者を多くするときに最も注意しなければならないのは、法曹の統一的養成制度への影響である。現在の司法研修所の外に他に司法研修所をもうけても司法研修所での前期・後期の修習は可能であるが、裁判・検察・弁護の

実務修習が出来ないとすれば実務修習期間を短縮させるを得なくなるであらう。

この実務修習者の困難を回避するために裁判官・檢察官志望者と弁護士志望者の分離修習を伴わざるを得ない恐れも生じてくる。多くの弁護士を国費で養成することに對する批判もまれに弁護士志望者に対する給与を貸与に変える様なことも考えられる。

このような修習方法の変化は、法曹三者の統一的養成・法曹一元の理念にもとることになるといえよう。

現在の司法修習制度の下においても、昭和四一年度の司法試験合格者数は最高の五五四名であり、昭和三九年度から昭和四八年度までは何れも五〇〇名以上であるが、その後の最終合格者数は五〇〇名以下に減少している。

法務省が法曹人口の不足を問題にしているような状況が生じているのにもかかわらずこのように合格者数を減少させたことは時代の要請に逆行することになるといえよう。

三　そこで過去の実績に鑑み、現在の司法研修所・司法修習の下においても五五〇名以上の若干名の司法修習生の採用は可能であるから現在の司法試験を改革しないで約六〇〇名の司法試験最終合格者を合格させるべきである。

続いて現在の司法研修所の講堂の上に教室を増築する余裕があるから、早急に数教室を増築し、その物的設備が整い次第更に一〇〇名を増加し、約七〇〇名を合格させるべきである。

最近の司法修習生の採用数は約四八〇名であるから、まず約一〇〇名を増加し、更に準備整い次第第一一〇〇名多く合格させ七〇〇名に増加し、数年間はその実績を見て、なお法曹人口特に弁護士が不足しているがどうかを検討し、爾後の法曹人口の増加の要否を検討すべきであらう。

なおこのように司法修習生を増加した場合も現在の実務修習ができるか否か若干の危惧が存するが、困難があっても実務修習の受入側で工夫をし、実績ある実務修習を变质させないように努力すべきである。

受験回数制限について

一　受験回数の制限案は、法務省の説明によると司法試験の合格者が高年齢化しているため優秀な若年層の司法試験離れの傾向が一部で見られ、新しい時代に対応し得る裁判官・檢察官の確保に問題が生じており、また数多くの司法試験浪人の存在は大きな社会的損失になっているので、司法試験の受験回数を制限して法曹に適した資質能力のある若年受験者に合格の可能性を

拡げ、その受験意欲を高め、右弊害を是正しようとするものである。

2、法務省は、法曹基本問題に関するアンケート結果によると、回数制限案には二回、三回、四回、五回をそれぞれ限度とする受験資格設定を提示するものが多数を占めているとしている。

そこで更に法務省は、合格者の年齢構成を分析し、二四歳以下の者に対する高年齢者の有利な状況を前提として、回数制限開始当時、二五歳に達している者の将来の合格可能人数は一九一九・九人であると予測し、比較的多い回数制限三回案（連続）を実施した場合の影響は次のようになるとしている。

まず回数制限実施の一年目から三年目までは合格者九五九・八人は影響を受けないが、四年目以降の合格者のうち四回以上受験回数の方は合格できなくなる。

そこで更に四年目以降の合格予測人数のうち、四回以上で合格するできなくなる者の人数は次のようになるとしている。

第一に三回制限実施当時二五歳に達している者で、回数制限実施の結果合格できなくなる者の人数は九二四・九人であり、予測合格者数一九二九・九人の四七・九パーセントの者が影響を受ける。

次に受験回数を三回に制限し、合格者を七〇〇人に

増員した場合は、実施当時二五歳に達している者で不利益を被るのは四一八・七人であり、予測合格者数の二一・七パーセントの者が影響を受ける。

そこで更に合格者を八〇〇人に増加し三回制限の実施について一年の猶予期間をおくと猶予期間一年目に二五歳に達している者で不利益を被るのは九九・九人であり、予測合格者数の五・二パーセントの者が不利益を被るが、猶予期間を二年にした場合は、回数制限開始前に制度改革がなかったならば合格したうえでであろう者の全員が合格することとなり、影響を受ける者はなくなる。

以上のように合格数を六〇〇人、七〇〇人、八〇〇人に増員した場合と猶予期間を〇年、一年、二年とした場合を組み合わせたときの影響について検討すると、回数制限により最も影響が大きいのは、六〇〇人で猶予期間をおかないとした場合であり、予測合格者数の三〇パーセントに近い人が合格できなくなるが、六〇〇人で猶予期間一年、七〇〇人で猶予期間をおかないとした場合は、予測合格者数の一八・二パーセント、六〇〇人で猶予期間二年、七〇〇人で猶予期間一年とした場合は、予測合格者数の五・一パーセントが合格し得なくなるが、七〇〇人で猶予期間二年、八〇〇人で猶予期間一年以上の場合は、予測合格者数以上の

者が合格することになり、不利益は生じない。

従つて回数制限を実施したとしても、合格者の増員と猶予期間を組み合わせれば、回数制限実施当時二五歳以上に達している者に対してそれほど大きな不利益を与えないようにすることも可能であるとしている。

各界の参考人の意見も、司法試験の現状を改革するために回数制限をするのも止むを得ないとするものが多く、その中では、司法試験合格者を増加し併せて回数制限を実施することを提案するものがあるとされている。

二 しかしながら、回数制限をすることによって資質・能力のある若年者層を司法試験に合格し易くすることについて、次のとおり問題点が指摘され、疑問が提起されている。

司法試験は資格試験であるから回数制限をすることは許されない、司法試験の合格者の平均年齢約二八歳が高年齢であるというとはいえない、受験の長期化がモラルの低下をもたらすとはいえない、資質・能力のある若年者に司法試験に合格し易くするといつても、その意義が明らかでない、受験回数が少なくても司法試験に合格する者が必ずしも資質・能力のある者とはいえない、若年者層が合格後の成績が必ずしも良いとはいえない、法律学を理解するためには、長い社会の経

験も必要であり、若年者層だけが必ずしも法曹に適しているということとはできない、若年者層の司法試験離れが見られるといつてもどの程度であるか明らかではない、法曹界のみにかかる若年者層を集中させることが妥当であるかどうかも疑問である。

合格率の極めて低い司法試験の受験回数の制限をすることに、合格者若返りの効果を期待し得るかどうか、若年でない法曹適各者を排除することにならぬかに問題がある。回数制限の方法如何によっては、受験者を公平・平等に扱うことができなくなるのではないかというような問題もある。

法曹になるか他の職業に就くかは、司法試験受験者が自主的に選択すべきであつて、受験を断念するか否かは、自律にまつべき事柄である。

回数制限は、職業選択の自由を侵し、憲法違反の疑いが強いという意見もある。回数制限は、選択の自由の制限である以上、制限するに足りる合理的理由がなくはならないが、合理的理由があり得るか否か疑問である。法務省の予測は、統計的手法による事前予測であり、十分な検討がなされているとはいえない。そもそも予測合格者数を一九二九・九人と設定すること自体が問題であり、統計的には一応そういえるとしても、生年によっては合格者数は相違するであらうし、

受験希望者も差があるであろう。

なお、回数制限を実施する場合、その回数を何時から起算するか、在学中の受験は計算するか、在学中の受験を計算するとすれば、在学中のうちには他の学部から法学部に編入した場合はどうするのか、通信教育の受講者は在学中に含まれるのか、司法試験のために卒業を延期し留年した場合はどうするのか問題が生ずる。一律無条件に受験回数を計算すると、合格のレベルに達するまで受験を遅らせる受験者も予想外に多くなることが考えられ、回数制限による合格者の若返りの目的も達せられなくなるのであろう。

三 司法試験の回数制限については、以上のとおり

多くの問題点が指摘され、疑問が提起されており、若年者を合格し易くすることは期待できないのであるから、その実施を見合わせるべきである。

仮に、回数制限をするとしても、その回数を三回とすると不利益を受ける者が多くなるので、その影響を少なくするために合格者を増加し、その回数を六回以上とし、実施については相当の猶予期間をおくなどの措置をとるべきである。

なお、一定期間後に受験資格を回復することができようにすべきである。

報 告 書

当委員会において、司法試験改革問題について、調査研究を進めてまいりましたが、今般別紙のとおり意見書がまとまりましたので、御報告致します。

昭和六三年一月二〇日

中央大学学術研連第一委員会

委員長 今 野 昭 昌

中央大学学術研究団体連合会委員長

猪 股 喜 藏 殿

司法試験の試験方法の改善について

——特に科目変更及び大学推薦制を中心として

第一 問題の所在

司法試験（及びその前身である高文司科法試験など）

以上

の試験科目ないし試験方法はこれまでにもたびたび変更を加えられてきた沿革があり、昭和三六年現行の科目・方法になつてからすでに二七年を經過している。

法曹界に求められているとされる国際化、専門化の流れを背景として、司法試験の若年合格者の減少という現実を問題とすると、現行の試験科目・試験方法が最善のものであるかという問題提起も全く意味のないことではないかもしれない。現に昨今の司法試験改革論議の中で法曹関係者を対象にしたアンケート調査の結果を見ても、科目・試験方法変更についての支持はかなりの割合に及んでいる（「法曹基本問題に関するアンケート結果」・法務大臣官房人事課編・ジュリス・ト増刊司法試験改革を考える・一二二頁表二二）。

しかし、一口に科目変更、試験方法の変更といひながらその具体的内容は多岐にわたり、中には全くあい反する方向の提案すら見受けられるのである。したがって、以下個別具体的に検討するほかはないが、重要なことはこれによって法律専門職の資格試験たる司法試験の性格そのものをゆがめたり、受験生に過大な要求を課してはならないし、また当面の試験結果のみに目を奪われ、単なる思いつきによって科目変更や試験方法の変更をうんぬんするようなことであつてはならない、ということである。

第二 短答式試験について

(1) 短答式試験の問題点

短答式試験は論文式試験受験者のいわゆる「切り」という趣旨で昭和三〇年代より採用されたものであるが、数個の選択肢から正解を選ぶという試験方法自体に加え、毎年六〇問ないし九〇問にも及ぶ出題の蓄積から、今日では受験生をいたずらに知識の詰め込み、過去の出題の分析などの受験技術の習得に走らせ、かえつて本来法曹に求められる法的思考力、応用力、創造力が軽視される、という弊害が指摘されている。

さらに、憲法、民法、刑法の三科目のみの試験であることから、受験生の中には短答式試験合格のみを当面の目標として、三科目を集中的に勉強し、商法その他の科目についてほとんど勉強しないまま、したがって最終合格の可能性のほとんどないまま短答式試験に合格して論文式試験に臨む者が少なからずいるといわれている。これでは「足切り」としての意味が全く失われている反面、他の科目まで視野に把え、せっかく最終合格の可能性を高く持ちながら短答式試験の段階でふるい落とされる者を生じさせているのが現実である。このようなことから多く

の受験生は短答式試験の勉強と論文式試験の勉強を質の異なるものと把えており、これによる心理的負担も小さいと言えず、論文式試験に不合格となれば改めて短答式試験から挑戦しなければならぬこととあいまって多くのむだを生じているといわざるをえないのである。

(2) 短答式試験の存廃

短答式試験の抱える以上の問題点を踏まえ、本来の目的から乖離しているとしてこの試験方法を廃止すべきであるとの考えも、それなりの説得力をもつて一部で有力に主張されている。法的思考力、応用力、創造力を問うのであれば短答式試験よりも論文式試験、口述試験の方がはるかに試験方法としてすぐれていることは多言を要しないからである。

しかし、毎年二万人あまりにも及ぶ受験生の全員に、数科目にわたる各科目二問の論文式試験を実施し、なおかつ公正な判定をして合否を決するに必要な人的、物的準備の困難さを考えれば、短答式試験を完全に廃止してしまふことは不可能であり、むしろ、試験方法の修正を検討するほうが極めて現実的である。

(3) 短答式試験科目の変更

短答式試験は本来の目的である論文式試験のため

の「足切り」に徹したものに回帰すべきである。すなわち、論文式試験、口述試験と連動させ、短答式試験限りの勉強を排し、論文式試験、口述試験の勉強を積むことによって必然的に短答式試験合格に結びつくような内容のものとするべきである。

そうであれば、出題形式そのものに工夫をこらさずばかりでなく、試験科目についても憲法、民法、刑法の三科目のみに限定するのではなく、少なくとも商法、訴訟法までを試験科目に加え、論文式、口述試験とできるかぎり共通とすべきではなからうか。試験科目の増加が受験生の負担増に繋がり、ことに若年層の受験制に不利な結果を招来すると思われる向きもあろうが、最終合格のためには三科目以外の科目もいざれ勉強しなければならないいうえ、これによって短答式試験合格のみを目指すような弊害をある程度排除することができよう。また、最終合格の可能性のより高い者を短答式試験の段階でふるい落とす危険は少なくなるであらう。

一部には、さらに、特別な受験技術の有無ではなく、総合的な学力を評価しようとの意図から、法哲学、法社会学、法制史などの基礎法学や一般教養まで短答式試験科目に加えるべきだ、との意見もあるが、ここまで範囲を拡大すると受験生の負担増はあ

まりにも大きく、反面このような学識が実務法曹に

とって有用とはいえても必要不可欠とまでいえないのであるから、専門家のための資格試験たる司法試験において要求すべきことではないと考える。

(4) 大学推薦制について

なお、在学生で、大学より推薦された者に対し短答式試験を免除するという、いわゆる大学推薦制が検討されているが、この制度の導入には次に述べるとおり大きな難点がある。

まず、国家試験による資格試験で推薦制を導入し、しかも在学生優先であるとすれば、実質的には年齢制限にほかならず、法の下の平等に反する結果になる。

また、大学別にカリキュラム取得単位の定めが違い成績評価が大学によって、あるいは教授によって一定して、このバラツキの是正は困難である。法学部以外の在学生の取り扱いをどうするかも問題である。

したがって、推薦制を導入したとき、各大学間あるいは受験制の公平を図ることは困難であるのみならず、むしろ不公平を助長することになると思われる。プロとしての資格を問うべき国家試験にいわばハンディキャップレースを導入しようとするもので

あり、論外の議論といふべきである。

第三 論文式試験について

論文式試験については選択科目を中心に議論が提起されている。

(1) 教養科目について

教養科目については現行の一科目選択制では法曹に求められている幅広い視野、教養を試すには不十分であるとし、「現行の教養選択科目を廃止して、一般教養（たとえば外国語、数学、国語、社会科学一般、人文科学一般などのほか、外国法、法制史、法哲学など）を必須化せよ」との発展的解消論とも言うべき考え方が一方にある。

しかし、短答式試験と同様このように範囲を拡大することはいたずらに受験生の負担を過大にするばかりでなく、すべての法曹に外国語、外国法などの学識が必要不可欠とまで言いがたいのであって、司法試験の性格をゆがめるものと言わざるをえない。

そもそも、司法試験の第二次試験は法律専門家となるための資格試験であり、第一次試験に合格したか、大学の教養課程を修了した者に受験資格を認めているのであって、さらに「教養」について試験を

課する理由は乏しい。性格の異なる科目の中から一科目のみ選択して受験勉強したからといって、いかほど「教養」が身につくかその意義はきわめて疑問であるし、選択した科目の問題の難易度によっては受験生に不公平な結果をもたらすことになる。受験生の多募は科目によってかなり差があり、受験生の多くは教養科目について「七科目目」という意識の下に比較的準備が楽だとされる科目をわずかな時間で簡単に勉強しているにすぎず、きわめて中途半端な存在となっているのが現実である。

そうであれば、受験生の負担を軽減し、選択科目による不公平をなくすことや後述のように両訴訟法必須化とのバランスを図る点から言っても思いきって教養選択科目は廃止の方向で検討すべきである。

(2) 法律選択科目について

法律選択科目についても現行の諸科目のほか、近時の重要分野であるとして経済法、工業所有権法、税法、保険法などを加えて多様化すべきである、との提案がなされている。

しかし、実務法曹にとって、それらの科目が重要分野であるとしても、それら全てを必須とするならともかく、選択させるということは科目を多様化する目的とは相容れないものである。また、前述の教

養科目で述べたように、選択科目による試験の不公平も避けられない。

さらに、新たに加えるべきとされる科目の中には学問体系化の完全でないものもあり、大学によっては講座の置かれていないものもある現実を考えると、不用意な多様化は慎むべきであろう。むしろ、現行の法律選択科目制度の下では訴訟法の一方のみを選択し、選択しなかった訴訟法に代えて法律選択科目を選択できるため現実には大多数の受験生がこのような選択をしているが、実務法曹にとっての訴訟法の重要性を考えると、法律選択科目の充実よりも両訴訟法必須化を検討すべきように思われる。

(3) 訴訟法について

合格後の司法修習、実務を考えれば、両訴訟法を必須化すべきだとの意見には相当の根拠があるように思われる。

前述のように大多数の受験生は訴訟法のうち一科目のみを選択しているのであって、両訴訟法を必須化した場合受験生の負担増を懸念する向きもあろう。また、受験科目としての「訴訟法」は理念、理論に比重があり、実務で重視される「訴訟法」とはニュアンスの差があること、刑事訴訟法を選択しなかった者が検事となり、民事訴訟法を選択しなかったも

のが民事中心の弁護士となつてゐる現状で格別の不都合がないことを考えれば、両訴訟法を必須とする必要がないように思われる。

しかし、実務法曹にとつて訴訟法は事件解決の基本的枠組を定める準則であるから、司法修習の段階で補充ができるとしても、その前段階でひととおり知識・理解があれば司法修習そのものがよりスムーズに進むのは確かであろう。何といつても受験時代に必要に迫られて学んだものと、それ以降に学んだものとは理解の程度や自信の持ち方が違ふ、というのが現実であろう。受験生の負担については教養選択科目の廃止、場合によっては法律選択科目の廃止によつてこれを回避できるはずである。以上の理由から現行の訴訟法選択制度をやめ、民事訴訟法、刑事訴訟法両訴訟法を必須とすべきものと考えらる。

(4) 商法について

商法について出題範囲を縮小し、受験生の負担を軽減しようとの提案もなされているようであるが、論文式試験で会社法、手形小切手法を中心とした問題が一問ずつ出題されるといふ形はほぼ定着したものであり、会社法、手形小切手法はともに実務的に重要な分野であるという点から、商法総則、商行為

法はその体系的位置という点からいずれも試験範囲から除くことは困難であろう。

第四 口述試験について

以上のように論文式試験の科目を変更する場合、口述試験においても論文式試験と同様に科目を変更すべきことは当然である。

なお、口述試験は受験生の理解の真偽を試す試験としては最もふさわしい方法であるが、運営上試験委員、試験問題とのいわば「あたりはずれ」が避けられず、運用いかんによつては不平等な結果となりかねない。この試験によつて多くの不合格者を出すことは問題であるように思われる。

試験である以上可否の判定の必要があるとするなら、不合格者に対し、現在司法研修所のいわゆる二回試験で行われているように、ある一定の短期間に再試験を行うなどの救済措置をとることが必要である。

第五 結論

以上のとおり司法試験は基本六法を中心とした科目に変更すべきである。司法試験が法律の専門家に必要不可欠な学識、応用力の有無の判定を第一義的な趣旨とすることから言つても当然のことである。

司法試験改革試案

63・4・13 法務大臣官房人事課長

このような方向に対しては国際化、専門化、多様化する実務の要請に答える人材を選抜するにふさわしいものと言えない、という反論があるかもしれない。しかし、司法試験は法律家として完成した人材を選抜するものではなく、二年間の司法修習を経て実務法曹たりうる人材を選抜するにすぎない。社会の要請が多様化するからといってそれを全て司法試験の受験科目に加えていたら受験科目をどこまで増加させても足りるものではない。むしろ社会の要請が多様化するからこそ受験科目としては最大公約数な法曹として必要不可欠な科目に限るべきであろう。真の法曹要請は司法試験のみによってなされるものではなく、大学教育、司法研修所教育、さらには法曹となった後の生涯教育を通じて実現しうるものであることを忘れてはならない。これによって若年合格者が増加するか否かは結果論にすぎないが、大学で平素講じられる基本六法を中心とするものである以上、講義を真面目に受講している在学生にとっても困難なものではないはずである。

最後に、「国際化・専門化」をスローガンに、あるいは「若年者の合格」を唱導しながら、その裏に検察官志望を企図した短絡な司法試験制度の改革の真相が隠されていないか、危惧するものである。

一 受験回数制限

- (1) 司法試験第二次試験は、連続した3年以内の受験を認める。ただし、最終年次に筆記試験に合格した者については、次回の口述試験の受験を認める。
- (2) 司法試験が行われる年の三月三十一日に満二十四歳達していない者の受験のうち2回は、上記(1)の受験とはみなさない。

二 大学推薦制

- (1) 推薦対象
大学入学後五年以内の者であって、大学に三年を超える間在学し、法学部又はこれに相当する組織において法学を履修しているもの又はこれを履修したものの。

なお、これらの条件を満たす限り、同一人が引き続き推薦されることを妨げない。

(2) 推薦基準

大学における憲法、民法及び刑法の科目、並びに

その他の科目であつて当該大学が相当と認めてその成績を考慮することとしたものについて、それらの成績が優秀であること。

(3) 大学ごとの推薦数

a 当該大学の在学生及び卒業生の最終合格者数を基準とし、被推薦者の数の合計が論文式試験受験者の五分の一名程度となるようにする。

b 推薦数の上限は、一五〇名とする。

c 法学部又はこれに相当する組織を持つ大学は、最低二名を推薦できる。

d 上記 a ないし c による推薦者数は、おおむね

一、〇〇〇名程度となる見込みである。

(4) 推薦の効果

推薦された年の第二次試験短答式試験を免除する。

(5) 推薦の時期

試験が行われる年の四月一五日までに、被推薦者名簿を司法試験管理委員会に提出する。

三 試験科目の減少

教養選択科目を廃止する。

四 司法試験合格者の増加

合格者数を現行司法修習制度の下における修習が可能な範囲内のできる限り増加させることとし、その具体的な数は、七〇〇名程度とすることを別途として、

受験者の成績水準を考慮して決定する。その実施は、早くとも、以上の改革に関する法律が成立した年からとする。

五 経過措置等

大学、受験生等の意見を聴取しつつ、今後更に検討する。なお、改正法律施行前の受験が上記 1 の受験回数制限の回数に算入されないことは当然である。

司法試験改革試案に対する意見書について

法務省は、法曹基本懇談会の意見を踏まえ、本年四月一三日法務大臣官房人事課長名で司法試験改革試案を明らかにしました。同懇談会の意見に含まれている問題点については、既に、多法面から分析、検討が加えられ、多くの議論が出されたことはご承知のとおりです。中央大学学術研究団体連合会は、同懇談会の設置を契機として始動した司法試験改革に関する議論のうち、試験科目と大学推薦制を中心として司法試験の方法改善策につき調査研究を行い、その結果を本年一月二〇日付意見書にまとめ、提言を行いました。

然るところ、右司法試験改革試案には、見過すことができない多くの問題点が含まれており、当連合会においても、逸早くこれに対する調査研究に着手して、今般、その結果を別紙意見書に要約致しました。

当連合会は、中央大学内に設置されている、玉成会、真法会、正法会、瑞法会、中桜会、及び済美会の六研究団体からなり、各研究室では、中央大学の在学生とその卒業生が法学の研鑽に励み、併せて司法試験の受験勉強に勤しんでおり、各研究室がこれまで世に送り出した法曹実務家、法学者の総数は、実に二、二五一名に達し

ています。当連合会は、これまでわが国の法曹養成に微力を尽くして参りましたが、別紙意見書で要約した意見は、これまでの法曹養成の実績と法学研究指導の経験から得た実証的事実にもとづくものです。

当連合会は、この意見書が、現在、各方面で活発に行われている司法試験改革の議論と改革案策定の参考資料として役立つことを願ってこれを関係各方面に送付申し上げるものです。ご参考に供して頂ければ幸いです。

昭和六三年一月

中央大学学術研究団体連合会

委員長 野 宮 利 雄

司法試験改革試案に対する意見書

中央大学学術研究団体連合会

【目 次】

第一 諸 言

第二 司法試験改革試案について

一 法曹懇の意見

二 試案の内容と法務省の見解

1 受験回数制限

(一) 司法試験の現状についての問題点の指摘

(二) 回数制限のもたらす効果への期待

2 大学推薦制

3 試験科目の減少

4 司法試験合格者の増加

第三 受験回数制限について

一 回数制限の疑問点

1 司法試験の目的・性格と回数制限の問題点

2 法曹適格と年齢との関係

二 回数制限のもたらす弊害

1 受験生への影響

2 大学及び法学教育への影響

第四 大学推薦制について

一 問題の所在

二 問題点の個別的検討

1 実施上の困難性

2 効果への疑問

3 中大学研連の意見

第五 司法試験合格者の増加について

一 はじめに

二 法曹人口(司法試験合格者)増加の必要性

1 賛成意見

2 批判意見

3 日弁連の中間報告

4 中大学研連の意見

三 司法試験改革と合格者の増加

1 合格者数の増加と他の改革案との関係

2 合格者の増加数

第六 司法試験の試験方法の改善について

一 試案の政策的疑問点

1 原因究明の不徹底

2 漸進的改善策の回避

3 現状に対する認識不足

二 試験方法の改善についての提言

1 短答式試験について

(一) 短答式試験の問題点

(二) 短答式試験の存廃

(三) 短答式試験科目の変更

2 論文式試験について

(一) 教養科目について

(二) 法律選択科目について

(三) 訴訟法について

3 口述試験について

三 中大学研連の意見

第七 結 語

第一 緒言

中央大学学術研究団体連合会（以下中大学研連という）は、司法試験の方法改善につき、司法試験の科目変更及び大学推薦制を中心として調査、研究をなし、昭和六三年一月二〇日、報告書を作成した。この調査、研究は、法曹基本問題懇談会（以下法曹懇という）の設置とともに動き出した司法試験改革の議論のうち、右二つのテーマを中心に据えてその問題点を分析し、検討を加えたりえ、司法試験の方法改善につき一定の提言を行ったものである。

然るところ、法務省は、法曹懇から提出を受けた同年三月八日付意見を踏まえて同年四月一三日法務大臣官房人事課長名で司法試験改革試案（以下試案という）を公表し、その改革案の概略を明らかにした。しかし、この試案には見過ごし得ない多くの問題点が含まれている。そこで、中大学研連は、試案に含まれている問題点を全面にわたって調査、検討し、更に前回に引き続き司法試験の改善策に関する二、三の問題につき研究した。この意見書は以上の調査、研究をまとめたものである。

第二 司法試験改革試案について

一 法曹懇の意見

法曹懇の意見は、

1 長期的改革として、現在よりはるかに多数のかつ法曹にふさわしい資質と能力を有する人材を確保できるような制度にするための改革を行うことが必要であり、そのためには、司法試験の合格者の数を時の需要を十分満たすことができるよう大幅に増加させるとともに、法曹にふさわしい資質と能力を有する人材をこのように多数確保できるようにするための抜本的方策を講じることが必要であること、

2 当面緊急に必要な改革として、長期的観点に立つ改革を行うための方策については、その前提となる諸情勢の進展状況になお流動的要素があるため、直ちに結論を出すことは相当でないが、司法試験制度の現状が一刻も放置し難いものとなつているので、長期的観点に立つ改革の方向を踏まえつつ、緊急に司法試験制度の現状を改善する必要があるとし、具体的には、司法試験の合格者を当面現行制度の下における修習が可能な範囲内で増加させ、それと併せて、全受験者がなるべく平等

な条件の下で受験できるようにするつことにより、大学における法学教育を受けた者が長期にわたって受験勉強に専念しなければ合格するのが困難となっている現状を改めるため、受験者が受験できる回数がある程度の範囲内に制限すべきである。さらに、受験者の負担を軽減するため、試験科目の整理・減少や、大学が推薦する一定数の者に対する試験の一部免除等の措置を講じること、を提言している。

法曹懇の長期的改革についての意見の基本は、法曹人口の増加とその資質、能力の向上にあり、端的に表現すれば法曹の「質と量」の強化ということであろう。法曹懇のこのような基本的意見は、我が国の法曹界の現状に対する認識と将来の展望が背景となつてゐる。法曹懇の意見は「現在及び将来における法曹の役割」の項において、法曹界の現状に対して、法曹が国民からなお縁遠い存在であり、また裁判に時間がかかり過ぎること等から国民の権利を擁護する上で問題が少くないこと、社会の急速な進展に伴つて生じる種々の社会的要請に対する法曹の対応が全体としては立ち後れていること等の批判が国民の間で聞かれていることを指摘し、また檢察が必ずしも充分な後継者を確保できていない実情にあるこ

とについて、国民の期待する檢察体制の維持という観点から危惧が表明されていることを指摘したうえ、更に法曹の将来的展望については、我が国社会が今後更に高度化し、国際化するにつれ、法的解決を必要とする社会的現象はいよいよ増加するとともに、複雑多様なものとなっていくことを予想している。

こうした観点を総合すれば、法曹懇の意見は、現状において、法曹人口が不足しており、将来は法曹に対する需要が大幅に増加するという認識であり、また法曹の資質、能力については、これまで以上に「豊かな人間性と人権感覚」「柔軟な思考力と旺盛な意欲」が要請されるというのである。

他方、当面緊急に必要な改革についての意見は、司法試験制度の現状が一刻も放置し難いものとなつてゐるという認識が前提となつてゐる。

法曹懇の意見は、「司法試験の現状」として、合格率がわずか約二%であること、合格者の平均年齢が約二八歳であること、合格までの平均受験回数が約六回となつてゐること、若年者の合格率が低下してゐること等と指摘したうえ、このような現状が大学における法学教育をおえたあと長期間にわたつて受験勉強に専念する、所謂「受験浪人」を増加させ、また法曹となるための勉学の相当部分を大学におけ

る正規の教育課程の外に依存させ、このため一方では法曹となる資質を有する若年者の相当数が司法試験の受験を断念して法曹以外の職場に進む「司法試験離れ」の傾向を生み、他方では、司法試験の合格者の多くが責任ある社会人としての経験を積む機会に乏しいままに、他の分野で活動する同世代の者に比べて相当遅い時期に実務家としての教育を受け始めるという弊害が生じていることを指摘している。

二 試案の内容と法務省の見解

試案は法曹懇が前記司法試験の現状を改善するため、「当面緊急に必要な改革」として示した改革項目を具体化したものであるが、これによれば、①受験回数制限、②大学推薦制、③試験科目の減少とともに、④司法試験合格者の増加（七〇〇名程度を目途）が定められている。

1 受験回数制限

試案は改革の第一の柱として「受験回数制限」を強力に打ち出している。そして、法務省側から発表されたその他の論説、資料からしても、法務省が今回の司法試験改革において「受験回数制限」を最優先課題としていることは明らかである。そこで、まず、法務省側が説明する回数制限導入の必要性と理論的根拠を検討すると、およそ次のよ

うに要約される。

(一) 司法試験の現状についての問題点の指摘

現在の司法試験は、受験資格に制限がなく機会均等・同一条件下で行われているために、必然的に長期受験者が有利となっている（法務省はこれを「受験条件の実質的不平等」という）。そのため、勉強時間の短いもの（主に若年者）が合格できず、合格までに必要な受験期間が大幅に長期化し、その悪循環により合格者平均年齢が高齢化している。

その結果、

(1) 大学卒業後も無職で受験勉強に専念できず、備校に通うことができる経済的余裕のある者ほど有利という経済的不平等が発生していること

(2) 可塑性に富む二〇代の大半を長期の受験勉強のみで浪費させており、もっと早く合格させ、早くから法曹体験を積ませた方が有利であること

(3) 法曹となるにふさわしい資質を有する若年者に司法試験離れがおきており、法曹界の人材確保に重大な支障が生じ、また法曹全体が若々しさを失う恐れがあること

(4) 多くの受験浪人が存在しているのは社会的損失であり、早い時期に転身の機会を与えてやるべきであること

等の問題が現実が発生しており、これらの問題を解決するには試験の運用面での是正には期待できず、受験資格を含めた制度改革を行う以外に方法はない。また、合格者を増やすだけでは逆効果である。そこで、全受験生の受験条件の平等化をはかり、右の各問題を解決するためには、受験回数制限の制度を導入する以外に方法はないとするのである。

(二) 回数制限のもたらす効果への期待

受験回数を制限することは、制度上長期受験を許さないということであり、長期受験者の多くが受験資格を失うことにならざるを得ない。しかしながら、その結果、前記の現状の問題点は大部分緩和、改善されることとなるし、更に、合格者は確実に若返り、若年者に合格可能性に対する期待感がふくらんで受験意欲が増進し、また受験技術、知識の量によって合格が決まるのではなく、センスと常識的な範囲の勉強によって合格できるようになるとするのである。

2 大学推薦制

試験にいう大学推薦制は、大学入学後五年以内であって三年を超える間、在学している法学部またはこれに相当する組織において法学を履修しているかした者のうち、憲法・民法・刑法その他の科目につき優秀な成績の者を対象とし、各大学の過去の合格実績を基準として一五〇名ないし二名の者を推薦し、その年の第二次試験短答式試験を免除しよう、というものである。これにより若年層の優秀な人材をより早期に合格させ、法曹界に確保するとともに、司法試験に対する関心と意欲をより広い範囲に喚起し、あわせて、とかく司法試験予備校に流れがちな学生・受験生に大学の講義を見直させ、もって大学法学教育の正常化をも企図するものと思われる。

3 試験科目の減少

教養選択科目は、受験生の学習の現実をみると短期間の集中学習により、合格を図っている傾向から、試験科目にした趣旨が生かされていないので廃止する、としている。

4 司法試験合格者の増加

法曹懇の意見は、法曹人口の増加が必要としたうえで、司法試験の合格者増加を現状の司法試験

改革の一環として位置付けているが、法務省は合格者を七〇〇名程度に増加させるとしながらも、試案の趣旨説明において、合格者数を増加させるだけでは現在の司法試験が抱える矛盾を更に拡大させると予測されるので、他の改革に関する法律が成立した年から実施するものとしている。

第三 受験回数制限について

法務省が唱える受験回数制限導入の理論と根拠は前述したとおりであるが、この見解には見過ごすことのできない多くの疑問点があり、これをそのまま是認することは到底できない。

一 回数制限の疑問点

1 司法試験の目的・性格と回数制限の問題点

法務省が指摘するような現状の問題点がそもそも存在するのか、ということ自体改めて検討されなければならぬ問題であるし、また長く勉強して努力している者の方が有利だ、ということが何故実質的不平等なのかということもまた疑問であるが、回数制限導入を検討するに際し、それにも増して考えねばならないことは、司法試験の目的・性格からして、回数制限という制度がこれと相入れるものなのかという点である。仮に、回数制

限による合格者若返りの必要性があり、またその効果が認められるとしても（そのこと自体疑問であるが）、それが司法試験の本質と矛盾する相入れない制度だとすればこれを採用することはできないからである。

(一) 現行司法試験は、戦後新憲法の精神に基づき昭和二四年に施行された。すなわち、新憲法は三権分立の精神のもと司法に対し、法の支配による基本的人権の擁護という極めて重大な使命を課しているものであるが、その人権の若たる司法を担う法曹適格者の選定を目的とするのが現行司法試験である。裁判官・検察官を含めた法曹の使命が基本的人権の擁護と社会正義の実現にあるとするならば、その資質と能力を有する適格者である以上、年齢・性別・身分・社会経験等に関係なく資格は与えられなければならない。それ故、現行司法試験制度は、受験資格に一切の制限がなく、いかなる人でも法曹適格があると判断されれば資格が付与される資格試験として発足したのであり、その点で根本的に行政官の採用試験とは性質を異にしているのである。したがって、仮に何等かの改革が行われるとしても、法曹適格を有するものでありなが

ら資格を得ることができなくなるような改革であってはならない(もつとも、現行司法試験制度が資格試験でありながら適正な法曹人口という他方の要請のため合格者の数に制限があり、それ故実質的に競争試験であることもまた否定できない。しかしながら、それは数に限りがあるから競争になることだけあって、いかなる者に法曹資格が与えられなければならないかという問題は何等変わらない)。

(二) そこで、受験回数制限という制度を考えるに、欧米諸国ように合格率が七〇%を超えるような状況でなら、一定の回数制限をし、その回数内で合格できない者は法曹適格なしと判断されることも一応の説得力をもち合理性もあろう。しかし、我が国では大幅な合格者増がない限り回数制限を実施しても合格率は数パーセントにとどまるものであり、わずか数パーセントの合格率のもとで三年以内に三回の受験で合格できなかったからといって、その者に法曹適格がないと断じてしまうことは到底できないし、説得力も合理性もない。

結局、現行の合格率を前提とする回数制限は、多くの法曹適格者(少なくともその可能性を有

2 法曹適格と年齢との関係

(一) 法務省の見解には、若さこそ法曹にとつてもっとも必要なものだという論調がある。法曹の若年化を最優先に考えたとすれば、回数制限は有効な方法として機能することは否定できない。現実にキャリアシステムを採る裁判官や検察官の立場からはそれが必要だという意見もあり、また現行の司法試験もキャリアシステムを前提にするかぎり、資格試験というよりは採用試験の実体を有しているという評価もある。

しかし、本来人権の皆たる司法を担う法曹適格者に年齢は関係ないし、むしろ、法曹にとつて重要なことは豊かな社会経験を有することである。そして、それは裁判官や検察官でも同じであり、その法曹の理念使命よりも現実のキャリアシステムに奉仕する若手官僚の安定的確保の必要性を優先させる思考態度こそ問題である。若くして法曹を目指すものが、できる限り早く合格できることが望ましいことは言うまでもないが、法曹は若くして合格しなければなら

いという命題はなりたつはずもない。

したがって、若くして合格できるような制度への改善に重点を置きすぎ、若年者でない法曹適格者から実質的に受験の機会を奪うような改革（改悪）であってはならない。

回数制限は、若年化という一つの目的のために、より重要な資格試験の本質、すなわち法曹適格者の選定を犠牲にするものである。

(一) もっとも、「受験を始める時期は受験者の判断にまかせられている」「回数制限をしても何年かして復活できるようにすればよい」あるいは「三年三回は厳しいが、五年で五回とか穏やかな形でなら考慮に値する」との意見もある。しかし、実力がつくまで受験を手控えるとか、一度中断して何年か待ってまた挑戦するなどということは、受験生の現実からして精神的にも経済的にも、著しく困難なことであり、それができる人はごく限られた者だけであり、回数制限に含まれる疑問を解消することにはならない。また、「三年三回」を、「五年五回」、「六年六回」にしたからといってこの問題は解決されるものではない。回数制限という制度自体に内在する問題だからである。それに、そのような穏やかな形では結

局「若返り」という目的すら果たせず、弊害のみ残ることになる。更に、今迄の議論からすれば、回数制限は実質的な年齢制限につながり、資格試験の本質をゆがめる結果を招来することになる。

二 回数制限のもたらす弊害

1 受験生への影響

試案のとおり回数制限が実施された場合、建前上は卒業後三回受験する機会が与えられることになるが、受験生の心理としては、卒業後の受験に極度の不安を募らせ、実際には浪人はできないという心理状態に陥るであろう。

その結果、

(一) 在学生の間では、一方では司法試験に挑戦すること自体を諦める者がますます増え、若年者の受験離れ傾向を促進するとともに、他方では、それでも挑戦する者は在学中の短期決戦を期して、速効性のある受験指導を求めますます予備校に依存して予備校の隆盛化を促進し、法学部学生の二極分化は現在以上に進むことが予想される。

(二) 在学中の短期決戦を期する者は、できる限り早くから受験準備に入らざるを得ず、入学した直後から、あるいはそれ以前から、司法試験目的

の学生生活を送り、司法試験合格に必要な勉強だけに専念するという傾向が現在以上に強くなるであろう。その結果、豊かな教養と人間性を養う機会が失われ、ただでさえ視野が狭いと言われる受験生、ひいては法曹人がますますそのような傾向を迎えることになる。

(三) 大学卒業の直前、直後に法曹を志した者は、まさに回数制限の始まる二四歳の時期に達しており、すぐに受験を開始したのでは、上にはベテランがおり、下にはすでに十分準備してきた者がいるのであるから、到底三年三回で合格できるはずがなく、必然的に合格しうる実力がつくまで受験を手控えざるを得ず、結局、それができるのは精神的にも経済的にも限られた者になつていくことは必然である。

(四) すでに社会に出て様々な経験を積んだ上で、一念発起して法曹を志そうとする人たちにとつては、働きながら長期計画で合格を目指すことは事実上不可能となりかねない。

2 大学及び法学教育への影響

(一) 二極分化による司法試験受験者の大学離れを防ぐことができるであろうか。大学法学部では二年間は教養課程で専門教育をしないカリキュ

ラムが原則である。しかし、それでは回数制限にかかる以前の早期合格を目指す学生に大学教育は対応できない。その結果、学生は早くから大学を離れて司法試験予備校に依存し、大学教育が空洞化することとなる。また、早期から専門科目を導入したり、法職コースを作ったとしても、所詮受験技術において予備校には及ばない。したがって、司法試験と大学教育が切り離されるという傾向は、回数制限導入によってますます強くなると予想される。

この点について試案は、大学教育の正常化を図るために大学推薦制を導入しようとしているが、この大学推薦制そのものには、次の第四で述べるとおり、多くの問題点があり、到底解決策とはなりえない。

(二) このことは、反面において現在の大学教育あるいは法学教育と司法試験の関係について十分な議論をつくすことを要請しているともいえる。司法試験の現状と大学教育の乖離現象が叫ばれて久しいが、法曹育成に整合する法学教育という視点からの議論は必ずしも十分でなかったことも否めない。しかし、性急な司法試験の改革が大学の法学教育の改革への取り組みを拙速に

走らせ、大学教育の本質をゆがめるようなことがあってはならない。合理的で有効な大学教育との関係の確立こそが求められているにもかかわらず、回数制限を含む今回の試案はその点で基本的配慮に欠けているものと言わざるを得ない。

第四 大学推薦制について

一 問題の所在

1 大学推薦制度は、短答式試験免除という限度ではあるが、受験生のうち一部のものを優遇し受験生の平等にあえて差を設けようというものである。国家試験、ことに司法試験のような資格試験においては、年齢・性別・学歴その他に一切関わりなく一定の資質・学識・能力を備えたものを合格させる、その意味で平等を徹底するというのが本来の趣旨であろう。そうだとすると、あえてこれに異質なものを導入し、不平等を生じてもやむをえないというのであれば、それが合理的なものであるかどうか、すなわちその目的が正当かどうか、それを達するための手段として相当なものであるかどうか、が厳しく問われなければならない。

2 確かに、一般論として若くかつ優秀な人材を法

曹界が求めることに異論はないであろうし、合格者の高齢化と、これをふまえて若年層に司法試験離れとも言うべき現象が生じている現実からすれば思い切った改革案として大学推薦制が提案される背景もそれなりに理解できないわけではない。しかし、右のような見地からその目的とする点にある程度の正当性を見出しうるとしても、次項に述べる理由からその手段として相当なものとは認め難いと思われる。

二 問題点の個別的検討

1 実施上の困難性

(一) 第一に技術的に極めて困難な問題が多い。すなわち、受験生の多い大学が全てそうであるように、同一大学内において複数教授が同一単位を担当している場合、教授間評価の差をどう調整し推薦者を決定しうるというのであろうか。予備選抜試験を実施すれば良い、との考えもあるが、それでは形を変えた短答式試験であったり自己矛盾というほかないであろう。

(二) また、大学の成績評価が完了するのが三月であって、推薦者決定が四月半ば、短答式試験が五月初めという日程はあまりにも窮屈であり、理想的な推薦者決定は不可能に近いと思われる。

短答式試験の時期をある程度繰り下げるのも一案ではあるが、このために論文式試験との間隔を短くするのでは一般の受験生をことさらに不利とするものであろうし、最終合格を繰り下げた事となつては国家公務員試験、企業の就職試験との日程の関係でかえつて人材確保という目的から離れるであらう。

(三) さらに、大学間で合格者数にかなりの差がある以上、これを無視して推薦者数を割り振ることとは不公平であらうから、前年の合格実績を基準とせざるを得ない事情は理解できるとしても、どの大学でも年度によってかなり合格者の増減があることや非推薦者の合格者数をも合格実績として推薦者数決定基準に用いることの妥当性などを考慮すると、そもそも大学間、学生間に不満を生せず、公平感をもって迎えられる推薦枠を割り振ることすら困難と言わざるを得ない。加えて、推薦母体となる「法学部またはこれに相当する組織」というもの自体一義的にこれを画定することは容易ではあるまい。

2 効果への疑問

(一) 第二に、右のような問題を前提に考える以上、その意図する目的が達成できるか、その効果も

疑問視せざるを得ない。確かに、大学推薦制は短答式試験免除という効果にとどまるとしても論文式試験の準備に早く取り組めるのであるから若年受験者にとって福音には違いないし、そのような者は能力も秀れ、努力も怠らないというのが一般であらうから、最終合格に結びつく可能性が高い、とみることも可能であらう。

(二) しかし、現在でも若年者の短答式試験合格率、すなわち論文式試験受験者の最終合格率が必ずしも高くない現実を見ると、これが四月半ばに短答式試験免除という特典が与えられてどの程度高まるか、近時の短答式試験の状況からすれば論文式試験の力があれば短答式試験合格の可能性も高いとみることができると、短答式試験直前の合格へ向けた必死の努力が実力の底上げに寄与すると考えられることなどを考えればむしろ過大な期待を持つことは許されないであらう。

教授には学問の自由があり、他方受験生にはより能率的かつ実戦的な学習を要求する向きがある以上、この間の溝は大学推薦制の導入によつてもいかに埋め難いはずであつて、大学の法学教育、予備校の現状を大きく変えること

にはならないと思われる。

むしろ、推薦者、非推薦者という新たなラベルを設定することとなり、これが後日任官者にとつて人事考課の材料に用いられるなど本来の目的と離れた形で利用される懸念や、大学間格差を法務省が公認することとなつて大学受験産業に偏差値同様に用いられるなどのマイナスの波及効果すら考えられる。

3 中大学研連の意見

このように考えると、少なくとも大学推薦制はその方法論において極めて問題が多いと言わざるを得ない。しかも、若くかつ優秀な人材を求めるという建前の裡に、一部で指摘されているような、任官者ことに検察官確保という本音が隠されているとすれば、改革の真の目的は達せられないことになる。

いずれにせよ若年層の優遇は、実質的には年齢による差別であり、第一次試験合格者に推薦の可能性がないという意味では学歴による差別と評し得る大学推薦制をあえて導入するだけの合理性は到底見出し得ないし、これを若干の手直しで解決することも困難である。試案の大学推薦制に反対せざるを得ない所以である。

第五 司法試験合格者の増加について

一 はじめに

前述のとおり、法曹懇の意見は、長期的改革として、法曹界の現状の認識と将来の展望の観点から法曹人口増加論が述べられ、他方、当面緊急に必要な改革として、司法試験の現状を改善するという観点から、その一環として合格者増加論が述べられている。したがって、ここでは右二つの観点から法曹懇の意見を中心として、司法試験合格者の増加について検討を進めることとする。

二 法曹人口（司法試験合格者）増加の必要性

1 賛成意見

法曹人口の増加が必要であるとする意見の根拠は、法曹懇の意見に見られるように、法曹人口が不足しているという現状の認識と社会の高度化・国際化・複雑化にともない法的解決を必要とする社会事象がいよいよ増加し、法曹に対する需要は一層高まるという予測に基づいている。

法曹人口不足の問題については、訴訟遅延等から裁判官不足の問題、弁護士過疎の問題として、兼ねてからとり上げられ、多くの議論がなされてきた。また、検事については、事件の増加、複雑化

にもかかわらず、定員が二〇年前と殆ど変わっていないため、検事が現実に処理しうる事件比率は、地方裁判所では三六・七%に激減し、副検事・検察事務官が六三%強を処理するという、所謂「肩代わり現象」の進行が問題とされている。また、弁護士については、社会の高度化・国際化・複雑化が進むにつれ、弁護士の社会的需要は現実に増加しており、現在の合格者数では、対応できない実情にあり、弁護士の増加をしなければ非弁護士が助長され、あるいは他者による法律業務への参入を促す結果となるとの意見があり、また主として企業側から、日本の弁護士は訴訟を中心業務としており、外国の弁護士に比較して訴訟外の企業活動や経営についての法的対応能力に見劣りがあるので、日本の弁護士も競争による企業努力を経験すべきであるという批判があり、この批判に対応するためには、弁護士の数を増加し、若くて優秀な弁護士を育成し、事務所を大型化しなければならぬとする意見もある。

2 批判意見

以上の賛成意見に対し、訴訟の遅延・促進の問題は、裁判官不足、弁護士過疎だけに起因する問題ではないとしながらも、裁判官・検察官増加に

ついては、特に異論を見ない。しかしながら、弁護士の増加については、現在の弁護士数が社会の要請に応えるのに不足しているかどうかは疑問であるとし、社会の高度化・国際化・複雑化の進行にともない、社会のニーズに応じて弁護士の業務内容を質的に転化し、総合化、拡大化を図る必要があるが、そのことが直ちに弁護士数の増加につながるものではないし、また弁護士の過疎対策、非活動防止なども弁護士の増加によってのみ解決できる問題でもない。弁護士の数を増加させ、いたずらに競争原理を導入すれば、弁護士の生活基盤がそこなわれ、弁護士の社会的地位、責任、品位が低下し、国民生活に重大な影響を与える結果を招来するとの批判意見がある。

なお、増加論の中には、諸外国との法曹人口比較論もあるが、これに対しては、我が国には、弁護士でない法律事務従事者（司法書士・税理士・弁理士）が制度的に存在しているから、国民の法的需要とその充足をはかる尺度として、弁護士一人当たりの人口を諸外国のそれと単純に比較して論じても生鵠を得ないこと、また我が国民の法意識、権利意識の独自性から言っても諸外国と比較して一律に論ずることは適切な議論とは言えないとの

批判がなされている。

3 日弁連の中間報告

日弁連の法曹養成委員会は、昭和六三年三月一七日会長に対し、「司法試験第二次合格者数を相当数増加し、もって法曹人口の増加を図るべきである」とする中間報告書を提出している。

この報告書は、裁判官について日弁連が昭和四八年の第一回司法シンポジウム以来裁判官不足の弊害と裁判官の増員の必要性を繰り返し訴えてきたことを述べ、裁判官の増員こそ緊急課題であるとし、また、検事についても「肩代わり現象」が進行する由々しい状態にあることを指摘し、このような現状は被疑者、被告人の人権保障、国民の権利保護の観点からも放置できないので、適正な数の検事が確保できるよう増員が必要であるとしている。更に同報告書は弁護士について法廷活動の分野においても、地裁一審通常訴訟において、双方弁護士が付いている事件は四三・五%にとどまっており、市民層が必要としている裁判外の法的サービスも行き届いてないとし、弁護士各人が国民の期待に応えるべく意識改革をし、弁護士会が組織的努力を続けていくことを前提としても、なお弁護士の数は不足しており、その増加は必要

であり、また、日弁連がかねてから提唱している法曹一元の実現を目指すためにも、母体たる弁護士の増加が必要であるとしている。

4 中大学研連の意見

裁判官・検察官については、前記増加論で指摘されている現状に鑑み、相当数の増加をすべきである。ただ、司法試験の合格者を増加させれば直ちに裁判官・検察官の増加につながるかどうか疑問が残る。統一修習を前提として考えなければならぬのは当然であるが、法曹三者が適正な比率をもって増加するような努力と配慮が強く要請されよう。

弁護士の適正人口の問題は、弁護士が不足しているかどうかという現状の認識と将来の需要の予測という問題であり、また、地域（都市と地方）によって事情が異なる面もあり、その客観的判断は極めて困難である。したがって、現状の認識と将来の予測の違いによって意見が別れるのは当然である。

しかしながら、法曹懇の意見が指摘しているような弁護士の現状に対する国民の批判が現実に存在し、また、統計によれば法廷活動の分野においてさえも、地裁一審の通常民事訴訟において双方

に弁護士が付いている事件が四三・五五%、簡裁では八五%が本人訴訟であるという現状があり、特に小額事件について弁護士の対応がなされていないという問題もある。また、法廷活動以外の分野において弁護士の需要がどのくらいあるかを知ることが大変困難であるが、日弁連が昭和五七年から四年の歳月をかけて市民の側からの法的サービスに対する需要調査（電通に委託）を実施した結果をまとめた「市民と法律問題」によれば、最近五年間に遭遇した法律問題の推計数は約七〇〇万件であり、先ず弁護士に相談したのは相談の対象になりうる問題の二・八%に過ぎなかったとす。したがって、法廷活動以外の分野においても相当数の潜在需要があり、これに対する弁護士の対応が極めて乏しい実情がうかがわれるのである。これらの諸問題は、日弁連の中間報告書においても指摘されているとおり、法律問題であることの認識不足、弁護士の業務についての知識不足、弁護士個人情報不足、費用への不安その他多くの要因があるが、それらの背景に弁護士人口の過少の事実が存在することも否定することはできないであろう。

更に、我が国の高度化・国際化はここ数年著し

く進行し、これにともなつて、市民の生活や活動に関しても、国家・企業の組織の活動に関しても、対立する種々の利害の衝突が多発し、複雑多様なものになっているのは、法曹界の意見の指摘するとおりであり、このような社会現象は今後一層増大することが予想される。

以上のことを総合して考えれば、司法試験の合格者数を相当数増加させて弁護士数の増加を図る必要があるといわなければならない。

問題は、法曹人口（司法試験合格者）の増加数と時期である。裁判官・検察官については、増加の必要性からして、法曹三者が現状を改善するための適正数を想定して早急に必要な必要があるが、弁護士についてはその必要性の基盤が不透明、かつ流動的であり、また資質・能力低下の観点から大幅な増加を図るべきでなく、当面、現在の修習制度で修習が可能な範囲内にとどめ、将来一定期間の経過を見て再検討すべきであり、また当面の増加においても日弁連の中間報告書が指摘している諸事項（①法律扶助制度の抜本的改善、②調停制度の拡充、③国選弁護士制度の充実、④弁護士強制制度の検討、⑤訟務事件における弁護士の起用）の実現を図る必要があるといわなければならない。

らない。

三 司法試験改革と合格者の増加

1 合格者数の増加と他の改革案との関係

元來、司法試験合格者増加の問題は適正な法曹人口の問題として、我が国の司法制度全体の観点から検討すべき事柄であり、単に試験制度の改革という観点からのみ検討すべき性質のものではない。したがって、法曹人口の増加が必要であり、そのために司法試験の合格者を増加させることが同時に司法試験制度の改革にも寄与するのであれば最も好ましい方向であるが、その逆に、法曹人口増加の必要性がないのに、司法試験の改革のためにのみ合格者を増加させるのは問題であるし、また、法曹人口の増加の必要性があるとしても、そのために合格者を増加させることがかえって司法試験の改革に大きな障害になるとすれば、法曹人口増加論においても、この点を無視することはできない。

合格率が極めて低い司法試験の現状を改善するためには、合格者数を飛躍的に増加させる以外に方法はない。合格率は適正な法曹人口（合格者数）と法曹希望者数（受験者数）との相関関係にあるから、司法試験が法曹としての資質・能力を判定

する資格試験であるといっても、適正な法曹人口に対し、法曹希望者が多ければ多い程、実質上競争試験の性格を持つことは避けられない。すでに述べたとおり、当面法曹人口の飛躍的増加を図るべきでないとするれば、現状で考え得る合格者数の増加は、司法試験の合格率の改善に大きく寄与することにはならないであろう。

そこで、合格者数の増加を司法試験の改革という観点だけから見れば、試験の回数制限を採用した場合に、その制限によって受ける不利益を緩和する意義を有するということになる。

しかしながら、法務省の前記趣旨説明のように、回数制限その他の改革が伴わない限り、合格者数の増加を実施しないとすする意見には賛成できない。すでに述べたとおり、司法試験合格者増加の問題は、適正な法曹人口の問題として我が国の司法制度全体の観点から検討すべき事柄であり、現に法曹人口増加の必要性があり、また現行修習制度上考え得る合格者数の増加が司法試験の現状を増長し、大きな障害になると思われないので、合格者数の増加は回数制限その他の改革の採否とは関係なく実施すべきものと考ええる。

2 合格者の増加数

合格者増加の具体的な数について、法曹懇の意見は当面現行制度の下における修習が可能な範囲内という限定条件のもとに七〇〇名程度とする意見が多かったとされ、これを受けた法務省の改革案も七〇〇名程度とすることを用途としている。また日弁連の法曹養成問題委員会の中間報告においても、七〇〇名程度まで増加することにより法曹人口を漸増させるとする意見が最も多かったとされ、適当な期間経過後その見直しを検討するという点には異論がなかったとされている。中大学研連の意見も前述のとおり、当面現行制度の修習が可能な範囲にとどめ、将来一定期間の経過を見て再検討すべきであると考えるので、増加数はその可能な範囲に限定される。現在の研修所の施設の増設、教官の増員、各実務庁の受入態勢などを総合して考えれば、現在の司法研修所の実務教育をそこなわない実現可能な増員数は、七〇〇名程度を用途とすることが相当であると思われる。

第六 司法試験の試験方法の改善について

一 試案の政策的疑問点

以上、検討の結果から明らかかなように、試案には

多くの疑問点ないし問題点が含まれているといわざるを得ない。この点は次の諸点に集約できると思われる。

1 原因究明の不徹底

法務省は、司法試験の現状は長期間受験している者ほど合格に有利になっており、若年者にチャンスがなく、それ故に受験条件が実質的に不平等だという。そして、その改革は試験の運用面ではもはや不可能であり、長期受験者を受験回数制限という制度的改革により受験の機会を与えない以外に方法はないという。しかし、短期間ではなかなか合格できないという現状の真の原因はどこにあるのかを検討しなければ、司法試験の改革を論じることとはできない。今日までの法務省の改革の動きには、この点について、十分な検討と慎重な考察がなされてきたか疑問である。

2 漸進的改善策の回避

情報量と受験技術が大幅にアップしている現在、司法試験はまさに知識の量と回答技術・論文作成技術の勝負となっている。だからこそ、長期受験者の方が有利であるという現状があり、合格までに長期間を要するという結果になる。そして、そのこと自体が決して望ましいことではないことも

また事実である。しかし、そうだとすれば、まずその試験の方法・内容の改革こそ問題にされなければならぬが、その方法は決してないわけではない。例えば、現行の論文式試験は、二時間で、二問を六法以外使用不可で書かせるという方法を採っているが、これを一問につき十分な時間を与え、一定の資料を使って解くような形にすれば、若年者でも一定の基本的知識と思考力さえあれば長期受験者と充分互角に勝負できるであろうし、それで十分法曹適格を判断することは可能である。もちろん、そのような試験方法の改革には技術的・物理的困難も伴うであろうが、まず、そのような面から検討していくことこそ重要である。

改革には常に犠牲を伴うものであるが、前述した司法試験の本質からして、犠牲にしてはならない法曹養成の理念がある。したがって、改革が行われるとしても、法曹資格取得のためにより制限的でないものでなければならず、それは右に述べたとおり、まず現在の試験方法の改善等で十分可能であると思われる。法務省は運用面での改革ではもはや是正できないというのが、本質的な運用面での試験方法の改革の議論や試みがこれまでなされてきたとは到底思えない。したがって、まず

それらの検討、試みこそ先になされるべきであろう。それらの検討を経ることなく受験資格の制限という最もドラマチックな方法をとることは、政策的に見ても到底許されるものではない。

3 現状に対する認識不足

試案にみられる法務省の発想の原点には、かつて短答式試験採用の理由となった「採点評価能力の物理的限界」という問題の視点が欠けているように思われる。更に、短答式試験がその限界をクリアする機能をすでに失っている現状への正當な認識が欠けているのではなからうか。

機会均等・同一条件での試験に不可欠なのは、評価の公正・平等ということである。しかし、最近の受験希望者の増加は、はるかにその予想を越え、短答式試験の足切り効果が逆に受験生の質を変える契機となつている現実を直視する必要がある。この現実への対応が回数制限と大学推薦制という形で出てきたとすれば、その改革の方法は拙速というほかない。また、短答式試験の改善がある程度なされているとはいえ、幼稚園・小学校・中学校・高等学校から大学へと○×試験に馴らされ、知識至上主義の傾向を不思議とも思わぬ受験生に対し、法曹のあるべき姿への認識を喚起し、

その意識を変えることには全く役にたたず、かえってその傾向を助長し、短答式試験が論文式試験と質的に乖離してしまい、受験生をいたすらに惑わせ、かつその負担を増大させている現実を否定することはできない。このような状況の中での回数制限の採用は全く筋違いの発想であり、真に期待される法曹養成の理念を阻害こそすれこれに資するとは思えない。

法曹養成の理念に整合する試験方法と内容の検討を行うことこそ緊急の課題である。

二 試験方法の改善についての提言

試案の意図する司法試験改革はあまりにも拙速性急なものと言べきである。現行制度の枠内で試験科目や試験方法の改善を追求する努力が不足していることは明らかである。

司法試験（及びその前身である高文司法科試験など）の試験科目ないし試験方法はこれまでにも度々変更を加えられてきた沿革があり、昭和三六年現行の科目・方法になってからすでに二十七年を経過している。法曹界に求められているとされる国際化・専門化の流れを背景として、司法試験の若年合格者の減少という現実を問題とすると、現行の試験科目・試験方法が最善のものであるかという問題提起自体は

全く意味のないこととは言えないであろう。現に昨今の司法試験改革論議の中で法曹関係者を対象にしたアンケート調査の結果を見ても、科目・試験方法変更についての支持はかなりの割合に及んでいることからこの点は明らかである。（「法曹基本問題に関するアンケート結果」・法務大臣官房人事課編・ジュリスト増刊司法試験改革を考える・一二二頁表二二）。

本項においては以下右について現行制度の枠内で可能な改善策につき、具体的提言を試みるものである。

ただ、一口に科目変更といいながらその具体的問題点は多岐にわたるので、個別具体的に検討するほかはないが、重要なことはこれによって法律専門職の資格試験たる司法試験の性格そのものをゆがめたり、受験生に過大な要求を課してはならないし、また当面の試験結果のみにめを奪われ、単なる思いつきによって科目変更や試験方法の変更を論じるようなことであってはならない、ということをお忘れべきではない。

1 短答式試験について

(一) 短答式試験の問題点

短答式試験は論文式試験受験者の、所謂「足切

り」という趣旨で昭和三〇年代より採用されたものであるが、数個の選択肢から正解を選ぶという試験方法自体に加え、毎年六〇問にも及ぶ出題の蓄積から今日では受験生をいたずらに知識の詰め込み、過去の出題の分析などの受験技術の修得に走らせ、かえって本来法曹に求められる法的思考力・応用力・創造力が軽視される、という弊害が指摘されている。

更に、憲法・民法・刑法の三科目のみの試験であることから、受験生の中には短答式試験合格のみを当面の目標として三科目を集中的に勉強し、商法その他の科目についてはほとんど勉強しないまま、したがって、最終合格の可能性のほとんどないまま短答式試験に合格して論文式試験に臨む者が少なからずいるといわれている。これでは「足切り」としての意味が全く失われている反面、他の科目まで視野に把え、せっかく最終合格の可能性を高く持ちながら短答式試験の段階でふるい落とされる者を生じさせているのが現実である。このようなことから多くの受験生は短答式試験の勉強と論文式試験の勉強を質の異なるものと把えており、これによる心理的負担も小さいとは言えず、論文式試験に不

合格となれば改めて短答式試験から挑戦しなければならぬこととあいまって、多くの無駄を生じていると言わざるを得ないのである。

(二) 短答式試験の存廃

短答式試験の抱える以上の問題点を踏まえ、本来の目的から乖離しているとしてこの試験方法を廃止すべきであるとの考えも、それなりの説得力をもって一部で有力に主張されている。

法的思考力・応用力・創造力を問うのであれば、短答式試験よりも論文式試験・口述試験の方がはるかに試験方法として優れていることは多言を要しないからである。

しかし、毎年二万人あまりにも及ぶ受験生の全員に数科目にわたる各科目二問の論文式試験を実施し、なおかつ公正な判定をして合否を決するに必要な人的・物的準備の困難さを考えれば、短答式試験を完全に廃止してしまうことは不可能であり、むしろ試験方法の修正を検討する方が極めて現実的である。

(三) 短答式試験科目の変更

短答式試験は本来の目的である論文式試験のための「足切り」に徹したものに回歸すべきである。すなわち、論文式試験・口述試験と連動

させ、短答式試験限りの勉強を排し、論文式試験・口述試験の勉強を積むことよって必然的に短答式試験合格に結び付くような内容のものとするべきである。

そうであれば、出題形式そのものに工夫を凝らすばかりでなく、試験科目についても憲法・民法・刑法の三科目のみに限定するのではなく、少なくとも商法・訴訟法までを試験科目に加え、論文式・口述試験と出来る限り共通とすべきである。試験科目の増加が受験生の負担増に繋がり、ことに若年層の受験生に不利な結果を招来すると思われる向きもあるが、最終合格のためには三科目以外の科目もいづれ勉強しなければならぬというえ、これによって短答式試験合格のみを目指すような弊害をある程度排除することができよう。また最終合格の可能性のより高い者を短答式試験の段階でふるい落とす危険は少なくなるであろう。

2 論文式試験について

(一) 教養科目について

教養選択科目は、法曹には専門領域の学識のみならず、幅広い視野が求められるべきだ、との趣旨に基づき、昭和三六年から採用された科

目である。

しかし、そもそも司法試験の第二次試験は法律専門家となるための資格試験でもあり、第一次試験に合格したか、大学の教養課程を終了した者に受験資格を認めているのであるから、更に「教養」について試験を課するのは屋上屋を架するものであって、本来、存在理由に乏しい。性格の異なる科目の中から一科目のみ選択して受験勉強したからといって、いかほど「教養」が身につくか、その意義は極めて疑問であるし、選択した科目の問題の難易度によっては受験生に不公平な結果をもたらすことになる。受験生の多寡は科目によってかなり差があり、受験生の多くは教養科目について「七科目」という意識の下に比較的準備が楽だとされる科目をわずかな時間で簡単にべんきょうをしているにすぎず、きわめて中途半端な存在となっているのが現実である。

そうであれば、受験生の負担を軽減し、選択科目による不公平をなくすことから言っても教養選択科目はすみやかに廃止すべきであって、右の点に関する限り試案には賛成である。

むしろ、実務法曹にとっての訴訟法の重要性

に鑑み、教養選択科目を廃止するのであれば、民・刑両訴訟法の必須化を検討すべきである。すなわち、訴訟法は事件解決の基本的枠組みを定める準則であるから、司法修習の段階である程度補充ができるとしても、その前段階で通りの知識・理解があれば司法修習そのものによりスムーズに進むのは確かであること、なんと言っても受験時代に必要に迫られて学んだものと、それ以降に学んだものとは理解の程度や自信の持ちかたが違う、というのが現実であること、科目の選択の結果による不公平が回避できること、などの理由からである。受験生の負担増を懸念する向きもあろうが、教養選択科目の廃止に加え、場合によっては法律選択科目の廃止を考えれば、負担増の回避は可能と思われるからである。

(二) 法律選択科目について

法律選択科目については、実務法曹にとって、それらの科目が重要分野であるとしても、それら全てを必須とするならともかく、選択させるということとは不合理である。

また、前述の教養科目で述べたように、選択科目による試験の不公平も避けられない。むしろ、

ろ、現行の法律選択科目制度の下では訴訟法の一方のみを選択し、選択しなかった訴訟法に代えて法律選択科目を選択できるため、現実には大多数の受験生がこのような選択をしているが、実務法曹にとっての訴訟法の重要性を考えると、法律選択科目の充実よりも両訴訟法必須化を検討すべきものと思われる。

(三) 訴訟法について

合格後の司法修習・実務を考えれば、両訴訟法を必須化すべきだとの意見には相当の根拠があるように思われる。

前述のように大多数の受験生は訴訟法のうち一科目のみを選択しているのであって、両訴訟法を必須化した場合、受験生の負担増を懸念する向きもあろう。また受験科目としての「訴訟法」は、理念・理論に比重があり、実務で重視される「訴訟」とはニュアンスの差があること、刑事訴訟法を選択しなかった者が検事となり、民事訴訟法を選択しなかった者が民事中心の弁護士となっている現状で格別の不都合がないことを考えれば、両訴訟法を必須とする必要がないとの反論も予想されるが、右2に示した理由からむしろ両訴訟法の必須化こそ検討すべき課題

である。

以上の理由から現行の訴訟法選択制度をやめ、民・刑両訴訟法必須とすべきものと考える。

3 口述試験について

以上のように論文式試験の科目を変更する場合、口述試験においても論文式試験と同様に科目を変更すべきことは当然である。

なお、口述試験は受験生の理解の真偽を試す試験としては最もふさわしい方法であるが、運営上試験委員、試験問題とのいわば「あたりはずれ」が避けられず運用いかによっては不平等な結果となりがねない。この試験によって多くの不合格者を出すことは問題であるように思われる。

試験である以上、合否の判定の必要があるとするなら、不合格者に対し、現在司法研修所の所謂二回試験で行われているように、ある一定の短期間内に再試験を行うなどの救済措置をとることも望まれる。

三 中大学研連の意見

以上のとおり、司法試験は基本六法を中心とした科目に変更すべきである。司法試験が法律の専門家に必要不可欠な学識・応用力の有無の判定を第一義的趣旨とすることからも当然のことである。

このような方向に対しては、国際化・専門家・多様化する実務の要請に応える人材を選抜するにふさわしいものと言えない、という反論があるかもしれない。しかし、司法試験は法律家として完成した人材を選抜するものではなく、二年間の司法修習を経て実務法曹たりうる人材を選抜するにすぎない。社会の要請が多様化するからといってそれを全て司法試験の受験科目に加えていたら受験科目をどこまで増加させても足りるものではない。むしろ、社会の要請が多様化するからこそ受験科目としては最大公約数的な法曹として必要不可欠な科目に限るべきであろう。真の法曹養成は司法試験のみによってなされるものではなく、大学教育・司法研修所教育、更には法曹となった後の生涯教育を通じて実現しうるものであることを忘れてはならない。

これによって、若年合格者が増加するか否かは結果論にすぎないが、大学で平素講じられる基本六法を中心とするものである以上、講義を真面目に受講している在学生にとっても困難なものではないはずである。

第七 結 語

以上検討したとおり、中大学研連は、試案に盛り

込まれた改革項目中、受験回数制限と大学推薦制については容認できず、教養科目の廃止については、無条件に、司法試験合格者の増加については、受験回数の制限に関係なく実施することに賛成するとの結論に達した。

法曹懇の意見及び法務省の見解では、受験回数制限と大学推薦制の導入を二本柱に据えて若くかつ優秀な者が合格し易い方法に改革すべきものとし、そのためには現行の試験方法では既に限界に達しているとする。しかし、そもそも若いかつ優秀という図式が直ちに法曹適格者に連なるといふ認識にたつていとすれば、これこそ問題である。司法試験の方法に改善すべき点があるとすれば、若いから優秀という視点からではなく、法曹適格者の選抜という視点からの検討がまずなされなければならないであろう。

若くして優秀な者の司法試験離れを嘆き、試験方法の改革によって、その回帰を企図する試案は、現代青年の心理と青年期の延長という事実を看過ないし無視するものである。司法試験合格ないし法曹こそ生きたかといと感じた一昔前の学生気質は、今や経済の発展とこれに伴う職種の多様化によって、失われている事実を想起しなければならぬ。多数の若く

かつ優秀にして真の法曹適格者を法曹界に得たいというのであれば、まず、法曹ないし法曹界を若者にとって魅力あるものにしなければならない。

法学徒の気質を理解せず、司法試験離れ現象をいわずに試験の方法という内在的原因に求めるとすれば、司法試験方法の真の改善策は得られないことになる。

中大学研連は、以上の認識にたつて、試案を検討し、現行司法試験制度の枠内でまず試行すべき改善策を提示した所以である。

中央大学法曹会会則

(制定昭和44・5・17 改正55・5・27)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発達に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右

の者を会員とするものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事長 五名

三、常任幹事 五〇名以内

四、幹事 二百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規定により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問

及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学生会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席して意見を述べることができる。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を招集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、これを招集しなければならない。

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当たる。議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

副議長は議長を補佐する。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求をうけたときは遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役員並びに中央大学学生の役員の場合に候補者に推薦する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を審議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入

をもって支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月

三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならぬ。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

附 則

この会則は、昭和五七年六月一日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならぬ。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手續による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

1 東京弁護士会所属会員中より 八〇名以内

2 第一東京弁護士会所属会員中より 三六名以内

3 第二東京弁護士会所属会員中より 三六名以内

4 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）中より 二四名以内

5 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）中より 二四名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手續による。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

1 局長 一名

2 次長 五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

法職教育検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に法職教育検討委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会の事

業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大法曹会選出の中央大学

法職講座運営委員会委員

二、東京弁護士会ブロック

三、第一東京弁護士会ブロック

四、第二東京弁護士会ブロック

五、裁判所ブロック

六、検察庁ブロック

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置く。

委員長は第三条に定める委員のうち、同条第一号の委員を除いた委員で互選する。

委員長は会議を招集し、議長となる。

(審議事項)

第六条 委員会は第二条に定める目的を達成するため、随時審議決定する。

(意見の陳述等)

第七条 委員会は必要に応じて中央大学法職講座運営委員
員会委員長及び中央大学教職員等の出席を求め意見を
聴くことができる。

委員会は中央大学学術研究団体連合会の本委員会と
対置する委員会と年一回以上、合同会議を開催するこ
ととする。

附 則

この附則は、昭和五八年七月二九日から施行する。

昭和五九年四月一六日一部改正

昭和六十二年十二月三日一部改正

中央大学法曹会役員等名簿（昭和六十二・三年度）

（敬称略・順不同）

一、顧問

石田寅雄

兼平慶之助

小池金市

滝澤國雄

堂野達也

（東弁）

井出甲子太郎

大塚喜一郎
（昭63・8・26逝去）

金子文六

倉田雅充

信部高雄

藤井暹

宮田光秀

山本清二郎

八島三郎

（二弁）

石井一郎

大西保

木戸口久治

坂本建之助

松井宣

（二弁）

二、参与

小川泉

戸田宗孝

米田為次

橋本三郎

（東弁）

小木貞一

岡田錫淵

梶原止

橋本三郎

（一弁）

近藤三代次

鈴木近治

鈴木清二

橋本三郎

（二弁）

外村隆

鈴木近治

鈴木清二

橋本三郎

（公証人）

三、常任幹事

阿部三郎	安藤章	猪股喜藏	飯田義則	市川照巳
小竹耕	大高満範	久木野利光	佐伯弘	榑原卓郎
鈴木秀雄	鈴木康洋	須藤正彦	繩稚登	服部邦彦
藤井光春	本間崇	水上喜景	森田洲右	安原正之

(東弁)

設楽敏男	白河浩	田中茂	原秀男	松家里明
柳澤義信	山崎源三	吉本英雄	依田敬一郎	渡辺洋一郎

(二弁)

岩瀬外嗣雄	内山弘	大平恵吾	小野田六二	川坂二郎
齋藤兼也	鈴木喜三郎	田宮甫	中津靖夫	野宮利雄

(二弁)

佐藤歳二	杉山英巳	村重慶一	山本和敏	(裁判所)
佐野眞一	中津川彰	水原敏博	宮本喜光	(検察庁)
			宗像紀夫	

四、幹事

赤坂正男	秋知和憲	秋山邦夫	浅見昭一	安藤貞一
系正敏	飯塚孝	伊東正	稲田寛	遠藤和夫
岡垣宏和	太田常雄	及川昭二	奥原喜三郎	片岡義広

高橋守雄	大塚功男	石黒竹男	若林秀雄	藤本博光	成富安信	高橋勇次	萩原静夫	安西愈	安田隆彦	船戸実	野島良男	中村治郎	玉田郁生	菅沼隆志	紺野稔	日下文男	金沢恭男
滝澤農	小海正勝	今中美耶子		宮島崇行	萩原平	田口邦雄	垣鏝繁	池田達郎	横山昭	堀合辰夫	原山庫佳	中村裕二 <small>(昭63.8.12逝去)</small>	田村五男	高木茂	斉藤暢生	倉田哲治	亀井忠夫
多田武	三枝信義	上野操		元木徹	羽田忠義	田中慎介	小屋敏一	伊藤忠敬	吉田幸一郎	山本忠義	平松和也	名波倉四郎	堤淳一	高島謙一	笹原桂輔	児島平	木川統一郎
田中美登里	鈴木誠	遠藤英毅		山本卓也	深沢守	柘賢二	篠原由宏	居林與三次	吉田哲	山田重雄	深沢武久	西达明彦	天坂辰雄	多賀健三郎	篠原千廣	小林宏也	岸巖
千葉昭雄	高橋一郎	大井勅紀	(一弁)	山田賢次郎	藤本猛	綱取孝治	島田一彦	岩田豊	吉住仁男	山田茂	福家辰夫	西林経博	中村茂八郎	橘節郎	白井正明	小林元治	北村忠彦

(東弁)

吉川	豐嶋	子原	秋山	河野	生島	井上	吉田	村山	中吉
亘	秀直	英和	富雄	信夫	三則	広道	和夫	幸男	章一郎
	中津川	近藤	飯田	松岡	新谷	糟谷		村山	原
	彰	太朗	英男	靖光	悦二	忠男		芳朗	誠
	長山	高野	石川	宮嶋	高木	奥平		諸永	船越
	四郎	利雄	達紘	英世	典雄	守男		芳春	広
	弘津	土屋	乙部	並木	木村	朝岡		安井	古山
	英輔	守	二郎	茂	要	智幸		桂之助	昭三郎
	松浦	寺西	甲斐					雪下	松井
	恂	賢二	中辰					伸松	るり子

(二一弁)
 佐野昭一
 (昭63.3.13逝法)
 本郷元
 (裁判所)

(檢察庁)

五、会計監事

佐藤義行(東弁) 森 謙(一弁) 入倉卓志(二弁)

六、正・副幹事長・事務局長・次長 (執行部)

幹事長	副幹事長	右 同	副幹事長
赤坂正男 (東弁)	篠原千廣 (東弁)	岩田 豊 (一弁)	笠井盛男 (二弁)

中央大学法曹会各種委員会委員名簿（昭和六十二・三年度）

◎印は委員長 ○印は小委員長

(1) 人事委員会（二〇名）

大高満範 小竹耕 繩稚 登 野島良男

信部高雄 若林秀雄 (東弁)

◎内山弘 高橋守雄 (二弁)

杉山英巳 (裁判所)

甲斐中辰夫 (検察庁)

(2) 会報編集委員会（二〇名）

稲田寛 遠藤和夫 玉田郁生 中村治郎

白河浩 山本卓也 (東弁)

◎野宮利雄 大平恵吾 (二弁)

舟橋定之 (裁判所)

中津川彰 村山創史 (検察庁)

伊井和彦 (特別委員)

(3) 会則改正委員会(一〇名)

榊原卓郎 白井正明 天坂辰雄 西林経博 (東弁)

◎松家里明 山崎源三 (一弁)

齋藤兼也 小野道久 (二弁)

新海順次 (裁判所)

友野弘 (検察庁)

(4) 法職教育検討委員会(一九名・昭和六十二年十二月三日改正による)

◎市川照己 鈴木康洋 中村茂八郎 安田隆彦 中村治郎

(法職講座運営委員)

湯川将 (東弁)

荻原静夫 飯田数美 窪木登志子 寺本吉男 (一弁)

鈴木孟秋 中津靖夫 嶋田雅弘 伊達俊二 (二弁)

松岡靖光 小林正 (裁判所)

山田一夫 寺尾淳 (検察庁)

柳澤義信 (中央大学法職講座運営委員)

(5) 大学問題委員会(五〇名)

浅見昭一 安藤章 安藤貞一 亀井忠夫 木川統一郎

久木野利光 日下文雄 小林元治 ○鈴木秀雄 多賀健三郎

橋 節 郎 名波 倉四郎 服部 邦彦 原山 庫佳 深沢 武久

◎藤井 光春 堀合 辰夫 本間 崇 森田 洲右 山田 茂

吉田 幸一郎 (東 弁)

岡田 錫淵 小木 貞一 倉田 雅充 設楽 敏男 信部 高雄

原 秀男 萩原 平 田中 慎介 ○柳澤 義信 吉本 英雄

依田 敬一郎 (二 弁)

上野 操 内山 弘 大西 保 加藤 康夫 川坂 二郎

坂本 建之助 田宮 甫 石黒 竹男 古山 昭三郎 松井 宣

吉田 和夫 (二 弁)

奥平 守男 (裁判所)

竹村 照雄 水原 敏博 (検察庁)

(6) 中央大学創立百周年記念事業資金募金委員会

宮田光秀委員長外九十九名(省略)

会務報告の概要と

事務局制の見直しについて

事務局長 猪股喜蔵

一、昭和六十二年五月二十日から昭和六十四年（一月八日から平成元年）五月二十五日までの、会務一般の概要は会務報告のとおりである。七百三十七日という短い期間であるが、中大法曹会は夜となく昼となく息づいており、それは生きている人間と変わりが無いともいえる。

二、人間と同じように、団体もはっきりした意識・活動方針をもって息づかなければならない。これを団体意思ということができ、それは、総会又は幹事会で承認され、確認されるものである。中大法曹会の場合、幹事長を中核とする正・副幹事長会議でまず活動方針が討議され、常任幹事会で論議のうえ確定されることになる。昭和六十二年五月執行部が形成された後、幹事長、副幹事長、事務局長、次長の執行部会が何回かもたれて、二年間にわたる会務運営の重点目標について討議がなされた。従来「委員会活動」を更に積極的に推進することとし、かつ、会務一般活動を活発にして一般会員が魅力を感じ、誇りをもって参加できるように「活性化」を図り、組織を強化すること等が提案された。

三、このような方針のもとに、弁護士各会・裁判所・検察庁ともそれぞれ会議をもって運営方法が協議され、かつ、委員の人選が行われた。大学問題委員会では、特に司法試験制度の改革が折りから法曹界と大学法学部にとって大きな課題となってきたので、幹事長の諮問について、いち早く、精力的に取り組み、活発に調査・討議のうえ六十二年二月「中間答申」をしてこれに答えた。また、法職教育検討委員会では、委員の増員を果たし、中央大学法職

講座の、その後の運営状況と学研連の同種委員会とも半ば提携するかたちで検討、討議を加え、時宜に合った協力と建議をしてきた。そして二年目は、開館を目前に迎えた駿河台記念館の、法職講座「研究室」の管理運営を策定し、学研連とも協力して今日現在の運営を軌道に乗せた。それは、委員会の名称以上の働らきということが出来る。

四、会員意識の強化・活性化の現れは、本学創立百周年記念事業資金募金委員会による募金申込勧誘が、個人申込累計で一億〇九九万五〇〇〇円というところで支部第一位の成績をあげていることによつて実証されている。関連重複支部による申込み額を合算すると、法曹会は約三億円という申込実績となつており、これは賞讃されてよいことである。

五、しかし、一般会員を対象とした支部活動を真に活発に運営するというのは、言うに易く行うには至難の業であることを痛感させられている。それは事務職制を根本的に改革し、少くとも専従職員を置き事務を能率的に統括し、更には会計を分離し、次長を増員し、これに権能と責任を与えるようにしなければならない。そして、各委員会ごと事務局又は書記局を設置し、本部の事務局長と関連させながらも機能を分極する必要がある。

六、次に、毎年度事業計画を立て、それに沿つた予算を計上し、執行部はこの軌道に乗つて執行し、かつ、機に臨み変に應じて会務を運営し、併せて、学会の他の支部とも意見の交換をする機会をつくり、それらの意見を採用し、また、批判に耐えて、中央大学学会の真の意味での中核に位置する中央大学法曹会を創生すべきである。学校法人中央大学において、また、学会本部及び自らの会においても、人事の漫性化を排し、新しい意見をもち、新しい拠点・観点からする強力な創造的主張を寄せる若手を多用し、まず、人事の若返りを図らなければならない。一事務局長は、しかし、所詮執行部の限られた範囲において活動しているのであるから、それらは、新しい執行部で、事務局長等が、早急に検討すべきである。

今回退任される事務局次長の先生には、二年間にわたりいろいろご協力をいただきましたこと、この紙面を藉りてお礼を申し上げます。

中央大学法曹会会務報告書

自昭和六二年五月二〇日
至平成一年五月二五日

中央大学法曹会事務局

年月日	議事行事	摘要
62・5・20	定時総会	於法曹会館 昭和六二年度幹事・会計監事選任
62・5・20	幹事会	幹事長・副幹事長・常任幹事互選 幹事局長・事務局次長任命
62・5・21	幹事長・事務局長会議	第一回執行部会開催日程等協議
62・5・29	学生会協議員会・学生会総会	於ホテルニューオータニ 幹事長・副幹事長等多数参加 前日に、学生会支部長会議
62・5・30	学生会副会長選考委員推薦の件協議	会員松井宣君を副会長候補とし、選考委員猪股喜蔵を推薦
62・6・9	第一回執行部会	於NHK青山荘 議題 (一) 新旧執行部引継会 (二) 次期執行部会の日程 (三) 幹事会・常任幹事会開催の決定 (四) 各種委員会委員選任の件 (五) 正・副幹事長等就任披露懇談会開催の件 (六) 会計担当幹事・事務局次長の職務分担等 (資料(1)・(2)・(3)配布)

62・7・7	新旧執行部引継会	於二弁会館 前事務局長小野道久君から概要の説明を聞く
62・7・16	第二回執行部会	於NHK青山荘 議題 (一) 第一回執行部会議題の二ないし六の議題及び第一回常任幹事会・幹事会付議事項の審議
62・7・28	第一回常任幹事会 第一回幹事会	於法曹会館 議題 (一) 本年度事業計画について (二) 各種委員会委員選任の件 (三) 正・副幹事長等就任披露懇談会開催の件 (四) 会費額決定の件 終了後懇親会実施 出席五三人
62・8・27	顧問の意見を聞く会	於NHK青山荘 議題 (一) 活動方針・事業計画・活性化 (二) 学校法人中央大学理事・常任理事の問題について (三) 新学会館の管理・運営について (四) 司法試験制度の改革問題について
62・9・2	大学問題委員会第一回委員会	於東弁会館 議題 (一) 委員長 藤井光春選任 (二) 当面の問題につき第一小委員会・第二小委員会を設置して検討・答申する。 ① 第一小委員会 中央大学常任理事増員の可否について、幹事長の諮問に答申すること。 ② 第二小委員会 司法試験制度の改革問題についての調査、研究及び検討。意見を幹事長に報告すること。

62・9・8	執行部・大学問題委員会委員長協議	於 東弁会館 議題 大学問題委員会、各小委員会の委員推薦
62・9・17	本会正・副幹事長等就任披露懇談会	於 法曹会館 議題 (一) 来賓 山本清二郎中大理事長、川添利幸中大学長、堂野達也学員会会長等二十八名 (二) 会員 坂本建之助前幹事長はじめ六十六名 計九十四名出席 (三) 披露及び懇談会は、恒例による挨拶・披露・祝辞・乾杯及び懇談と例年以上に盛会に挙行
62・9・18	大学問題委員会第二回委員会 同第一小委員会 同第二小委員会	於 東弁会館 於 一弁会館 議題 (一) 第一小委員会委員長 鈴木秀雄選任 同委員会運営の件協議 (二) 第二小委員会委員長 柳沢義信選任 同委員会の運営は、委員長・小委員長協議して決定する。
62・9・21	下記各種委員会第一回委員会	於 東弁会館 議題 (一) 人事委員会 委員長 内山 弘選任 委員会活動方針決定 (二) 会則改正委員会 委員長 松家里明選任 委員会活動方針協議 (三) 会報編集委員会 委員長 野宮利雄選任 委員会活動方針協議 (四) 法職教育検討委員会 委員長 市川昭二選任 委員会活動方針協議

62・9・28	大学問題委員会第二小委員会第二回集会	<p>(五) 中央大学創立百周年記念事業資金募金委員会 委員長 宮田光秀選任 委員会の運営方針協議 定例委員会の日程決定</p>
62・10・1	<p>第三回執行部会 大学問題委員会第一小委員会第二回集会</p>	<p>於 第二東弁会館 議題 各種委員会開催を協議し、活動状況報告 於 第二東弁会館 議題 中央大学常任理事増員問題の課題を整理、更に検討すること。</p>
62・10・12	大学問題委員会第一小委員会第三回集会	<p>於 NHK青山荘 議題 (一) 常任理事増員の可否についての実情把握・検討 (二) 前常任理事桃井直造、前大学基本規定検討委員会委員 木戸口久治の両先生を参考人に意見を聴いて参考とする。</p>
62・10・14	大学問題委員会第二小委員会第三回集会	<p>於 東弁会館 議題 (一) 司法試験制度改革問題についての調査・研究 (二) 検討、集中的討議の日程を決定、特別委嘱委員六人が参加</p>
62・10・16	人事委員会第二回委員会	<p>於 東弁会館 議題 中央大学顧問推薦に関する件</p>

62・11・20	会報編集委員会第二回委員会						
62・11・17	法職教育検討委員会第三回委員会 大学問題委員会第二小委員会第五回集会						
62・11・16	司法試験改革問題懇談会						
62・11・10	創立百周年記念事業資金募金委員会第二回集会						
62・11・2	大学問題委員会第二小委員会第四回集会						
62・10・20	法職教育検討委員会第二回委員会						
62・10・19	大学問題委員会第一小委員会第四回集会						
		於 東弁会館	議 題 (一) 大学の常任理事増員の諮問について (二) 小委員会の意見を集約し、答申することとする。				
		於 東弁会館	議 題 (一) 特別委員委嘱の件 (二) 副委員長選任の件、その他				
		於 東弁会館	議 題 (一) 司法試験改革問題の維持検討 (二) 今後の調査方法・資料蒐集・討議				
		於 東弁会館	議 題 (一) 62・9・30現在の募金状況の報告 (二) 今後の募金活動・各会副幹事長責任者が、実態を見て協力する方法の検討				
		於 NHK青山荘	法曹懇委員川口弘元本学学長、山本本学理事長両先生を囲み、大学問題委員会・同第二小委員・学研連第一小委員会各正・副委員長等と交え問題点の指摘検討をしながら懇談				
		於 東弁会館	議 題 (一) 法職講座運営委員との懇談について (二) 委員会運営方針の策定について				
		於 東弁会館	議 題 司法試験改革問題の継続討議				

62 · 11	62 · 12 · 2	62 · 12 · 3
	<p>大学問題委員会第二小委員会第六回集会</p>	<p>第二回常任幹事会 第二回幹事会・引続き忘年懇親会</p>
<p>議題 (一) 中大法曹第十一号の編集・発刊について (二) 編集の方針・内容、発行の時期、予算及び今後の委員会活動について</p>	<p>於 東弁会館 議題 司法試験制度改革問題の研究討議(継続)</p>	<p>於 目黒雅叙園 議題 (一) 会務一般報告 (二) 委員会活動報告 ① 大学委員会・第一・第二各小委員会 ② 法職教育検討委員会 ③ 人事委員会 ④ 会報編集委員会 ⑤ 会則改正委員会 ⑥ 創立百周年記念事業資金募金委員会 (三) 正・副幹事長等就任披露懇談会報告の件 (四) 昭和六十二年度司法試験合格者等の報告の件 (五) 昭和六十二年十一月現在の会費納入状況報告の件 (六) その他(なお、法職教育検討委員会規則第三条の一部改正の発議)</p> <p>引続き忘年懇親会開催 ① 来賓 山本清二郎中大理事長、川添利幸学長、宮田光秀評議員会議長、堂野達也学員会会長、外間寛新法学部長等多数出席、会員を併せ八十三名</p>

63・1・22	63・1・18	63・1・16	63・1・13	63・1・11	62・12・26	62・12・7
会則改正委員会第二回委員会	大学問題委員会第三回委員会	中央大学「司法試験改革問題懇談会」開催	法職教育検討委員会第四回委員会	第四回執行部会（新年会を兼ね幹事長招待）	大学問題委員会第二小委員会起草委員会	昭和六十二年司法試験合格者祝賀会
於二弁会議室 議題 法職教育検討委員会規則の一部を改正する幹事会の決議に	於二弁会館 議題 (一) 中央大学の常任理事増員問題についての答申承認 (二) 司法試験制度改革問題について、第二小委員会が取りまとめる「中間答申書」の承認	於中央大学 大学問題委員長、第二小委員長、事務局長等出席	於東弁会館 法職講座昭和六十二年の実績の評価と昭和六十三年度計画の検討及び当委員会の活動方法等について	於法曹会館 議題 (一) 昭和六十三年の本会の活動方針 (二) 各種委員会の運営状況、その他	於NHK青山荘 委員長・小委員長・特別委嘱委員による意見書起草合宿・討議	於八王子校舎 幹事長及び事務局長（学研連委員長）出席し、八十三名の合格者に祝辞を述べた。 ② 来賓祝辞、乾杯及び懇談と昭和六十三年六月に解体される由緒ある雅叙園の大広間で、熱気と懇親の渦が師走の宵を遅くまで奏でられ、予想以上の賑わいを見せて散会した。

63・2・26	会報編集委員会第三回委員会	於 東弁会館 議題 (一) 会員名簿を編集する内容は継続検討 (二) 会報編集方針、表紙、座談会の内容は次回に委員長原
63・2・16	人事委員会第三回委員会 法職教育検討委員会第五回委員会	於 東弁会館 議題 (一) 委員増員の早期実現についての要望 (二) 昭和六十三年度法職講座案について (三) 大学側法職講座運営委員との合同懇談会・学研連との共同主催について その他
63・2・10	人事委員会第三回委員会	於 東弁会館 議題 (一) (財)白門奨学会理事・監事各一名推薦の件 (二) 百周年記念会館経営に関する委員会委員三名推薦の件 (三) 学員会会則等改正委員会委員推薦の件 その他
63・2・9	大学問題委員会・学研連合同委員会	於 東弁会館 議題 (一) 学研連第一委員会できりまとめた司法試験制度改革についての「意見書」——特に科目変更及び大学推薦制を中心として——についての意見交換と、大学問題委員会第二小委員会できりまとめることとしている「中間答申書」についての意見交換を行う。 (二) 右「中間答申書」、「意見書」は、本会幹事長と学研連委員長の連名で、中央大学・法学部長宛に提出し、三月八日の法曹基本懇の最終懇談会までに間に合わせるように申し合わせる。

よる、第三条(委員の構成)を、倍増の数以内とするように改正することとする。

63・4・4	中央大学法職講座開講シンポジウム(63年度)	於 多摩校舎 法職教育検討委員会委員長等出席
63・3・28	第三回常任幹事会 第三回全体幹事会及び懇親会	於 法曹会館 議題 (一) 司法試験制度改革問題「中間答申書」提出について (二) 中央大学創立百周年記念会館(仮称)の管理・運営に 関する検討委員会委員推薦の件 (三) (財)白門奨学会理事・監事候補、学員会会則等改正 委員各推薦の件 (四) 中大法曹会法職教育検討委員会委員追加選任報告の件 (五) 事務局長次長一名辞任及び後任任命について (六) 各種委員会活動報告の件 (七) 定時総会日程承認の件 (八) 昭和63・5・25 午後6 於 法曹会館 事務局一般会務報告の件
63・3・19	学研連主催の法職講座運営委員との懇談会	理工学部校舎で開催され、市川委員長及び委員並びに事務局長が出席、意見交換を実施
63・3・15	法職教育検討委員会第六回委員会	於 東弁会館 議題 (一) 新委員八名の増員による委員会・委員紹介 (二) 63・4・4法職講座開講シンポジウムの出席方要請 (三) 法職講座大学側委員との懇談会開催について —— 中大法曹会主催により六月一日午後五・三〇から 実施することを内定 ——
63・3・1	大学問題委員会	中間答申書を中央大学学長、法学部長宛提出 法曹懇メンバーの川口弘元学長に送付・提出

案提示

63・4・7 会報編集委員会第四回委員会	於 東弁会館 議題 会報・名簿の発行・編集の方向 新事務局次長 坂巻國男執務
63・4・14 学研連委員会法職講座対策委員会との合同協議会	於 東弁会館 正・副幹事長・中央大学百周年記念館の管理・運営に関する検討委員会委員 木戸口久治、依田敬一郎、繩稚 登各氏の出席のもとで、百周年記念館の使用問題を検討・討議
63・4・19 法職教育検討委員会第七回委員会	於 東弁会館 議題 (一) 法職講座昭和六十三年実施状況 (二) 法職運営委員会大学側委員との懇談会開催の内容について (三) その他
63・4・22 会報編集委員会第五回委員会	於 東弁会館 議題 (一) 会報第十一号編集の基本方針の検討 (二) 内容・体裁・会員消息・意見欄を設けること、執筆依頼・座談会開催の場合のテーマ (三) 名簿編集の時期とその内容
63・4・26 第五回執行部会	於 東弁会館 議題 (一) 昭和六十二年定時総会開催準備 (二) 第四回幹事会・常任幹事会開催の件 (三) 叙勲者・栄進者・祝賀会、新入会員歓迎会の内容について (四) 右祝賀会来賓者、招待者について (五) 会計報告、監査報告等の取扱について (六) その他

63・5・16	第六回執行部会	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 (一) 総会・幹事会に付すべき議題とその内容及びその準備状況</p> <p>(二) 各種委員会活動報告の内容とその準備について</p> <p>(三) 会計、監査報告の内容について</p> <p>(四) 祝賀会、歓迎会、来賓各位の出席状況の検討について</p>
63・5・17	法職教育検討委員会第八回委員会	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 (一) 63・6・1開催の法職講座運営大学側委員との懇談会の開催準備</p> <p>(二) 懇談会の内容及そのすすめかたについて</p> <p>(三) 記録のとり方その取扱いについて</p> <p>(四) その他</p>
63・5・25	<p>昭和六十二年第四回常任幹事会 幹事会</p> <p>同 昭和六十二年定時総会</p>	<p>於 法曹会館</p> <p>議題 (一) 昭和六十二年度会務報告案承認の件</p> <p>(二) 各種委員会活動報告承認の件</p> <p>(三) 会計報告・監査報告案承認の件</p> <p>於 法曹会館</p> <p>幹事長挨拶</p> <p>議題 (一) 議長・副議長選出</p> <p>(二) 昭和六十二年度会務報告承認の件</p> <p>(三) 各種委員会活動報告承認の件</p> <p>(四) 会計報告・監査報告承認の件</p> <p>昭和六十三年度米進者・叙勲者祝賀会・新入会員歓迎の合同大祝賀会開催(引き続き)</p> <p>於 法曹会館</p> <p>議題 (一) 昭和六十二年度会務報告承認の件</p> <p>(二) 各種委員会活動報告承認の件</p> <p>(三) 会計報告・監査報告承認</p>
同	昭和六十三年度第一回常任幹事会 幹事会	

63・6・3	<p>会報編集委員会第六回委員会</p>	63・6・1	<p>中央大学法職講座運営委員会懇談会 中央大学及び同法職講座運営委員会 中大法曹会法職教育検討委員会 学研連委員会 中央大学法曹会執行部</p>
<p>於 東弁会館 議題 (一) 会報編集大綱の決定について (二) 会員名簿の発行について (三) 予算を委員会にて検討すること。</p>	<p>於 NHK 青山荘 外間法学部長、木内宜彦委員長、永井和之、広瀬克巨各委員 市川照己委員長外十名 野宮利雄委員長外十一名 赤坂正男幹事長外四名が出席し、次の懇談内容について意見の集約をした。</p> <p>A 昭和六十三年法職講座の実態及び特色について B 司法試験制度の改革予測と法職講座のあり方 C 中央大学駿河台記念館の開館と同所における法職講座 なお、市川照己委員長が、レジュメに基づいて懇談をすすめ、これからの駿河台記念館の利用について、突込んだ意見をまとめられた。</p>	<p>議題 (一) これについては、事務局長、会計、各種委員会委員長提案説明のとおり万場一致で承認。 終了後、引き続き法曹会館において (二) 昭和六十三年度栄進者・叙勲者の祝賀と新入会員歓迎の大祝賀会を挙行 来賓三十名、会員約一〇〇名参集、懇親と祝賀の目的を果たした。</p> <p>(四) 昭和六十二年定時総会附議案件承認の件 質疑が出され、①会計については予算・決算をし、かつ、②事業計画案が検討されるべきこと、③百周年記念事業資金応募払い込みについての、報奨金の分配に關しては、従前の例により前向きに検討することとされた。</p>	

63・8・30	63・7・19	63・7・11	63・6・21	63・6・16
第七回執行部会	法職教育検討委員会第十回委員会	会報編集委員会第七回委員会	法職教育検討委員会第九回委員会	中央大学創立百周年記念事業資金募金委員会 第三回委員会
<p>於 幹事長事務所 議題</p> <p>(一) 会務執行・運営状況 (二) 対外的問題の処理について (三) 財政状況の検討について</p>	<p>於 東弁会館 議題</p> <p>(一) 中央大学駿河台記念館の利用問題 (二) 中央大学法職講座運営委員会「研究室管理運営小委員会委員」推薦の件</p>	<p>於 二弁会館 議題</p> <p>(一) 中大法曹第十一号編集大綱の決定に基づく具体的作業のすすめ方 原稿依頼、座談会のもち方及びレポートの作成について</p> <p>(二) 会員名簿発行について</p>	<p>於 東弁会館 議題</p> <p>(一) 昭和六十三年度当委員会の活動方針について (二) 駿河台記念館における法職講座の開設</p>	<p>於 東弁会館 宮田光秀委員長以下十五名出席</p> <p>○当支部では、十分に申込みがなされたので従来そのままとする。 ○他支部との関連で六月末日まで推移を見守る。 ○七月以降申込み・納入の勧告をする。 ○申込み・払込み・納入者に対しては礼状を差出すようにする。 ○報奨金については、最後の委員会を開催し、その処理、報告、決算をする。そのため、正・副幹事長との合同会をもつ。</p>

63・9・2	中央大学駿河台記念館「研究室管理運営小委員会」合同委員会	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 (一) 中大法曹会執行部担当委員会、学研連担当者、中央大学法職講座運営委員による「管理運営」の基本的問題の検討</p> <p>(二) 右「管理運営小委員会」の構想の策定とその実施について</p>
63・9・7	会報編集委員会第八回委員会	<p>於 東弁会館</p> <p>議題</p> <p>○論稿依頼</p> <p>○紙上参加</p> <p>○座談会・テーマ、参加依頼その他</p> <p>○名簿発行、各会庁ごとに担当者依頼</p>
63・9・14	中央大学駿河台記念館・管理運営委員会	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 (一) 管理運営について</p> <p>(二) チューターの委嘱について</p>
63・9・20	法職教育検討委員会第十一回委員会	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 (一) 「法職研究室」の組織管理運営に関する件</p> <p>(二) 法職講座運営委員会委員任期満了による後任委員推薦の件</p> <p>法職講座運営委員会委員長木内宜彦死亡による後任者の問題等特別事情により、今回は、中大法曹会推薦の同委員は、留任を相当とする意見を幹事長に具申し、幹事長において「柳沢義信」を推薦することにした。</p> <p>(三) チューターの委嘱について</p>
63・9・22	第八回執行部会	<p>於 NHK青山荘</p> <p>議題 (一) 次期常任幹事会・幹事会開催について</p> <p>(二) 昭和六十三年度忘年懇親会の開催について</p>

63・11・12	63・11・1	63・10・25	63・10・18	63・10・17	
中大法曹会座談会	会報編集委員会第十回委員会	幹事長・事務局長・事務次長会議	法職教育検討委員会第十二回委員会	会報編集委員会第九回委員会	
於 法曹会館 議題 「大学の法学教育と司法試験の改革問題」	於 東弁会館 議題 (一) 会報編集(委)主催座談会の執行について (二) レジュメ・速記録のとり方、会のもち方、経費の支弁、終了後の懇談会のもち方 (三) その他、委員会の定例日のこと。	於 幹事長事務所 議題 (一) 座談会開催とその方法、経費について (二) 常任幹事会・幹事会、忘年懇親会開催の準備、会務執行、委員会活動状況、会費払込み及び会計執行状況	於 東弁会館 議題 (一) 法職研究室の管理運営について、本会として執るべき方法・方策と、法職講座運営との関連 (二) 司法試験改革と大学教育の問題に関する座談会の運営・参加について	於 東弁会館 審議 (一) 座談会、レジュメ、司会者、録音 (二) 原稿執筆依頼関係 (三) 消息回答状況 (四) 会員名簿の整理進行状況	(三) 各種委員会の活動と今後の課題・日程 (四) 昭和六十三年度会費払込勧誘の件 (五) 昭和六十三年定時総会の日程、それまでの幹事会の審議事項、これからの人事 (六) その他

63・11・20	中央大学学員会創立百周年記念式典並びに祝賀パーティー	63・11・16	中央大学駿河台記念館落成記念式典
<p>於 駿河台記念館 ○ 記念式典は、後に開催される祝賀パーティーの関係で、急拠カザルスホールに変更して挙行された。</p> <p>山本清二郎理事長、川添利幸学長・総長職務代行の式辞・祝辞のあと水島廣雄南甲倶楽部会長の「一学員としての雑感」をテーマにした講話が記念式典に参列した約三〇〇名の大学入・学員に感銘を与えた。</p> <p>○ 祝賀パーティーは、当初の予想を大きく上廻る学員の参加があり、二階と三階の主会場は、一、〇〇〇名を超える人の熱気と和氣藹々の雰囲気、時の経つのを忘れさせ、限りなく準備した立食パーティーの食べものも、互いに若かった頃の人々の胃袋にきれいに納められて、感傷深い小川町、神保町、お茶の</p>	<p>於 中央大学駿河台記念館 主催 学校法人中央大学</p> <p>学員をはじめ篤志・有志の個人及び法人から目標額を超える五十億余円の寄附によって竣工した「駿河台記念館」の落成を祝賀するため約四五〇人に及ぶ大学関係者、学員が集い、都心に帰ってきた拠点に心の安らぎと憧憬の念を醸しながら、落慶を慶祝した。</p> <p>中大法曹会の役員も多数招待を受けて参列した。</p>	<p>出席者 大学側 外間 寛法学部長、高窪利一法職講座運営委員長、永井和之、広瀬克巨、柳沢義信、鈴木康洋各委員、角田邦重教授、</p> <p>主催 会報編集委員会</p> <p>中央大学法曹会側 市川照己法曹教育検討委員会委員長 外七名、野宮利雄会報編集委員会委員長外五名、赤坂正男 幹事長外五名、計二十八名。</p> <p>午後二時から五時五〇分まで座談会「会報掲載記事」終了 後同じ孔雀の間で懇親パーティー。</p>	

63・12・20	63・12・8	63・11・30
法職教育検討委員会第十三回委員会	昭和六十三年度司法試験合格者祝賀会	中央大学法曹会第二回常任幹事会・幹事会 昭和六十三年忘年懇親会
<p>於 東弁会館 議題 (一) 中央大学駿河台記念館「法職講座研究室」の管理・運用について (二) 昭和六十四年度中央大学法職講座の内容とその検討 (三) 十一月十二日の座談会について、報告</p>	<p>於 駿河台記念館 於 本学出身合格者七十六名、東大に次いで第二位の成績。幹事長はじめ役員が祝賀会に招待を受け、幹事長が合格者に祝辞を述べた。</p>	<p>水の街に三三五散っていった。</p> <p>於 東京ガーデンパレス湯島会館 議題 (一) 会務報告(63・5・26) (63・11・30) (二) 委員会活動報告 ① 法職教育検討委員会 ② 会報編集委員会 ③ 大学問題委員会 ④ 人事委員会 ⑤ 会則改正委員会 ⑥ 募金委員会 (三) 昭和六十三年司法試験合格者報告(本年度合格者七十六名) (四) 昭和六十三年十一月二十五日現在の会費納入状況報告 忘年懇親会に移行 ○ 来賓 山本清二郎理事長、川添利幸学長・総長職務代行、宮田光秀評議員会議長、堂野達也学員会会長、外間寛法学部長、川窪利一法職講座運営委員会委員長等、会員併せて一〇一名出席。 ○ 幹事長挨拶、来賓祝辞、乾杯、懇談と、新装なった駿河台記念館近くの、東京ガーデンパレスで立食パーティーのしかたで挙行した。たいへんに盛会となった。</p>

63・12・28	幹事長事務局長・人事委員長協議	於 赤坂プリンスホテル 財団法人白門奨学会評議員、奨学生選考委員の各任期満了に伴 なう、後任評議員、後任選考委員の推薦についての人事委員会開 催の件（協議）
64・1・7		一九二六年十二月二十六日に始った「昭和」という時代が、五 十万時間という時を閲して一九八九年一月七日、本日その幕を閉 じた。それぞれに深い感動を刻んで。
平成 1・1・13	会報編集委員会第十一回委員会	於 東弁会館 議題 (一) 座談会記事の編集について（これについては、昨一月 十三日編集小委員会を野宮委員長が特にスクワール麹町 で検討したことに基づいて報告） (二) その他の寄稿記事、紙上参加の状況 (三) 名簿発行の進捗状況
1・1・23	人事委員会第四回委員会	於 一弁会館 議題 (一) (財)白門奨学会評議員後任の推薦について 篠原千廣、信部高雄、杉山英巳、中津川彰、野宮利雄 安原正之 (二) 同 選考委員会委員推薦について 安藤 章 推薦することとした。 (三) 学校法人中央大学選任評議員候補者推薦について 弁護士各会、裁判所、検察庁でそれぞれ協議すること とし、それらの状況を見て継続審議とした。 (四) 平成元年度評議員候補者推薦委員会推薦委員の推薦に ついて 大西 保、篠原千廣、信部高雄、杉山英巳、中津川彰 を推薦することとした。

1・2・20	1・2・13
第九回執行部会	人事委員会第五回委員会
<p>於 NHK 青山荘 議題</p> <p>(一) 学校法人中央大学選任評議員候補者推薦の件 (二) 中央大学学員会協議員候補者推薦の件 (三) (財)白門奨学会評議員、選考委員会委員各推薦の件 (四) 学員会の協議員以外の役員改選の件 (五) 中央大学法曹会次年度役員改選の件 (六) 昭和六十三年度定時総会・大懇親会の開催の件</p>	<p>於 一弁会館 議題</p> <p>(一) 中央大学選任評議員候補者推薦の件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京弁護士会の推薦 阿部三郎、赤坂正男、太田常雄、滝沢國雄の四名を再任として推薦 ○ 第一東京弁護士会の推薦 原 秀男、宮田光秀を再任として推薦 故大塚喜一郎殿後任 柳澤義信を推薦する ○ 第二東京弁護士会の推薦 齋藤兼也、坂本建之助を再任として推薦 ○ 裁判所の推薦 故岡垣 学殿後任 松岡 登を推薦する ○ 検察庁の推薦 竹村照雄を再任として推薦する ○ 他支部・学研連その他の共同推薦とするものを次のとおり承認 金子文六、水上喜景、岡田錫測、日野久三郎、西山要、村上茂利、○篠原千廣、○藤井光春、○野宮利雄 ○田口邦雄、○森 謙 (○は新任) (二) 学員会協議員候補者の推薦の件 弁護士各会、裁判所、検察庁の推薦状況を考慮し、継続審議

1・2・21	法職教育検討委員会第十四回委員会	<p>懇談</p> <p>(七) 総会に付議する議案につき、幹事会開催の件 (八) 会費納入、会計報告、監査承認 (九) 予算、報奨金検討の件 (十) 事務局制の見直しについて</p>
1・2・23	人事委員会第六回委員会	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 (一) 一九八九年度中央大学法職講座開講シンポジウムにつき、出席者推薦の件 (二) 法職講座・法職講座研究室の充実について (三) 法職講座運営委員会・研究室管理運営小委員会「合同会議」の内容につき、説明・報告がなされた。</p>
1・3・24	会報編集委員会第十二回委員会	<p>於 東弁会館</p> <p>議題 (一) 会報十一号編集状況、会員名簿編集の方針について (二) 編集・発行の費用、発行部数について (三) 学生会幹事、会計監事候補者推薦の件 継続審議</p>
1・3・28	法職教育検討委員会第十五回委員会	<p>於 中央大学駿河台記念館</p> <p>議題 (一) 中央大学平成元年度法職講座の運営について (二) 開講シンポジウムと出席者について</p>

1・4・6	中央大学法職講座開講シンポジウム (平成元年度)	<p>(三) 法職講座研究室の管理運営について (四) 今回は駿河台記念館の研究室を視察し、その状況に基づいて討議をした。</p> <p>於 中大多摩校舎 中大法曹会とりわけ法職教育検討委員会から幹事長、委員長等多数出席</p>
1・4・12	第十回執行部会	<p>於 NHK 青山荘 議 題 (一) 会務一般報告 (二) 常任幹事会・幹事会付議案件について ① 各種委員会の活動報告(大学問題・会報編集委員会 法職教育検討委員会、会則改正委員会、中央大学創立 百周年記念事業資金募金委員会及び人事委員会) ② 人事委員会人事推薦 白門奨学会評議員、選考委員会委員各候補者推薦 中央大学評議員選考委員会委員推薦 中央大学評議員候補者推薦の件 中央大学学員会協議員候補者推薦の件 ③ 百周年事業募金委員会の解散について 募金申込額累計金一億〇九九万五〇〇〇円 支部個人別第一位 ④ 会計報告・監査報告承認の件 (三) 昭和六十三年度定時総会開催について (四) 次期役員候補者の選任について</p>
1・4・14	昭和六十三年第三回常任幹事会・幹事会並びに役員懇親会	<p>於 法曹会館 幹事長挨拶 議 題 (一) 会務報告(63・12・1〜平1・4・14) (二) 委員会活動報告 法職教育検討、会報編集、大学問題、百周年募金、会</p>

1・5・18	会報編集委員会第十四回委員会	於 東弁会館
1・5・16	人事委員会第七回委員会	於 東弁会館 議題 1。中大法曹会次期幹事、会計監事候補者選任の件 2。中央大学学員会役員候補者推薦の件 3。中央大学選任評議員選任報告の件
1・5・16	法職教育検討委員会第十七回委員会	於 東弁会館 二年間にわたる委員会を回顧・展望する。
1・4・28	会報編集委員会第十三回委員会	於 法曹会館 議題 1。会報第十一号編集状況 2。会員名簿の編集について討議
1・4・18	法職教育検討委員会第十六回委員会	於 東弁会館 昭和六二年・六三年度委員会活動報告及び法職教育検討委員会のこれからの課題につき討議、総括をお願いする。
1・4・17	会報編集委員会小委員会	於 四谷スクワール麹町 会報編集、特に座談会特集記事の検討・編集作業
		役員懇親会 則改正各委員会、人事委員会報告・承認は左のとおり A (財)白門奨学会役員等 B 学校法人中央大学評議員候補者等 C 中央大学学員会協議員候補者等 (三) 昭和六十三年年度会計 (63・4・1・平1・3・31) 決算報告 (四) 昭和六十三年年度定時総会の開催と総会の議題とする事項について前(一)・(三)の事項と平成元年度本会幹事及び会計監事の選任に関する事項について

1・5・18	第十一回執行部会	会報十一号・会員名簿発刊を点検 於 東弁会館 議題 (一) 第四回常任幹事会・幹事会の開催について (二) 昭和六十三年度定時総会の開催について (三) 栄進者・叙勲受章者祝賀並びに新入会員歓迎大懇親会開催の状況及び来賓招待等の準備について
1・5・25	第四回常任幹事会・幹事会 昭和六十三年度定時総会	於 中央大学駿河台記念館 幹事長挨拶 議長・副議長選出 議題 (一) 昭和六十三年度会務報告承認の件 (二) 各種委員会活動報告承認の件 (三) 昭和六十三年度会計報告・監査報告承認の件 (四) 平成元年度本会幹事・会計監事選任の件、顧問及び参与委嘱の件 昭和六十三年秋、平成元年春叙勲受章者、昭和六十三年五月二十六日以降の栄進者（弁護士役員）、新入会員・祝賀、歓迎大懇親会を引き続いて挙行。

以上



あとがき

昭和六二年度の中大法曹会執行部から「中大法曹」第十一号と、昭和五六年以来八年ぶりに「会員名簿」の企画と編集を主たる目的とする当委員会の運営をお仰せつかり、執行部と編集委員各位の熱烈な御協力を得て、平成元年の今日、お手許にお届けできることを感謝します。

構想立案、企画から十数回の会合打合せを重ね、会員二三〇〇余名全部が法曹資格者である「中大法曹会」の特色を活かし、会員相互の親睦と母校の興隆、司法の発展に寄与するという本会の目的から種々と意見を交換し執行部のお考えを伺い、折柄、法務省が法曹基本問題懇談会の意見を踏まえ、昭和六三年四月大臣官房人事課長名で明かにした「司法試験改革試案」なる我国の司法制度の根幹にかかわり、すべての会員が関心を持たれ、夫々が一言を有する命題を「大学の法学教育」との関連から問題点の探求に入ろうと試みたのが、昨年十一月十二日の座談会であります。この座談会の論議は白熱し、時の経つのも早く有益な論旨が多く発表されましたので、発言者の意のあるところを十分にお伝えするため煩をいとわずその大部分を掲載しました。司法試験制度の改革問題は、これからも重要案件の一つとして継続されるものと思いますので、昭和六三年三月の当会の中間意見書

と同年十一月の「学研連委員会の意見書」を資料として掲載しました。御参照下されば本特集号の一カラーとして委員一同、幸いに存じます。

次に、会員相互の親睦を図る観点から、初めての試みとして往復ハガキによる「会員の声」の集録をさせて頂きました。これは、名簿作成のための調査を兼ねたものでした。約二三〇〇通発送し、七五〇通の回答あり、その三〇%の会員が本号掲載の短文をお寄せ頂きました。御協力に、心から御礼を申し上げます。これも本特集号の目玉の一つであろうと存じます。

そして御多忙中にも拘らず本誌のため、山本清二郎理事長、宮田光秀評議員会議長、堂野達也学員会会長、高窪利一法職講座運営委員長ほか多数の先輩各位から貴重な御論稿を頂戴したことを厚く御礼申しあげ、表紙に母校一〇〇周年記念のシンボル「駿河台記念館」の全容を飾らせて頂きました。紙数の関係から投稿の総べてを掲載できず、若干の予算の超過をお詫びしてご挨拶とします。

(編集委員長 野 宮 利 雄 記)

中大法曹 第十一号

平成元年五月十五日 印刷
平成元年五月二十日 発行 (非売品)

発行人 赤坂正男

編集人 野宮利雄

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇

電話(九五六)六五五〇・六五六四